

令和5年第2回嵐山町議会定例会会議録  
目 次

招集告示 ..... 1  
応招・不応招議員 ..... 2

第 1 号 (6月1日)

議事日程 ..... 3  
出席議員 ..... 4  
欠席議員 ..... 4  
本会議に出席した事務局職員 ..... 4  
説明のための出席者 ..... 4  
開会の宣告 ..... 7  
開議の宣告 ..... 7  
会議録署名議員の指名 ..... 7  
会期の決定 ..... 7  
諸般の報告 ..... 8  
行政報告 ..... 9  
常任委員会所管事務調査報告 ..... 10  
請願の委員会付託について ..... 18  
報告第1号の上程、説明、質疑 ..... 18  
報告第2号の上程、説明、質疑 ..... 21  
報告第3号の上程、説明、質疑 ..... 23  
散会の宣告 ..... 26

第 2 号 (6月2日)

議事日程 ..... 27  
出席議員 ..... 28  
欠席議員 ..... 28  
本会議に出席した事務局職員 ..... 28  
説明のための出席者 ..... 28  
開議の宣告 ..... 29  
諸般の報告 ..... 29

一般質問	29
6番    大野敏行議員	29
12番   渋谷登美子議員	39
散会の宣告	67

第 3 号 (6月5日)

議事日程	69
出席議員	70
欠席議員	70
本会議に出席した事務局職員	70
説明のための出席者	70
開議の宣告	71
諸般の報告	71
一般質問	71
3番    狩守勝義議員	71
1番    小林智議員	90
9番    青柳賢治議員	112
散会の宣告	134

第 4 号 (6月6日)

議事日程	135
出席議員	136
欠席議員	136
本会議に出席した事務局職員	136
説明のための出席者	136
開議の宣告	137
諸般の報告	137
一般質問	137
7番    畠山美幸議員	137
10番   川口浩史議員	163
8番    長島邦夫議員	193
休会の議決	213
散会の宣告	213

第 5 号 (6月8日)

議事日程	2 1 5
出席議員	2 1 6
欠席議員	2 1 6
本会議に出席した事務局職員	2 1 6
説明のための出席者	2 1 6
開議の宣告	2 1 9
諸般の報告	2 1 9
一般質問	2 1 9
4番 藤野和美議員	2 1 9
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 2
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 7
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 0
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 4
同意第3号の上程、説明、質疑、採決	2 5 6
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 7
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 9
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 0
請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 7 8
動議の提出	2 8 1
日程の追加	2 8 1
発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 1
会議時間の延長	2 8 3
閉会中の継続調査(所管事務)の申し出について	2 8 7
日程の追加	2 8 7
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 8
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 9
発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 1
町長挨拶	2 9 3
議長挨拶	2 9 4
閉会の宣告	2 9 4

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第369号

令和5年第2回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月24日

嵐山町長 佐久間 孝 光

1. 期 日 令和5年6月1日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 1 名 )

1 番	小 林	智 議 員	3 番	狛 守 勝 義 議 員
4 番	藤 野 和 美 議 員		6 番	大 野 敏 行 議 員
7 番	畠 山 美 幸 議 員		8 番	長 島 邦 夫 議 員
9 番	青 柳 賢 治 議 員		1 0 番	川 口 浩 史 議 員
1 1 番	松 本 美 子 議 員		1 2 番	渋 谷 登 美 子 議 員
1 3 番	森	一 人 議 員		

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

# 令和5年第2回嵐山町議会定例会

## 議事日程（第1号）

6月1日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告（森議長）

日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 佐久間町長）

（行政報告 下村教育長）

日程第 5 常任委員会所管事務調査報告

日程第 6 請願の委員会付託について

日程第 7 報告第 1号 令和4年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告について

日程第 8 報告第 2号 令和4年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告について

日程第 9 報告第 3号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告について

○出席議員（11名）

1番	小林	智	議員	3番	狛守	勝義	議員
4番	藤野	和美	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

---

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
萩原	政則	総務課長
安藤	浩敬	地域支援課長
岡野	富春	税務課長
贄田	秀男	町民課長
太田	直人	福祉課長
菅原	広子	健康いきいき課長
近藤	久代	長寿生きがい課長
藤原	実	環境課長
中村	寧	農政課長
小輪瀬	一哉	企業支援課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
清水	延昭	上下水道課長
大島	真弓	会計管理者兼会計課長
下村	治	教育長
高橋	喜代美	教育総務課長
馬橋	透	生涯学習課長

中 村 寧

農業委員会事務局長  
農政課長兼務



---

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第2回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

なお、今定例会におきましては、前回同様に感染症を予防するため、発言は全て自席で着座にて行います。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(午前 9時55分)

---

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

---

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第6番 大野敏行 議員

第7番 畠山美幸 議員

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

松本議会運営委員長。

○松本美子議会運営委員長 皆様、おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回定例会を前にして、5月25日、議会運営委員会を開催いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者といたしまして森議長、出席要求に基づく出席者といたしまして高橋副町長、萩原総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告3件、承認4件、人事1件、条例2件、予算1件の計11件ということでございます。このほか議員提出議案も予定をされております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第2回定例会は本日6月1日から9日までの9日間と決定いたしました。会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

また、一般質問は受付順といたしまして、6月2日に1番の大野敏行議員と2番の渋谷登美子議員、6月5日に3番の狩守勝義議員から5番の青柳賢治議員、6月6日に6番の畠山美幸議員から8番の長島邦夫議員、6月8日に9番の藤野和美議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定をいたしましたことを報告をいたしました。

以上です。

○森 一人議長 お諮りいたします。会期につきましては、委員長報告のとおり本日6月1日から9日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月9日までの9日間と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。長提出議案、報告3件、承認4件、人事1件、条例2件、予算1件、計11件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、3月から5月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。令和5年5月23日、千代田区の東京国際フォーラムにおいて、全国町村議会議長会主催の町村議長・副議長研修会に本職と副議長が出席いたしました。

以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発議第1号 原発運転期間「原則40年」規定方針の遵守を求める意見書の提出について、発議第3号 保育所等の最低基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書の提出についての件につきましては、内閣総理大臣並びに関係大臣に提出して

おきましたので、ご了承願います。

最後に、本職宛て提出のありました請願第1号 障害のある人、介護保険要支援・要介護の人などへの移動支援の法制度化を求める意見書の提出についての請願、陳情第2号 政治家の皆様へ統一協会との関係断絶を求める声明、陳情第3号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○森 一人議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告に併せて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げたいと思います。

さて、本日ここに、令和5年嵐山町議会第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議賜りますことは、町政進展のため、誠に感謝に堪えないところでございます。

本議会に提案いたします議案は、報告3件、承認4件、人事1件、条例2件、予算1件、計11件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞご慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和5年2月から令和5年4月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条の規定による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧願いたいと存じます。

また、5月14日に開催されました嵐山町ヘルシースポーツ・フェスティバルでは、多くの皆様がスポーツやレクリエーションを楽しんでおられる様子を拝見いたしました。健康と体力の維持、そして町民の皆様同士の親睦を深め、嵐山町を活力に満ちた町にしていくために、これからも皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、今年度の執行体制であります。4月1日現在の職員総数は三役を除きまして140名であります。新採用職員につきましては10名、また喫緊の課題に対応するため埼玉県から1名の副参事の派遣をいただいております。今後も公務能率の向上を図り、町民ニーズに的確に応え、迅速に対応するべく、職員一丸となって様々な課題に取り組んでまいります。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告させていただきます。

地方自治法第122条による事務に関する報告に関しましては、お手元の資料33ページから39ページをご高覧いただきたいと思います。

ここでは3点補足説明をさせていただきます。1点目は、5月1日現在の町内小中学校の児童生徒数、学級数及び嵐山幼稚園の入園児数です。小学生総数692人、中学生は360人、昨年度に比較して小学生が13人の減、中学生が6人の増でございます。学級数は、特別支援学級を含め、小学校が39学級、中学校が17学級であり、昨年度から変動はございません。

次に、嵐山幼稚園におきましては、本年度より3年保育を始めた関係で3歳児の入園が19人、4歳児の入園が14人となりました。4歳児の中に転居の関係で入園が遅れる園児がおりますので、総勢15名になる予定です。

2点目は、既に広報5月号に掲載させていただきましたように、知識の森嵐山町立図書館が令和5年度子供の読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を受賞いたしました。県内の図書館では、本町の図書館が唯一の受賞となったことを報告いたします。

3点目は、比企広域電子図書館についてです。令和4年9月から始まりましたこの事業ですが、令和5年3月末現在、嵐山町における登録者数は156人でございます。

以上、教育委員会の行政報告とさせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

---

#### ◎常任委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

狛守総務経済常任委員長。

○狛守勝義総務経済常任委員長 それでは、議長のご指名をいただきましたので、総務経済常任委員会の報告をさせていただきますと思います。

令和5年6月1日

嵐山町議会議長 森 一人様

総務経済常任委員長 狛守勝義

## 所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 調査事項

「ウィズコロナ時代におけるまちづくりについて」

「今後の観光振興のあり方について」

#### 2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について3月27日、4月13日、26日、5月9日及び17日に委員会を開会し、調査研究を行った。

##### 3月27日の委員会について

##### (1) 今後の観光振興の在り方について

4月13日の現地視察（古里観光芋ほり農園、勝田梅林周辺、らんざん営農）における聞き取り調査について意見交換を行った。その後、前回の現地視察（飯能市：芋はん、越生町：山口農園）における総括を行った。

##### ○4月13日現地視察についての委員の主な意見

- ・観光芋ほり農園を女手一つで子育てしながらやるというのは大変なことだ。町がどんなバックアップができるか、本人に直接話を聞いて探っていくことが重要。
- ・町がブルーベリー園と芋ほり農園のコラボをバックアップする方法を探りたい。
- ・経営のノウハウを女性が持って就農することは、町の一つの転機になる。
- ・勝田梅林周辺は遊歩道になっている。山側を整備すれば梅林が目の前にあってよい散策コースになる。
- ・らんざん営農が農業体験で取り組んだこと、ため池が農業遺産になったこと、今年度ドローンを使った水田をどのくらい実施するかなどについて聞きたい。

##### ○前回の現地視察の総括

- ・農家社会は男性が多かったが、近年女性リーダーが出てきている。このことは活性化する上でキーワードになる。情報収集の仕方やそれを生かす力がすばらしいと感じた。

##### (2) 「ウィズコロナ時代におけるまちづくりについて」

教育委員会への聞き取り調査の内容と今後の町づくりについての意見交換を行った。

##### ○委員の主な意見

- ・子ども議会について教育委員会が関わるができるのか確認したい。
- ・コロナ禍でコミュニティが衰退している。少しずつ戻していかないと活性化しない。

##### 4月13日の委員会について

今後の観光振興のあり方について

説明員として農政課長ほか2名の職員の出席の下、古里観光芋ほり農園、勝田梅林周辺、らんざん営農を視察し、意見交換を行った。

○委員の主な意見

「古里観光芋ほり農園」

- ・人的な協力体制が重要になる。
- ・農政課職員を中心に行政側が持っている情報を提供するとよい。

「らんざん営農」

- ・農業体験は実績もあり、今後も積極的に続けてほしい。
- ・スタッフが足りないと感じる。農業体験を充実させていくことは、営農にとっても北部地区の活性化にとっても重要なテーマだと思うので、観光協会や商工会と連携すればより活性化すると思う。
- ・ため池農法が農業遺産になり光が見えてきた。さらにドローンの導入で田植えの軽減化が進めばよい。
- ・町の農業振興に欠かせない団体。若手の人材育成も含めて、システム化して人材を補うことを町が率先してやっていかなければならない。
- ・農業遺産を大いに活用して活性化してもらいたい。

「勝田梅林」

- ・歩くときのちょっとしたスポットとして考えればよい。

4月26日の委員会について

(1) 今後の観光振興のあり方について

新たな提言案を示し、内容や文言の精査・検討をし、委員の意見等に基づき修正したものを提言することと決定した。

(2) 「ウィズコロナ時代におけるまちづくりについて」

教育委員会への質問事項の検討を行い、小中学生の農業体験、子どもの参画、カリキュラム等の現状、学校と地域との交流を柱に質問項目をまとめることとした。

5月9日の委員会について

(1) 今後の観光振興のあり方について

修正した提言案を委員全員の了承の下、提言文書とすることを決定した。よって、今後の観光振興のあり方について次のように提言する。

今後の観光振興のあり方について 提言

◆北部地域の観光振興の充実と活性化に向けて

- ①観光ブルーベリー園及び隣接の観光芋ほりが一体となった事業展開を図り、サポート体制の構築、受入れ態勢の拡充、来客数の増加策などを検討されたい。

②農事組合法人らんざん営農が実施しているスマート農業「ドローンによる水稻直播作業」の見学会などを企画・PRし、「お米づくり農業体験事業」がさらに充実するように支援されたい。らんざん営農は、町としても北部地域としても欠かせない団体であり、人材不足に対してのフォローを積極的に図られたい。

③比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システムが日本農業遺産に認定されたことを機に、ため池農法による「天水米」のブランド化の推進と販売促進を図ると同時に、日本農業遺産と町の観光を結びつける方策を検討されたい。

④①、②、③の事業に嵐山町観光協会が連動するシステムづくりを策定されたい。

以上、この提言をもちまして今後の観光振興の在り方については最終報告といたします。

5月17日の委員会について

ウィズコロナ時代のまちづくりについて

当日は、説明員として教育総務課長及び2名の指導主事に出席を求め、回答文書に基づき聞き取り調査を行った。説明員退席後、聞き取り内容及び今後のまちづくりについて意見交換を行った。

○委員の主な意見

- ・総合学習の時間に議員が子どもと話し合う場をつくったらよい。
- ・子ども議会は、今の状態にプラスアルファになるということでは大変な負担がかかる。
- ・町に対する子どもの意見を作文に書いてもらう。
- ・子どもの意見を述べる公の場を行政が用意したらよい。
- ・子どもが議会や議員に慣れることが大事。
- ・若者会議について提言しても具体的なことが決まっていなくて実現しない。

次回以降「ウィズコロナ時代のまちづくりについて」は、若者会議の検討と各種団体を通して子どもの意見を聞く方策を検討することとした。

以上、中間報告といたします。終わります。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 3ページの北部地区の観光振興の充実と活性化に向けてというところの中に農業法人のらんざん営農のことが書かれています。最後のほうに、人材不足に対してのフォローを積極的に図られたいということですが、町に対してもうちょっと具体的な何かあったでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

狛守総務経済常任委員長。

○狛守勝義総務経済常任委員長 今後の観光振興の在り方ということで、農事組合法人のらんざん営農から米作り体験、農業体験事業について中心に意見聴取をしてきたのです。その中で、営農さん

のほうでは非常に組合員が今少なくなっていると。そういうことがあって、実際今のところ11名が加盟されているということらしいのですが、そういう状況の中でこれからの農業振興も含めて、観光振興で例えばお米づくり農業体験事業というものをやるのは非常になかなか大変だろうと、難しいということで、ですからそういったことを踏まえた上で、やはり人材不足というものをこれから積極的に解消していく方策も町に対して真剣に考えていただけるようなということで今回の提言に入れさせていただいたと、そういうことでございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようですので、総務経済常任委員会の調査報告を終了します。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

青柳文教厚生常任委員長。

○青柳賢治文教厚生常任委員長 議長の指名いただきましたので、1の調査事項から朗読いたします。

令和5年6月1日

嵐山町議会議長 森 一人様

文教厚生常任委員長 青柳賢治

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

## 1 調査事項

「人口減少対策について」

## 2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について3月24日、4月11日及び5月18日に委員会を開会し、調査研究を行った。

3月24日の委員会について

2班に分かれ、嵐丸ひろばと子育て広場レピの現地視察及び来場者（参加者）からの聞き取り調査を行った。

○視察先での主な意見

- ・コロナ禍で予約制となり、急な予定変更に対応できないので、困る。
- ・対応に満足しているのですが、改善点は特段ないが、子どもと一緒に遊べて保護者もほっとできる場所（お店）が欲しい。
- ・未就学児だけなので、小学生の兄弟姉妹の利用ができない。長期休暇中は上の子も利用できるとうい。



- ・幼稚園が長期休暇の際、預かってくれるところが必要。
- ・小学生が遊べる児童館がないので、ふれあい交流センターや図書館などにスペースをつくってもらいたい。
- ・町内に駐車場や遊具のある公園が少ない。
- ・子ども服やおもちゃのリサイクルをしているのは助かる。一般にも広報するとよい。

○視察後の意見交換

- ・嵐山町は住宅が安価で住みやすいとの意見もあり、チャンスや可能性を感じた。
- ・参加している方から「子どもは授かりもの」と聞き、とてもよい雰囲気だった。

4月11日の委員会について

福祉課長及び福祉課副課長に出席を求め、令和5年度保育園入所状況について説明を受けた。東昌保育園は定員60名に対して74名。東昌第2保育園は71名に対して70名。嵐山若草保育園は定員71名に対して70名。しらこぼと保育園は定員45名に対して38名。めぐみのその保育園は令和5年4月から閉園。たいよう保育所には地域枠としての定員5名に対して7名入所。町としては3年連続待機児童ゼロとの説明でした。

○説明後の主な質疑

(問) めぐみのその保育園はゼロ歳から2歳の需要があったと思うが、閉園の理由は

(答) 1歳児の需要は多いが、認可保育園から優先的に入園させていくことになっている。原因は分析し切れていないが、めぐみのその保育園を希望する家庭も少なかった。

(問) 花見台にある企業の保育所については

(答) 企業主導型の認可外保育所という扱いで、入所については町を經由せず利用者と企業との間で行う。今年度は2名利用している。

(問) しらこぼと保育園は遠方にある。入所への影響や保護者の声を把握しているか

(答) 入所基準が点数制なので、同点数になった場合は勤務地も含めて検討し、保護者と相談して納得してもらった上で通っていると考えている。

(問) 兄弟姉妹で違う園に通っているケースはあるか

(答) 町外保育園を利用の方で、1家庭だけ別々の保育園に通っている。

(問) 第1希望に入園できない場合の対応は

(答) 今年度一番希望が多かったのは東昌第2保育園、次いで東昌保育園。毎年定員を超えて受け入れていただいている。希望に添えない場合、窓口では単に定員だからとお断りするのではなく、保護者の気持ちも酌んだ上で丁寧に説明し、納得いただいていると思う。

(問) しらこぼと保育園は今後定員割れが課題か

(答) 経営については園側も課題としており、病児保育や障害児の通所施設を視野に入れている。

○現地視察(嵐丸ひろば・子育て広場レピ)についての意見交換

- ・ 幼児期の子どもの受皿をどうケアするか。
- ・ 公園や施設の充実などの居場所を視野に入れる。
- ・ 広場などを利用していない完全に家庭内という家庭の把握について考えたい。
- ・ 親子で一日遊べる公園整備を検討する必要もある。

○ 5月18日の現地視察について

立正大学内にある子育て支援センター「ベアリス」と、埼玉県の公的な結婚支援サービス「恋たまさいたまサポートセンター」の視察を予定した。

5月18日の委員会について

○ 子育て支援センター「ベアリス」の視察概要

立正大学社会福祉学部内に設置された子育て支援センターで、天気の影響を受けない「屋根のある公園」をコンセプトに、様々なイベントを実施している。現在は要予約でございます。コロナ禍で閉館中は、希望者に自宅で遊べるおもちゃの製作キットや貸出用絵本を郵送していた。

○ 主な質疑応答

(問) スタッフの体制は

(答) 常勤1名、パート数名、学生バイトやボランティアなどで運営している。学生ボランティアは、読み聞かせの経験や親子に触れ合うよい機会となっている。

(問) 育児相談の対応は

(答) 大体的場合はゆっくり話を聞くことで落ち着く。発達や就学など、ケースによっては本人の承諾を得て他機関へつなぐこともある。

○ 「恋たまさいたまサポートセンター」の視察概要

- ・ S A I T A M A 出会いサポートセンター運営協議会への参加状況

市町村会員50市町村（嵐山町も参加 負担金3万7,000円/年）

企業等会員62社・団体が参加

- ・ S A I T A M A 出会いサポートセンター進捗状況（令和5年4月30日現在）

個人会員 男性9,116人、女性7,022人

お見合い組数2万4,475組、交際組数9,599組、成婚退会組数355組。

(問) 市町村会員の参加費は

(答) 18歳から49歳までの人口割（1円/1人）プラス基本料金3万円。

(問) A I 紹介と自身検索の動向

(答) 成婚退会の構成費はA I 紹介34%、自身で検索66%。

(問) 登録者数に多い市町村と少ない市町村があることをどう捉えているか

(答) 登録者数の多い市町村は婚活に対して熱心に取り組んでいるのかもしれない。

(問) 企業等会員の負担や協力は

(答) 会費50万円・20万円・5万円・1万円の種別があり、特典内容が違う。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようですので、文教厚生常任委員会の調査報告を終了します。ご苦労さまでした。

最後に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

藤野広報広聴常任委員長。

○藤野和美広報広聴委員長 それでは、広報広聴常任委員会の報告をいたします。

令和5年6月1日

嵐山町議会議長 森 一人様

広報広聴常任委員長 藤野和美

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

## 1 調査事項

「広報広聴について」

## 2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について令和5年3月28日、4月5日、12日及び21日に委員会を開会し、調査研究を行った。

### (1) 広報部会

・議会だより190号発行について

第1回定例会を主な内容として、令和5年3月28日入稿、4月5日初校、12日再校、5月1日発行の予定で準備を進めた。

予算委員会の審議の内容を特集し、主な議案や可決意見書、一般質問、常任委員会報告などで構成し、表紙には嵐山幼稚園のさくら教室の子どもたち、裏表紙には若ママの子育てトークなどを掲載した。今号もページの適正化に取り組み、全22ページでの発行とした。

### (2) 広聴部会

・議会モニターとの意見交換会 4月15日(土)

議会モニター8名と議員10名により活発な意見交換がなされ、意見・要望については該当する委員会等で検討することとした。

・第22回議会報告会 5月13日(土)

5月2日にリハーサルを実施。当日は26名の参加があった。意見交換会は「子育て支援について」

と「地域公共交通について」の2つのテーマに分かれ、それぞれ活発な意見交換がなされた。

・議会動画配信の試行開始

動画配信に向けて機材調達が行われ、第1回定例会の一般質問の様子を配信試行した。議会報告会の様子については配信を開始している。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようですので、広報広聴常任委員会の調査報告を終了します。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

---

◎請願の委員会付託について

○森 一人議長 日程第6、請願の件を議題といたします。

本職宛てに提出されました請願第1号 障害のある人、介護保険要支援・要介護の人などへの移動支援の法制度化を求める意見書の提出についての請願については、文教厚生常任委員会に会議規則第92条第1項の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第1号 障害のある人、介護保険要支援・要介護の人などへの移動支援の法制度化を求める意見書の提出についての請願の審査につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

請願第1号 障害のある人、介護保険要支援・要介護の人などへの移動支援の法制度化を求める意見書の提出についての請願の審査につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

---

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第7、報告第1号 令和4年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第1号は、令和4年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。

令和4年度に繰越明許費を設定した庁舎管理事業他8事業、総額3億7,567万円を令和5年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、報告第1号の細部について説明させていただきます。

裏面の繰越計算書を御覧いただきたいと存じます。繰越事業につきましては、記載の庁舎管理事業ほか8事業でございます。

繰越額の金額につきましては、合計で予算計上額が4億841万4,000円、翌年度繰越額が確定額で3億7,567万円でございます。この翌年度繰越額の財源内訳でございますが、既収入特定財源はございません。未収入特定財源としまして、国、県支出金、地方債、その他及び一般財源はそれぞれ記載させていただいている金額でございます。

以上、報告第1号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりました。

この際何かお聞きしたいことはございますか。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この2の総務費、総務管理費の庁舎管理事業なのですけれども、この議会でも冬場の寒さを乗り越えて、そして次に進んでいこうということだったのです。今度もう夏が来ます、初夏で。その辺のところ、その辺の状況、我々も役場に来る町民もいますので、どのぐらいのところこの工事の完了というか、できるのかどうか。

それと、もう一点、8、土木費の都市計画費でございます。武蔵嵐山駅西口整備事業、我々のほうにもこの工事の横断管というようなものを通して、なかなかその工事が大変だということで聞いています。今町の町民の皆さんは、いつになったらこの工事終わるのというような人たちが結構多くいらっしゃる、我々もこのところは、繰越明許費の計算書でございますので、しっかりとお尋ねしておきたいと思えます。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 総務費の庁舎管理事業の中の庁舎空調熱源機器更新工事でございます。3月議会の議決をいただきまして、本契約となりました。工期につきましては、9月29日までが工期となっておりますが、業者と細部の打合せをしまして、6月19日に、ヒートポンプチラーというのですか、西側の職員通用出口を出たところに大きな機械があるかと思うのですけれども、そちらの交換が6月19日に撤去予定でございます。その後7月3日までに設置をして、7月3日から試験

運転を行いたいというふうになっておりますので、試験運転問題なければ7月3日から冷房が使えるのかなというふうに思っています。

工期につきましては9月29日までですが、6月19日から7月3日までの間、小学校、中学校、学校のほうからスポットクーラーを借りてきてますので、そのスポットクーラーで庁舎に来る町民に向けての、短い距離になりますが、スポットクーラーを使って、多少ですが、町民の方に迷惑をかけないようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 続いて、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 武蔵嵐山駅西口地区整備事業につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、以前、当初6月に契約させていただいて、一旦工事をしましたが、休工中という看板で、町民の方には大変ご心配をかけているというふうに思います。工事が立て込んでおるものでございますので、やっぱり駅がどうしても近くて、それに大型重機が入ってくるという協議等を進めるに当たり時間がかかっているということと、工事が駅に近いことと、あと雨水管の工事についてちょっと水等が出ている関係の調査が、疑義が出てきましたので、それらの協議がちょっと時間がかかっておりまして、今その準備を進めているというところでございます。

終了につきましては、目標としては年内中には終わるようにしたいかなと思っておりますけれども、こちらの繰越明許にありますとおり、年度内までの事業でございますし、またこの次の議案でお願いさせていただいている事故繰越もございますので、年度内には必ず終わるというふうに考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 6番の農林水産業費の中の農業費、この2件の繰越明許になった具体的な事業とその理由についてお聞かせいただけたらと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、6番、農林水産事業費の繰越分について説明いたします。

まず、農業者支援事業の77万円でございますが、こちら昨年度、地方創生臨時交付金の物価高騰枠でセイメイファームにフォローアップとしてマニアスプレッダーを補助する金額でございまして、ウクライナの関係ですとか物価高騰によってマニアスプレッダーの部品の調達にかなり時間を費やすということで、年度内に納品ができないことが判明いたしました。そこで、納期が7月頃になってしまうということで繰越しをさせていただいたものでございます。

下段の農業用施設の整備事業でございます。こちらの事業内容といたしましては、農村地域防災減災事業、ため池の関係、これの嵐山町の第3地区ということで寺沼、水境上沼、水境下沼、蓮沼のほう、基本設計の調査、そのようなものを行っておりましたが、ため池ですので、様々な設計を立てたり、そういった作業をする中で、どうしても水利権者、地元との調整がかなり複雑になってまいりました。かなり頻繁に行っていますが、コロナ禍でなかなかその調整が進まなかったという原因がございまして、事業の期日を延ばさせていただいたことにより繰越しとなったものであります。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

---

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第8、報告第2号 令和4年度嵐山町一般会計事故繰越し計算報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第2号は、令和4年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告についての件でございます。令和3年度に繰越明許費を設定した武蔵嵐山駅西口地区整備事業のうち、工事請負費の一部について、年度内に支出が終了せず令和5年度に繰り越して使用するため、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、報告2号の細部につきまして説明させていただきます。

裏面の事故繰越し繰越計算書を御覧いただきたいと存じます。今回の事故繰越を行いましたのは、第8款第3項都市計画費に計上の武蔵嵐山駅西口地区整備事業でございます。関係機関との協議に不測の期間を要したため、年度内にその支出を終えることができませんでしたので、令和5年度に繰り越したものでございます。

繰越額の金額でございますが、支出負担行為を行った1億5,129万7,000円のうち1億879万

7,000円を繰越したものでございます。この翌年度繰越額の財源内訳でございますが、既収入特定財源はございません。未収入特定財源としまして、地方債及び一般財源はそれぞれ記載させていただいている金額でございます。

以上、報告第2号の細部説明とさせていただきますと存じます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりました。

この際何かお聞きしたいことはございますか。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） この件と報告第1号との件との違いというか、ちょっとそこを最初に伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、令和3年度に予算をいただいて、4年度に繰り越した財源でございまして、工事としては菅谷31号線の道路整備工事、基本的にロータリーの工事と雨水管の一部をこちらの事故繰越ではさせていただきます。先ほどの繰越明許については、それ以外の大屋根とか、シェルターの部分とか、そういうものについて先ほどは繰越しさせていただいたところでございます。工事ごとに分けて、令和3年度でやるべき工事は、昨年度契約しましたけれども、終わらなかったものですから、今年度ここで事故繰越させていただきます。先ほどやったものについては令和4年度に計上をさせていただきます。そして契約させていただいたものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 令和3年度の件なの。令和3年度の繰越しをつまり2年先送りにしたということになるわけ。繰越しは、それできるのですたっけ。1年だけというのは何だったかな。ちょっと今……

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらの報告第2号にあります地方自治法施行令150条によりまして繰越したものについては、事故繰越もできるということがございます。ただ、契約していないとできませんものについてやむを得ない理由があったときという状態でございますので、今回もう既に契約したものがどうしても協議が調わなくてできなかった工事でございますので、こちらは事故繰越させていただいたという状態でございます。

以上でございます。



○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

---

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第9、報告第3号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第3号は、令和4年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件でございます。令和4年度に設定した用地取得事業業務委託4件の委託期間及び工事2件の工期を延長する必要が生じたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、報告第3号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算繰越の細部につきましてご説明申し上げます。

令和4年度嵐山町水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。令和4年度に設定いたしました事業のうち、資本的支出の用地取得事業及び業務委託4件、工事2件につきましては、いずれも想定以上の期間を要し、年度内の完了が困難であるため、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越し、同条第3項の規定に基づき報告を行うものでございます。

順次ご説明申し上げます。1件目は、資本的支出、建設改良費、事業名が新浄配水場施設用地取得事業でございます。予算計上額は1,764万9,842円、翌年度繰越額は1,700万円でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。予算額と繰越額の差額64万9,842円につきましては不用額としております。遠山平沢地内に建設予定でございます新浄配水場施設の用地取得事業でございます。令和4年度当初予算3,500万円に対し執行済みの1,735万円を差し引き、1,700万円を5年度へ繰り越すものでございます。

2件目は、資本的支出、建設改良費、事業名が嵐山町水道事業補償説明業務委託でございます。予算計上額は161万1,000円、繰越額は同額でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。不用額につきましてはございません。こちらにつきましては、さきにご説明申

し上げました用地取得事業を埼玉県土地開発公社と共に進めております。用地交渉、補償説明、契約書の締結、登記までの一連業務でございますけれども、繰越しの用地取得事業がございますので、併せて履行期間を延長するものでございます。

3件目は、事業名が給水管路加圧ポンプ施設実施設計ほか業務委託でございます。予算計上額は1,100万円、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。不用額はございません。こちらにつきましても新浄配水場施設関連事業でございます、将来新浄配水場からの配水に対し、自然勾配では水圧不足で賄えないエリアに対して加圧ポンプを設置して、ポンプの圧力によって給水を行う施設を建設するものでございます。その施設の設置箇所の設定及び法手続に時間を要するために繰越事業とするものでございます。

4件目につきましては、事業名が新浄配水場雨水流出抑制施設実施設計業務委託でございます。予算計上額は652万6,000円、翌年度繰越額は640万円でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。差額12万6,000円につきましては不用額としております。こちらにつきましては、新浄配水場施設全体から発生いたします雨水の処理施設を設置するための設計でございます。雨水処理方法についての関連機関との協議が想定以上の時間を要するため、履行期間を延長するものでございます。

5件目は、資本的支出、建設改良費、事業名が第1・2・3水源浸水対策実施設計業務委託でございます。予算計上額は4,000万円、繰越額も同額でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。不用額はございません。都幾川沿いの3か所の水源井戸の災害時浸水対策の設計でございます、こちらにつきましても河川用地等の関連もございまして協議に想定以上の時間を要するため、履行期間を延長するものでございます。

6件目は、第3配水場配水流量計ほか更新工事でございます。予算計上額は2,530万円、繰越額も同額でございます。内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。不用額はございません。こちらにつきましては、吉田地内第3配水場に設置してございます電磁式配水流量計や県水の残留塩素測定計など5種類の計器類の交換と既設の制御盤の更新工事でございます。高額な計器である上に受注生産でございますため、またこの社会情勢の影響を受けて使用機材の確保に想定以上の期間を要するため、繰越しとするものでございます。

7件目は、事業名が川島33号線配水管布設替え工事でございます。予算計上額は1,210万円、繰越額も同額でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。不用額はございません。こちらにつきましては、管路更新計画に伴います既設配水管の管路更新工事でございます。配水管沿線のお宅の給水管取出し替え工事も同時に行うわけでございますけれども、各ご家庭との調整や取出し件数の増加などがありましたため時間を要し、繰越しをするものでございます。

以上、報告第3号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○森 一人議長 以上で提案説明及び細部説明を終わります。

この際何かお聞きしたいことはございますか。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 新浄水場の関係なのですが、想定以上に時間食うとかと書いてあるわけですが、用地取得もまた困難だと。そうしますと、最終的に完成の年度に影響するのかどうか、まだそこまではいかないのか、ちょっと確認したいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

新浄配水場の建設につきましては、さきの議会において認可変更の議決をいただきまして、供用開始実施予定年度につきましては令和9年4月1日からということで計画をしているところでございます。それに向けて順次事業を進めているわけでございますけれども、何といたってもまず用地の取得が一番最初に行わなければならないところでございまして、用地取得が完了した後に認可変更あるいは建築確認等々、それに必要な申請自体が出てくるところでございますけれども、まず用地の取得を先行して行っているところでございます。

今現在は、昨年度より用地取得を始めておまして、3名様方の地権者がいらっしゃって、2名様方の契約は4年度中に完了しております。5年度に繰越しを図る部分に関しましては、残り1名様方の契約を埼玉県土地開発公社と進めておまして、そちらの契約につきましても、先ほどご説明したとおり、今年の9月30日まで半年間履行期間を延長して、用地取得のたぐいまれな交渉中でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、用地は9月30日までに取得ができれば完成年度に影響はないという理解でよろしいのですか。もう少し延びても影響はないと思われるということなのではないか。ちょっとそこを確認したいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

用地を取得してから造成工事、それが終わりましたら建設に入るわけですが、今現在の予定では令和6年度から造成工事、6年度中に造成を終えて7年、8年で建設を予定しているところでございます。9月30日、5年度中に用地の取得が完了すれば予定どおり建設までいくと考えているところでございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方公営企業法第26条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

---

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時57分)

# 令和5年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

6月2日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第6番議員 大野敏行 議員

第12番議員 渋谷登美子 議員

○出席議員（11名）

1番	小林	智	議員	3番	狛守	勝義	議員
4番	藤野	和美	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

---

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
萩原	政則	総務課長
安藤	浩敬	地域支援課長
岡野	富春	税務課長
太田	直人	福祉課長
近藤	久代	長寿生きがい課長
藤原	実	環境課長
中村	寧	農政課長
小輪瀬	一哉	企業支援課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
下村	治	教育長
高橋	喜代美	教育総務課長
馬橋	透	生涯学習課長
中村	寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

---

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第2回嵐山町議会定例会第2日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

---

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

---

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い順次行います。

なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。重複する質問については、同じ内容の質問、答弁の繰り返しにならないよう、先に質問した方への回答で納得が得られる場合、再質問からお願いいたします。

---

◇ 大 野 敏 行 議 員

○森 一人議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号6番、大野敏行議員。

質問事項1の空き家の利用拡大についてです。どうぞ。

○6番(大野敏行議員) 議長のご指名いただきましたので、議席番号6番、大野敏行、一般質問を行います。

私は1点だけです。空き家の利用拡大について、町内には数多くの空き家があると見受けられます。町ではコミュニティサロン「むさし嵐丸庵」などの利用、活用を積極的に行っています。この点では敬意を表します。私は、今回町外の子育て中の家族が移住可能な空き家をモデルケースとして、4棟程度は町管理で募集することをお勧めします。農家住宅2軒、一般住宅2軒、貸主には固定資産税優遇措置、借主にはメンテナンス部分は町が実施する。両者の間には中間に立ってスムーズに話ができる運営管理者が必要です。実際に移住された実績のある民間人の力なども借りて実行

されることを願います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、質問項目1につきましてお答えいたします。

子育て中の家族が移住していただける端緒として空き家を使用していただけることは、空き家対策を担当しています環境課といたしましても空き家の解消につながり大変ありがたく、また定住促進が進み、町のコミュニティが活気づくという点においてもとても好ましいと考えております。

子育て中の家族が移住するための空き家を賃貸借物件とし、それを町管理とすることをご提案でございますが、移住希望者の窓口となる移住サポートセンターなどを設置し、貸主に対する優遇制度や借主に対する補助金支給等の支援制度を整えるなど、慎重かつ綿密な準備が必要となります。また、それらの制度を整備するのと並行して人員の配置も必要となってきます。現在の町の財政状況と空き家対策を担当しております環境課の業務全般の執行状況を鑑みますと、ご提案の事業を行うことは大変難しいと考えておりました、今後もそのご提案について調査研究を深めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 嵐山町に空き家バンク制度がございます。これも窓口は環境課になっているのかなというふうに思いますが、空き家バンク制度を通じて実際に嵐山町に移住してきた実例というものがありましたら、教えていただきたいと思っております。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

空き家バンクを通じて移住したという例は、私どもは把握しておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） ホームページの空き家バンク制度のご案内を見ますと、町が当初投げかけはするのですが、空き家の持ち主が申込みした場合、町の職員と宅地建物取引業協会が選任した登録業者で物件の確認を行いますと、それ以後については不動産会社なりなんなりが借りたいというお客様との交渉になってきて、あと町は全くその先のことは知らないよと、それぞれでやってくださいよという制度なのでしょうか、この制度は。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。



環境課が担当しておりますこの空き家バンク制度でございますけれども、議員おっしゃるとおり、最初申込みを受け、それに基づいて宅建業者の推薦をお願いし、決まりましたら、その業者と町の担当者でまずその物件の状態をよく確認し、次の住んでいただける方がよりよく見つけられるように、その空き家の状態の不具合箇所と申しますか、売却なら売却するに当たって問題点がないような、もし問題点があれば、それを所有者さんに改善していただくように交渉したりとか、空き家バンクで実際に業者さんを通して募集をかける前に、いろいろなそういった作業は行っております。議員さんおっしゃるとおり、その作業が終わり、例えば売却であれば、買受けする方が見つければ、環境課の空き家対策としてはそこで業務は終了という形で進めさせていただいています。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 環境課の空き家に関する仕事の範疇というのはどこいらまでなのでしょう。環境課が携わる空き家を借りたいという人が出てきたりするところに対してのフォローは、どの辺までが環境課の仕事の内容なのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

環境課が担当しております空き家対策業務につきましては、大きく3つございます。予防策、それと利活用策、あとは管理不全対策です。大きくこの3つを基に環境課は空き家対策を行っております。空き家バンクに関しましては、その利活用に当たるわけなのですが、空き家バンクに関しまして、先ほども申し上げたとおり、次の買受け者が見つければ環境課の空き家対策としてはそこで業務は終了と、そのような形を取らせていただいています、その後のフォローというのは特段環境課では行っておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 私は、今回の一般質問の中でこの利活用を、空き家がいっぱいあるのですよ、実際に嵐山町の中に。バンクに申し込んでくださいとただだけでは、恐らく10%、15%ぐらいの人しか申し込んでこないのかなというふうに私は感じています。この間も物件を見ましたら、大蔵と広野で1軒ずつあるのですね、打ち出してみました。それしか私は打ち出せなかったのですけれども、私が知っている空き家でもいっぱいありまして、嵐山町に住んでいる地主さんは積極的にそれを利活用しようとするには思っていないのかなというふうに私は感じるのです。でも、そこいらを町なり町が指定した者がコーディネートしていくと意外と、いや、そういうことであればいいですよ、貸しますよというようなところがあるのですけれども、そういった部門、部署は町ではどこがされるのでしょうか。特に今ないのであれば、ないでしょうがないです。これは、私の

今の質問内容は担当課とすると総務課なり地域支援課になってくるのかなという気はするのですが、特にそういったことに関しての町としてのお考えとか、そういったものはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、移住に関しましてのコーディネーターというお話でしたので、地域支援課よりお答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃるように、空き屋の管理という部門は1つございます。純粹に移住という、空き家ではなく広い意味の移住という意味では地域支援課のほうで担当してございます。議員さんおっしゃるように、移住を行うにはコーディネーターが必要だということはもう重々承知をしております。やはり私たちは隣町の小川町は当然よく見えますので、小川町が移住サポートセンターがあって職員が常駐をしてという形も重々承知をしております。今私どもで考えておりますのは、小川町のように行って、要は戦っていくには人も物もお金も相当の投資をして、それで多分戦っていくような形になるというふうに考えてございます。

今私どもは、例えば10年間の人口の減少の推移ですと嵐山町は本当によく健闘しておりまして、4%の減少ということで、民間の不動産の売買が一定程度需要があるのかなというふうに今は考えてございます。ですので、サポートセンター等をつくって一定の投資をして勝負をしていくのではなく、今は民間の活力である程度はいけるのではないかと考えまして、そのような形で推移を見守っていると、そんなことでご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番(大野敏行議員) 2020年からコロナが発生して、コロナ禍が過ぎてきて、それぞれの地域に、今リモートで仕事をする時代になってしまったので、企業に勤めている方々なんかもそうなのですが、住宅購入は移住の相談がそういったシステムを持っているところにはかなり出てきているのです。

これは、埼玉県で不動産仲介会社、「すんで」という会社名というか、会社代表の岡野周平さんという方は33歳なのですが、この人は鴻巣の生まれ、実家は地元で工務店を営んでいる。慶応大学卒業後、楽天に入社し、ITベンチャーを経て、2020年6月に株式会社すんで埼玉を設立したのです。この人がいろいろ経験してきた中で言っていることは、まず移住をしたいと考えている人たち、住んでいる人に聞くのが一番早いと。不動産のプロではなく、各地で暮らす一般人が住宅購入や移住の悩みに応えるサービスを提供する会社をつくったのです。この住まい相談サービスすんででは、実際にそのまちに住む人にチャット形式で物件購入などの相談ができますと、移住を検討する地域の教育環境や治安、まちの実情はネットで検索してもなかなか出てこない。応募してくれ

た各地のメンター（助言者）約80人が様々な疑問に本音で答えていますと。特に20代後半から30代の利用者が多いですというようなことで、小さな子どもを持った家族や何かもこういったものを利用したりなんかして移住してきたりという形の動きが今かなり生まれているということなのです。

私今年実は実際に自分で経験したので、この質問に至ったわけですがけれども、私の知り合いから、農地を借りたいという人がいるのだけれども、外国人なのだと。私の持っている農地、20～30歩のところを1回見に来てくださいと言って来てもらったら、そんな面積ではないのだと、野菜をいっぱい作りたいと思っているので、もっと広いところを借りたいのだと。それで、私のところに紹介があったのです。大野さん、どこか知りませんかと言われたので、では私のところに連れてきてくれと。連れてきてもらいました。その日にすぐに志賀地内を案内して歩きました。こういう農地があるよと、ここだったら幾らでも貸せるよと。そんな中で、志賀の農業委員をやっている方と現場で会いまして、今こういう形で農地を探しているのだという話もしましたら、それなら大野さん、杉山にいいところあるよと、杉山のその地主が借手がいたらぜひ借りてもらいたいのでということの意向があるので、そっちを案内してあげてよと言われて、そこを案内しました。大変気に入って、いろいろそれ以外のところも案内なんかして歩いたのです。いろんな人と会って、初めて来た外国人の私に何でこんなに親切にしてくれるのだろうかというようなことで、大変気に入りましたと、ぜひ借りたいですということになりました。

でも、それは急に外国人連れていったら貸すほうも驚いてしまうので、私が先に行きました。一人で行って、こういう方に私が責任持って面倒見るから貸してもらえないかと、話が進んできて、話が進んでいるうちに、この地で住めれば住みたいのだという話になりまして、その借主の地主の近くでしたので、あそこに空き家があるよと、行ってごらんよと言われて、そこへ行きました。そこは姉妹2人、2人とももう結婚されていますので、母親がそこに一人で住んでいたのですけれども、もう今は施設に入っています。相続放棄をしようと考えていたのです。だから、亡くなったら放棄をしよう。そんなところへ、ぜひ買いたいのだという話で行ったのです。そうしたら、宅地から家から農地もあって、全部一括だったら売りたいという話になりました。ただ、外国人なものですから、すぐに農地が買えないので、これについては嵐山町の農政課には大変面倒よく見てもらって、一生懸命そこら辺のところをコーディネートしていただきまして、今は農業委員会でも承知していただいて、今年から来年にかけて3,000平米以上の畑をそこで野菜を作るというふうになりました。実際にそこで農家として認められれば全て購入したいという話になりました。家も宅地も、それから農地も全部買いたいという話で進んでいます。

そういう話が進むのは、やっぱり人が介在しないと進んでいかないので。ですから、そういった形の中で進んでいくために一番簡単なのは、実際にそういった形の人が入ってきた、その実態を次に嵐山町に移り住んできたいなという人が見学できると。どういう状況でそこに入って、どういう人たちがいて、どういう形でここに入ったのかという見学ができたりなんかできる。そういうモ

デルのケースとなる家が、私は農家住宅2軒、一般住宅2軒と言ったけれども、そんなになくてもいいですよ。1軒だけでもいいですよ。そういうシステムをつくっていけば、そこにつながれる人が出てくるのではないかなというふうに考えているわけですけども、この点につきましてはどのように感じますか。これは環境課というわけにはいかないと思うのですね、これ。町の中で全体の中で考えなければいけないことなので、どなたか答えられる方がいたら答弁。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

今大野議員さんがおっしゃること、やっぱり人が入らないとということに関しては私もよく分かります。私も農政課当時1軒、大野議員さんのお近くの方に、実際私が間に入りまして、建物も探して、土地の交渉のときも私も同席をさせていただいたこともございます。それで、同じように土地、建物。農地に関しましては農家になった段階で全部購入しようということでお話がまとまって、恐らくそろそろ農地も購入できたのかなというふうに考えてございます。

やはり人が介在しないとということはよく私どもも承知をしておるのですが、今そこに人を充てるというところがなかなかネックになりまして、そこから家を探したりとか、空き家のほうを手配したりという形でどうしても人と物がかかってしまいます。私どもとしましては、大変魅力的なご提案で恐縮なのですが、今は私どもの立場としますと、町の駅前ですとか、いろんな町にある一つ一つの仕事を一生懸命こなすことが広い意味で町の魅力になりまして、それで移住がときますか、人が住んでいただける町というふうな形で今考えてございますので、今のような形でお仕事させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 小川町には移住者が結構いらっちゃって、金子美登さんという有機農業の大先生がいらっしゃいましたので、そこに研修に行きたいという、全国から今でもまだ来ているわけです。その人たちが、なかなか小川では農地ももう借りられないと、家もなかなかもう借りることはできないので、今はときがわのほうに大分借りたりしているのですけれども、嵐山でも探しているのです。嵐山でもそういう形ができませんかということで探してきてはいるのです。そういったことに対して積極的に、これは例えば農業者であれば農政課の部分で窓口になって探してもらおうとか、こういう案件、物件があるよと、ただ地主さんが貸したいとも売りたいとも言っていないのだけれども、そこいらに対して積極的にアプローチをかける。その担当課がアプローチをかけるということはあるといいのかなという気がするのですけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

農業者に農家住宅につきましては、目的がはっきりされていますので、農政課としても中に仲介というか、入りやすい案件なのです。先ほど地域支援課長がおっしゃるとおりで、私も何名か実際に紹介しております。空き家バンクをまず大前提に探すのですが、なかなかマッチングがいきませんで、ほかにありませんかということをよく相談されます。

やはり議員おっしゃるとおり地域の方々に、特に農村地域の方々の情報というのが一番の手がかりでして、その中で先ほどおっしゃいました農業委員さんですとか、農地適正化推進委員さん、そちらの方々に、やはり地域の情報を持っていますので、農地以外の空き家の情報もたくさん持っておりますので、そういった方に農政課としてもお聞きしながら、そういった農地と空き家を探していくということで、当然農地、農業を志すという目的がはっきりしている方であれば積極的に課としても協力していきたいと、そのように思います。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 地域支援課長からも農政課長からも実際に自分がそういったことも携わってやってきているよという答弁いただきました。これは、大変ありがたいなというふうに思います。

入られた方、先ほど志賀のところについては地域支援課長さん中心になって一緒に動いてそうされたというようなことなのですけれども、今まで入ってきていらっしゃる方々に対してはやっぱり農政課なりなんなりが窓口で、そういったところも探し出して紹介されたのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

今までの方につきましては、農政課としてご紹介したという物件もございますが、またそれを基にご自分で探して、こういう家があるのだけれども、どうだろうか、安全なのだろうか、事故物件ではないのだろうかという相談がございまして、その辺は農政課のほうで地域の農業者を中心とした方々に情報を収集しまして、お伝えして、そこに移住したという例もございます。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 今事故物件という話がありましたけれども、お年寄りがそこに住んでいらっしゃるのと、一人で住んでいらっしゃるのと、ややもすると人知れず亡くなっていて、現場検証に警察が入らざるを得ないというようなことも出てきたりするものも結構あります。また、この地域の古い住宅は全て仏間が新築のときから設定されるのです。仏間があつて、仏壇があつてと、取付けの仏壇があるのです。新しい家のように仏壇を購入してきて、そこに据え置くというのでは

なくて、もう最初から家に取り付いている仲間があったりするものですから、その辺のところの処置がしっかりできていないとなかなか、貸したい、借りたい、売りたい、買いたいといっても難しいところがあるので、そんなところまで少しお話ができる、そういう人員というか、これは私は町の職員でなくていいと思っています。そういった昔からのことをよく知っていたり、人の面倒を見ていただけるような人たちがあちこちにいますよ、嵐山町の中にでも。私も今回経験したので、そのような一人になってみたいなど、いきたいなという考えはあります。そういったところをもう少し町としてはポイントを絞って、今後そういうスタッフを募集するとか、そんなことも必要かなと思うのですけれども、その点につきましてはいかがお考えですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私よりお答えさせていただきます。

大野議員さんおっしゃった内容は大変魅力的でございまして、やっぱり地元の方を知っている方がという形での、こちらはよく私どもも理解ができます。どちらかという私も経験上、やっぱり農政課のときのように担当であると比較的やりやすいのかなというのは正直思うのですが、町として広く移住のコーディネーターさんという形では、現在のところまだそこまで考えておりませんので、今はふだんの仕事を一生懸命やるという形で、それが町の魅力につなげたいと、そのような形で考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 日本に今後アジア系の人たちがかなり移住してくるのかなというふうには私は感じております。中国とはいろいろ政治的な関係の中で難しいところがあるのでしょうけれども、インド太平洋といって、本当に日本はインドを大事にした形の中で政治を進めていこうとしています。東南アジア系の人たちがこれからますます日本に移り住んでくるのかなと、そういう人たちの力を借りなければ日本がもう立ち行かなくなってくるという時代はそう遠くないところであると思います。

実際に私が紹介したのはバングラデシュの人ですけれども、この方は会社の会長でして、長男に会社を任せて、こっちに移ってきたのですけれども、研修生をどんどん受け入れると言っています。受け入れた人たちが日本で住みたいとなれば、そういったところも紹介していきたいのだという形でありますので、私はこの先の将来の嵐山町のことを考えた場合に、そういったことも含めた来る人、嵐山に来たいという人を迎え入れる体制づくりはぜひ積極的にしていただきたいなというふうに思っております。多少今投資の金がかかろうと、やるべきことはやっていかなければ立ち遅れてしまうのかなという気がしております。際限もなくお金を使えるわけでもないし、新しい事業をすれば、何かどこかで締めなければいけないところもあるでしょうけれども、それは賢

明な判断をした上で、嵐山町に移住してくる人たち、国内、国外を問わず、そういった形の人たちを受け入れる体制づくりはやっぱり多少お金がかかっても積極的にやっていただきたいという思いがあります。この点につきましてトップの佐久間町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

まず、論点は何点かあったものですから、ちょっと整理しますが、例えば人口の増減、そういったことに関しては、先ほど課長のほうからもお話がありましたけれども、先ほど出た小川町さんに比べると嵐山町は非常に健全な形でできているということ、これがまず大前提としてあろうかと思えます。小川町さんはそういうところでいくと非常に苦戦をしているところがありますので、これはもう優先度から、そういったものは全く嵐山町とは違うかなということが1点あるかなと思えます。

それから、あとは空き家ということに関しても、今農業に関してのものと、それからあとは一般的な空き家。一般的な空き家に関しては、空き家という言葉で一くくりできないぐらいこの状態が千差万別なのです。例えばそのまま本当にお貸しすることができるような非常に良好な状態の空き家もあれば、ほとんどの場合は相手直しをしなければ入っていただけない、そういったものの空き家、これがもう大半と言っていいかなというふうに思えますので、例えば空き家バンクなんかに登載する上においても最低限このレベルはということでないで登載できないというようなことも当然考えていると思えますので、そういった点で全体的な物件数というのはある程度限られているということは当然あろうかなと思えます。ですから、例えば、そういった質のところである程度問題があるところにそれなりの費用をかけてやるということになった場合には、これはもう地主さんとの交渉から、改装費の費用の捻出から、時間もお金も人も相当かかっていくわけです。こういったことを全ての過程において町が主体となってやっていくというのは、現実的には非常に難しいかなというふうに思っております。

空き家全体のことを考えた上においては、やはり国が本当に本腰を入れて改善をしていくのだということにつながらないといけません。これはなぜかということ、空き家のほとんどはとても使用できないようなことも大半なのです。そうすると、更地になっているのであれば、まだそれを希望する方、そこをこのところを活用できるという方は需要としては高まってくると思うのですが、それを例えばやるとすると解体費用がかかる。そして、また税金面においても今までの3倍、6倍になってしまう。これでは幾ら地主さんがそういう状況であると分かっている、やってください、やってくださいと、これはやる人は当然限定的になろうかと思えます。国のほうでもちょっと議論が始まりつつあるようではございますけれども、こういった固定資産税の在り方も含めて、そこまで解体しなくても、この状態であるならば、とてもそういった形での軽減はそれを適用するのは不適切であらう

うというようなことの中で、もうちょっと手前の段階で対策が取れるようにやっていくというのが必要かなと。

例えば定住だとか移住だとか、そういったことを念頭に置いて町全体のことを考えると、最も効果的なのは良質の住宅を提供すること、供給すること。これは、東原団地の例を見ても分かりますけれども、販売と同時に何十棟がばばばと。今駅西口のほうはどんどん新しい住宅が建っております。つまりあそこは、それだけの価格と、それから質の住宅、バランスの取れたものが供給されている。やっぱりこういったものが非常に町全体からは大変大きな活力にもつながっていくというふうに考えています。

今回焦点を当てて大野議員さんのほうからお話をさせていただいた農家住宅ですとか、あるいは農地、今回も大野議員さんが仲介に入っていて、そしてそういった方向性で、嵐山町にとってはとってもありがたい。私は、大野議員さんが最初にそういう形で携わってくれて、そしてその方にそういった形でいろんな情報を提供する。また、情報を提供するだけでなく、一緒にその方のところに行っていて、いろんな不安材料を一つ一つ解決していく。まさにこういった人がいたからこそ、そういった方向性につながっていったのだろうというふうに思います。もちろん人がそのところに介在するというのはとっても大切なことです。ただ、人は誰でもいいわけではないのです。Aさんが行けば、こういうすばらしい結果が出る。しかし、Cさんが行ったら、けんか別れになる。当然あります。どういう人がそこに介在するかということも見極めて、そしてやっていくということが必要。だから、システム化するということになりますと、その介在する人がどういふ方になるのかというのは非常に不安定要素が出てきて、最初思っていた、あるいは大野議員さんが自ら動いてくれればこういうすばらしい結果になるかもしれないけれども、違う人が行ったらこんな結果になってしまった。これは当然あり得ることだと思いますので、ですからそういった点においては、今大野議員さんが自ら自分がそういう役割をやってもいいよというところまでお話をさせていただきましたので、システム化云々ということはなかなか難しいかもしれませんが、ぜひ大野議員の意思あるいは意欲というものを町としてもしっかりと受け止めさせていただく中で、何かできるか検討をしっかりとしていき、できることはやっていきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番(大野敏行議員) ありがとうございます。空家対策特別措置法改正案というものが出されて、空き家対策のさらなる強化へというような形の中で、新しく管理不全空き家に対する措置法が新設されたのです。今までは空き家が発生して特定空家にならないと行政側は何にも手が出せなかったのだけれども、特定空家になる前の段階、管理不全空き家、ここに対しても行政側から改善の指導とか勧告、それから固定資産税の住宅用特例6分の1に減額を解除することが可能だというような形の中で、こうなってきました。だから、いろんな空き家がありますけれども、管理が行き届いて



いないところに関しては少しずつ解除されていくのかなと、この法律を基に。ただ、それを行政が執行するか、しないかでありますので、今町長がおっしゃったいろんな形の中でこういったものに対して町もしっかりと対策はしていくのだろうなというふうには感じております。

なかなかいろんな意味において町が介入して空き家の改修とかするのは大変だというようなご答弁でございました。財政的にも潤沢ではないので。ただ、まちの部分においてもそういったことに特化して行っているまちもあったりするのです。そういったところは人気があって、どんどん人が入ってきているのです。そこに足を踏み入れられるかどうかということでございます。今この件をもうちょっと調査しながら、前向きには検討していきたいという答弁でございました。私も財政の状況を全く知らないわけではないので、何でもかんでも、しろしろとはなかなか言い切れないところがありますけれども、お金をあんまりかけずに、人の力で少しできることに関してはやっぱりやっつけていかなければいけないのではないかなというふうに感じております。ぜひそういったことに対する広い視野を持っていただいて、そのような形の中に進んでいけることをご希望いたしまして、質問を終わりにします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時といたします。

休 憩 午前10時45分

---

再 開 午前11時00分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 渋 谷 登 美 子 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号12番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1、学校再編の進捗についてです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、1番目から行っていきます。

学校再編の進捗について、（1）として3月議会後の進捗について伺います。

（2）として、町若手職員の跡地利用に対しての協議事項、内容について伺います。

3番目として、現財政状況により、学校再編に要する経済の限度額の算出について伺います。

（4）として、学校数の減少は最終的には町内の教員数の減少という結果を出します。国内の教員数の減少とそれによる教育の質の低下が今課題になっています。全国的な学校再編の動きというのは、教員不足を補う政策ではないというか、そういうふうなことからもくると考えられています。その点についての見解を伺います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）、（2）、（3）について、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、質問項目1の(1)についてお答えいたします。

3月議会後の進捗につきましては、5月23日に第4回学校編成プロジェクトを開催いたしました。議事は、「嵐山町小中学校編成プロジェクト懇談会について」と「小中学校の配置について」と「小中学校跡地利用のアンケートについて」でございます。

質問項目1の(2)についてお答えします。

答申において出された配慮事項のうち、「廃校となる学校の跡地利用について」の項目をメインに、小中学校再編に関係すると思われる課局の若手職員に自由に意見を出せるよう座談会方式で開催をいたしました。主な意見としましては、建物は壊さずに現在あるものを利用する、企業誘致や観光面を充実させるため、民間連携、病院等医療体制の充実などといったような意見が出されました。

質問項目1の(3)についてお答えします。

学校再編につきましては、現在基本計画資料の作成業務を進めているところでございますが、算出に必要な諸材料が整っていないため、限度額については算出が難しい状況でございます。町としましては、学校建設には多額の予算が必要となっておりまして、昨年度より公共公益施設建設基金への積立てを開始し、学校建設に向けた財源の確保を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(4)について、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目1の(4)につきましてお答えいたします。

全国的及び近隣市町についても学校再編が進んでいること、また教員数不足が課題となっていることも承知しております。当町においても教員不足の影響は出ております。しかしながら、学校再編を教員不足を補う対策とは捉えてはおりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) こういう答弁になってくると思わなかったのが、昨日の全員協議会のことがありますよね。その全員協議会で話されたことが答弁としてある程度返ってくるのだと思っていたので、それをどういうふうにやったらいいかなと思うのですけれども、まず最初に全員協議会の話が私がするというのはおかしい話なのではございますけれども、菅谷小学校に関しては長寿命化に関する文科省の点数に足りなかった。そして、菅谷中に関しては、全部点数は足りているのだけれども、長寿命化の補助金に対する点数は足りているのだけれども、小学校の子どもが中学校に行く回数が多くなるということは問題であるので、そのため菅谷小学校のほうに小中一貫校を造るとというのが昨日の全員協議会の話でした。

そこで、伺うのですけれども、私がすごく問題だなと思っているのは、答申は菅谷小学校か菅谷中学校に小学校と中学校を分けて建設する、そういうふうに私自身は考えて、小中一貫校になった建物を建設するふうには考えていなかったもので、これはかなり問題かなと思っていました。それで、

まず最初に菅谷中学校には、取りあえず長寿命化計画ではいいのだけれども、なぜ菅谷中学校に中学校を建設しないか。それは、私理由は分かっているのです。でも、それをあえて伺います。

○森 一人議長 渋谷議員に申し上げます。再質問につきまして（１）から（４）全て一緒という形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○12番（渋谷登美子議員） ごめんなさい。（１）です、今のは。だって、３月議会後の進捗について聞くで、実際に進捗が昨日全員協議会で話されたわけですけども、これは内容的にはその内容に触れていないので、全員協議会で話された内容に触れていないので、あえて私のほうでそれを言っています。だから、１番目です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 菅谷小学校の位置に小中学校を建設することについて私のほうから答弁させていただきます。

昨日の全協の中でもお話ししましたが、まず提言にある小中一貫教育制度の導入をするには同一敷地内に小中学校が建設されるほうが円滑的な教育活動が実施しやすいということがまず１点ございます。そして、菅谷小学校には体育館、小学校用のプールがございます。中学校と小学校の間には町道がございます。小学校の生徒たちが道路を渡ってということがないように、両方の中学校、小学校を現在の菅谷小学校の位置とするということが総合教育会議、また町の政策会議において決まりましたので、昨日全協のほうで説明させてもらった状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、初めから私もこの答申というのはかなり財政的な問題があって、答申に従って建物、小中一貫校を造っていくというのは難しいだろうなというふうに、答申に沿うこと自体が難しいだろうなというふうに答申を読んでいて思ったのです。ですから、初めから答申は形だけのものであったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

答申でいただいている結論でございますが、もう一度確認をいたしますと、嵐山町立小学校３校を１校に再編統合する。嵐山町立中学校２校を１校に再編統合する。新しい学校の場所は、現在の菅谷小学校及び菅谷中学校の場所とする。この３点を結論としていただいているものでございます。そういたしますと、小学校１校、中学校１校、新しい学校につきましては、この答申から菅谷小学校の場所に両校、菅谷中学校の場所に両校、菅谷小学校、菅谷中学校の場所にそれぞれ１校という読み取りができると捉えております。その中で検討した中で、今後基本計画案をつくる中では、先

ほどの理由を申し上げましたとおりに菅谷小学校に小学校、中学校をそれぞれ小中一貫校ということで建設することが望ましいということでこのような結果となったものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私ずっと審議会に傍聴していたのです。それで、やっと教育の関係のところに、教育の質の問題になったなと思ったときに、菅谷小学校と中学校を一緒の場所であっては多分教育的に価値が落ちる、そういうふうな方が話されていたと思うのです。私は、そういうふうには捉えていた。やっと教育の質の問題に入ってきたなというふうなところで、そして小学校3校、中学校2校を一緒にするというところまでいったのですけれども、結局いろいろ話合いをして、ある方たちは菅谷小学校に小学校を持ってきて、玉ノ岡中学校に中学校を持ってくるというふうな案も出ていたのですけれども、圧倒的に菅谷地区に住んでいらっしゃる方が多かったのです、審議会に。当然なのです。3,000人对1万2,000人か、もうちょっとあるかな、3,000人对1万5,000人くらいの人口差の中でそれが出てくるものですから、当然そのような結果になってくる。それは、菅谷小学校にというふうな形になってくると思うのです。

ですけれども、これは、私はもともとこの案はかなり難しいなと思っていたのは、長寿命化計画だと文部科学省の補助金は建設費の3分の1しか出ないということです。だから、これはかなり厳しい状況になってくるなというふうなことが初め分かっていたので、どうするのかなと思っていたら、結局菅谷小学校に小中一貫校、それも新しい校舎を造るわけですよ。というふうな形になってきたのだなというがよく分かるのです。でも、逆に言えば、この答申はこういうふうな形であるから、嵐山町としては必ずしも答申に沿わなくても、もともと教育委員会と、それからもう一つの町長がトップになっている委員会と2つありますよね。そこが了承すれば全て下にいくという形で、住民的なものは、住民の意見というものは、学校という一番大切なものに関して、それは全く聞かなくてもいいというふうな形で今私は事業が進んでいると思うのです。そういうふうなことで私は理解しているのですけれども、よろしいでしょうか。どなたが答えられても結構です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

答申につきましては、審議会、これも条例設置をされた審議会によって1年間かけて審議された結果と私は捉えております。したがって、審議会というものは非常に重いものと捉えております。その中で審議されたこの結果というものは、審議委員の皆さんも様々な視点から議論をしてこの結果に至っていると思いますので、この結果につきましては町の人の意見や関係している意見も踏まえた上で出されたものとして、こちら重いものとして受け止めて、これからの計画を考えたいと思っていますところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは平行線になる問題なのですから、この考え方というのは嵐山町のまちづくりの大きな起点になる場所なのです。なので、私はこれはやり方として非常に問題が大きいなと思っているのです。特に、一番最初の問題になってくるわけですから、一番最初からのスタートがもう間違っているなというふうに思っていますので、審議会委員自体が本当に菅谷のほうに固まった人たちでいて、一人だけ嵐山ではない地区から越してきた方が、北部の方がいらして、その方は一生懸命新しい学校を造りたいというふうな感じでした。ですから、見て必ずしもそうでなく、このままでいくと多分嵐山町は残っても地域は消滅していく。そういうふうな状況になっていくなというふうに考えているので、これをお話しているのですけれども、このまま長寿命化計画はいかないで、菅谷小のほうに小中一貫校を造る。そして、菅谷小の中に中学校と小学校と一貫した建物を造って、そしてあの中でやっていくのだろうなというのはよく分かるのです。状況としてはなるほどというふうな感じで見ていたので、よく分かるのですけれども、このままの形でいいのかということ伺いたと思います。

教育長ではなくていいですよ。副町長、お願いします。副町長はプロジェクトチームのリーダーですから。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

様々な意見というか、出されたのですけれども、まずは答申を出した審議会のほうです。その前のときには、条例もつくらず設置した委員会でこんなに大切なことを決めていいのかということで反対をされていたわけでありまして。しかし、そういったご意見を受けて、確かにそれはまずいだろうという中で再度条例を設置させていただいて、条例に基づいた審議会を設置をさせていただいた。これは、先ほど下村教育長のほうからもありましたけれども、この重みというのは大変大きなものであろうというふうに思っております。

それから、その審議会の委員の選び方、菅谷のほうに多くしてと、そんなことは全くありません。各学校の代表、各地域の区長さんをはじめとした地域の代表、学校の関係者、そういった方たちをしっかりと網羅した形の中で審議会の委員も決定をさせていただいた。そして、その中で出されたのが答申でありますので、この答申の捉え方、先ほど渋谷議員のほうは、あの答申だと1校は小学校のところに造って、1校は中学校に造ってというふうに私は思っていましたというふうに発言をされましたけれども、そのような書き方は全くされていません。先ほど下村教育長が説明をしたように、菅谷の小学校、中学校のところに造ってくださいよ。ただし、これを小中学校を両方とも小学校のところに造るのか、あるいは小中学校両方とも中学校に造るのか、あるいは1校ずつ小中学

校のところに造るのか。そこのところまでの究極の結論というのは出さずに、あとは町のほう、また教育委員会のほうでしっかりと議論をする中で最終的には決めていただきたい。それプラス提案事項があったり、あるいは配慮事項がある。そういったことも含めてやる。

そしてあと、この発言はどうかと思ったのは、これは答申はあくまでも答申だから、町のほうはそのような耳傾ける必要はないのではないかと。それに従う必要はないのではないかと。確かにそれをもって100%そのとおりにしなければいけないということではありません。しかし、これだけの時間をかけて、これだけの多くの方のご意見をいただく中で出された結論ですから、再三再四町としても申し上げているように、この答申は最大限尊重をさせていただいて、それで進めてまいりたいと思います。この答申は教育長からも何度もされていると思いますし、私自身もそういったことを問われたときにはそういった形でお話をしているということでもあります。

それから、あとは、委員の中である一人の方がこういう形で提案をしていた。こういうふうにしたほうがいいのか。そういう意見も当然出ていましたでしょう。しかし、最終的には皆さんが議論をする中で、この委員会としてはこういう形が一番いいだろうというところで答申がまとまったわけです。一人の委員さんがこういうふうに言っていたから、何でそれを取り上げられている。この言い方はいかがなものかなど。この議会の中でも、例えば議員さんおられますけれども、全員が全てのことで一致しているか、そうではないです。厳しい議論をする。しかし、そのときに同意をする人もいるし、そうでない人もいる。これは、やむを得ない。でも、しっかりと議論をするということは大切ですので、その過程を抜いて結論を出したということであるならば甘んじてそのご批判は受けますけれども、そういうことは全くありません。十分な時間をかけて十分なそれぞれの見識を持った方たちが出していただいた答申なので、私としてはしっかりとその答申は最大限尊重してまいりたいと思っております。

それから、あとは、こういう形で進んでいけば地域が消滅していく、私は全くそうは考えていません。当然そういう懸念もされているということは私も否定するところではありませんけれども、でも今プロジェクトチームにしても、様々な関係課局で考えているのは、そういうことがあってはいけない。だから、それにはこういうふうにしたほうがいいのか、ああいうふうにしたほうがいいのか、そういう議論を今度は詰めの作業に入ってくるということでもありますので、先ほどの議員さんのほうのご心配というのはさほど当たらないというふうに私は考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ちょっと反問の時間がなかったのかな。答申の時間がすごく長いなど思っているのですが、私は基本的に審議会ずっと傍聴していました。傍聴していて、教育の質の点のことは話合いがなされていない。教育の質ということを確認するときに、これは今

の状況では問題ではないかなというのは、老朽化の問題でした。施設の老朽化の問題が主として話し合われていました。それは、本来嵐山町が考えなくてはいけなかったことを全部斜上していた。そういう点から始まっていて、この審議会はスタートしました。そして、その中で私が一番気になったのは、部活命みたいな親御さんがいるのだなというふうに思いました。

それで、すみません、それは次の4番目のほうに行くのですが、というふうな形でやっていて、それで今後の在り方としてこのまま進めていくのは非常に問題が多いなというふうに思っています。これは、全部決定してから、来年の8月ぐらいですか、説明会をするという形になっていますよね。これは問題がまさしく大きいなと思っているのですけれども、5月23日のプロジェクトチームが開催されるまでに、打合せというのは株式会社綜でしたっけね、綜建設でしたっけね、それとどのような形で打合せをされて、そして最終的にこの形になってきて、どこまで綜が入ってきているのか。綜ではなかったでしたっけ。綜企画がどこまで入ってきているのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、審議会の中で教育の質について議論があまりなされていなかったというようなご質問がございましたが、そのようなことはございません。まず、今回提言の中にも学校規模の維持並びに教育内容の充実についてということで、結論の次の提言(1)でまず教育内容の充実についてということが書かれております。こちらにつきましては、児童生徒が人数が減っていく中で損なわれつつある望ましい教育環境を向上させるために、小学校3校は1校に、中学校2校を1校に再編統合して一定の学校規模を維持していくことが教育の質を保つことになる、そういったことを議論していただいた結果がこちらに書かれております。

また、小中一貫制度の導入でございますが、先ほど来小中一貫校というような言葉にされておりましたが、小学校は小学校、中学校は中学校で、敷地は同じであっても別々に建てるという方向は変わっておりません。

続きまして、基本計画につきまして委託業者との打合せ等をどう行っているかということでございますが、委託業者につきましては必要な項目につきまして随時こちら、役場のほうに来ていただきまして打合せをし、進めております。そして、この委託は再編に係る基本調査、教育についてどんな学校を造るかということを目指したものを委託しておるわけではございませんので、基本的な今回耐力度調査等をさせていただきましたが、そういった基本的な建設に係るものにつきまして委託をしているところでございます。こちらにつきましては、現在は耐力度調査の結果が出た時点で、この先どの場所に学校を建てていくかということで今後の学校に係る建設費等を算出していただくようなことになっておりますので、随時打合せを進めておるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 2番目に移ります。若手の職員が2月の22日でしたっけね、話し合っているけれども、それに関しては跡地利用に関しても特にまだ何も出ていないような状況ですよ。跡地利用に関しての話合いに関して言えば、私は各学校の耐震診断は同じようにやるべきだったのではないかなと思うのですが、その点についてはどのように考えているのか伺います。耐震ではなく、耐力度調査か。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

耐力度調査の実施についてでございますが、今回この耐力度調査につきましては補助金、この関係で菅谷小学校、菅谷中学校の耐力度調査を行ったものでございます。ほかの学校につきましては、耐震について全て耐震の数値のほうが基準を超えているということがきちっと分かっておりますので、現在のところそちらの学校について耐力度調査を行うということは考えてございません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、若手の職員の話合いの中では施設は壊さないでもそのまま継続して使えるのではないかという話が出ていましたよね。それは、学校としてもそのまま使えるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 若手職員の懇談会につきましては、頭の軟らかい若手の職員の意見が欲しかったということで開催しました。学校が長寿命化をして使えるとか、そういうことまで考えず、今廃校になる3つの小中学校を今後どういうふうに利活用していくのがいいかということを検討したもので、今の状況で使える、使えないとか、そこまで判断するのではなく、ざっくばらんな意見を求めたものであり、そこまでを考えて意見を求めたものではございません。将来的にここはこうしたらいいのではないかというのをざっくばらんな意見を求めただけであり、求めたものです。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、では3番目に行きます。財政状況なのですけれども、全く分からないので、今の段階で財政でできないということでしたけれども、どの程度の、嵐山町で今の財政力で何億円程度の学校だったらできるというのは出てくるでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。



○萩原政則総務課長　そういうことなのですけれども、今総務課のほうから各課に今後10年の各課の財政計画について出すように指示をしているところがございます。それをまずしっかりつくった後に、財政担当の課としては、まず学校建築が幾らかかるか、それに補助金がどの補助金を使って幾ら出るか、そして起債が幾ら借りられるか、起債に対して交付税措置がどれだけ出るかというのをまずシミュレーションをつくりたいと思います。そして、建設年度がどこに入るか、そこに当ててみて、そうしたことによって幾らだったら借りられるよねというのが出るかと思うのですけれども、本当に大変申し訳ありません、今の状況ではまだ先が分からない状況ですので、さっき答弁したように、建設するまでの間、基金をたくさんためるといふか、償還が始まってからどうしようではなくて、今から基金をためたり、必要な事業に集中するというような形で予算を組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　4番目に行きます。私は、ずっと見ていて、こここのところで学校の教員がなぜこんなに少なくなっていくかというのを調べていましたら、特別学級というのですかね、ぼっと出てこない。その教員が非常に増えている。特別支援教室が異常に増えているということと、それから非正規職員が、非常勤職員が成り手がいないということで厳しい状況になっていて、たまたま嵐山は話を聞いてみたら、まだ何とかなっているらしいのですけれども、この前伺ったのは志木のある小学校では4月の1日段階で正規の職員が足りないということで大騒ぎになっているという話を聞いたのです。それで学校統合の話が出てきてしまったという話を聞いていて、このままでいくと嵐山町もどっちにしてもクラス数が少なくなるから、担任教員が増えていく。それで、担任教員は何とか賄えるのだろうと思うのですけれども、中学校の教師もやはり少なくなっている。それは、恐らくは教師の過重労働で教員というのはもう今はブラックな職業になってしまっているということが原因だというふうに言われていると。例えば私が一番問題だと思っているのは、教育の質を考えると、ブラックな仕事を教員に求めてしまう、そういうふうな形で教育の質を求めてしまうということで、ますます教員の成り手がなくなっていくだろうという形を改善しなくてはいけないだろうなと思っているのですけれども、嵐山町で独自でできるのも非常勤職員を嵐山町が雇用するという形しかないみたいなのですが、その点についてはどのような考え方があるのか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

議員ご指摘のように、今教員不足ということは大きな問題になっております。その原因につきましても、今おっしゃられたとおりの特別支援学級の増であったり、それから産育の職員の増、それ

から教員採用試験の倍率が下がっているところから合格者がたくさん出て、以前であれば不合格者が多かった関係で臨時的任用の会計年度の登録職員が多かったのが、これがなくなっているということ。最後は、休職等の職員が大変増えているということがございます。あわせて、世の中では学校の働き方が非常に厳しいと、そういった中で受験者が減っているというの也被言われているところでございます。

これ町でできること、それから任用権者である県がやること、様々あると思いますが、町でできることといたしましては、まずは学校の働き方改革を図ることで教職員のできるだけ負担を減らすということ。例えば教育委員会への報告事項を精査するであったり、今まで当然学校が本来やるべきことなのかどうかと思われるものにつきましては、できるだけ地域や、または様々な学校を応援してくれる団体等をお願いする等、仕事を精査しながら教員の働き方を変えていく、これがまず町でできること。そのことが教職員の希望者の増につながると考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 非常に難しいことだなと思うのですけれども、私も学校関係のことを読んでみると、補助金の関係とか、いろんなことを読んでいますと、非常に嵐山町自体、どこの自治体も学校教育に関しては厳しい状況に置かれているなと思うのです。だけれども、それを突破しないことにはしょうがないので、国が変わらないと国の財政補助というか、国庫負担金なんかが変わらないとしょうがないのですけれども、そのことについて嵐山町でできることというのと、やっぱり地域の方に応援してもらおうというふうな形が出てくると思うのです。地域の方に応援してもらおうとなると、やっぱり最初に戻るのですけれども、今の菅谷小と菅谷中の敷地の中に小学校3校、中学校2校という形自体がもう無理なのではないかなと思っていて、少なくとも駅東側には何らかの形で学校を置いておかないとこの地域自体が成り立っていかないというふうなものがあって、そのところに関しては審議会の委員さんたちは全く検討事項にのっていないのです。だから、教育の質を考えていないというふうに思うのです。だから、審議会の委員の在り方自体も問題、初めから問題があったというふうに思っているのです、これは最初からスタートしなくてはいけないな思っているのですけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 幾つかご質問があったと思うのですが、まず地域の学校が菅谷小学校、そこに集まった場合、地域を支える、私のほうでも様々な地域の方に支えてもらったりという話を申し上げましたが、支えられなくなってしまうのではないかとということでございます。まず、菅谷小学校の敷地に嵐山の小学校、中学校を建てまして、これは嵐山町の学校になるかと思ひます。子どもたちは全て菅谷小学校の周りにだけ住んでいるわけではありません。子どもたちが住んでいる地域も全

部学校の学区であり、そこで住んでいる大人たちも全て学校を支える大人だと思っております。したがって、学校が菅谷小学校にまとまるからといって、学校から遠方にある地域の方は支えるものがなくなってしまう、または支える必要がない、そういうことではならず、ぜひ私といたしましても、例えば登下校の関係であったり、それから地域での活動というものも今後残るかもしれません。そういったものを支えていただいたり、そういった意味で学校が1つになってもそれぞれの地域の方に子どもたちを支えていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） コンパクトシティの問題として一番挙げられるのは、子どもと若い女性が地域からいなくなっていくこと。その中から地域の活性化がなくなっていくこと。そして、やがてそれが消滅していく。これは、コンパクトシティの一番大きなデメリットで、メリットは市街地のコンパクトに一番集中している部分には行くけれども、そのところですよ。その点について、私はそのところの配慮はすごく弱いなと思っているのですけれども、その点についてはいかがなんでしょうか、町長に伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

コンパクトシティの考え方が今示されましたけれども、その中でプラスもあり、それからマイナスもある。そのデメリットの中で、今女性の問題、若い人たち、そういうふう考えられる方もおられるかもしれません。しかし、それが全てではなくて、もっとメリットのほうが大きい。そういう中でそういった考え方が今日本全国の中でも示されていると。しかし、嵐山町の今学校再編はコンパクトシティを目指して、そしてやっているわけでも、あるいは先ほど志木の例が出ましたけれども、正規の職員が足りないから、だから学校再編と、そんな乱暴なことは全くしておりません。児童生徒にとってもっとすばらしい環境はどういうものなのか。もっと多くのことを伸び伸びと学ぶにはどうしたらいいのか。そして、子どもたちだって必ず大人になって、社会に独り立ちしていくのです。そのときに必要なこの時期の教育は何なのだろうか。そういったことを様々な観点から考えていく中で今の現状があるということはぜひご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今の考え方に反対するのですけれども、コンパクトシティになっていくと必ず周辺のところから子どもと若い女性がいなくなっていくというのはかなり定説みたいになっているみたいですから。

それで、次行きます。地域経済活性化についてです。高齢化及び少子化について地域経済の縮小

が課題になっています。嵐山町地域経済活性化についての課題と目標を伺います。

1 番目です。中小企業と金融機関のタイアップについて。

それから、2 番目、北部地区、南部地区の可能性と町政策との整合性について伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、質問項目2の（1）につきましてお答えいたします。

最初に、町内の地域経済活性化に向けての課題についてでございますが、後継者不足により廃業を予定している事業者、物価高による原材料価格高騰に苦勞する事業者、または賃金高騰により人材確保に苦勞する事業者への対応等が考えられると思います。これらの課題に対する対応ですが、町では昨年度町内の中小企業、小規模企業の振興のため、中小企業・小規模企業振興条例を制定し、令和5年4月1日から施行しております。この条例は、町、中小企業者、金融機関等が連携を図りながら地域経済活性化に努めることとしております。また、町は導入促進基本計画を策定しております。この計画では、中小企業が先端設備やビジネスモデルを導入する際には金融機関が資金調達や専門知識の提供を行えるよう促しているところでございます。そのほか、小規模事業者の創業や成長を支援するため、認定創業支援等事業計画を策定しております。この計画では、金融機関は資金調達に関することや経営に関するアドバイスを行うこと等、中小企業の発展をサポートする位置づけとなっております。これらの取組を進めることにより課題の解決を図り、地域経済の活性化を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目の2、（2）につきましてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、北部地区、南部地区を問わず、高齢化及び少子化による地域経済の縮小は課題と考えます。そのような状況の中ではございますが、北部地区におきましては、昨年度かららんざん営農による農業用ドローンを使用したスマート農業の取組が実施をされております。これにより農業の省力化や効率化が図られ、地域経済活性化へつながると考えております。南部地区におきましては、嵐山町観光協会による嵐山溪谷バーベキュー場における観光事業の取組が挙げられると思います。昨今のアウトドアブームの追い風もございまして収入が増加しており、地域経済の活性化につながると考えております。また、原材料価格高騰に伴い化学肥料も大変高騰している状況の中で、南部地区の酪農家から排出される牛ふんから製造する堆肥につきまして町内全域での使用が始まっており、農業の低コスト化による地域経済活性化が図られると考えております。なお、北部地区、南部地区のどちらの取組につきましても総合振興計画と整合した内容であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今年の中企業支援条例ですか、それは4月1日から始まったわけで、具体的にタイアップされた政策というのはあるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 条例施行は4月1日からではございますが、今までに、この(1)の答弁で申し上げましたが、導入促進計画に基づいて、中小企業が先端設備を導入する際のメリットを受けられる取組ですとか、あとは創業支援の取組も、もう新たなものではありませんけれども、もともとから実施をしていた施策につきまして条例が、ちょっと言い方は適当でないかもしれないですけども、条例のほうが後から乗っかってきたと、そういうイメージで、取組については継続をして実施をしているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) そうしますと、取組については実施しているということで、ごめんなさい、金融機関には農協さんなんかも入ってきますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 お答えいたします。

当然農協さんについても含まれると考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) では、3番目に行きます、大きい項目の。北部地区を中心とした地域公共交通会議の設置についてです。

令和4年6月議会の一般質問、質問事項3で北部地区の移動についてで北部地区を中心とした地域公共交通会議の設置を質問、そして令和4年9月議会においても一般質問の質問事項2で、北部地区を中心とした脱炭素地域社会共生圏構想構築事業で北部地域を中心とした地域公共交通会議の設置を行うことを提案しています。その時点で、まちづくりでの在り方の結果は決定していないので、学校統合は決定していないので難しい。しかし、学校再編の方向が決まったので、これからは考える。EV車導入は検討するとの答弁でした。

1として、地域公共交通に関して町長部局として現在までに行ってきた検証を伺います。

2として、北部地区を公共交通空白地域として位置づけ、北部地区の七郷小近辺を中心とした地域公共交通会議を設置することについての考えを2度ほど提案しています。その後の検討について伺います。

3番目として、北部地区を公共交通空白地域と位置づけた場合、財政上のメリットを町政に生かす考え方について伺います。

4番目として、北部地域では学校通学に関して自動車による送迎が必要な地区もあると考えますが、考え方を伺います。

まちづくり整備課いなくなってしまう方がいいのだけれども。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。初めに、小項目（１）、（２）、（３）について、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、質問項目３の（１）から（３）につきましてお答えさせていただきます。

町長部局として現在まで町職員全体に対して行った研修はございません。なお、地域公共交通を考えるプロジェクトでは、担当職員を含めて６回の会議と２回の視察研修及び１回の研修会を行っております。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。

現在町では高齢者外出支援タクシー助成券の交付事業を展開しております。本年度は、運転免許証を持っていない６８歳以上の方を対象として、段階的に７０歳まで引き上げてまいります。ドア・ツー・ドアですので、大変好評と聞き及んでおり、交付年齢を引き上げているにもかかわらず使用実績が伸びています。また、小中学校の再編により、スクールバス等の導入は必須であります。嵐山町立小中学校再編等審議会の答申における配慮すべき事項といたしまして、スクールバス等をコミュニティバスとして町民の移動利便性の向上に貢献できるかを検討することとされております。まずは、タクシー券助成とスクールバス等の併用がどこまで生活の足となり得るのか、費用面を含めて調査、分析することを優先したいと存じます。

続きまして、（３）についてお答えいたします。

国土交通省の地域公共交通確保維持事業では、交通不便地域の移動確保を目的とする区域運行に対し、その赤字分を補助対象経費として２分の１を補助できると定めております。また、残りの赤字分を地方公共団体が補てんする場合には、その額の８０％が特別交付税の対象になり得るとも承知しております。厳しい財政状況の中、有利な財政支援は事業運営に大きなメリットであると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（４）について、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目３の（４）につきましてお答えいたします。

北部地域においては、学校の再編統合により、通学が長距離となるケースが想定されます。通学が大きな負担とならないように、スクールバス等による通学支援は必須であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第１２番、渋谷登美子議員。

○１２番（渋谷登美子議員） 私は、学校統合よりも何よりも、北部地域の交通を先につくってしまわないとこれはどうしようもないなというふうに考えています。

それで、昨日からちょっと国土交通省のほうをずっと読んでいたのです。読んでいたというか、

ホームページを見ていましたら、そうすると令和6年の10月までに法定協議会による地域公共交通会議が必須です、提出しているのが。そうでないと、フィーダーというのですか、幹線があって、幹線のバス通路があって、その後に周りに枝線というのですか、枝線のものを出すのにその補助金というのが出てくるのですけれども、それに応募するには令和6年の10月までに法定協議会による地域公共交通会議の計画が必要なのです。それで、本当は令和4年ぐらいからもう始めていなくてはいけない仕事で、これは毎年毎年同じような形で出てくるのかなというふうに考えていたのですけれども、どうもそうではないのではないかなというふうに思いました。というのは、今国のほうで防衛費をすごく上げてきますよね。ですから、どこを削るかという、地域の問題を削っていきます。なので、こんなにこれは必ずこのところを見るようにというふうなことが出ています。

そのところを私はこれはかなり問題だなと思って見ていて、もともと地域公共交通会議をやるようにというのは、2年前じゃなくて5、6年前からやっていて、それで地域公共交通会議を設置して考えていなくてはいけないのではないかなというふうに言っていたのですけれども、それは全然無視されていて、デマンド交通だけで、タクシー補助券だけでやっていましたよね。でも、タクシー補助券で、今もプロジェクトチームの6回の報告は、今後どうするかというのはタクシー補助券をもっと高額にする、定期化するとか、そういうふうな形で提言されていたと思うのですけれども、それだともう今の時代では間に合わない、そういう状況になっています。

このところで2回ほど北部地区を中心にした地域公共交通会議を立ち上げなくてはいけないのではないかな。それに、今は今年度の3月30日の国土交通省の立地適正計画ですか、その中にスクールバスもそういった形に含めるというふうになっていますよね。そうすると、立地適正計画も公共交通計画と一緒に考えた立地適正化計画をつくっていかなくてはいけないというふうになっているのだなというふうに私思ったのですけれども、そういうふうな把握というのがされていないと、今非常に嵐山町厳しい状況にありますよね。職員の配置にしても本当に厳しいな、どこ見たって人が足りないからできませんなんていうふうな形ばかりなのですから、このところをポイントにしていけないと補助金とか、ところが取れない。

例えばときがわ町から路線変更の問題が出てきて、それはというように、そのところを見据えているかなというふうに思ったのです。鳩山町も、それから小川町も地域公共交通会議というのを実際につくっていて、それを実施しています。だからこそ、この前議会の報告会があったのですけれども、ほかの市町村ではやって、できているのになぜ嵐山町ではできていないのかということが言われているのです。それは、地域公共交通会議、公共交通計画をつくらなくてはいけないというところに視点がないからではないかなと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、議員さんがおっしゃいました補助金の関係について私どもの認識をお伝えさせていただきます。議員さんがおっしゃったのは、補助金を得るためには、6年だったと思うのですが、に会議を設置しないとという形でご質問がありました。私どもの認識ですと、令和7年度以降から補助金を得るには法定協議会を設置することが条件というふうに国の要綱等に定めておりますので、事業は続きますと。令和2年の11月に一部改正がありまして、令和6年度までは法定協議会ではなくても補助は出します。ただし、令和7年度からは法定協議会でなくては補助は出しませんというふうに、私どもはそのように認識してございます。この事業は、地域公共交通のフィーダー系、交通空白区域を網羅するものは大切ですので、事業は続くと思っています。ただし、法定協議会をつくらないと7年度から補助はしません。今埼玉県のいろんな市町村で、まだ法定協議会の前の市町村がかなりございますので、今切り替えているのだなというふうな認識でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは私の読み違いなのかもしれないのですが、補助対象幹線系統についても令和6年6月の確認申請までに、県もしくは沿線自治体が地域公共交通計画を策定していない、県もしくは沿線自治体が地域公共交通計画網形成計画を策定しているが、補助対象の系統が位置づけられていない、3、地域公共交通計画網形成計画を策定し、補助系統の位置づけもされているが、沿線市町村の計画について位置づけがされていないのいずれかに該当する場合、幹線系統として従前の補助要件を満たしていたとしても補助対象外となりますと書いてあります。このところを私が見ているだけなので、詳しい通達なんかは見ていないのですが、これは多分市町村に向けての勉強会ですか、そこのところに出されたパワポを私が見て話をしているのだと思うのです。

それで、なぜこんなに何度も何度も地域公共交通会議の設置は重要ですよというふうに言っているのに、地域公共交通会議、しかも北部地域は七郷小の近辺を中心にとすると1キロメートル以内には全く何にもないわけですよ、停留所も何にもない。そして、駅までのところに幹線バスを通してしまえば、あと病院、武蔵嵐山病院、成恵会病院、小川日赤、それから循環器病院、それを何とかしてコースに入れて幹線ロードをつくってしまう。補助対象のちっちゃな部分も出てきて、そしてそれは5台ほどのワゴン車的な10人乗りで、10人以上の乗り物で5台ほどのものがあつたらできるわけです。そのところを何回も言っているのに、何でこれがしっかり確認されてできないのだろうか。これだけ議会で提案していて、受け入れられないのかということがとても不思議なのです。スクールバスもその対象になっている。それは、スクールバスをコミュニティバスとして使うことができるということは2年ぐらい前から言われていて、実際に今回立地適正計画の中でも出てきたのですが、そのところがなぜそれができないのかということを知りたいのです。



○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

私どもも優先順位、検討すべき順位があるというふうに考えてございます。まず、先ほど町長、教育長の答弁にもございましたが、再編審議会の答申は尊重すべきものと受け止めておりますというふうにお答えしておりました。私どもも、まずは答申の配慮すべき事項としてございましたスクールバスをコミュニティバスとして活用ができないかと、これに関してまずは結論を出してからその次の地域公共交通に移りたいと、そのように考えてございます。以前から答弁はまだ変わらないというふうなのかもしれませんが、私どもはそのような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間は午後1時30分といたします。

休 憩 正 午

---

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩に引き続き会議を開きます。

第12番、渋谷登美子議員の再質問からになります。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山町の立地適正化計画と地域公共交通計画のすり合わせというか、それはどのようにしていくのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今年度から策定を始めております立地適正化計画につきましては、国が策定している立地適正化計画作成の手引き等に基づきまして策定する予定でございます。その中におきまして、都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題についてということで都市交通も入っておりますので、その分析をさせていただきます。また、この計画につきましては、コンパクトシティ形成支援事業の補助金をいただいておりますので、その中でも地域公共交通網形成計画を策定していない市町村に対してはその策定を検討することというのが必須条件になっておりますので、その辺の文言については書かせていただくようになると考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 立地適正計画は20年で地域公共交通計画は5年なのですから、立地適正計画はどのぐらいまでに計画をつくり上げる予定なのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今現在の予定におきましては、今年度、来年度2年間で策定を考えておりまして、周知期間を含めると令和6年の12月までには立地適正化計画策定する必要があるかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次行きます。3番目の北部地区の公共交通空白地帯、財政上のメリットを生かすということをご承知のとおりなのですが、その中に法定協議会をつくっていくというのは必須だと思うのですが、法定協議会についてはどのような感じで考えているか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

法定協議会をつくるということは、当然この補助事業を活用していくという前提でつくるというふうに私ども考えておりますので、まず大きな方針を町として定めて、このやり方でいったらどうだろうかと、その上で法定協議会によって委員の皆様から当然そこで多少の手直しはあると思いますが、そこで公共交通計画を定めまして、その計画の中に交通の方法、乗合バスでいくのか、デマンドバスでいくのか、路線バスでいくのか、町でそこを定めますので、それをもって補助事業を活用して有利な財政支援を受けていきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 北部地区が公共交通空白地域であるので、そこを中心にせざるを得ないと思っているのです。そうでなければ補助金のメニューに入っていないので、その点については私は、七小の下の農協さんの跡地というのですか、そこはとても利用しやすいなと思っているのですが、そういうふうな考え方についてどのようにお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

私たち町の立場としましては、嵐山町全域というのを考えております。北部地域が交通不便地域、空白地域であるということは重々承知しておりますが、例えば遠山ですとか、將軍沢ですとか、南部地域も昨日イーグルバスの路線変更のお話もさせていただきましたが、嵐山町はデータによると

8割が、居住地域の8割が交通空白地域というふうになっております。北部地域がかなりの面積と  
いうのをしよっているのは重々承知しておりますが、それ以外にもかなりの面積もありますので、  
基本的には町全体で交通計画を立てたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それはもちろん分かるのですけれども、北部地域を中心にしたエリアを  
つくとそれに隣接する地域も入っていくのです。それに病院とか、いろんなものをつくってここ  
までの路線というのをつくっていくとそれが入っていくので、私は北部地域の公共交通空白地域を  
利用して、地方交付税の中に入ってきたり、補助金が取れるという形でやると、ときがわ町とか、  
それから鳩山町とか、ほとんど経費が今のデマンド交通よりは、嵐山町の負担しているデマンド交  
通分よりも、すみません、福祉タクシーの補助金よりは多くなると思いますけれども、その部分  
で緩和される部分があるので、今ある補助金を使わないという手はないなと思うので、ここの中  
ろを中心にして、そして北部を中心にして、そしてそれから駅までのコース、駅から病院へのコー  
ス、それと買物へ行くコース、観光コースという形は、今も観光コースはイーグルバスがそっちを  
取るのであれば、別の形を取るという方向もあるので、それを考えていかない手はないなと思って  
何度も提案しているわけなのですが、その点は嵐山町を中心にしてやっていくという、菅谷地区を  
中心にしてやっていくと、そうするとそのところでも補助金が取れないというデメリットがあり  
ます。補助金がなくてやっていけるのならいいのだけれども、交付金とかがなくてやっていけるの  
ならいいのですけれども、そうではない形は今嵐山町の場合難しいと思うので、そのところの政  
策変更が必要であると思うのですが、いかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

私どもの考えている補助事業と議員さん考えている補助事業は、同じ事業を多分見とお話をし  
ていると思います。この補助事業の要件としまして、交通不便地域を活用する。その目的という形  
になっておりますので、北部地域だけではなく南部も、例えば言葉はあれですが、遠山地区も、場  
合によっては志賀の1区です。駅から1キロ、もしくはバス停から500メートルというふうに今大体  
定めておりますので、そこに入っていない地域は交通不便地域というふうに読めるのかなというふ  
うに思っています。ですので、嵐山町で、先ほどお話ししましたが、8割が交通不便地域になりま  
すので、それで私たちは組んでみたいというふうに、そのように考えています。

ただ、今補助事業に本当に、ただかなり細かいので、メニューが。どの路線は補助事業の対象に  
なるけれども、例えば駅を入れたら駄目だとか、そういう細かいところまではまだ私どもは検討し  
ておりません。その前の段階ですので、まず嵐山町全部で交通不便地域をいかに線でつなげるのか

とか、そこの検討はまだしておりません。先ほど申し上げましたように、まずはスクールバスのコミュニティバスとして活用できるか、そちらを検討するのがまず最優先と考えておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 地域公共交通とスクールバスとは違うものです。地域公共交通の中にスクールバスを入れることができるようになったというのは、つい最近の話です。その前からずっと言っていて、地域公共交通会議を設置して、それをだんだん広げていく。駅から1キロメートルは最低駄目だから、500メートルまで許されるとしても多分難しいだろうなと思うのです。駅は今のところ無理なので、駅はそれの通過点としなくてははいけない。一番最初の出発点はどこになるかということを考えなくてははいけないので、そこのところを最初にスクールバスということ考えると地域公共交通自体が補助金のないメニューになって、タクシー補助券だけでやっていくというふうな形になってしまうので、そこのところを何度も言っていると思うのですが、ちっとも理解されていなかったということで、私の話し方が悪いのかなと思うのですけれども、その点について私は北部に一つの中心地を持ってくるという考え方は、交通の地点として持ってくるというのはすごく大切なことで、ときがわ町は役場のそばですよ、駅から違うし、地点が。鳩山町も駅がないから、できている。そういうふうな形ですけれども、そういうことを今からやるのかというふうな、私がずっと前から提案していることを今やっというふうなスタート地点に立ったのでは、ちょっと遅いかなと思うのですけれども、これは私が提案しているから受け入れないということの一つでしょうか、伺います。

○森 一人議長 渋谷議員、どちらに伺いますか。

○12番（渋谷登美子議員） 町長です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

渋谷議員さんが言っているから、そういうことをしないということでは全くありません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、早速やっていって、それで特に北部地区のことをやっていかないいろいろな点で支障が起きてくると思うのです。交通網は本当に大切なことなので、なぜこんなに北部地域の人たちの交通権を否定するような政策ができてくるのかなと思うので、その点を伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 北部地域の交通が大切だということは、私どもも認識しております。私も北部地域の人間ですし、学校に行くときも、高校に行くときも、大学に行くときも、本当に足がなくて大変苦勞しました。高校を卒業して、まず最初に車を取る、大体北部の方というのは高校卒業してすぐ車を取るのです。そうでないと生活ができないのです。そういうのを十分私どもも認識しておりますし、私もまだ両親が健在で車に乗っておりますが、いずれ免許証を返すときが来るかもしれません。そういうのは思っております、北部の方々から、昨年の区長会でも、いずれ考えてほしいということをお話をいただいております。ただ、先ほども申し上げましたとおり交通不便地域が8割ありますから、北部の路線だけしか補助金がもらえないとかということではなくて、補助事業は本当にメニューを読まないで、どこで落とし穴があるか分からないので、本当によく読み込みます。読み込んでいって、読み込んでいって、あれ、ここ引っかかった、これをクリアしないと補助がもらえないと、本当にそうしないと、始めたはいいけれども、補助が出なかったというのはよくあることなのです。これは本当にあるのです。ですので、本当に読み込まなくてははいけません。その中で、これだったら例えば遠山路線ももらえるかな、將軍沢路線もいけるだろうとかと、絶対そういうのが出てくるのです。ですから、検討していないではなくて、本気になって読み込んで、これだったらもらえるというところは、まだその段階ではないと思っておりますので、まず順番を優先順位からやらせていただきたいと、そのようにお答えさせていただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ずっと面積を、嵐山町の形を見て、駅がある中心市街地というのですか、中心市街地は南部から3分の1ぐらいのところですよ。北部というのは、ここもそうなのです。ここはど真ん中になっているというので役場庁舎を造ったのですけれども、そのぐらい町というのは隔たりがある。そこのところで別に、交通空白地域というのは大蔵もそうだし、鎌形もそうだし、將軍沢もそうだし、だけれどもこのところは北部を中心に考えていかないと北部自体が本当に消滅してしまうだろうなというふうに思いますので、それは細かいところをやらなくてははいけないかもしれないけれども、ある程度間に合うというか、補助金申請のフィーダーの補助金の延線を申請するまでにはいつまでというのが限りがあるので、そこのところを見ながらやって、のんびりやっけていけるような状況じゃないと思いますので、その次に行きます。そういうふうに通って、次行きます。

そして、北部地域の学校に関しては、私は今現在でもとても遠いと思っております。歩いている方たちを見ていて、時々朝早く行くときがあるのです。そうすると、こんなにして送り迎えしていて、一緒に付き添っていらっしゃる方、帰りはどうするのだろうというふうに思うわけです。そして、今元気だからいいけれども、あと5年、団塊の世代が元気ではなくなってきたときにはこれ

はかなりしんどいことになるなと思っていて、もともとそうなので、これだけでも最初に手始めに北部地区の奥のほう、古里の奥のほうの方たちのことは考えてもいいのではないかなと思うのですが、その点について伺います。

○森 一人議長 渋谷議員、あくまでも子どもの通学に付き添っていただいている方のことを今おっしゃっている。

○12番（渋谷登美子議員） そうそう。4番です。

○森 一人議長 答弁を求めます。高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

現在でも大変通学距離の長い児童はおります。そうした中ではございますが、通学に必要なバス等の提供につきましては、再編を考えておりますので、その際に導入する予定でございますので、現在そのような手段を導入する考えはございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） この前たまたま古里地区に転居なさった方とお話したのですね、子どもさんのいる方。バスがないとは知らなかったという感じで、七郷小まで行くのにバスがないとは知らなかった。バスが通るといふふうに不動産屋に言われたといふふうに言っているのです。実際に仕事をしている人、女性とか、そういうふうな方にとってはこれは結構問題で、やっぱり考えていくべきことで、それで私は申し訳ないけれども、北部地区に学校をなくすというのは基本的に反対していますので、その点で考え方がもう違うのですけれども、現状において送迎の必要な方に関してはやっていくべきではないかと思うのですけれども、学校統合が始まるまでそれはやらないといふふうに考えていいということですね、確認です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

現在でも地域の多くの方に支えられながら子どもたちの登下校は守られていると思っております。今子どもたち、遠い子どもの例えばバス等による交通のサポートについてですが、これにつきましては現在の形を、この先統合を考えておりますので、続けていく。ですから、統合ということを見据えておりますので、七郷小学校までの遠い子どもたちに何らかの交通手段のサポートということは現在は考えていないところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 戻ってはいけないのですけれども、ごめんなさい、北部地域に考えるといふふうなことを考えるときに、私はどうしても人というか、場所を考えるときに農協というのを

考えて、農協というのは公共交通会議をつくるときに入ってもらおうということではできないのか。これは、駄目だったらいいです。ということをおきたいと思うのですけれども、農協。

○森 一人議長 分かりました。

答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

法定会議をつくるときにどのような方が構成員になるかという形は、一応国のものを読み上げるだけなのですが、市町村、都道府県、地域住民、利用者、交通事業者、道路管理者、公安委員会、警察ですね、学識経験者、運輸局とあります。例えば地域住民のところを農協というふうに読み替えればできるのかなと思います。ここはまだそこまで調べていませんので、分かりませんが、地域住民、利用者というところは幅広く一般的には読み込めますので、そのような方式もあるかと思えます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 4番目に行きます。町立幼稚園についてです。

町立幼稚園3年保育が始まり、保護者、他自治体からの外部からの評価を伺います。

それから、預かり保育の通常保育期間は1日100円の料金が定着しています。保護者によっては、短時間勤務の就労をしている方、家庭の事情により長期休みの預かり保育を必要としている方もいらっしゃるもので、今後の考え方を伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目4の（1）につきましてお答えいたします。

嵐山幼稚園が3年保育を始めたことについて、保護者からは、3歳児保育が始まり、子どもを通わせることができよかった、嵐山幼稚園の教育内容がよいので、3歳児保育が始まり、迷わず選びました等の声を聞いております。また、埼玉県国公立幼稚園・こども園長会では、県園長会にとってはビッグニュースであり、今後の幼児教育について期待していますとのご意見がありました。そして地域の方からは、地域に子どもたちの声が聞こえることは地域の活性化につながります。支援できることがあったら協力しますとの温かいお言葉をいただいているところでございます。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。

嵐山幼稚園では、嵐山町立幼稚園預かり保育実施要綱に基づき、子育て支援の一環として預かり保育を実施しております。実施時間は幼稚園の降園時刻から午後4時30分までで、現在27名が利用しております。今後は、夏季休業等の長期休みにおける利用希望の状況把握をするとともに、実施に係る人員配置や必要経費等の課題を研究してまいりたいと思っておりますが、まずは新たに始めた3歳児保育に注力することが重要だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 2番のほうなのですけれども、試行的に長期期間、1週間とか、前半1週間、後半1週間とか、ご希望なさる方があったら試行的にやってみるといのはいかがなんでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

現在預かり保育に従事しております会計年度職員任用の配置が夏休みを除いた11か月で採用しておりますので、試行的に実施するに当たりましては人員配置が難しいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 人員配置というのは、結局給与の問題ということでしょうか。そうすると、1週間、2週間、27人の方が全て使われるというふうには思わないのですけれども、その間で少し試行的な形で、1週間ができなければ3日とか、そういうふうな形でやってみて、多分今までの保育時間と違う形にしなくてはいけないと思うのですが、その点についてはどのような考え方があるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 答え申し上げます。

先ほど課長のほうからも答弁がありましたように、幼稚園におきましてはまず今年から3歳児の保育を始めましたので、その定着することが重要だと思っております。今エビデンスに基づく学力向上というものが盛んに言われております。その中で、幼児期教育の重要性というものが学齢期以降においてまで大きな影響を及ぼすと言われております。その中で幼稚園の教育が果たす役割というのは大変大きいものがございますので、まずしっかりと、3歳児保育を始めましたので、これをしっかりと定着をさせていく。人の配置もございますが、このことの人数というものは今後人数のほうを調べていく必要があると思っておりますし、これが安定した後には議員ご指摘のようなそういったものも試行的には考えていく必要はあると思っておりますが、現段階においてはやはり幼児教育をしっかりと行う。そのために、たくさんの方にまず手を伸ばしてしまうと幼稚園で働く職員もたくさんの方に負担を強いられて、現在行っている充実しなければならない幼稚園教育がおろそかになる可能性もありますので、まずはしっかりと現在始めた保育のほう、3歳児保育のほうを定着するまではこちらに注力をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。



○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 定着するまでに1年と考えて、次を。次、5番に行きます。

誰でも楽しめるスポーツの普及についてです。障害のある人と接するとき、接し方が分からない思いを抱く人が多いのです。育つ過程で障害のある人と一緒に学ぶ機会というのはほとんど今ないのです。それで、生活の中でも出会うことが少ないので、インクルージョンを始めるために伺います。

まず、1、昨年度行った人権研修会でのボッチャの普及について。

(2)として、幼児、子ども、高齢者、障害のある人などの加わったスポーツ、遊びの企画について。

3番目として、カーレットという卓上カーリングと言える、例えられる誰でも楽しめるスポーツが広がっています。交流センター事業として講座を開催し、地域に広めることを提案します。

○森 一人議長 それでは小項目(1)、(2)、(3)の答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、小項目5の(1)につきましてお答えいたします。

今年1月に開催しました人権問題研修会の中で参加者の方にボッチャを体験していただきました。屋内で容易に楽しめる競技であることから、多くの反響をいただき、その後各地区や団体において実施するなど普及が進んでおります。

ボッチャは、革製や布製の安全に扱える材質のボールを使うことや安価に購入できるなどの利点があり、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方や障害のある方も楽しめることから、今後の町スポーツイベントでの実施に向け、協議検討してまいります。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。

誰でも楽しめるスポーツの普及につきまして、町では多くの町民がスポーツとレクリエーションに親しむ機会を持ち、体力維持、増進や町民相互の親睦を深めるという観点から、町民スポーツの日ヘルシースポーツ・フェスティバルと秋のスポーツ・フェスティバルを開催しております。その中で、幼児や障害のある方が一緒に楽しめるような種目を検討してまいります。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。

カーレットは、誰もがゲームを通してコミュニケーションを深めることを目的とした場所を限定せずに手軽に行えるよう考案されたもので、インクルーシブスポーツとして有効であることは認識しております。

議員からご提案いただいた交流センター事業として講座を開催することにつきましては、用具一式が高価であることから、費用対効果を含め、周辺自治体で開催されている事例等を参考に調査研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） まず、1なのですけれども、これ高齢者の方も、それから障害のある方も一緒にできるものですから、長寿生きがい課や福祉課などでもこれは民生委員さんをお願いしたりして普及していくということではできると思うのですが、ボッチャについてどのような考え方があるか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

長寿生きがい課では主に高齢者の介護予防事業ということで教室を行っておりまして、今年度ふれあいの会という事業の中で早速ボッチャを1回実施させていただきました。また、いろいろなどころで機会があるごとにやっていければよいかなと考えております。

以上です。

○森 一人議長 太田課長に聞かれますか。

それでは、答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 ボッチャでございますが、まず彩の国ふれあいピック、これが年2回、春と秋の大会ございまして、過去に秋の大会につきましては町の身体障害者福祉会の会員さんに参加いただきまして実際にプレーをしていただいています。また、サロン・ド・ウエストということで、嵐山、小川、ときがわ、東秩父、この4町村の障害を持つ方につきまして地域活動ということで3か月に1遍、順番で町に回ってくるのですけれども、過去にそういった中でレクリエーションとして取り組んだこともございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 2番はよくて、3番に行きます。ちょっと時間的なもの。3番で、私カーレットを実はやったことがあるのですけれども、飯能市の社会福祉協議会でそれを民生委員の方がやるのを見学というか、一緒にやらせてもらったのですけれども、とてもよかったので、何しろ私がびっくりしたのは、ボッチャなんかは視覚障害の方は難しいのかなと思うのですけれども、聴覚障害の方も視覚障害の方も一緒にできるのです。これ金額的に今のところ一番安いので8万5,000円なのです。9万円ぐらいいくのです。もうちょっとしたら高くなるのですけれども、これは生涯学習の一つのスポーツとして、これからインクルーシブなスポーツをするという形で、1件か2件購入して、それで皆さんに貸し出して、例えば長寿生きがい課とか福祉課とかに貸し出して、それでやっていくという方法もあると思うのですが、それをふれあい交流センターの講座としてやるというのは一つの方法だと思うのですが、いかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり用具が約9万円、それが高いか安いかわという評価はあると思うのですが、ボッチャにつきましては2、3万円で購入できるというところで買いやすい。最初の答弁でも申し上げましたけれども、安価であるということです。まずは、ボッチャが大分反響が大きくて、この先に菅谷9区ですとか、菅谷の婦人会、それから川島2区、もろもろ、あと子どものふれあい塾ですとか、放課後子ども教室、そういったところでも実施する予定となっております。そういったところで嵐山町もボッチャを、まだスタート時点で立ったところですので、こちらは一旦普及させていただいて、様子を見るというのもあれなのですが、ボッチャがどの程度浸透するかというところを様子見させていただいて、その後にカーレットにつきましては検討したいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私カーレットは次もうちょっとしたらやってみようと思うのです。というのは、狭山で狭山カーレットクラブまぜこぜというグループが交通費出したら来てくれるという、行くよというふうに言われたので、それでちょっとやってみようと思うのですが、ぜひ生涯学習課とか、皆さんでも一緒に参加していただきたいと思うのです。そうでないとどんなものか分からないですよ。まず経験してみるということはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 繰り返しの答弁になって恐縮ですが、まずはボッチャを普及させたいというふうに考えていますので、職員が経験することに関してはやってみるのはいいかというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次行きます。ごみ分別についてです。

消費生活の中で製品が多様化し、ごみ分類が難しくなっています。あいうえお順のごみ分類手帳が必要ですが、方向を伺います。

容器包装リサイクル法によるごみ分別についての考え方を伺います。

3として、布類、衣類、布団等の繊維製品の全体のごみ量に占める比率を伺います。

4として、衣類から肥料に返還する循環型社会の構築についての試行が始まっています。町及び小川地区衛生組合においても検討する必要はあると思いますが、考えを伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、質問項目（１）につきましてお答えいたします。

小川地区衛生組合（以下、衛生組合）と呼ばせていただきます。の作成した分類一覧があり、これを基に五十音順の分別一覧を町のホームページ上で掲載しております。分別手帳は、燃えるごみの処理方法の変更やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、プラ新法）と呼ばせていただきます。の施行などにより、ごみ処理の在り方が大きく変化する時期でもあり、区分または名称が変更される可能性があることから、紙による分類手帳の作成は予定しておりません。

続きまして、質問項目（２）につきましてお答えいたします。

日本容器包装リサイクル協会の引渡し対象品目はガラス瓶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装及び白色トレイと４区分になっております。令和５年度の衛生組合の申込品目は茶色ガラス瓶、無色ガラス瓶、ペットボトルの３品目で、町の区分では茶色瓶、無色瓶、ペットボトルを容器包装リサイクル法によるものとして分別収集をしており、収集した物を衛生組合で受け入れ、中間処理後に引渡業者に引き渡し、原料などにリサイクルをしております。町独自にアルミ缶、ダンボール、牛乳パックなどの紙製容器包装は法律施行前から有価物として既に民間業者に売却をしており、プラ新法の適用等、新しい施策が施行されるまでは同様の取扱いを予定しております。

続きまして、質問項目（３）につきましてお答えいたします。

衛生組合での令和４年度実績は、委託ごみ全体重量が約１万５、８８５トン、委託ごみ全体布類重量が約６６トンであり、割合は約０．４１％となります。リサイクルできないものは可燃性粗大ごみとして集計しており、布、衣類のみの集計は出すことはできません。町の集積場から収集した委託ごみ全体収集量は約３、６４６トン、布、衣類の収集量は約４０トンで、割合は約１．９％となります。

続きまして、質問項目（４）につきましてお答えいたします。

衛生組合及び構成５町村では、循環型社会の構築は重要であるということは認識しております。町では衛生組合においてもご質問内容について循環型社会の構築の実現の一つとして重要だとは思いますが、この最先端な取組の情報を衛生組合及び構成５町村と共有し、手法の妥当性や採算性などを研究していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 渋谷議員に申し上げます。発言残り時間３分を切りました。

第１２番、渋谷登美子君。

○１２番（渋谷登美子議員） プラスチックごみなのですけれども、容器包装リサイクル法に関わっているプラスチックごみというのは、衛生組合ではペットボトルだけですよね。それ以外のプラスチックのものというのを製品再利用するような形に持っていくのがベストだと思う。今現在ではベタ

一で、そのほかのものも再利用するという形に持っていくのは2030年までに60%全部再利用するという形になっているのだけれども、小川地区衛生組合のペットボトル以外の容器包装リサイクル法のプラスチックのごみというのを何とか新たに容器包装リサイクル法のリサイクルの対象にすることを小川地区衛生組合で考えていくべきだと思うのですが、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 まず、すみません、私今答弁書の中で（3）の町の集積場から収集した委託ごみ全体収集量は約3,646トン、布、衣類の収集量は、ここ約70トンなのですけれども、ごめんなさい、40トンと申し上げたそうで、訂正させていただきます。ごめんなさい。

すみません、ご質問の内容でございますけれども、答弁でも書かせていただきましたとおり、なるべく循環型社会を実現するというのは国を挙げての全体での目標でございますので、このご質問で渋谷議員がご提案していただいた、そういった布、衣類なんかも含めてあらゆるものが再資源化できるように、今後とも私なんかも管内協議会で参加した折にはこのご提案のあったものも含めまして資源化できるものについては資源化していこうというお話をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） プラスチックごみの容器包装の部分というのはほかの市町村ではやっていますよね、東松山とかいろんなどころで。それで、小川地区衛生組合はやっていないわけですよ。そのところをもう一度、燃やすのではなく再利用にするという形を働きかけていかないと次に行かないと思うのですが、その点を伺います。

○森 一人議長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

プラ新法のほうで今まで……

○森 一人議長 申し訳ありません、100分過ぎましたので、ここで打ち切らせていただきます。

---

#### ◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時10分)

## 令和5年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

6月5日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第3番議員 狛 守 勝 義 議員

第1番議員 小 林 智 議員

第9番議員 青 柳 賢 治 議員

○出席議員（11名）

1番	小林	智	議員	3番	狩	守	勝	義	議員		
4番	藤	野	和	美	議員	6番	大	野	敏	行	議員
7番	畠	山	美	幸	議員	8番	長	島	邦	夫	議員
9番	青	柳	賢	治	議員	10番	川	口	浩	史	議員
11番	松	本	美	子	議員	12番	渋谷	登	美	子	議員
13番	森	一	人	議員							

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	青	木	正	志
書	記	安	在	洋	子

---

○説明のための出席者

佐	久	間	孝	光	町	長							
高	橋	兼	次	副	町	長							
萩	原	政	則	総	務	課	長						
安	藤	浩	敬	地	域	支	援	課	長				
太	田	直	人	福	祉	課	長						
近	藤	久	代	長	寿	生	き	が	い	課	長		
藤	原	実	環	境	課	長							
中	村	寧	農	政	課	長							
小	輪	瀬	一	哉	企	業	支	援	課	長			
伊	藤	恵	一	郎	ま	ち	づ	く	り	整	備	課	長
下	村	治	教	育	課	長							
高	橋	喜	代	美	教	育	総	務	課	長			
馬	橋	透	生	涯	学	習	課	長					
中	村	寧	農	業	委	員	会	事	務	局	長	兼	務
			農	政	課	長	兼	務					

---

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第2回嵐山町議会定例会第5日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

---

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

---

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 狛 守 勝 義 議 員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号3番、議席番号3番、狛守勝義議員。

初めに、質問事項1のこどもまんなか社会の実現とこども基本法施行に当たってです。どうぞ。

○3番(狛守勝義議員) 議席番号3番、狛守勝義でございます。議長のご指名をいただきましたので、通告書に沿って、一般質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、1番から質問させていただきます。4月1日にこども家庭庁が発足し、同時にこども基本法が施行されました。こども家庭庁は、こどもまんなか社会の実現を目指し、子どもの政策を一元的に行う行政機関という位置づけでございます。そして、こども基本法は、日本国憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すための子ども政策を総合的に推進していく裏づけとなる重要な法律です。そこで、次のことをお聞きます。

(1)、こどもまんなか社会の実現には子どもの深刻な諸課題が数多くある中、今まで以上に子ども政策を強力に推進する組織が必要だと考えます。過去にあったこども課を新たな考えの下、再設置するのも一案だと考えますが、町の見解を伺いたいと思っております。

(2)、こども基本法の基本理念が町民に周知されているとは言い難い面があります。特に当事者



の子どもたちにはできるだけ早い周知をお願いしたいと思っています。周知の現状をお聞きします。

(3)、こども基本法の理念を生かし、子どもの意見を聞いたり、町の子ども政策の根拠となるようなこども条例の制定の考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

(4)、こども基本法は、国や地方自治体が子ども関連の政策を決めるとき、当事者である子どもたちの意見を聞くことを義務づけています。町は、子ども関連の政策決定において子どもたちや若者の声をしっかり聞き、受け止める仕組みづくりが必要だと考えておりますが、見解を伺います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、佐久間町長。

○佐久間孝光町長 質問項目1の(1)についてお答えいたします。

子どもからの意見集約、子どもに関する全ての手続、相談等が1か所に集約されるこども課の再設置は、こども家庭庁が発足し、こども基本法が施行された今検討する価値は十分あり得ると考えます。しかし、子どもに関する相談業務は多岐にわたり、その相談に対する保健師、社会福祉士、看護師等の専門職を十分雇用することが大変厳しい状況が続いております。この専門職不足の状況は、子どもに関することだけではなく、全ての世代の相談業務に言えることであり、現在の社会状況、町の状況では数少ない専門職をなるべく集中して配置し、より効率的かつ継ぎ目のない業務の実施ができていない現状を当面の間は続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(2)について、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

こども基本法は、施行され2か月ほどの新法であり、子どもへの周知の方法等については国、県においてもまだ明確に示されておられません。こども基本法を学校教育の中で取り扱っていくことの重要性については、教育委員会としても理解しておりますので、今後国や県から示されるであろう通知等を基に対応を検討していくところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(3)について、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。

令和5年4月に施行されたこども基本法において、こども施策に関する大綱を国が定めることとなっております。また、国の大綱に基づき都道府県こども計画が定められた場合は、双方を勘案して市町村こども計画を策定することとなっております。町といたしましては、今後の国、県の動向を注視しながらこども計画の策定を実施し、それらの状況に応じ、こども条例の制定について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 最後に、小項目(4)について、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 質問項目1の(4)につきましてお答えいたします。

令和4年11月14日付で内閣官房子ども家庭庁設立準備室が通知した「子ども基本法に基づく子ども施策の策定等への子どもの意見の反映」という文書にQ&A形式で、子どもの意見はどのような手法で聞けばよいのかの質問がございます。回答として、アンケートやパブリックコメントの実施、SNSを活用した意見の聴取、対面でのヒアリング、子どもたち自身の運営による情報共有や意見交換など例示されております。地域支援課の担える分野として、SNSを活用した意見の聴取がございます。町内全ての小中学生にタブレットが貸与されておりますので、教育委員会の協力によるタブレットを活用したオンラインでの意見聴取、また若者には町ホームページからのアンケート機能を活用した意見聴取が考えられます。具現化の一例としまして、地域支援課では教育委員会との連携により、町広報紙7月号から子どもたちの思いを掲載するページを設ける予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) それでは、順次(1)番から再質問をさせていただきたいと思っております。

現状では、一応この家庭庁発足に伴い、またさらに子ども基本法が施行された今検討する価値は十分にあるというような答弁をいただきました。そういう中では、これからいろいろ検討していただければというふうには思いますが、以前あった子ども課というのは、私が聞いている範囲では平成21年4月1日から29年3月31日まで教育部局として存在していたということは聞いています。その設置目的、そしてまたどういう経緯で廃止されたのか、その辺まず先に聞いて再質問を続けていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

子ども課の設置につきましては、従前は役場庁舎の3階に教育委員会がございまして、教育、その当時の学務課と生涯学習課だったのでしょうか、そちらで学校に関すること、社会教育に関することを担っておりましたが、そのほかに子ども関連の児童手当ですとか保育園、そういった関係を一括して見られる課として子ども課を1階の南側の位置に配置し、保護者等が子どものことであれば1階の子ども課に来れば全て用が足りる、いろんなところを回らなくても済む、こういったことを観点に設置されたのが以前の子ども課でございました。しかし、いろいろな施策を実施していくのに当たり、先ほど町長からご答弁いただきましたように、専門職の配置等を考えたときにやはり現在のようにまた機構改革をしたほうがより子ども施策を充実した形でやっていけるのではないかとということで、改めて機構改革をしたものと理解しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 以前あったこども課の設置目的というのを考えれば、ちょうど今のこどもまんなか社会実現という状況で考えたときに、その方向性というのは一致するのではないかなというふうに私は考えます。確かに先ほど町長さん答弁があったように、専門職の設置というのは非常に難しいと思うのです、町の状況を考えれば。それは理解できます。しかし、こどもまんなか社会という、それを実現するためには、一元的にこども施策を取り扱うような部署があって、そして各関係の課局との連携、調整というものをするとところがやっぱり必要なのではないかなというふうに思うのです。前の段階のやつでも、要するにこども課でもある程度子どものことだったらここに来れば何でも相談できたりできるということ、そういう課があったということなわけですから、ある意味ではちょうどそれが今合致するような目的になるのではないかなというふうに思っていますけれども、その辺はどのように考えますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

私の先ほどの答弁の中でも冒頭お答えをさせていただきましたけれども、本当にそういった方向性でできれば、例えばこども課の中に保健業務も教育も福祉関係も全て人員をきちんとそろえて、それで対応できるという体制ができれば、これは本当に一番理想的かなというふうに思っております。しかし、先ほど申し上げたように、この専門職を募集してもなかなか来ていただけない現状もありますし、またそこまで充実して、この課でやっているものを2つに分けるのだから5・5でいいのではないかと。しかし、そんな単純ではなくて、こっちは7で、こっちは3、もうこれになると本当に本来進めるべきそういった様々な業務が支障を来してしまうと。だから、そういう理想を掲げて前回のときもスタートをしたのだけれども、実際の業務をやってみたときにこっちにもこっちにも不具合、両方に不具合が出てしまうというような反省の下に今のような状態になっているかなというふうに思います。

ただ、子どもたちの直接的な様々な考えだとか意見だとかというのは、先ほども担当課のほうからもありましたけれども、今度は広報のほうにおいて、子どもページではないですけれども、そういうのを新たに設置をして、そして毎月のようにそういった子どもたちの意見を皆さんと共に共有をする。あるいはまた、タブレットを通して、本当に多くの児童生徒から直接的に意見を集約できる。こういった技術的なことも含めると、かなりそういった面においては充実をさせていくことができるかなと。そういった意見を踏まえて、では今後子どもたちに対してはどのような政策をしていったらいいのか、それに関しては今の体制の中でも十分振り分けをする中で達成をしていくことができるかなというふうに思いますので、まずその段階を模索していくというふうなことが今の現状としては一番嵐山町の行政にとってふさわしい在り方かなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狹守勝義議員。

○3番（狹守勝義議員） そうしますと、今までのこの体制でこども施策というのをやっていくというのが今の考えというふうに捉えていいわけですね。そうした場合に、こどもまんなか社会という、このキーワード、町としてはそれをどのように考えているのか、その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 改めましてこども家庭庁が発足したり、あるいは基本法が施行されたということを見ても、今までもそういった意識はあったかもしれないけれども、もっと意識を集中的にそういったことに耳を傾ける、そういった姿勢をつくっていくというのが必要と。自分たちの関連する施策をつくるのに自分たちの意見が全く反映されないような形でつくられてしまう、これはいかがなものかというのがキャッチフレーズみたいな形でもありますので、これはもう全町挙げて、そういった意識はしっかりと持つ中でそれぞれの課でやるべきこと、できることは、しっかりとそういった意見を聞く中で実現をしてみたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狹守勝義議員。

○3番（狹守勝義議員） では、(2)番目のほうに移りたいと思います。

基本法というのがまだ2か月ほどしかたっていない新法であると。子どもの周知の方法等については、まだ明確に指示というか、国からも県からも示されていないということで、教育委員会としては示されるであろう通知等を基にということ、今の段階ではほとんど周知されていないというふうに捉えていいわけなのですか。例えば子どもたちに対しても、それから町民に対しても、一応こういうものができましたよということ、特に学校の子どもたちに対して一切その周知の状況というのはないというふうに捉えていいわけですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

まず、このこども基本法につきましては、学校の教員が十分に理解をする必要があると思います。最初に答弁申し上げましたように、こども家庭庁設置及びこども基本法の施行についてということで文書が文部科学省のほうから出されているので、こちらのほうは学校も十分参考にできるものだと思っておりますが、これを受けて、まだ県のほうからは通知のほうが出ていない状況ですので、具体の指示であったり、どんな扱い方という具体のことにつきましては、これからになると思います。現在では、国からこのようなものが出されているという周知の段階でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狹守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） そうしますと、学校等で例えば子どもたちに対してホームルームとか、そういうときにはまだこども基本法ということに対してのことは一切やっていないということなのですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

そちらにつきましては、全ての学校でこれをまだ全く触れていないかどうかということにつきましては、教育委員会のほうも把握をしているところではございませんので、この後こちらのほうはもちろん県からの通知等が出されましたら具体的な指示をしますが、それがなくても十分まずは教員のほうにこのことを周知するように教育委員会のほうからは学校に投げかけてまいりたいと思います。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 学校の先生のほうに周知するというのは当然必要なことだろうと思うのです。そうした場合のスケジュール的にはどんな感じになるわけですか。要するに今2か月たちましたよね。これから学校の先生に周知して行って、子どもたちに周知して行ってというような流れになると思うのですけれども、例えばある調査を見ますと、これは日本財団の調査で、5月8日にインターネットに配信されたのを見ているのですけれども、やっぱり当事者である子どもたちにとって非常に大事な法律なのですけれども、この時点で詳しく知っているとか知っているという合計が8.8%ぐらいで、非常に少ないのです。聞いたことがないとかというのが61.5%と。要するに子どもたちに大事な法律という段階の中で、これでいいのかなというふうに私自身は思ったわけなのです。ですから、子どもたちの意見を聞くとか、そういうことであっても、こういう法律とか、そういうものがあること自体を知らなければやっぱりアクションを起こせないという、子どもたちだってアクションを起こせないだろうというふうに思うのです。ですから、そういった意味では、新法が施行されている状況なわけですから、教育委員会なり、町なりが周知するという方向性で、ある程度スケジュール感を持ってやっていくということが大事なのではないのかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答えを申し上げます。

議員お話しのとおり、やはりスケジュール感を持って、できるだけ早く進めることが必要だと思っております。まだ具体的なスケジュールであったり、周知の工程が決めてあるわけではございませんが、子どもたちの発達段階に応じまして、小学校1年生から中学3年生までございますので、それぞれの学年でどんなふうに子どもたちに教えていくか。もちろんこども家庭庁のほうからは「こ

ども基本法とは」という小冊子のほうが低学年でも読めるもの、それからもう少し学年が上にあるものが出されております。こういったものも活用しながら、どの学年で、どの程度の周知を図るといったものにつきましては教育委員会のほうでも検討し、もちろんその間で県のほうから指示やそういった指導内容が周知されればそれも踏まえながら、学校のほうにはできるだけ早い段階で話が通るような形で進めてまいりたいと思います。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） では、次の3番目に移りたいと思います。

3番目は、こども条例の制定ということですが、国の大綱とか、そういうふうなものに基づいて、それを考えながらこども計画等を策定する中で条例も検討していくというようなお話だったように思うのですが、地方自治研究機構の調査によりますと、令和4年10月現在で62自治体がこども基本法的な形の、子ども権利的な条例を制定しているのです。ですから、町がこども施策というものをこれからやっていく裏づけとなるような、また基本法にのっとったような形でやっていくためには、やはりこういう条例制定というのも必要になってくるのだらうと思うのです。ですから、これからの状況に応じて検討していくということなのですけれども、ある程度そういうことを見据えた上で準備していくということも必要なのではないかと思います。その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、条例の制定という部分、ある程度ということですが、まずこども基本法でございますが、こども基本法の大綱そのものが現在今年の秋ぐらいをめどにということで国が言っています。このこども大綱、もともとの関連する法律の大綱を含めてこども大綱ということでございます。1つは少子化社会対策大綱、それから子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱、これがそれぞれ法律で大綱をつくられているわけですが、今回のこども基本法施行に当たりましてこの3つの大綱はこども大綱の中にも含めるということでございます。ですので、そういった大綱どういう柱で出てくるか、そういったものも十分に検討しながら、条例制定に向けては研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 分かりました。では、次の4番目に移りたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○3番（狛守勝義議員） 4番目は、子どもたちや若者の声をしっかり聞くという仕組みづくりということなのですが、ここで教育委員会の協力を得て、例えば小中学生に貸与されているタブレットを利用してオンラインで聴取したり、それから町のホームページからのアンケート機能を活用した

りして意見聴取をするというような、そういうふうな形なのですが、先ほど町長さんも答弁の中で話した今年の秋ですか、ホームページをリニューアルするという話があって、前回の定例会のときに子どもホームページの設置及び場合によっては子どもページというのをその中に検討したらいかがですかということでお話ししたと思うのですが、そういう状況というのは今どのように進んでいるのか、まずそこをちょっとお聞きしたいのですが。

○森 一人議長 狛守議員に申し上げます。ホームページの内容については、小林議員も質問をしておりますので、その辺も踏まえながらお願いしたいと思います。

それでは、答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、ホームページにつきましてお答えさせていただきます。

前回の議会で議員のほうから、たしか町田市と相模原だったと記憶しているのですが、キッズページのような形のご提案をいただきました。私どもも町田、相模原、あと東京都を見てみて、どんな感じなのかなというのを調べてみました。今回町のリニューアルでキッズページに行くのかどうしようかと検討したときに、キッズページはトップページがキッズページで、次のページに行くともう大人のページに行ってしまったたり、東京都なんかはそのまますとキッズ、キッズで行って見やすいのですが、多分相当の費用をかけて、1ページ幾らの金額で多分いくのかなというふうに私ども思いました。今回小林議員のご質問でもお答えさせていただくのですが、簡体表記みたいなボタンがありまして、1つボタンをクリックするとまず漢字に振り仮名が振られて、表現を少しかみ砕いてですか、分かりやすくするということは全ページ、全てのページがそのようにボタン1個で切り替わるという機能が今回のリニューアルにはありましたので、私どもはそういう形でやって、全ページ分かりやすい表現になりますので、それは外国人の方と子どもたちが理解できるような形でページになりますので、キッズページではなく、全てのページを分かりやすい表記と、そのような形でやらせていただこうと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） なぜこの質問をしたかということ、やはり子どもたちや若者たちの声を聞くという、収集するという中で、一つの大きなツールになるのではないかなというふうに思ったわけなのです。ですから、そういった意味でいろんな形で子どもたちの意見の聴取、それも一過性ではなくて継続的にやるというツールの中では、こういうものというのは当然必要だろうと思ったので、前回も私は提案しましたので、こういうものを活用しながら、お願いしたいのは例えば一過性でこの意見を聞いて終わるということではなくて、恒久的にある程度いつも聞ける状態をつくっていくという、そこが大事なのだらうというふうに思うのです。ですから、そういった仕組みづくりというのをしっかり検討してやっていただければなというふうに思っているわけなのですけれども、

その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

今回子どもページを設けるに当たって、まず基本としては当然先生たちに大きな負担がかからないこと、そして何より続けられること、無理をしないこと、そして常にアップデートといえますか、少しずつ、少しずついいような感じで簡単に切り替えられるということをコンセプトに考えまして、教育委員会と相談をして、学校、生徒さん、児童さんにこれなら負担がかからずに続けていけるかなと、それと広く大人の皆さんに子どもたちの目線やどんなことを考えているだろうということを共有していただくということで、長く続けられるという意味でこの子どもページの企画をさせていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） ありがとうございます。1番に関しては、これで終わりにします。

○森 一人議長 はい。

○3番（狛守勝義議員） 次、2番目のいじめ、不登校児童生徒の状況と防止策についてということで質問させていただきたいと思います。

令和4年度のいじめ、不登校児童生徒の状況と防止策についてお聞きします。

(1)、令和4年度の小中学校のいじめと不登校児童生徒の認知件数は。

(2)、いじめの態様別状況と不登校の主な理由は。

(3)、令和3年度教育委員会点検・評価報告書による教育委員会、小中学校の取組について、ア、「h y p e r—Q U～よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」の予算化、実施、データとしての活用の詳細を伺いたいということです。

それから、イとしては、「嵐山町小中学校人権意識向上（いじめ撲滅）スローガン・標語」作りの実施状況について伺いたいと思います。

(4)番として、不登校児童生徒の嵐山町子ども家庭支援センターとの連携の状況を伺いたいと思います。お願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(4)について答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

令和4年度の嵐山町のいじめの認知件数は、小学校が5件、中学校が3件となっております。また、不登校児童生徒数は、小学校15名、中学校が25名となっております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。いじめの対応に関しては複合的なものが多く、



1つに絞ることは難しいですが、多くは冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるであり、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりするもあります。不登校の主な理由も同様に複合的なものが多いですが、多くは無気力、不安であり、次いで親子との関わりが挙げられます。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。アの「hyper-QU～よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」は、学校生活における児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態等を質問紙によって測定するもので、教員の日常観察や面談による児童生徒理解を補い、児童生徒や学級の状態の客観的、多面的な理解に活用でき、いじめや不登校、学級の荒れ等の未然防止に役立てることができます。また、教育活動や学級経営を検証したり、困難な状況にある学級に対する組織的な対応策を検討する客観的データとして活用したりすることもできます。各学校のデータは、学級担任だけでなく、学年職員、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員等で共有、分析し、組織的に児童生徒、学級の理解や支援、指導に努めております。今年度は、小学校5年生以上の児童生徒を対象に年2回実施いたします。

イの「嵐山町小中学校人権意識向上（いじめ撲滅）スローガン・標語」については、各学校で取り組んでおります。例えば玉ノ岡中学校では、全校生徒から標語を集め、生徒会を中心にスローガンを作成いたしました。スローガンは、「大丈夫？言われるうれしさ、言うやさしさ」です。このスローガンを昇降口に大きく掲示し、スローガンの下に生徒一人一人の人権に関するコメントが記載されております。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。不登校児童生徒に係る嵐山町子ども家庭支援センターとの連携につきましては、教育委員会と福祉課において協議を行い、利用時間帯や対象児童生徒、また周知の仕方等について共通認識を持てるようにしております。センターの利用については教員と家庭支援センター職員とで協議してまいります。現在、福祉課職員より校長会での説明並びに各学校にて教職員対象の説明会を行いました。今後も学校、教育委員会、福祉課で連携を取り、学校に行けない児童生徒の居場所をつくれるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

1番目のいじめの件数なのですが、令和3年度は小学校が3件、中学校は7件ということだったと記憶していますが、それが小学校が5件、中学校3件ということで、小学校がちょっと増えているというような感じだろうと思うのですが、文科省の調査等で見ますと一番多いのは、いじめで多いのが低学年が多くて、そしてだんだん学年が上がるに従って減っていくような傾向というのを感じられるのですが、やはり今回この5件というのはそういう傾向の、低学年の生徒さんというようなイメージなのですか。その辺はいかがなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

当町で調査した中では、実は低学年は少なかったのです。中学年からの人数のほうが、特段どの学年が多いということではないのですけれども、3年生以上が均等にいじめの認知件数というものが上がっていたというところがございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） いじめは終わったというような、それは1年間の中でどういう状況になっていますか。いじめはなくなったとかという、そういう状況というのは。4年度の場合です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 答弁申し上げます。

いじめにつきましては、その後3か月間は、その後どうなったかというのを見ようということになっているものでございます。中学校、小学校とも認知されたものにつきましては解消しておりますが、小学校の1件だけまだ解消に至っていないものがあります。これにつきましては、いじめの認知時期が年度終わりに近かったものですので、まだその3か月を見守っているというところがございますので、それ以外につきましては全て解消しているものでございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 不登校の認知件数なのですが、やはり中学生非常に多いなというふうに感じているのですけれども、例えば点検・評価、教育委員会の3年度のやつを見ると、毎年1ギャップというものを解消して、行きたくなるような、通いたくなるような学校を目指すとかというようなことが大体書いていますよね、教育委員会のほうでは。私はよく思うのは、その中1ギャップというのが本当にあるのかどうか。むしろ不登校の原因というのは、例えば無気力だったり、不安感だったりというのが非常にそういうことの原因が多いというふうな調査結果もあるわけです。不登校の中で中1ギャップ率の、6年生から中1になるという段階でそういう不安感も多少はあるのだらうと思うのですけれども、ただ率と考えると、どちらかというところよりも例えば無気力とか、そういう部分のところが多いように感じるのですけれども、学校とか教育委員会のほうでは中1ギャップというのをやっぱりそういうふうな捉え方をしているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

小学校の間の不登校の数と、それから中学校に入ってからでは、やはり大きく増える傾向が当町

でも見られます。不登校の理由につきましても、国、県のほうで出ているような無気力というものが今一番多いと言われておりますが、当町におきましても把握をしている中では、無気力であったり、不安というものがやはり多いところがございます。こちらが必ずしも中1ギャップと無気力、不安というのが全く関係ないかどうかというのは明言できないところではございますが、ただその中で推測する中では、中学校という大きく環境が変わる中で新たな不安やそういったものが生じてくる可能性というのはあると思っておりますので、この中1ギャップというものにつきましてはできるだけ滑らかな接続ができるように、こういった配慮はしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） では、3番目のほうに移りたいと思います。

○森 一人議長 お願いします。

○3番（狛守勝義議員） 「hyper-QU～よりよい学校生活と友達づくりのアンケート」ということで答弁いただいたわけなのですが、私なりにちょっと調べた中で、このアンケートというのは対人関係能力を配慮と関わりの2つの側面で診断すると。児童生徒がどの程度ソーシャルスキルを身につけているかが判定されると。また、クラスや学年集団の特徴や傾向も大体把握できるというようなことで、それでいろんな形で活用しているなということも答弁いただいたわけなのですが、例えばソーシャルスキルを身につけるのが弱いとかという判定された場合というのは、やはりクラスとか学年の集団というのはいじめの認知件数が多くなるような傾向というふうに考えていいものなのですか、これは。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

大変申し訳ございません。今の質問について教育委員会としても、ソーシャルスキルが低いからその学級はいじめが必ずしも起こりやすいということに関して相関があるかとか、その形が見られるかということは、これについての何か結論的なものというものを持っているものではございません。しかし、ソーシャルスキル、これが弱いとやはり対人関係能力、こういった不足の中でトラブルというのは起きやすいというふうに捉えておりますので、そういった結果が出た学級については、やはり担任としては、こちらではソーシャルスキルトレーニング、そういったものを学級経営の中に取り入れてもらったり、そういった形で学級経営が改善できるように教育委員会としても支援をしてまいりたいと思います。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 実施の学年が5年生以上ということで、年2回ということですか。そういうふうにご答弁いただいたと思うのですけれども、それは例えば傾向的にいじめが低学年が多いと

いう中で、その学年をもう少し下げるといような考え方というのではないのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

今年度も小学校5年生以上、5年生、6年生、中学校1年生、2年生、3年生、この5学年でやる予定になっております。もう少し低い学年でもやる予定はあるのかということでございますが、今年度につきましては5年生以上ということで考えておりますので、それより低い学年での実施は今年度は予定はございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 次に行きます。

○森 一人議長 はい。

○3番（狛守勝義議員） 第1回の定例会のときにもいじめ防止の策の一つとして、いじめ防止ポスターコンクールというものの応募とか、そういう状況もお聞きしたわけなのです。当然ポスターを作成するとか、それから人権標語とかスローガンを作成するというのは、ある意味ではいじめを許さない意識と態度を育むと、子どもたちが、いじめ防止の関心と意欲を高めるという効果があるだろうということで、これは非常にいい試みだろうというふうには思っているのですけれども、全部の学校で一応やっていると。それで、その学校の中で掲示をして、その下にはいろんな人権に対するそれぞれのお子さんの考えみたいなものは書かれていると。非常にいいことだろうと思うのです。これを例えば幾つか標語ができたり、スローガンできた中で、優秀作品みたいな形で公のところに掲示するとかということで、さらにそういう意欲を高めていくというような考え方があってもいいのかなと思うのですけれども、そういうことというのは今までやられていないということなのですか。学校以外のところでということですか。学校以外の校舎以外のところでです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

現在のところ学校での掲示となっておりますが、今後、先ほども広報等の話がございましたが、そういったところで発表できる場面がございましたら、人権週間等に合わせて発表していく場を設けられればと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） ぜひそういう方向で検討していただいて、実施してほしいなというふうに思います。

それで、次なのですけれども、例えばいじめの問題で、防止策ということなのですけれども、少子化の影響で学年が1クラスというようなことがあって、そのクラスの中で例えば人間関係が崩れたり、いじめが起きたりというときに、1クラスという状況の中で対応できるというのはどういうことがあるのですか、そのいじめ防止に対しての対応というのは。その辺ちょっとお聞きしておきたいと思うのですけれども。例えば学年が変わるときなんかの場合だったら、ある程度の一定の人数がいればクラス替えができてというような配慮ができます。1クラスですと行く場合にはそういうことというのはほとんどなく、同じ形になります。そうしたときの何かトラブルがあって人間関係崩れたときどういう対応ができるのか、その辺ちょっとお聞きしておきたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

まず、その子どもから気持ちであったり、状況であったりということを十分に聞き出すための相談室であったり、保健室の対応ということは考えられると思います。ただ、議員おっしゃられるように1クラスしかない、学級を替えることによる対応というのは非常に難しいと思っております。相談室や保健室等で話を聞く中で、通常学級に戻れることが一番望ましいことだと思っておりますが、それ以外の対応といたしましては、例えば広域適応指導教室、そういったところで学習の場を確保するのですとか、またこんなことはないほうがよろしいのですが、1クラスしかない場合、例えばどうしても学校を替わるということで、このことがいじめの解消につながるということであれば、こういった形というのは検討もすることが最終的にはできると思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） ありがとうございます。（4）番目のほうに行きたいと思っております。

○森 一人議長 はい。

○3番（狛守勝義議員） 不登校児童生徒が増加しているという現状の中で、第3の居場所である嵐山町子ども家庭支援センターの存在意義というのは非常に重要だろうと思っておりますし、その役割はますます重要になってきているのだろうというふうに思っています。そういう中で、先ほどの答弁でいうとまだ連携の中で、第1回の定例会のときに中学生もここで対応するというような答弁をいただいたという記憶があるのです。その状況をちょっとお聞きしたいなというふうに私自身思っている質問を出したわけなのですけれども、今中学生の生徒で不登校の中でそこへちょっと通ったりして、第3の居場所という状況の中でやられている生徒さんいるのかどうか、どういう状況なのか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思っていたのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、お答えします。

先ほど教育総務課長ご答弁されましたが、今年度福祉課と教育委員会のほうで、まず不登校の子どもさん受入れについて細かいことを勉強しまして、最初の答弁のとおり、5月中に校長会並びに実際の現場の教員の方を前にセンターの取組について説明をしたところでございます。したがって、小学生、中学生、どちらも不登校ということで現段階ではまだセンターの利用は始まっていませんが、一応今月中をめどにセンターと学校のほうで、利用に当たっての子どもさんの状況を確認していくということになってございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 分かりました。では、次に移りたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○3番（狛勝義議員） 3番の質問です。駅西口周辺地区の整備についてということで、武蔵嵐山駅西口地区整備事業が今年度完成を迎えます。駅前広場が大規模改修、整備され、加えて駅西公園の改修工事が実施されることは、町の玄関口としての利便性の向上や町のイメージアップにつながるものと期待しています。しかし、駅から菅谷小学校へ続く道路の周辺は、金融機関の撤退、移転などもあり、以前よりも寂しく、周辺には空き地も目立つようになってきました。そこで、次のことをお聞きします。

(1)、町は、このような状況をどのように考えているのか。

(2)、今後の駅西口周辺地区整備をどのように進めていく考えか。

お願いいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えさせていただきます。

武蔵嵐山駅西口地区の活性化につきましては、長年の課題となっており、昭和57年に策定した第2次嵐山町総合振興計画から位置づけがなされているところでございます。それから既に40年余り経過しておりますが、多くの地方都市と同様、店舗の閉鎖が相次ぎ、現在の状況になっていると認識しているところでございます。

平成30年に菅谷全戸対象に実施した駅西口整備に関するアンケートにおいても、駅周辺の課題とはどの質問に対し、飲食店、商店などの施設が少ないが73.8%と圧倒的に多く、次いで休憩スペース、待機場等が少ないが34.9%などとなっており、この傾向は現在も変わらないものと考えているところでございます。

続きまして、質問項目3の(2)につきましてお答えさせていただきます。武蔵嵐山西口は、都市再生整備計画に基づき整備を進めているところでございます。現在の駅西広場整備は、「武蔵の嵐山にふさわしい景観」、「にぎわいにつながる整備」、「交通結節点の機能の充実」、「防火・防災機能の充実」を整備方針として実施しており、早期に完成するよう取り組んでいるところでございます。武蔵嵐山停車場線は、第2次嵐山町都市計画マスタープランにおいて、「駅前通りは、安全性に配慮し、魅力ある空間整備を促進します」としており、歩道の拡幅を県に要望しております。

駅前通りの状況が変わりつつあります。本整備がにぎわいにつながるように、有効な利活用を促進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁させていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

---

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第3番、狛守勝義議員の再質問からになります。どうぞ。

○3番(狛守勝義議員) 一括でお願いしたいと思うのですが、外から嵐山町に来られる方、あそこ駅降りると随分前から、ここでも40年経過しているというふうに書いていますけれども、何もないなということで、やはりもう少しにぎわいがある、それでイメージアップにつながるような形でできればいいというのが多分町民の皆さんも思っていることだろうと思うのです。その一つとして、駅前広場が整備されて、このところよく町民の方に聞くのは駅前あれで終わりではないよねということなのです。要するに駅前広場が整備されたというだけで終わるのだったら、あまり意味のないのではないというのが町民の感覚としては多分多いのだろうと思うのです。

そうした中で、そういうことがあって、駅前通りの状況は少しずつ変わりつつあると。変わりつつあるという中に、つい最近りそなの跡地のところにドラッグストアを建設するという説明会が開かれたということを知っているのです。それは、ある程度町の計画の中に入った状態であるのか、それとももう業者任せで、業者がここがいいからという形で来ているのか、その辺の経緯みたいなのをちょっと教えていただければありがたいなと思ったのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

駅前広場については、議員ご質問にあるとおり、以前から店舗が次々と閉鎖されて、今は駐車場が多くなっているという状況でございます。それについては、町がその一区画については売りに出

された土地を以前購入して、議会の議決をいただいて、先行取得させていただいた経緯もございますので、そういう種地を持って考えているところでもございました。基本的に積極的な誘致というわけではございませんが、幾つかもう既に相談等以前からありまして、何かのときには活用するという考えはございましたので、今回は逆にマッチして相談が来ましたので、それに応じて、いろいろな課題もありますので、それに対応してさせていただいたということでもございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 積極的な誘致ではなかったけれどもというお話ですけれども、やはりちょうどあそこは菅谷5区に入るのでしょうか。要するにりそなの裏辺りはすごく空き地が多かったり、そういう状況がここのところ目立つようになってきているのですけれども、町としてはそのところを今後どういうふうに例えば整備していくような、そういう計画というものは具体的に持っているのかどうか、その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

ちょっとこれはまちづくり部門ではないのですけれども、以前中心市街地活性化計画というのを平成15年程度につくらせていただいて、商工会中心にあの周辺をどうしようかというのを検討した経緯があったかなと思います。そのときについては、やはりなかなか一つにまとまらずに、今現在の状況になっている状況でもございました。住んでいる方と周りの方とのギャップがかなりあって、住んでいる人はやっぱり住宅地として静かなほうがいいのかという方もいらっしゃいますし、来る方にとってはやはり寂しいねというのが、これは以前から総合振興計画をつくるたびにアンケートを取ると外部の人は寂しいけれども、住んでいる人は静かなほうがいいのかというギャップがあって、なかなか難しく、商工会等とも話をするのですけれども、やはり地権者を含めてその方がいろいろ商工会等の事業等も含めて活性化につながらないという状況でもございました。今もちろんブックショップがあったり、ハンギングフラワーも前やったりしたのですけれども、ちょっと一過性で終わったりしてしまって、引き続き次につなげようというふうに商工会等とも検討はしたのですけれども、今の状況になっているところでございます。

地権者もございますので、本来であれば地権者の方がやはり危機感を持っていただいてやるというのが、他の自治体を見てもそれが活性化につながるというのは明らかでございますので、そういうふうにしていきたい。町がいろいろ入っても、商工会が入っても、なかなか活性化に結びつかないというのが現状でございます。ただ、今回は地権者の協力がございましたので、店舗が進出して、ある程度にぎわいが戻るかなと考えているところでございます。

以上でございます。



○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） ありがとうございます。では、次に移ります。

○森 一人議長 はい。

○3番（狛守勝義議員） 4番です。ヤングケアラー問題について。第1回定例会において、ヤングケアラー問題の啓発活動について質問したところ、引き続き小中学校で啓発活動を行い、高校生に対しても実施する、さらに子どもたちが気楽に相談できる体制づくりも進めていくという答弁をいただきました。そこで、次のことをお聞きします。

(1)、高校生に対する啓発活動の内容と進捗状況は。

(2)、気楽に相談できる体制づくりの内容と進捗状況は。

お願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)について答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、質問項目4、(1)につきましてお答えいたします。

高校生のヤングケアラー問題に関する啓発の現状でございますが、嵐山町ではホームページでの啓発を行っております。また、埼玉県では県内の高校生に対し、リーフレットを生徒に配布し、啓発を行っております。

高校生等に対する啓発活動につきましては、現状の啓発では不十分であると認識しておりますが、就学や就労等、中学卒業後の状況が個々に違うため、現在も効果的な啓発方法を検討している状況であります。先進事例等も参考にして、よりよい啓発活動を実施してまいります。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。嵐山町の相談体制でございますが、嵐山町子ども家庭支援センターを相談窓口として設置しております。しかしながら、子どもたちが気軽に相談できる場所となると、より一層センターの存在を周知しなければならないと考えております。また、埼玉県ではラインを活用した相談窓口を開設しておりますので、気軽に利用できるという点ではこのような制度も周知していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） では、これも一括で再質問ということでお願いしたいと思います。

確かにホームページで啓発しているということで、認識のとおり、これは不十分だろうなというふうに思います。前回の答弁でもいただいているわけですが、本人がヤングケアラーかどうか認識するのが一番大事なのだということです。そういった意味では、いろいろな角度から啓発活動していくという、そういった意味で、これから先進事例等も参考にして、よりよい啓発活動を考えていくということなので、ぜひそれはお願いしたいなというふうに思います。

そこで、私は気軽な形で相談できる体制づくり、こちらのほうが非常に大事だなというふうに思

っているのです。福祉課サイドでは、子ども家庭支援センターを相談窓口にするというような形ですけれども、例えばこの1か所ではなくて、いろんなところに気軽に相談できるような、そういう窓口みたいなものというのを設置するという事は不可能なのでしょうか。その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 答えいたします。

気軽な相談ということでございますが、担当内でもいろいろこの件につきましては問題を共有しているのですけれども、まず議員おっしゃるとおり、自分がヤングケアラーという認識を持たないことには始まらないということでは、啓発が高校生に関してはちょっと周知ができていないのかなというところがございます。

また、一方で中学校以降になりますと、お子さん含めて親御さんのほうで携帯電話、スマートフォン等をお渡しをして、非常時の連絡ツールとしてほぼほぼ全員の方が持っていらっしゃるのかなという中では、SNS等を活用する方法も一つではないかなと考えてございます。

ただ、いずれにしましても複数の相談窓口ということでございますが、やはり行政機関等々に足を運ぶということがなかなか難しいと認識してございます。最近よくメディアで放送される内容でいきますと、地域の駄菓子屋さんですとか、そういうことで訪ねるのではなく、居場所的な要素で集まる中で、そういった中から実はというお話が聞き取れる、そういった体制が一番自然なのかなと思っておりますが、いずれにしましてもセンターの活用につきましては、先ほど不登校のお話もありましたが、今後支援体制の部分も含めまして周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 気軽な相談体制ということを見ると、お子さんと日々毎日接している学校、そういうところのほうがある意味いろんな形で相談体制取れるのではないのかなというふうに思っているのですけれども、そういうことも含めて何か学校でできるような相談的な窓口的なものというのをおありですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 答え申し上げます。

やはり議員お話しのようにヤングケアラーについては、本人がそういった家族のケアをしているという認識がない場合が多いと思っております。私も現場にいたときに子ども自身から自分がヤングケアラーだというふうな形で訴えたり、相談を受けたというのは聞いてはございません。学校の中では、日々子どもたちの様子を見ておりますので、全ての学校で組織的に教育相談や生徒指導を行うために教育相談部会等がございます。そういった中で、気になる子ども、そういったも

のをみんなで挙げる中で、その子どもに積極的にこちら側から相談をする、声をかけて相談の場面をつくっていく、そういった形でヤングケアラーの早期発見と対応を行うべきだと思っております。ですから、学校におきましても相談室や保健室というような形で相談窓口はございますが、まずは日々の子どもの様子を見ている教職員がその子どもを見て、教育相談部会等の中で情報を集め、共通理解の下でその子に積極的に相談をかけていく、こういう形が学校現場においては最も実効性のある形と捉えております。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） ありがとうございます。以上で終わりにします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

---

◇ 小 林 智 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号4番、議席番号1番、小林智議員。

初めに、質問事項1の町内産業としての農業の振興についてからです。どうぞ。

○1番（小林 智議員） 議長の指名ありましたので、通告書に従って一般質問させていただきます。

1番、町内産業としての農業の振興について。嵐山町データブックによれば、町の総面積は2,992ヘクタールです。そのうち49.3%、約半分が山林その他で1,475ヘクタール、次に多いのが農用地で787ヘクタール、町の面積の26.1%、約4分の1が農用地となっております。一方、同じ嵐山町データブックの総農家数は457戸で、そのうち農業生産物を販売している販売農家は153戸です。

調査時期、方法は違いますが、国勢調査での就業人口のうち、町内の農業者は247人となっております。人口減少が進み、農業従事者の割合も減少、町の農業生産高も低下していく中で、それでも町の4分の1は農地であります。町では、新規就農者支援や観光農業の振興等へも力を入れて農業振興を進めておりますが、水田、田畑を中心とした産業としての農業をしっかりと再構築していくことが重要と考え、町農業の現状と今後の方向等について以下質問いたします。

(1)、現在の農地、主に田畑の状況について、耕地面積、経営耕地面積、遊休農地面積のそれぞれの定義と面積をお願いします。

(2)、認定農業者の総数と法人、個人別の数、それぞれの耕作面積、主に水田。

(3)、経営規模拡大、効率化のための農地集積、集約化の現状と取組。

続いて、(4)、所有者不明農地（相続未登記の農地及びそのおそれのある農地）の解消への取組。

(5)、農地の活用、産業としての農業振興への取組、方向性。

以上、伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）から（5）について答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、答弁いたします。

それでは、質問項目 1、(1) についてお答えいたします。耕作面積は、一般的には耕作者が耕作している、または耕作する意思のある農地面積で、615ヘクタール、次に経営耕地面積は所有農地と借りている農地を合わせた実際に耕作している農地面積で、434ヘクタール、最後に遊休農地ですが、農地法における法律上の用語で、現に耕作の目的に供されないと見込まれる農地、農業上の利用の程度が周辺の利用程度に著しく劣る農地のいずれかの農地で、17ヘクタールであります。

続きまして、質問項目 1、(2) についてお答えいたします。認定農業者の総数につきましては34経営体で、内訳は法人2、個人32の経営体となっております。この認定農業者のうち、主に水田を多く活用されているのが法人1、個人6経営体でございます。田の利用集積面積につきましては、7経営体中、法人が89ヘクタール、個人が面積の多い順に12.3ヘクタール、11.8ヘクタール、10.1ヘクタール、0.9ヘクタール、0.7ヘクタール、0.6ヘクタールとなっております。

続きまして、質問項目 1、(3)、(5) につきましては関連がございますので、併せてお答えいたします。これまで農地集積や集約、中心経営体の確保など、集落、地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来設計図としては、議員ご承知のとおり、人・農地プランによって決められておりました。しかしながら、国内の農業を取り巻く状況は、高齢化や人口減少が本格化する厳しい現状となっていまいりました。国は、こうした背景にあっても農地の利用、集積を継続的に進めるために、令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の改正によって、人・農地プランが地域計画と名称を変えて法定化されました。この法定化により、町では県の基本方針改正に従って町基本構想を改正し、令和6年度末に町、農業の将来の在り方、中心経営体の農地利用目標図等が盛り込まれた地域計画を策定する予定となっております。今後におきましては、この計画策定の工程の中で、農地の出し手、受け手の意向把握、農地の活用、経営規模拡大等、農業振興の方向性を農地所有者、耕作者、関係機関で協議してまいります。

最後に、小項目(4) につきましてお答えいたします。所有者不明農地につきましては、全国の農地の約2割を占めていると言われておりますが、嵐山町における実態については把握しておりません。しかしながら、所有者不明により担い手などへの集積、集約化が進まないなど、問題となっておりますので、町農業委員会で毎年11月頃に行っている農地利用状況調査の結果を踏まえ、今年度より実施する農地利用意向調査の中で所有者不明の農地を把握する手がかりにしていまいりたいと考えます。

また、所有者不明農地であっても担い手から農地を借りたいという申請がある場合は、町農業委員会が窓口となって諸手続を行った上で、農地中間管理機構と最大40年間利用権設定が可能な制度がございますので、活用を推進してまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) それでは、再質問をさせていただきますが、回答にもありましたとおり、

1から5まで関連がありますので、一括でさせていただきたいと思います。

まず、(1)のほうで農地の面積について再確認させていただきました。本件につきましては、私も令和2年のときに既に一般質問させていただいて、その農地の面積どうだという話もさせていただきました。そんな中で、面積が現在、データブックよりももちろんこれは最新の情報ですから、なっていますけれども、もう既に耕地面積自体も減少しているし、経営農地面積も恐らく減少されているのではないかと思います。経営農地面積が減少に至ったというところは、実際に農業者の後継者がいないとかいろいろな理由があったのではないかと思いますけれども、その辺を時系列的に見て、町のほうでは一体どういうふうに捉えているのかというのをお聞かせいただけたらと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

現在の耕地面積615ヘクタールでございますが、前回は625ヘクタールございました。経営耕地面積につきましては、いろいろ調査のやり方もございます。アンケート調査でございますので、それぞれの農地所有者の感覚の回答でございまして、その考え次第によってこの数字は前後するものと思っております。

現在の状況ですが、議員分析のとおり、ここにきて令和2年度からですが、減少率は緩やかではございますが、減少傾向にあるということは引き続き担当課でも感じるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。6次総振の中で、現況の課題、町が今どう捉えているかの中にも確かに、1つだけご紹介しますが、土地改良区内の農地であっても10年後には借手がなく耕作放棄地になるおそれがあり、総合的な対応が必要となっていると。また、農業投資の行われていない農地の耕作放棄地を止めることはさらに困難な状況であると総振の中で認識されております。その結果、総振の中で方針として出されているのが土地改良区内の農地は水田を中心に農地の担い手への集積を進めるとともに、畑について企業参入を視野に入れ、集積を進めていきたいという形で幾つかの数値目標も出させていただいております。ということで、当然行政のほうもその辺を十分理解していただいた上で、今6次総振を進めていただいているのだと思いますけれども、実際今(2)のほうで報告いただいた農業者数は一体どうなっているか、こちらのほうが前回私がお聞きしたときは32経営体だったのかな、認定農業者さん。そうですけれども、今現在は34ということになっているというふうに今お答えいただきました。たしか前回で私の聞いている範囲では、七郷地区で13人、菅谷地区で17人、町外もあるということで、32人の認定農業者がいるというふうに以前はお聞きしました。今は法人もありますので、あれですけれども、34経営体となっ

ているということで、人数的にはそんなには変わらないのですけれども、恐らくこの人たちが実際のさっき（１）で質問をさせていただきました615ヘクタールのうち434ヘクタールですか、経営耕地面積、これを担っているのだということで、私が今回産業としての農業という位置づけをさせていただいたのは、前文でも今お話ししたとおり、町の施策の中で新規就農者や観光農業が脚光を浴びているのだけれども、基本的な産業としての農業というのは、この水田を中心とした耕地面積から生まれる生産物であるということなのだろうと思うのです。結局産業として今後将来のビジョンを考えると、こここのところをきちんと押さえておかなければ、なかなか新規就農等を増やしていても全体の分母はなかなか増えていかないのだと思うのです。そここのところをきちんとやっていただきたいという意図で、私のほうとしては今回の質問をさせていただきました。

それで、一つ一つ細かいことは1番、2番は数字ですから結構なのですけれども、（3）番のところで集約化の問題をちょっと挙げさせていただきました。集約化の問題、これ3と5を一緒になって答えていただいたのですけれども、集約化の現状といますか、特に水田の場合、改良区が管理、特に北部の水田は中部とか北部とか水田についてはため池農業でやっていますから、段差があったりということで水田規模がなかなか小さいと。そういう中で、今後認定農業者数もそんなに増えていかない中で、その耕地面積をどう維持管理していくかとなると、それから生産高を上げていくとか、効率を上げていくというのが非常に課題になってくるので、集約化ということが出てくるのですけれども、集約の方法としては例えば今まで3枚あったものを1枚にする。町長もいつもご指摘いただいている今後スマート農業ということでドローンも活用して、ここ1、2年そういう形でやってきて、これは集約化した農地で、それから人員削減の効果もあると、効率化の効果もあるということをやっているのですけれども、やっぱり集約化が大事なのです。1枚の小さい田んぼではなくて、3枚にして効率化を上げていく、これ非常に大事です。

今課題になっているのは、集約化そのものを私の認識では認定農業者何名かの方と周辺の例えば1枚の田んぼはある認定農業者さん、隣の田んぼは違う方、3つ目は法人がやっているとか、でもこれ結構平らだから、1枚にできるのではないかというのは誰しもが思うのです。これは、今は農政課さんもお協力いただいているのでしようけれども、認定農業者さんですか、らんざん営農さんとかと一緒に、あっちのをこっちにやるからこうしようよというような取組もされているようなのです。このことがそういう認定農業者さんが自主的にやっていることだけでは今後耐えられないのではないかなと私は認識しているのです。だから、この辺をやっぱり行政としてバックアップしていくことが非常に大事なかなと考えております。その集約化について、その辺の行政のバックアップというところについては、今の現状でどうお考えなのかちょっと聞かせていただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

先ほど議員の質問のとおり、特に水田の集約が課題になっております。水田、水稻を行っている認定農業者というのは、全体の34の認定農業者のうちで3分の1程度でございまして、今現在そういった集約とか集積の考え、その辺は答弁でもお答えいたしましたが、人・農地プランが全てであります。この人・農地プランといいますのが、再三申し上げていますが、町を3つのエリアに分けて、その地区ごとの集積、集約をみんなで話し合っ決めていくものでありまして、それを実質化するというのがまず目標であります。実質化というのは、国が目標を定めておりますその3つのおの面積の割合で50%以上の集積、集約が目標でございまして。現在は、北部のほうが集約率が76%、北部というのは七郷北部土地改良区と北田土地改良組合、馬内土地改良組合、勝田土地改良組合のエリアでございまして、その数字となっております。中部につきましては51%、こちらは中部土地改良区、志賀土地改良組合、越畑、それと三ツ沼がエリアになっております。最後に、南部でございまして。南部につきましては、遠山も含め千手堂、鎌形、大蔵、根岸、將軍沢といった南部のエリアになっておりまして、こちらが68%となっております。現在のところ実質化はされております。しかしながら、まだまだ空いている農地もございまして。そちらを、先ほども申しましたが、法定化された地域計画というものを6年度末までに行政も入りまして、皆さんと一緒にその集約を考えていくというのが直近の目標でございまして。

また、水田に関しましては、集約に役立つようスマート農業の推進でドローンによる播種もやっております。今法人でやっておりますが、いずれは播種だけを委託するという考えで、どんどんドローンの播種の面積も増やしていきたいと、そのように考えております。

また、畑につきましては問題でございまして。畑につきましては、34経営体のうち、前回の32から2つ増えたわけですが、若い方がかなり就農しまして、嵐丸塾を卒業した方、そういった方たちが露地野菜、施設野菜をやっておりますが、野菜の場合思った以上に面積を集積することがございませぬ。したがって、今後の計画においても、マスタープランですとか総合振興計画の中にも位置づけておりますが、畑についてはある程度の話合いの下、ある一定の集積を皆さんで考えて企業参入していただく、そういったことを話し合っ、今後の農業振興の方針を決めてまいりたいと存じます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） この集約化というのは、いろいろなことに関わってくる大変重大なことなのだろうと思うのです。今お答えいただきましたけれども、集約でネックになることというのは誰が考えてもそれぞれ地主が違います。現在借りている人が違ってきます。借りている人同士で話し合ってもやっぱり地主の了解があつたり、その中に私今回質問の中に入れさせていただいたのは所有者不明農地という話もさせていただきました。例えば1枚はついでだからここもそこも一緒にし

たらしいのになと思うけれども、不明農地で耕作放棄になっていたり、田んぼがそういう状態になっていたり、あるいは相続が未登記で、誰が実際の権利者なのかよく分からないとか、そういったことがもう顕在化しているわけです。そういったものを解決する法制度も順次できていますので、そういうことも活用しながら全体を調整していく能力というか、できるのは私行政しかないと思っています。その辺は、行政がきちんとその辺の絵を描いて、バックアップしていくと。そういう営農団体であったり、新規就農者だったりということをちゃんと調整していく。人・農地プランの中で今現在もそれでやっていますよと、ここだけで絵に描いただけでもなかなか難しいので、具体化していくことが今行政に求められているのではないかなということ、この辺をぜひ具体化していってもらいたいかと思います。

あと、この中で認定農業者の問題を言ったのですけれども、認定農業者、これがあって、あと営農団体もありますけれども、認定農業者がそれぞれ自分の考えでこれは農業をやっているのです。だから、全てが集約化にできるかという、なかなかこれは難しい。自分の考えがある。特に田んぼですから、特に田んぼの場合には例えば田んぼってただ分けすれば田んぼになるわけではなくて、過去から営々と土をつくってきた人たちもいるわけです。ですから、土へのこだわりを持った認定農業者さんもありたりするから、なかなか3枚を1枚にと、それも難しい場面もあると思います。そういったことも含めて全体として考えなければならぬ。方向としては、認定農業者の中でも大規模にやっている、10ヘクタールぐらいやっていますよね、1人の方が。そういうところが高齢化していくという問題が一方である。営農団体さんに聞いても、営農団体さんも前は30人近くいたのだけれども、今実質どのぐらいですかと言ったら、事務員入れて12人だというお話がありました。これで実は営農団体でやっているヘクタール数というのは今変わらないのです。聞いたら、どのぐらいですかと言ったら、55ヘクタールやっていますということなのです。それでやっていくためには、やっぱり機械化して合理化していくというのが一つの方向ですから、ドローンを使ったり、いろんな機械を使ったりと、そういうことも大事。あと、集約化、そのためには、そういう機械を効率的に使うためには集約化が必要だと。やっぱりこういうのが連携しているのだと思うのです。だから、そういうことで行政にお願いしたのは、その集約化についてリーダーシップというか、調整役を積極的に図っていただきたい。制度的にやっていってもらいたい。

もう一つは、そういった形を支援する仕組みをやっていただきたい。例えば今回はドローンについて行政のほうから支援いただきましたけれども、そのほかにも重要になってくるのは、今3枚を1枚にすると言いましたが、それぞれ水田の高さ違いますから、その3枚を1枚にするために、最近私も聞いた言葉、聞いたというか、去年あたりから聞いた言葉で、レベラーというのだそうですけれども、高さを合わせる機械というのがあるのだそうです。そういったものというのは、やっぱり個人の認定農業者ではなかなか設備できません。こういったものについても全体として共有をできるようなものという形で支援していってもらったりと、そういうことで集約が一段と進む



のだと思うのです。そうすると、団体としても少人数で大規模なことができる。あるいは、認定農業者さんができないところをそこをやってあげるとか、そういったいい環境になっていくのではないかと思いますけれども、ぜひその辺のところについてお考えをお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

ご質問についてでございますが、まさに集積の中である程度個人の方がまとまってつくっている中で、ぼつんとほかの認定農業者さんが入っていたりということで、色分けが1つの耕地の中であればらばらな色がまだまだございまして、地域計画ではその目標地図というのが義務づけられています。今までの人・農地プランでも嵐山町は割と具体的に色分けの図面をつくってまいりましたが、そこを一步踏み込んで、行政ももちろん踏み込んでコミュニケーションを取って、今まではこの人ではないと貸したくないのだよといういろんな条件があって、そういった弊害もありまして色分けが整えられなかったということもございまして、今後においては目標図面がマストでございまして、行政も一步踏み込んで作成に協力してまいりたいと思います。

また、先ほど大型機械、具体的にレベラーというトラクターに水平にするオプションがございまして、そちらの話が出ましたが、実はドローンの直播の前の代かきで平らにするということで、今回は農林公社に法人がお借りしました。やっぱり効果はありまして、ドローンの直播の後も成長具合が著しくよかったということで効果を感じております。そのうわさを聞きまして、認定農業者さんも私たちが実は欲しいのだよという方が何人かいらっしゃいます。法人においても有利な補助金があれば、そちらでレベラーを購入して認定農業者と共有したいという声もございまして、そういったいい機運が今後も続きますよう町としても支援をしてまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。今課長のほうから答弁いただきましたけれども、やっぱり集約化が大事なので、その集約化についてと、あと機械化、人口減少の中で機械化してやっていくという流れ自体はもうはっきりしているのだと思うのです。嵐山町の特に稲作、水田、その近い将来像を見ると、人が減っていく中で、認定農業者も高齢化する中で多くの業務を効率化していかなければいけない。そのためには田んぼ1枚が大きくなければいけない。全部関連しているのです。それで、それを実現するためにはそういった設備投資がどうしても必要になってくる。その辺については、一団体を支援するのだというのではなくて、嵐山町の農業そのもの、農業基盤を新しい農業に変えていくのだというような着眼点から、全体への要は認定農業者も含めたそういったものへの支援という形でぜひ捉えていただければなど。

水田農業のイメージなかなかしにくいのですけれども、そうやって1枚の田んぼが大きくなって、例えばドローンが種まきをして、そのうち多分トラクターだって自動で動いたりなんかするのだろうと思うのです。そのためにも凸凹だったり、小さかったりすると、とてもではないけれども、効率悪い。だから、機械化される。それが大きくなって行って、しかも今度はリモコンで動いていたり、やがてそのうちGPSを使って、リモコンすらも家の事務所の画面見ていれば済んでしまうとかという時代がやがて来るかもしれません。そんな形もイメージできたりします。

それで大体水田のところはそういったことが方向性がイメージできるのですけれども、今残る課題があぜの草刈りであるとか、そういうことが非常に人件費取られている。認定農業者さんも大変です。例えば田んぼを田植する前に一旦全部刈らなければいけない。終わった後も、6月末から7月になるとまた刈らなければいけない。8月繁忙期で、9月になるとまたそれやらなければいけないとか、結構草刈りって大変な作業。行政のほうも大きな草刈りの機械を買っていただいたり、いろいろご努力いただいているところなのですけれども、やっぱりその辺をもうちょっと合理化できる方法は抜本的にないだろうかということも今後の課題だと思うのです。ですから、草が生えない対策ですとか、そういったことも視野に入ってくるのかなと思いますので、先行事例、日本全国見ればいろんな事例があると思いますので、その辺も踏まえながら、いかにして労働力を少なくしていくか、労働を少なくしていくか。それから、人員の数もそうなのですけれども、高齢化してもできるという、80歳でも頑張れる人たちたくさんいるわけですけれども、体力的にさすがにあれなので、その辺について機械の支援もらったり、あるいはなるべく草の生えない手法だとかというのいろいろ行政のほうも支援いただきながら考えていってもらえればなというふうに私は考えておりますけれども、その辺やっぱりいろんなもののスマート化といいますか、そういうことに進むのではないかと。この辺町長にご意見を聞かせていただきたい。いかがでしょうか、その辺について。特に私はビジョンにこだわっているのですけれども、将来ビジョンといいますか、農家、農業のそういったものの青写真の中でちゃんとそれを実行する位置づけを考えていただきたいという意見を持っているのですけれども、その辺について町長のお立場からご意見いただければと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、将来ビジョンということで大きくくくらせていただきますけれども、嵐山町の町の成り立ち、そういったことを考えたときに、この農業というのは絶対に欠くことのできない大切な産業だと思うのです。ですから、これだけの豊かな自然を維持して、そしてまたさらに活用する中で、次の世代の人たちにお荷物ではなくて宝物として継承していくような準備をしていくのがまさに我々が今託された使命だというふうな認識をまず持っております。

ちょっと個々の話をさせていただきますけれども、まず小林議員の方からご指摘いただいた集

約化、これはもう絶対に進めていかなければならない。しかし、これは今問題視され始めたわけではなくて、前からもう皆さん分かっていたと思います。ただ、なぜ進まなかったかといえば、やはり農地を所有している方と、それからそのところを担って耕作をしていく、この両者の考え方が全く乖離をしていたと。接点を見いだすにも見いだすことができなかつたのです。それがだんだん時代とともに、農地の所有者の中から俺も一生懸命やってきたけれども、これ以上体力的にもできない。ただ、ご先祖様からずっと預かってきたこの農地だから、大切に次の世代に渡していきたいのだと。そういう中においては、うちなんか本当に耕作料なんか要らないから、耕作するだけで結構ですから誰かいないでしょうかと、そういうところまで踏み込んだ農地の所有者の方たちが現れてきたと。そういう形で考えていただけるのであれば、当然担い手との接点を見いだす可能性は大でありますので、今までも既に実施をしておりますけれども、農政課の職員が間に入ってやっています。だから、このところに関しては、一にも二にもやはり農地の所有者の方たちの捉え方、考え方が少し柔軟性を持っていただくということがまず出発点かなと。要するに計画的にはこうで、こういうふうになれば効率よくなって、みんながよくなりますよと、こんなふうに幾ら理論的に話をしても、その方自身がそういうふうな気持ちにならなければ全く進めることはできません。強制的に進めることもできないわけでありますので、だからそのところの気持ちがこうなってくると、これは大変個人、個人でも差があると思いますし、また時間もかかると思います。ただ、今おかげさまでだんだんいい方向性に、そういった考え方の農地の所有者の方たちが増えつつあるのではないかなという、そういった雰囲気もありますので、この機はしっかりと捉えて、そして農地の所有の方々もしっかりと安心感を持って満足していただく、そして担い手の方々もしっかりとそのところをお借りする中で経済的にも利益をしっかりと上げられるような、そういった運営ができるように集約化というのは進めていく。そういった面においては、役場として関わることはしっかりとできるかなというふうに思っております。

それから、あとは先ほど機械化の中で、レベラーの話は私も聞かせていただいて、まさにそのとおりだなと。やっぱりそのところがなければ、見た目では分からないわけです。実際に今回もやってみたら、3ヘクタールのうち部分的にあれというところが出てきてしまった。目では分からないのだけれども、レベルが同じでないところがあると。やはりこれ一々こんなことをやっていたら全然効率が悪いですから、もうぜひそういったレベラーに関しては早期に導入しようではないかと、導入できるような何か対策はないだろうかと、もう既に担当課のほうにはそれが購入できるように考えてくださいという指示は出してあります。

それから、あとは先ほど機械化の中で、ドローンで、去年はメーカーの方が操作をしてやっていただいた。今回は、もう営農さんの職員の中に2人パイロットが育成されていて、それでその方々がどんどんやっていると。やるだけではなくて、実際に1回飛ばして、そしてその1枚の田んぼの面積だとかそれをコンピューターに登録して、そうすると登録をしておけば自動的にばつと行くだ

け。たった1年だけれども、これだけ大きな飛躍は出ているということですから、ぜひこういった方向性は積極的に町としても後押しをしていきたいというふうに思います。

それから、あとは1団体だけではなくてという話もありましたけれども、それはそのとおりでありまして、ただこちらのほうで説得をして、こうしてください、ああしてください、こうなるとよくなる、そういうやり方ではなくて、その本人が意欲を持って、しっかりとこういうふうにして、こういうふうにして、こうしたのだと、でもこここのところだけはどうにもならないので、町としてどうでしょうかと、やっぱりこういう本人が意欲を持っている方には積極的に町としても応援をしていくということが大前提となろうかと思えます。

それから、あとはあぜの草刈りの問題、畑だとか田んぼになると面積が全く違いますから。でも、そういったことに関してもいろんな機械も出始めていますし、また今までは苗を作って、それで田んぼに植えてという作業が1か月以上あったのがたった30分、1時間で終わってしまうと。この時間を今度はそういった方向性に、作業のほうに使うということも当然できると思えますので、一時的にはそういう形でやると。ただ、面積だとかそういうのもありますし、それから高齢化ということがありますから、それにふさわしい機械が出てくればそういったものを積極的に導入をして、そしてそういった面でも時間的にも労力的にも軽減ができる、そういった方向性で町としては応援をしていきたいと思えます。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時03分

---

再 開 午後 1時31分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第1番、小林智議員の再質問からになります。どうぞ。

○1番（小林 智議員） 町長から大変力強いお言葉をいただきまして、お言葉といえますか、回答をいただきまして、嵐山町の農業がこれからどうなるのだというのが暗い情報しか入ってなくて、やっぱり明るい情報、未来を見るということが大事、そうでないと新規就農者も来ないし、新たに定着する人たちも安心して働けない。特に若い方で大規模にやっついこうという方もいらっしゃると思いますので、そういった方たちを次につなげるためにも、先ほど町長のお答えいただきました例えばスマート農業への取組だとか現状の団体、認定農業者への支援ということをぜひ積極的にやっていただきたいと思えます。

最後に、この問題につきましては、通告書に従って1の4につきまして、所有者不明農地につきまして1点だけ確認をさせていただきたいと思えます。ご回答いただいた中で、所有者不明農地に

関する情報は実態について把握していないというご報告をいただきました。今後は農業委員会を通じて、調査の中でこの辺について把握していくという答弁いただいたのですけれども、先ほど来ずっと言っているように集約化とか集積化、地主の問題が大変問題です。町長にもちょうどご指摘いただいたように、その辺がネックになっていることが多い。なので、私この問題を出したのですけれども、特に所有者不明農地、誰に相談したらいいか分からない、誰も手つかずのままほっておかれるというところがあると思いますので、この辺をきちんと行政のほうでも今後把握していただきたいと思います。これまで把握できなかったのはちょっと残念だと思うのですけれども。

それで、これについて1点なのですけれども、答弁者として税務課長をお呼びしなかったのも、あれなのですけれども、この辺を行政で把握しているところは、固定資産台帳だとか町税を管理している部分でもやっているのではないかと思うのです。この辺の情報というのは活用はできますか。その辺についてちょっとお伺いしたいのです。それ農政課長のほうでお分かりになったら、範囲で結構です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

所有者不明の農地につきまして税務課からの情報ということで把握できるかという面でございますが、全てを網羅するというのはちょっと難しい問題であると正直考えます。また、農地の集積につきましては、先ほど答弁のほうでも申しましたが、誰か声を上げて、所有者不明農地を借りたいのだ、そういうような声が上がれば何とかなる方法はあるのでございますが、今のところ土地改良された農地で、そういったことで集積で困っているという事例はございません。

また、土地改良の改良区、改良組合とも賦課金の徴収をしております。そこで不明な方からは徴収はできないのですが、嵐山町土地改良連合会全ての団体でほぼ100%の賦課金の徴収率になっております。今のところ所有者不明農地で問題になっていることはないのですが、農地に限らず、全国的に土地に関わる様々なそういった未然の防止策というのを力を入れていまして、法務省の管轄にはなるのですが、令和6年4月から相続登記の申請が義務化になったり、またこの令和5年の4月27日から相続土地国庫帰属制度、これも法務省です。そういったものが制度ができております。そういった取組を国がやっているということで、国民に農地に限らず全ての土地について所有者不明にならないよう力を入れているわけでございまして、そちらの啓発につきましても農政課、町を挙げて啓発に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。これは農業委員会さんの仕事だと思うのですけれども、その辺所有者の的確な管理というのも重大なことなので、今後はきちんと、できる限り。

特に今動いている田んぼとか、特に改良区管轄の田んぼとかは徴収率がほぼ100%とおっしゃいましたけれども、大体99.幾つまでいっているのですけれども、おおむね問題はないのですけれども、ほかに畑地だとかで耕作放棄地だとかというのは結構出ているような気がしますので、その辺については、機関としては農業委員さんかもしれませんけれども、そちらのほうで適切にその情報把握をぜひお願いしたいなと思いますので、今回これ意地悪な質問と捉えられたら困るのですけれども、私もこれ国交省の資料のほうから見せていただいて、課長のおっしゃるとおり、所有者不明土地対策、国でやっているのは所有者不明土地対策という形で今動いています。私ここはあくまで農地にこだわって質問したのですけれども、この中で所有者の探索を合理化する仕組みという中に、固定資産課税台帳、地籍調査票、インフラ事業者等の保有情報など有益な所有者情報を行政機関等が利用可能になるという、これなったかどうかは分かりませんが、ちょっとそれ以前の資料でしたので。というふうなこともありますので、個人情報だから恐らく税情報なんていうのはほとんどほかに使ってはいけないというのが原則でしょうから、ただそういうものの簡潔に特別措置法を枠組みとしてつくるのだということも出ていますから、そういうことがはっきりしていれば、そういった情報も活用し的確にまず現状把握をして、そういう土地がないような方向に向けていかないと、そうしないと集約化とかそういう問題についても支障を来すこととなりますので、ぜひそういう取組をしていただきたいと思います。

本件の質問は以上とします。ありがとうございました。

続いて、2、町のホームページリニューアルについてに移りたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○1番（小林 智議員） 町のホームページリニューアルについて公募型プロポーザルによる事業者選定が行われているようですが、経緯、内容について伺います。

（1）、リニューアルに至った経緯、目的、きっかけとスケジュール、（2）、リニューアルに当たっての体制、プロジェクト体制など、（3）、リニューアルに当たり改定を行う主なポイント（現行の課題と解決、新たに取り組む施策等）、（4）、町民、利用者からの要望、指摘等はどうのようなものがあつたのか、それらへの対応、（5）、町民、利用者が新たに期待できること。

以上、お願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）から（5）について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、お答えいたします。

質問項目2の（1）につきましてお答えいたします。現行の町ホームページは、平成24年度に構築し、平成25年3月に運用したものでございます。長期継続契約を1度更新しましたので、10年がたちました。リニューアルの理由といたしまして、契約が満了すること及び機能や操作が古く感じるようになったためでございます。スケジュールでございますが、公募型のプロポーザルに2者の

参加があり、書類審査、デモンストレーション審査等を経て優先交渉事業者と最終交渉を行い、5年間の長期継続契約を5月29日に締結いたしました。本年10月1日にリニューアル公開する予定でございます。

続きまして、質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。リニューアルに当たってプロジェクトチームを編成する予定はございません。契約先が現行のホームページと同じ事業者であることから、地域支援課を中心に協議を進め、必要なタイミングで関係する課局と調整を図ります。本町のホームページは、CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)という誰でも簡単に編集、更新ができるシステムで、パッケージとして提供されるものでございます。画面構成の自由度が高いのはトップページだけでございますので、地域支援課を中心に構築してまいります。

続きまして、質問項目2の(3)につきましてお答えいたします。リニューアルの主なポイントといたしまして、現行の課題を数点申し上げます。この10年でスマートフォンが広く普及いたしました。現在のホームページは、パソコンでの閲覧を想定していますので、スマートフォンでの閲覧に適したデザイン、運用に改善いたします。また、トップページを見やすくします。カテゴリー分類を再編し、3クリック以内に必要な情報にたどり着くよう改善いたします。

続きまして、新たに取り組む施策でございます。まずは、外国人や子どもたちに向けて、易しい日本語機能を追加します。ワンクリックで全てのページが表現をかみ砕いて分かりやすい表記に切り替わります。また、トップページにマイページ機能を新設することで、利用者は登録したページにすぐたどり着く機能を追加します。

続きまして、質問項目2の(4)につきましてお答えいたします。町民や利用者からのご要望、ご指摘等でございます。まずは、複数の町政モニター様から情報が探しづらいとのご指摘をいただいております。また、町民からは、季節を感じるトップページ、体育施設や交流センターのオンライン予約とクレジット支払い、特産品等のオンラインショッピングなどご要望をいただいております。トップページの季節感はこのリニューアルで対応いたしますが、施設の予約や支払い等には対応できません。せっかくご要望くださった方には、ご期待に沿えず申し訳なく思っております。

続きまして、質問項目2の(5)につきましてお答えいたします。町民、利用者が新たに期待できることでございます。(2)でお答えしましたようにパッケージとして提供されますので、大きな新機能はございません。自治体のホームページですので、とにかく情報の見つけやすさ及び嵐山町のイメージ、魅力を伝えるという点を重視します。特にスマートフォンでの情報アクセスにこだわって構築してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。本項目も1番から5番までいずれも関連がありますので、一括で再質問させていただきたいと思っております。

まず、私何で今回この質問をさせていただいたかという、ちょうど1年前にも似たような質問をさせていただきました。そのときに、今のホームページ上に、ちょっと言葉はあれなのですが、セキュリティ上、これ大丈夫なのですかというような、一般の人が見るとそういうようなところがあったので、これへの対応をどうされるのですかというような趣旨の質問をさせていただきましたけれども、その当時の答弁では令和4年中にこれは更新の予定があるので、対応いたしますというご答弁いただいたかと思います。別にセキュリティのことを強く言うつもりはないのですが、例えばホームページのトップページ、皆様御覧になっていると思うのですが、トップページを開くとHTTPSというセキュリティが許可された通信の方法なのですが、そここのところはHTTPSになっているのはいいのですが、それをクリックすると、多くの方は経験があるかな、このサイトの接続は完全に安全ではありませんというのがいまだに出るので、いまだに出るのです。これを見た方は、結構多いのではないかなと思うのです。

それから、もう一点、大体このホームページの中でサイト内検索というところがあります。サイト内検索をしようとしてそこをクリックすると、このフォームはセキュリティで保護されていませんというようなのが出るのです。私が使っているのは、これ見ているのはマイクロソフトのエッジという普通の最新のブラウザなのですが、3つぐらい私もほかのブラウザで見たのですが、似たようなことが出ます。他市町村どうでしょうかと見たら、ほとんど近隣の市町村はこれは解決されています。

これは、そもそもホームページの根底の作り方の問題になってしまうので、恐らく担当課としてもこれは更新のときにやるしか方法はないだろうということで、多分今回になったのではないかなと思うのです。私これがどの程度セキュリティ上問題があるかというのは、にわかにはちょっと分からないのですが、経験的にいうとこれは恐らく地域支援課の皆さんは、技術的にはそんなに大きな問題があるものではないという認識をされているのではないかなと思うのです。それはそれで正しければ、コンサルさんの意見も聞いた上でそうなっているのだったらそれはいいのですが、こういう情報が一般町民から見たときに画面上出てくるというのは、どうしても不安感を与えてしまう。よそでは出ないのにここだけが出てくるというのは不安感を与えるので、早めに対処ができればいいのになと思っています。ただ、できなかったのはさっき言ったような事情で、作りの根幹から直すしか方法はなかったのかもしれませんが、他町村よりもホームページの更新、リニューアルのタイミングがずれてしまったということなのかもしれません。この辺についてのまず担当課としてのご見解はいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

私も引継ぎという形でトップページにそのような表現が出てしまうということは聞いております。



ただし、これは大きなことではないのだというふうな形で引継ぎを受けております。今回は新たなホームページになりまして、今はSSLなのですが、今度はSSLという暗号で、もう一ランク上げたセキュリティー機能で、データの改ざんや情報漏えいを防ぐという形で今進めてございます。

小林議員おっしゃるトップページに表現が出てしまうのは、今度はこれは消そうよという形でお話を進めておりますので、そのようにご理解いただければと考えております。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。いずれにしても、ホームページというのは、今となっては町民とかほかの利用者の方の一番最初の入り口、窓口になるわけですから、この辺については十分その辺も考慮したつくりをしていただきたい、今回にあってもそういう気持ちがあったものですから、これについて質問をさせていただくこととさせていただきます。

それで、できるだけ順番追っていききたいのですけれども、まず今回の契約は10年間使った、10年前だから、そういう対応できていなかったのかもしれませんが、今回新たになるということで、公募型のプロポーザルでやっていただいた。2者の応募があったということなのですけれども、要件定義書でしたよね。たしかホームページに公開になっていました。今は消されていますけれども、これを募集中だった頃は要件定義書が出ていて、結構分厚い資料で、とても全部は私も目を通せなかったのですけれども、見たところ、ただそこをさっと見た限りでは嵐山町は今後新しいリニューアルをどういう方針で考えているのだというのがちょっとよく分からなかったものですから、ただ技術的などところだけがずらずらと書いてあるだけだったというふうに思います。なので、その点については、こういうふうな一般質問の機会とかでないとなかなか難しいかなということとさせていただきますのですけれども、まずこれのリニューアルに当たって、どういったコンセプトでやりましょうとか、そういった話し合いなり、地域支援課さんなり、町としての姿勢というのは、何かお考えはあったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

先ほど町政モニター様からの指摘で情報が探しづらいというご指摘をいただいております。今回結果的にプロポーザルをして業者さんから指摘をいただいたときにやっぱり同じことをおっしゃられまして、トップページとにかく情報が多過ぎると。トップページに情報を集め過ぎてしまったために、閲覧に訪れた方が次のボタンがなかなか押せないらしいのです。どこに行ってもいいかわからないと。とにかくトップページは、分かりやすく最小限で、アイコンで見て直感的にここに行けばいいのだなというような形で、そういうふうな形で導きを出すものと。たくさん並べても次の一歩が踏み出せないで、とにかくそこを改善したいというふうに私たちも思っておりました。プロポーザルのほうでも同じような形、やっぱり最大の欠点がトップページに情報がとにかく多過

ぎると。確かに行けるのだけれども、選べないよという形でありましたので、まず一番はトップページを分かりやすく、情報を少なくして、かつ次の一步が簡単に踏み出せるようにというような形に一番気をつけようと、これがまず一番最初の話でございます。

続きまして、スマートフォンの見やすさに関しましては、私たちも統計的に調べたわけではなく、いろんな人たちから聞いたのですが、現在7割の方がスマートフォンでホームページにアクセスをするらしいです。ホームページでよく作ってあるなという自治体たくさんあるのですが、スマートフォンにした途端に長くなってしまったりとか見づらくなったりというのがかなり見受けられます。ですので、基本的にはスマートフォンで見やすいホームページを作ろうと、とにかくこれにこだわるのだと、まずこの2つに大きくこだわりまして、あとは当然嵐山町らしさとか、あとはアクセシビリティといいまして、障害をお持ちの方が読み上げのときにちゃんと読み上げられるようなホームページを作ろうという形で、自由度はかなり削られてしまうのですけれども、そういう読み上げ対応にしっかりと適したものを作ろうと、こういったもののコンセプトが最初ございました。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

続いて、(2)の質問のところですけども、こういう10年に1度のリニューアルするに当たって、通常ではプロジェクトチームをつくられるのかなと思ってご質問させていただいたのですけれども、特につくらないと。地域支援課さんのご担当の方と、必要に応じて関係部署での調整をやっていきますという話ですと、プロジェクト体制は特につくらなくて、決まった業者さんと担当課、あるいはほかの方、その他の打合せ会議というのとはどのような形で取られるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

ちょうど契約が済んだところでございますので、これから大体6月、7月の2か月をかけてトップページの構築ですとかコンテンツをどういうふうにするのか、デザインとか、こういったものを打合せをしていくような形でございます。

プロジェクトチームにつきましては、今回ホームページのCMSというのは自治体専用CMSという形で、自治体向けに特化をしたこのシステムをパッケージで届けると。何が自由度であるのですかといったら、トップページ以外は正直ございませんと。あとはもう決まったパッケージでお届けしますので、それをどのように分かりやすく表示するのかというような形で打合せ等のときに、またプレゼンテーションのときとか、そういった形で質問をたくさんしたところ、ある程度はそのような形で決まっておりますと、2社ともそのようなお話でございましたので、プロジェクトチームではなく地域支援課でいけると。あとは必要に応じて、今はネットの時代ですので、ホームペー

ジ等で、メール等で2か月かけて今町の希望をこういったホームページにしてほしいという形でいろいろ見て、要望をこれから上げて、2か月かけて大まかなのを作り上げると、そのような形でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） そういったプロジェクトについて、私も細かく入るつもりはないのですが、今町の要望を先方、当然なのですけれども、先方に伝えるということなのですけれども、町の要望をまとめるということは、各課局の要望を吸い上げて全体を調整されて出てくるのではないのですか。そういう意味では、大きくプロジェクトチームとは言わなくても、そういった検討チームだとか検討会議とかいうのは簡単なのがおありで、各課局の要望なんかも吸い上げているのではないかと思うのですけれども、その辺だけちょっと確認をさせてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

私の言葉足らずで申し訳ありません。町の要望というのは、大きく分けてトップページの要望というような形になります。残りに関しましては、ある程度決まっておりますので、リンクをどのように貼りますかとか、他のシステムをどこにリンクを貼りますか、このような形は調整は必要かなと思うのですが、基本的にはトップページの要望というような形でご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

では、続いて次の質問のことについて行きたいと思うのですけれども、リニューアルの主なポイントということで、通常こういうリニューアルがあると売りになるこういうことをやっていきたいというのが必ず出てくるのですけれども、予算の制約もおありでしょうから、今回はユーザーフレンドリーでスマホと本体を中心に考えたということはこれ大変結構なことです。スマートフォンで見たときに、通常のパソコンと同じ画面が小さく出てくるのは本当につらい話なので、スマートフォン対応はぜひきちんとやっていただきたいと思います。

それから、スリークリックというか、3クリックで目的に到達するかどうか、これ非常に重要で、ぜひそれは最後まで完結してほしいなと思います。というのは、私がちょっと思ったのが今までのホームページで悪い点といいますか、使い勝手が非常に、なかなか思ったようなところに行かない、欲しい情報が見つからない、たどり着かない。それから、あと2点申し上げると、町民の声にはなかったようなのですが、情報の更新が遅いです。それと、情報のタイミング、更新タイミングが各課ばらばらであったり、もちろん物によって出していいというタイミングがありますから、いろい

ろなのは分かるのですけれども、決まったことが的確になかなか出してもらえていない。さあ、これを調べよう、決まったはずだから調べようと思うとまだ出ていない。現に昨日もホームページ見ながらやったら、3月時点までは去年の1年分毎月報告があるのに、4月、5月、6月になっているのに4月分も5月分もデータが上がっていないとか、データといいますか、情報が上がっていないというのがこれ非常にまちまちなのはどうなのかなと思うので、その点もちょっとありました。

それから、もう一点私が感じたのがデータの一貫性がない。悪いことばかりで申し訳ないのですけれども、データの一貫性というのは、過去との連続的な比較ができないのです。だから、ある担当者の方は非常に有意義な情報を上げてくれるのだけれども、担当が替わったらそのところは通り一遍の簡単な説明で終わってしまっている、あるいはその情報も出さないというふうになっていたり、あとは切り口が変わって出てきてしまったりということで、時代とともにいろんなものが変わってくるのは分かるのだけれども、そういうデータの連続性といいますか、そういったものを意識した情報の更新というのは、見る側から見るとその辺もぜひ注意していただければなど。これは、ホームページのつくりというより、要は今回リニューアルをするという話というよりは、町民の皆さんに見ていただくためにどういう工夫をするかという行政側のほうの意識といいますか、課題だと思いますので、ぜひその3点、見づらい、見つからないということは解決すること、それから情報をタイムリーに上げて更新を正しくやっていくこと、それからデータの一貫性について連続性を必ず持っていただきたい、この辺については私も使いながら時々いらいらしながら見ていましたので、ぜひ今回のリニューアルに当たってこころ辺についても注意してやっていただきたい。その辺についてはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

まず、情報が見つからないというところに関しましては、私どももプロポーザルの2者から受けたとき最大の欠点ですというふうな形でお話をいただいています。まず、先ほど申し上げましたトップページとにかく情報が多過ぎて、職員さんは見ているから分かるけれども、初めて来た人は分からないよというふうに、両サイドに情報があって、真ん中に情報がありますので、今の流れは1つが縦に並ぶような形で、まず両サイドは要りませんと、そぎましょうという形で、もうプロポーザルのところで2者から言われました。かつ、かといって長くなり過ぎては最後まで下まで見えてくれないので、両サイドを削ってスリムにして、かつ短く、これをしない限りはまず見てもらえませんかというのと、あとはトップページに情報を少なくなのですが、カテゴリーが分かりづらいと。まず、カテゴリーを見て、私はどのカテゴリーなのかなという、そこをとにかく工夫しない限りは、まずそこで固まってしまうと。ですから、カテゴリーがとても大切なのだと。そのカテゴリーは、できれば視覚的に直感的にこれかなという形で押せるようなカテゴリーをアイコンで設けたりとか、

このような指摘は実はかなり厳しくプロポーザルのときでもいただいておりますので、カテゴリーが5個ぐらいがいいのではないかというふうに提案をいただいているのですが、いろんなところのを見て、カテゴリーだったら何々県の何々町のがいいからここを使おうとか、そういう形で今3つ、4つよさそうなところを見つけて、これを組み合わせればいいのが作れるかなとかという段階まで担当とは話しておりますので、それと3クリック、3クリックで何とか届くような形で今は作りたいというふうに思っていますので、そこはこだわりたいというふうに考えてございます。

続きまして、2つ目、3つ目の情報の更新等に関しましては、これがコンテンツマネジメントシステム一番の欠点で、誰でも簡単に編集、更新ができるということは各担当課、各担当者が更新をするというふうな形になりまして、そこで意識や練度の差というのが必ず生じてしまいます。ここは私ども地域支援課が担当としまして、おっしゃったような更新が遅いのですとか、そういったものをチェックして伝えていく、また研修会等で伝えていく以外は、地域支援課がページを作るということは現在考えておりませんので、担当課の意識、練度に全てかかってくると思いますので、そこは注意してやりたいと思っています。

また、今回ページを作るほうもできるだけ簡単にしたいというふうな形で、具体例を申し上げますと今ワードで打った文章をホームページ、コンテンツで上げるには1個1個打たなくてはなりません。ワードはワードで別で1個1個ブロックごとにこうやって打っていくのですが、今度の機能はワードをそのままホームページで読めるような機能とか、そういうのをつけていただいております。そうやってまたホームページで一から作るというのをできるだけ避けたいのですとか、プレビュー編集といいまして、私ども今ページを打ちまして、カテゴリーを打ちましてプレビューを見まして、プレビューを見てここ直さなくてはとまた戻って、一から戻って打って、また保存して、またプレビュー見て、また直しての繰り返しなのですが、今度はプレビュー編集といいまして、プレビューを見ながら編集ができるような機能もつけてほしいと。やっぱりその直してどうしても時間がかかってしまうということと、そのプレビューもスマートフォンのプレビューにしてほしいのだと。スマートフォンのプレビューで出して、それをダイレクトで編集できるようにしてほしいとか、そうやって職員の負担といいですか、職員が簡単に直せるように、嫌にならないようにしてほしいという形も伝えておりますので、CMSの欠点を職員がそれほど負担なく作れるということで何とか改善したいなど。あとは意識づけですので、私どもでその辺は厳しくやらせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 今度のリニューアルでいろいろ気づいた点が改善されるのだろうとは思いますが、今いみじくもその答弁の中で言ったCMSの最大の欠点が各課に仕事を割り振ってしまったために練度の差が出るという話なのですけれども、実は私プロジェクトチームを何でつ

くらないのという先ほどお話したのは、そういった意識づけをまず統一するということとレベルを一定にする、それから情報の更新の頻度であるとか正確さだとか、そういったものを維持するためにはそういった機会を、地域支援課さんの担当者だけで動いていたのではこれはできないのです。よかれと思って作っても、ほかの課の担当さん、課長とは限らないです。多分部下というか、一般の方が更新担当するのでしょうかけれども、そういう方たちが同じ意識で動いていかない限りホームページ全体の一貫性というのは保てない、そう思いますので、別にプロジェクトつくれとは言っていないので、その辺を平準化する方法をぜひつくる段階から考えていかれたらいいのができるのではないかなと。余計なお世話かもしれませんが、ちょっとその辺感じましたので、ぜひやっていただきなと。その辺の仕組みはどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

私ども町は情報発信の担当者というものを各課に定めてございます。広報を主として作ったり、今はマスコミのほうとの情報発信も大変重要ですから、マスコミに主として情報発信をする人、うまくペーパーを作って、来ていただけるような情報発信をする人が各課で定めてございます。ホームページも同じような考え方でございますので、先月情報発信の担当者の会議のほうも管理職1名と担当職員1名という形で開催のほうさせていただいておりますので、同じような形で情報発信の担当者の方、また管理職の方をお願いをするという形で、そういう差がないように作りましょうという形で進めさせていただければと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。情報発信担当者を定めてやっていらっしゃるということで、それはそれで結構なことですから、何も1か所で集中しなくても平準化した中で各課がやるというのはいいことだと思いますので、その辺の欠点さえ克服していただければ大変いいものになるのではないかなと思います。ただ、ここには権限もまたありますので、恐らく大きな権限移譲もあるのではないかな。要するにこの範囲だったら課長やらなくても情報担当者の判断ですぐ情報更新してしまってくださいとか、アップしてしまってくださいという項目もあるのではないかなと思いますが、ただホームページは一遍に公開情報になってしまいますからリスクも当然伴いますので、その辺の管理もぜひきちんとやっていただきたいと思います。ちょっといろいろ細かい話になってしまうとあれなので、先に進みます。

ご答弁いただいた(4)のところ、要望はあまりなかったようなのですけれども、今まで出てきたようなことばかりで、それはそれで結構なことだと思います。要望の中であったのが施設の予約や支払い等に対応してほしいというようなお話、これ結構重要な話ではないかなと思いますので、

特に施設予約、これもほとんどのところがオンラインでできる。図書館みたいに借りたい本がそこでできるとか、ごくごく普通にできることですので、費用の話もあるかと思いますが、今回対応できていないというのは残念だと書いてありますけれども、できたら早い時期にご対応いただければ、特に体育館の空き状況だとか、例えば柔道をやるだとか剣道やるとか、太鼓をやるとかいろんなところで借りたりしているのだと思うので、そういうことがホームページを見れば一見できて、どうだこうだとぜひできたらいいです。それから、ふれあいセンターだとかの今担当者が一々目でチェックしてやられているのではないかと思うので、その辺も機械に入れてしまえば非常に簡単になりますから、ぜひご検討いただけたら、決済までいけるのはハードル高いかもしれませんが、その辺の予約ぐらいは、ホームページリニューアルなのですから、一方情報ではなくて双方向の情報ツールにぜひなっていたらなと思います。これは特にご回答は結構です。そういうふうについていただけたらなと思います。

大きな新機能はないということなので、恐らく費用面だとかいろんな対応があったので、できないのだと思うのですけれども、これで次の更新が10年後かというのはちょっと残念なのですけれども、バージョンアップという方法もおありでしょうから、その辺についてもぜひ前向きに検討して、とにかく使い勝手のよさ、その辺を考えていただきたいと思います。

それと、一つのポイントの中でスマホ対応のほかに易しい日本語機能を、これは外国人向けかもしれませんが、基本的にユニバーサル、多言語対応というのは今でも取られているというところではよろしいのですね。同等の機能が今後もつくということではよろしいですね。その上に易しい日本語で、平仮名か何かで、要は難しい言葉を知らない人でもある程度できるような機能を持たせるということですか。それはそういうページを作るということなのですか、それともそういう機能があるということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

易しい日本語機能につきましては、先ほどご答弁しましたキッズページのような形で、特設ページを作って子どもさんに特化したページというのも一つだったのですが、今回は易しい日本語機能で、全てのページに、トップページ、ページの上に易しい日本語とかというタブのようなアイコンが付きまして、それをクリックするとそのページが全て切り替わります。漢字に平仮名がついて、あとは言葉も大きくなったり、強調したり、多少ですけれども、かみ砕いて言葉を分かりやすくするような機能がつきます。それは全てのページに、そのクリックを押せばその押したページになりますので、基本的には全てのページが易しい日本語機能という形で切り替わると、そのような形でご認識いただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。先ほど狛守議員からもその辺のキッズページのようなお話があって、多分狛守議員の趣旨というのは子ども専用のページで、子どもに合った内容、子どもが何か見たいと思うような情報を集めたページがというお話も含んでいたのだと思うのですが、あくまでこれはホームページの易しい日本語で表現するというページが裏側についているよというようなイメージでよろしいのですか。お答えだけ、ちょっとすみません。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

最後に、町民、利用者が新たに期待ということで何かありますかということで私も質問をしたのですが、残念ながら大きな新機能はないということで、費用等の制約もあったり、担当者が大勢つけられるわけではないという制約の中でのことなのだと思うのですが、何度も申し上げますけれども、ホームページというのは本当に町の顔というのは皆さん認識同じだと思いますので、この辺はもう少し時間と手間暇を今後もかけ続けていただきたいなと思います。双方向でやり取りする時代ですので、そこからやり取りをする。もうパソコンという言葉も古くなるのだと言われていきますから、みんなスマートフォンになってしまうのではないかと。あるいは、違うツールになっていくのではないかとということも将来的には、10年後を考えたらもうとんでもないことになると思いますので、そういうことも考えながら、随時更新をしていくだけのその対応をぜひ取っていただけたら。その辺について町長なり、副町長なり、その辺今後情報戦略といいますが、こういった戦略で何かお考えがあったら教えていただきたいのですが、どうしても。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今小林議員のほうからご指摘されたことでありますけれども、特にホームページとかなんとかというのは、情報の速度が、掲載の速度が遅いなんていうのは本当意味がなくなってしまいます。今までは、広報だとかそういう印刷物で知らせるというのが当たり前の時代できていましたけれども、今はそういうことでないと。最大の特徴は素早く情報提供できるということですから、そういった点はしっかりと連携をしながら、そしてまた各課には先ほど課長からも話がありましたように担当課もいるわけですから、そういった連携を密にして、しっかりと情報提供がスピーディーにできるように心がけていきたいと思っています。



以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。いずれにしても、10月1日には新しいものになるというので、期待も大きいわけですので、確実にいいものに仕上げてください、町民の役に立つホームページをぜひ作っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

---

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号5番、議席番号9番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の教育行政方針についてからです。どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 9番議員の青柳賢治でございます。議長のご指名いただきましたので、質問させていただきます。

1点目でございますが、教育行政方針について、下村教育長におきましては奥田教育長の後を受けて、町立小中学校再編整備、多様化する生徒の指導、人生100年時代に向けた生涯学習の取組など、諸課題を抱えての就任であります。多くの町民が期待を寄せています。教育長に就任に当たっての所信と学校応援団の組織の現状と活用についてお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 質問項目1につきましてお答えいたします。

初めに、所信でございますが、教育長就任に当たり、学びを通して夢を実現する人づくりを目指す嵐山町において子どもたちへの教育と生涯学習、スポーツの一層の充実、発展を図ることが大きな使命であり、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。学校教育に目を向けますと、子どもたちは未来をつくる宝であるということをまず大事にしたいと思っております。嵐山の子どもたちに笑顔があふれ、自分の夢や可能性に挑戦していけるような教育を推進したいと思っております。そのために、これまで積み上げてきた嵐山のよさを生かしながら、子どもたちが生きる力を確実に身につけられるよう取り組んでまいります。また、この教育を推進するためには教育環境の整備、充実も必要になると思っております。現在懸案となっている学校再編も積極的に進めてまいりたいと考えます。

次に、生涯学習についてですが、人生100年時代と言われますように学校教育を終えてからの時間のほうがはるかに長くなります。この時間を健康で豊かに過ごせることが充実した人生につながると思っております。そのために町民の皆様の学びの機会の充実やスポーツレクリエーションを推進し、活力ある地域づくりを進めてまいりたいと思っております。

次代を担う子どもたちをはじめ、町の全ての方が夢や志に挑戦できる教育が進められるよう、微

力ながら自身の学校現場や教育行政の経験を生かしつつ、全力で嵐山町の教育に取り組んでまいりたいと思います。どうぞご支援、ご協力のほどお願いいたします。

次に、学校応援団の組織の現状と課題についてお答えいたします。学校応援団は、町内全ての小中学校に組織されており、各校にて工夫された取組を行っております。小学校では、交通安全、読み聞かせ、ミシンの指導、オオムラサキの飼育、福祉体験等がございます。中学校では、柔道、調理実習、琴、杉山城整備活動、福祉体験、門松作り、環境整備等がございます。新型コロナウイルス感染症の影響で多くの活動が停止していましたが、様々な制限が解除された本年度は活動を見直し、児童生徒のよりよい成長のために、学校応援団の方々と連携を取って活動してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 教育長就任に当たっての挨拶も広報にも掲載されておりましたけれども、それにさらに付け加えていただいて所信をいただきました。今教育長がおっしゃった学びを通して夢を実現する人づくり、これは嵐山町の教育大綱、そして教育の振興基本計画ですか、ここが令和2年度から令和6年度までということで、今年は4年度目に当たりますよということで臨んでいただいていると思うのですが、その辺のいわゆる嵐山町教育振興基本計画、これについては一応予定どおり令和2年度から令和6年度のこの基本計画に基づいて進めていくという理解でよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

この基本計画につきましては、基本的にはそれをしっかりと踏まえた教育活動のほうをこの後も推進したいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうしますと、令和5年度の嵐山町教育行政の重点施策、これがパソコンのほうにも掲載されております。その中で、私今回あえて学校応援団を取り上げさせていただいたのは、重点項目の4番目の中に家庭、地域、関係機関と連携による教育力の向上というものがございます。このところで私が今回教育長に強く申し上げておきたいのは、5月の13日に私たち嵐山町議会が意見交換を行ったわけでございます。その席で子育て支援のところに参加されたお父さん、お母さんがいらっしゃるわけですが、その中で2つほど私が視点がちょっと欠けていたかなと思うようなことがありました。

まず、1点目ですけれども、話の筋は老人会の活用というようなことが話が出てきたのです。子

どもを多く持たれるお父さんから例えば学校の体育祭があるようなときは、学校で親御さんの中でいろんな仕事があるのでしょうか。駐車場係があったり、何があったりというようなことでした。それで、そういった学校応援団のような人たち、シルバー人材センターというようなことも出たかもしれませんが、そういった人たちが少し見守りを含めたような活動がどうなのだろうねというような話がありました。今のこのお父さんの話というのは、できれば自分の子どもの成長を見るということで来ているわけで、大事な時間もその駐車場の係があったりすると見れないこともあるということなのです。それは私たちの感覚だと、今まではそれは自分の子どもが参加するのだから当然なのではないのというような思いもあるのですけれども、やっぱりそうではないのではないかなと、そこに何らかの手が加わって、そのお父さんが子どもの成長を見てあげられるということがこれが一番大事なことだろうというふうに私はそのとき思ったわけです。それで、その辺について学校であるそういったようないろんな事業、今ここで具体的には教育長数字を出されませんでしたので、私のほうで令和3年度の評価報告書のところに添付資料で載っているのです。ちょっと読ませていただきますけれども、令和3年度ですと菅谷小学校が50人、七郷小学校は65人、志賀小学校は200人、玉ノ岡中学校が30人ということでございます。まだ令和4年度のができていないので、ちょっと状況ははっきりしませんけれども、前の年からもやはり2割ぐらいは人数少なくなっているのです。その辺の現状というのは、教育委員会の中ではどのように人数の推移といたしますかを今捉えていらっしゃいますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

人数の推移につきましてですが、今手元に特段の過去からのデータがございませんので、具体的に申し上げますが、このコロナ禍において様々な活動というのができなかった現状があります。そういった中で、従前であれば学校応援団の皆様方に活動場面で学校に来ていただき、または子どもたちの見守り等をしていただいていたと思うのですが、そういったことができなかったというところから、活動人数というのは徐々に減ってきているというのは実感として捉えているところでございます。

この後様々な制限等が解除されていく中で、今までやれていたものを見直しながら、どんなふうにして再度充実させていくかということがこれから大きな取り組むべき課題となるかと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後2時40分といたします。

休 憩 午後 2時25分

---

再 開 午後 2時40分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9番、青柳賢治議員の再質問からになります。どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 今教育長のほうからコロナの中で今後が大事になってくるということでした。私そこにもう一つ、学校応援団のいわゆる組織そのものは、このコロナの前とコロナの後、そういうことで大人の保護者やいろんなこうしてもらえるといいねというようなことが結構変化したり、変わってきているようなところもあるのかなと思います。ですから、今までやってきたことはやってきたこととして大事にさせていただきながら、新たな子ども、こども基本法というようなこともできましたけれども、子どもからのお願いもあつたり、保護者からのお願いもあつたり、また忙しい先生からもこうしてくれよというようなこともあると思います。そういうことについて、きめ細かくその辺のところをもう一度吸い上げてみて、何が必要で、何が必要でないかというようなこともこのコロナの3年の中である程度分かってきているのではないかなと思いますが、その辺についてはどのようにしていただければいいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

今までのものをそのままやるのではなくて、議員おっしゃられるようにこれから何が必要かということは、学校、それから保護者のほうから意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。くしくも嵐山町では、今年からコミュニティスクール制度を導入いたしました。まだ学校運営協議会が立ち上げておるのは菅谷小中学校の合同のものでございますが、そこでは学校に対してどんな支援が必要か、学校はどんな支援を必要としているかということを確認をする場所になってございますので、そういった中で新たに必要になった学校支援のニーズにつきましては、そのところからこんなことをぜひこの団体をお願いしたいですとか、こういったことで協力していただける方に集まっていたらいいとか、そんな形で生かしながら、子どもたちの豊かな学びの保障と、それから教員の働き方改革、この視点も置きながら今後進めてまいりたいと思います。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） その辺がこれからの中で大事なものになってくるのかなと、嵐山町を全体見渡してそう思います。

それで、もう一点、この機会ですので、申し上げたいことがあります。やっぱりその13日のときのことだったのですけれども、子どもが不登校になってしまったと。そうしたときどうしたらいいかわからないと。町からいろいろな情報の提供があれば方向性が見えるのではないかと。町と学校が共有して連携を取れば、親が一人で悩むことがないと思うというお母さんの意見がありました。

それで、これをくくっていきまして、最後に看護師の女性の方だったのですけれども、今病院には心の病を抱える子どもの受診が多くなっていると。そして、病的な問題はないのにどうして学校に行けないのか、朝起きられないなど医師に相談する親が多いと。そして、もっと保護者に寄り添ってケアをすることが必要で、親も相談する人がいなくて孤立しているというようなことでございましたが、その女性の話の最後がある行けなくなった人がそういった老人会だとか子どもたちを見てくれるような場所に行って参加してきたら、次のときから行けるようになったという、そういう話を親の方が看護師さんに向かって話されたということでございました。

私これが非常に今の嵐山町の現状を聞かせてもらったのかなというふうに思っていますので、今日も不登校だったり、いじめの問題出ましたけれども、私も3月に聞いています。なかなか解決策がないのが現状なのだと思います。それは、やはり多くの人に理解をしてもらうことも大事なのだろうと。もちろん当事者になっているご両親の方もそうだと思うのです。やはりそのところをうまく、豊かな心と健やかな体の育成という重点目標の2にありますけれども、その辺について非常に難しい問題であることはもう前々から分かっているわけです。やはり取組として、先生方もなかなか今教育長おっしゃったように働き方改革がある中で、さらに1つ、2つ仕事が増えるようなことになっていくかもしれませんけれども、やはりその部分は大事ではないかなというふうに私痛切にそのときも感じたのです。今日はそのことを申し上げたいと思うのですが、教育長、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

教員が子どもに寄り添うこと、学校が子どもに寄り添うことは、いかに仕事が忙しくなっても最も優先しなければいけないことだと思ってございます。そのような中で、今子どもであり、保護者であり、学校になかなか登校できないということで困り感を持っている方はたくさんいるというのも現状でございます。一律に学校からの相談だけではなかなか道が開けない人にとっても、一つは行政とのつながりの中でスクールソーシャルワーカーであったり、それから福祉課との連携、そういったところで多様な人が関わる、それとともに今議員からお話がありましたように、先ほどの地域の老人会の方が関わって学校に行けたと、そういうお話がありましたように、やはりそういった学校になかなか足が運べない子どもたちも参加できるような、そういった地域の人と活動できる場、こういったところをこれから考えていくことも一つの不登校であったり、学校になかなか気持ちが向かない子どもの社会や学校との接点になるかと思っておりますので、ぜひこんなところはいろいろな人の力を借りながら、学校だけではできないことがたくさんございますので、力を借りながら進めてまいりたいと思います。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 力強い答弁をいただきました。私たちももう老人ですので、そういった中の組織も1つ、2つ新しくつくりながら、そして子どもたちの何とか励みになったり、何とか居場所というのでしょうか、ことができたらいいなと今も強く思っているところでございます。

教育のことにつきましては、ここで次に移らせてもらいます。

それでは、第2点目でございますけれども、適正なごみ出しの徹底についてでございます。ごみ集積所において収集できませんシールを多く見ます。特にアパートの集積所に多いのではないのでしょうか。休日が続くときなどにはごみが散乱して、近所への迷惑になります。改善策について見解をお聞きいたします。また、併せて令和4年第4回定例会で一般質問をいたしました一般町民のオリックス施設見学研修の進捗についてお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

処理施設から禁忌品、発酵不適物の低減のお願いや各種提言を受けており、管内町村で11月と3月に統一した広報やホームページを活用した周知を実施しております。また、各種提言の一つである違反シールの貼付を令和5年2月から管内町村統一で実施をしております。こちらは、未分別、搬入基準に合わないごみを事前に除去することにより、安定的にごみを処理できるようになるための必要な施策でもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

アパート等の集合住宅にはオーナーまたは管理会社を通じて、分別カレンダーの配付及び転入者に対してもカレンダーの配付をしておりますが、引き続き広報紙、ホームページなど町から情報を発信できるものは活用し、個人の特定ができた場合は個人に対して分別に関する周知を徹底してまいります。

状態が悪い集積所について連絡を受けたときは、町から管理会社を通じて分別の周知徹底をお願いしております。貼付されたごみは、警告の意味を含め1週間その集積所に残置いたしますが、小動物による散乱が見込まれるごみや簡単な掲示物の作成依頼はお受けすることができますので、ご相談いただければと思います。外国籍の住民に対しての分別チラシも一部言語で翻訳したものを配付しておりますので、ご相談をくださいますようお願いいたします。

施設見学の研修についてですが、令和5年度から可燃ごみ処理業務委託に関する検討会において個人情報取り扱いや開催時期など、実施に向けた開催方法などを含め協議を開始しました。現時点でどのように見学研修をしていくのかを含め、詳細なことについては公表できる状態ではないためお答えすることができませんが、詳細が決定後に報告をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） まず、散乱のことなのですが、今日のこの課長さんの答弁で大体理

解したのですけれども、確かに令和5年の2月からですか、シールがよく見かけるようになったなとは思ったのですけれども、ただそのシールが貼られているやつがそのまま置かれて例えば連休なんかに入ってしまったりと、非常に散乱されてしまってひどい状況になっているというのも私も何か所か見ましたけれども、その辺のシールが貼ってあったものを今ここで1週間ぐらいは集積所に残置するけれども、その後の処理というのは、その後どういうふうに、みんな持ち帰ったりして、自分のものだと分かればある程度分別したりとかということもあるのかと思いますけれども、出し方自体がそういう形になっていけば、そこまで意識はっていないのだろうなと思ったりしますけれども、その辺についてはどういうふうに対応なさっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

集積所に残置されたシールつきの違反ごみでございますけれども、そちらのほうは各地区の環境美化推進委員さんとか、あとは協力委員さん、もしくは当番でごみ集積所を維持管理していただいている方も地区によってはいらっしゃると思うのですけれども、そのような方たちが持ち帰って分別をして、また出しているケースもあるようです。もう一方、もう置かれてから1週間以上たつので、どうしたらいいだろうかというご相談も受けることもございます、私ども。そういうときは、状況を見て役場のほうで引き取ることもございます。

いずれにしても、そのまま違反ごみを1週間置いて、それでもあるのを見かけてもそのままにするという状態は誠によろしくないなので、あまり続くときはその区長さんとか環境美化推進委員さんにご相談をさせていただいて、こちらの答弁にも書かせていただいていますけれども、掲示板の設置とか、大体出す人が分かるということで、出される時間帯も分かればその時間帯に待機をして職員のほうでお話をすると、そういったこともございまして、なるべくそういったごみ集積所が荒れないように心がけてお願いと指導はしている状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私も5月の連休のときちょうどそういう話聞いて現場に行ったことがあったのですけれども、ちょっと表現難しいのですけれども、ある程度嵐山町の中でも例えば隣組だとかあって出しているようなところはほとんどそういうことはなくて、きれいになっているはずだと思うのです。要はやっぱアパート、それもよく日本語の言葉が分からないような方が入っているようなところにそういったことが多く発生してきているのではないかなと、これは私の主観ですけれども、思っているのですが、そういうことが繰り返されているようなアパートだとか集積所というのも多々あるような気がするのですけれども、嵐山町の現状というのはどんなような状況にあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

外国人が住んでいらっしゃるアパートが特にひどいというふうな、そういった統計とか調査はやったことがないので、何とも確定的なことは申し上げられませんけれども、昨年秋に町内の外国人を雇われている企業に私とごみ収集担当で訪問いたしまして、どのような生活の指導をされているかとか、そういった生活上のルールというのをどのように外国人の方たちにお伝えをしているのか、そういったヒアリングもしてまいりました。私が回ったところは、主に大人数雇われているところを中心に回らせていただいたのですが、その中で私の印象としては、各企業さん担当をちゃんと置いて、生活指導、ごみの出し方から隣近所の人たちとうまく付き合っていく方法とか、生活上のそういった日本の生活スタイルに合った過ごし方というのは、きちっと指導されているというのが印象でございます。そうしますと、何でそういうことがまた起きるのかということを考えますと、私が訪問したところは人数が多いところなのですが、中には人数が少なく雇われていて、外国人の方がそういった住まわれているところからそういう話を聞く。あそこの住まわれている方ではないかという話もちよっと聞きますので、その都度ご相談があった場合は、今ホームページも外国語翻訳できますので、結構多種言語でできますので、そちらのほうをコピーしてポスト投函するとか、お会いできる確定的なものがあって、お会いできてお話ができればそのような活動もしておりますので、すばつときれいになるという特効薬みたいな政策というのはなかなか難しいところがございますけれども、一步一步そういった活動、努力はさせていただいておりますので、一步一步そういったものが改善できるように日々業務のほうは行っていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） その都度、環境課の職員さんもそう多くいるわけではないのに、なかなか大変な思いをなさっているなというふうに思っております。

ただ、今の答弁の1回目のときにもありますけれども、いわゆる管理会社、オーナーを通じてのお願いというようなこともなさっていると思うのですが、特にそういった管理会社を通じたような場合の対応というのは、ある程度嵐山町環境課のこうですよというようなことをよく理解してもらって、それについて対応していただいていることが多いのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、まずどうもあそこのアパートの方だと、もしくはアパート専用の集



積所が少し劣悪だと、そういった地元の住民からのご相談に対しては、まず最初に管理会社のほうに連絡を取って、そこの管理会社の嵐山のそのアパートの担当者と直接お話をして改善のお願いをして、一定期間何も変わらないときは、また再度催促をしてお話をさせていただくと、そのように少しずつ地道な活動ではございますけれども、そのような活動をして、改善をしていけている場合があるかなと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 本当に見ていると出す日ではないのに出ていたりしているわけです。まず、その一番初歩のところから、今このごみの分別で環境課のほうからも状況を説明いただきましたけれども、その辺も肝心な話ではないかなと思うのだ。美化委員を通じたり、もう少し出す時間帯とか含めて徹底をしていくということも求めていただかなくてはならないのではないかなというふうに思いますので、一つ一つ前へ進めるようにやっていってほしいと思います。

オリックスの研修に移りますけれども、せんだっての全協のときに組合のほうのごみのいわゆる不燃物というのですか、発酵不適物、このパーセンテージを課長言っていたのですけれども、組合のほうでは大体18%ぐらいだったと。それで、オリックスのほうでは25%ぐらいだという、双方で7%ぐらい差があるわけです。これは、民間のほうからの数字の発表と、それからこちらのほうの組合のほうからの発表とで結構違ってきますので、ある程度これは基準が違ってしまってもうパーセンテージの意味がなくなってくるので、その辺のところの視点についてちょっとお尋ねしておきたいのですが、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

組合の18%、その調査方法でございますけれども、パッカー車ならパッカー車の中で抽出をして、それでその中でどのような割合かというのを調査しているそうです。一方、オリックスのほうは、その日に集めてきたごみを一度ピットという一番最初に落とすところに落として、それを少し攪拌した後、中身を組成分析していると、そのような手法を取っているというのを聞いております。

いずれにしても、ごみのそういった適正な処理、ごみを減量するとかそういった目標に対しては、オリックスも衛生組合構成5町村も目的は一致するところでございますけれども、他方ごみ委託手数料に関してはなかなか利益が相反すると、そのような点もございますので、少し調査方法が違ってパーセンテージが違いますけれども、目標とするところは11%以下ということでございますので、現状はそれに向かって、いずれの数値にしてもそれ以下にするよう努力すると。その過程において、ではそのパーセンテージをどこにそろえるかというのは、この先またいろいろと話し合いをしながら取れんさせていくと、そのような方向性になるのかなと、そういうふうに私のほうは考

えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） よく分かりました。

それで、先ほどの見学研修のことですけれども、詳細なことについてはまだ公表できる状態ではないという説明だったです。それで、やっぱり全協でもあれだけの説明をされているわけで、一般の町民の皆さんなおさら分からないと思うのです。いわゆるごみのバイオマスプラントの処理の仕方みたいなものは分かっていないと思うので、だからさらに今の18%、25%の様子は確かに利益が相反しますので、なかなかどっちがこうだとは言えないけれども、私は嵐山町の立場でございますので、申し上げておきたいのは、そういったことを含めるとやはり町民の皆さんにそういうところに、オリックス自体が民間でございますので、難しい点はあるかもしれませんが、こういうふうな形で処理されているということを目にしてもらうこと、それは美化委員さんでもどなたでもいいのではないですか、行ってもらうということは、私は今の分別も含めて、不適物のやつを取り除くためには効果は大なことだと思っていますので、ぜひ早いうちにやっていただけたらなと思っていますのですけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

こちらのほうは、今施設見学につきましては開催要領も案が大分整ってまいってまして、やはり先方も大きな会社でございますので、なかなか手続とか、やれること、やれないことという、衛生組合のほうでもそこまで負うとちょっと負担が大きくなるとか、そういったせめぎ合いもありまして、ちょっと難しいところもあるのですけれども、今開催要領も10項目できていて、それぞれまだ確定していない部分が何項目かございまして、それを今煮詰めているところでございまして、いずれにしても私が聞くとところによると年内には出発できるのではないかと、そのような印象を持っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 担当の課長さん含めて努力されているのだと思いますので、嵐山町にとって効果が上がることだとも思いますので、一步一步早めに前に進むように頑張っていただきたいと思います。

次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 3点目ですけれども、自転車ヘルメット着用促進についてです。令和5年

4月より自転車運転時にヘルメット着用が努力義務化されました。町民の安全確保の観点から町にできる支援策についてお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 質問項目3につきましてお答えいたします。

改正道路交通法により、令和5年4月1日から自転車を運転する全ての人がヘルメットをかぶるよう努めるとともに、同乗する人にもヘルメットをかぶらせるよう努めることになりました。これは努力義務でございます。背景として、自転車死亡事故の約7割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメット着用の有無で致死率が約2.1倍変わると警察庁は分析しております。

町にできる支援策でございますが、現時点ではヘルメットの購入助成などの金銭的な支援は考えておりません。周知啓発活動に徹したいと存じます。まずは、町広報紙の7月号に啓発の記事を掲載し、広く周知したいと存じます。その後は、ターゲットを絞って効果的に情報を届けていこうと考えます。主な対象は、花見台工業団地に自転車で通勤する人、武蔵嵐山駅の駐輪場を利用する人、近隣の高校に自転車通学する高校生など考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） このヘルメット、最近している方をよく見かけますけれども、今日答弁いただいているように7割が頭部に致命傷があるということなのです。ヘルメットが何でこうなってきたかというのを調べていくと、こういうことになるのですけれども、我々なんかは普通に乘ってしまっているよねという感じなのですけれども、努力義務化の時点を町も今答弁していただいたように広報の7月号に啓発の記事を載せていくということでございますので、準備をしていただいているなというように思っております。

課長は御存じだとは思いますが、自転車の指導啓発重点地区路線というのがありまして、埼玉県のホームページを開きますと小川管内、これが嵐山の駅を西口に向かって、嵐山の小中学校、菅谷辺りはずっと一面いわゆる自転車の指導啓発重点地区路線になっているということは御存じでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

申し訳ございません。私存じ上げておりませんでした。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） その場所辺りを小川の管内だと、小川警察だと、小川のところの駅のとこ

ろと嵐山の254ですか、なっていると。後でサイト見てください。

それで、そういったことも指定されているような場所になっているわけです。そういう意味を含めて、今答弁がかなりの的確に、ターゲットを絞ってという答弁をいただきましたので、私としてみれば警察官のほうからの協力もったりしながら、子どもたちは学校でそういった安全週間を含めてやっていることがあるのでしょうかけれども、逆に大人ではないかと思うのです。もう乗っているから、慣れているからといってしまうとそれまでなのだけれども、やっぱりヘルメットをかぶって助かったなということ恐らく、この7割もあると、さらに2.1倍ですから、何かその辺のところをこの努力義務化の中で捉えていくことが大事なのだらうなと思って今回質問をさせてもらっているのですけれども、具体的に今ターゲットを絞ってというところになっていくと、スケジュール的にはどんな形で地域支援課のほうは動いていけそうなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

広報紙に掲載をして一度町民の皆さんたちに見ていただいた後、大体同時進行でもいけるかなと思うのですが、花見台工業団地につきましては3月に災害協定を結んだりした関係で、少し工業会さん等とも顔が見える関係が築けましたので、まず工業会の事務局を通じて、各企業にヘルメットが4月から努力義務になったので、通勤する人はするようにという形で、ぜひ事業所の皆さん加入されていますので、お話をさせていただきたいということをまずお伝えに行こうかなと考えております。

一番多いのが武蔵嵐山駅の駐輪場という形になります。こちら東口ですと大体350台ほど駐輪場が用意してございます。もともと3か所あったものが今2か所ということで、台数はもしかしたらもっとあるのかなという思いもしておるのですが、2か所ございますので、西口は民間の駐輪場もございます。ですので、まずは東口の駐輪場のところに4月1日からヘルメットが努力義務になりましたということで立て看板を置いて、あとはちょうど駅の自由通路等、階段を下りるところ辺りに例えばもう一つ置いたり、西口ですと民間の自転車の駐輪を経営されている方いらっしゃいますので、A3でパウチ通して貼っていただけませんかという形で、まず嵐山駅を自転車で利用される方に周知ができて、その方たちがかぶっていただけると、結構町の中で何となく見かけてくれるかなというふうに思っています。見かけていただければ自然と人はまねていくと考えておりますので、まずは嵐山駅をターゲットに絞りたいと考えております。

高校生につきましては、恐らく高校で言っただけののだらうなというふうに私どもは考えておりますので、そのような形でまずは嵐山駅、そして花見台工業団地の方、この方たちを絞ってやっていこうと思っています。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私もある程度大人を含めてB&Gでとかというふうな形も思っていましたけれども、このターゲットを絞ってできるやり方、これをぜひ早急にやって、やはり嵐山町の町民が駅まで行ったり、350台の人たちが動くわけですから、安全になることは決して悪いことではありませんので、ぜひ今の状況で進んでいってもらいたいというふうに思いますので、期待しています。  
次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 4点目です。防災対策についてです。最近日本全土において地震が活発に発生しています。町や防災会等の取組の中で次のことについてお聞きいたします。

（1）、町が結んでいる災害時応援協定に不足する部分はないか、（2）、防災会、消防団、事業所との連携はどの程度の状況にあるのか、（3）です。高齢者、障害者等の避難行動要支援者の確認把握についてです。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）、（2）について、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

質問項目4の（1）につきましてお答えいたします。町では、多方面の事業者と災害協定を締結しており、現時点で53件、協議中が1件でございます。不足分はないかのご質問でございますが、担当といたしましては全ての分野において不足しているという思いで、常にアンテナを高く張って町に有益となる協定先を模索しており、機会を捉えては積極的に協定締結の申入れを行っております。例えば町内の製造業との協定につきましては、3月に花見台工業団地38社から成る工業会とも締結し、飛躍的に安心感は高まったかと思えます。しかし、これに甘んじることなく、さらに充実した被災対応体制を構築すべく、今後とも協定の締結を申し入れていきたいと存じます。

続きまして、質問項目4の（2）につきましてお答えいたします。まずは、防災会でございます。本町には12の防災会が活動しております。防災会とは防災会長会議や各種訓練などを通じて、顔の見える関係を築けていると考えております。各防災会が訓練を行う際には、訓練メニューの助言や資機材の貸出しなど積極的に行っております。また、本年も5月に1回、6月に1回ほど防災会の訓練に講師として呼んでいただいております。

続きまして、消防団でございます。嵐山消防団は、地震や台風、大雨などの災害出動の際には、役場、町民ホールに指揮本部を設けて対応に当たります。常に地域支援課と協議できる体制を取っており、速やかに各部へ指令を発することができます。

続きまして、事業所でございます。こちらは、（1）でお答えしましたとおり、今後とも積極的に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（3）について、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 質問項目4の（3）につきましてお答えいたします。

高齢者、障害者に対する避難行動の際の支援者につきましては、毎年区長会を通じて支え合いマップの更新作業を行う際に確認把握を行っております。また、各行政区においては、民生委員や自主防災組織と連携し、避難支援者を決めていただいて、その情報を町に報告していただいております。支え合いマップは、災害避難時に自分で避難することが難しい場合に支援を必要とする要援護者と、その要援護者を避難場所に誘導支援をする支援者の情報を台帳に記載し、町と行政区、民生委員及び自主防災組織で情報を共有し、災害発生に備えるものでございます。日頃から要援護者に対し、声かけや見守りなどの日常活動を行い、地域における共助、支え合いの仕組みを築いていただくことが必要であると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） （1）ですけれども、全ての分野において不足していると思い、これが本当でしょう、1万7,500人の町民をいろんな災害から守っていくためには。それで、そういうふうアンテナを高く張ってやっていただけるということで安心はしましたけれども、確かに防災、我々も持っている厚いこの冊子を見ても資料編で今言った企業載っています。ただ、1つ、建設業関係なんかは、協定をある程度町と結ぶことによって経営審査の点数が上がったりとかと聞いていますけれども、そういう観点については、ある事業所というよりもいわゆる公の団体といいますか、そういったような形との締結になっていくものだから、それともそれはちょっと難しいよと、嵐山の規模だとなかなか事業者さんもそれだけ大きい業者さんいないし、その辺のところ今の時点ではどのように担当課は捉えていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

まず、嵐山町内の建設事業者さんにつきましては、個々の事業者さんではなく、嵐山町建設水道事業協同組合さんと協定を締結させていただいておりますので、加入している全ての事業者さんにいざとなったときは、組合を通じてという形になるのですが、お願いができる形になっております。ただ、町外の建設事業者等ですと協定は締結してございませんので、そこは一つの課題かと考えております。また、重機ですとか、そういったものですと、今大きなレンタル事業者さんと災害協定のほうは締結してございますので、発電機といったものがいざとなったときに本当に届くかのリスクは伴っておるのですが、大きなレンタル事業者さんと協定は締結させていただいておりますので、優先的にこちらのほうで資機材のレンタルのほうをお願いできるものと考えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そういうことで、組合を通しての契約になっているという、協定になっているということで分かりました。

それで、(2)に移ります。この連携というときの捉え方なのですけども、例えば草加辺りですとある企業の大きな事業所があって、そこその地域、4つぐらい地域があるとするではないですか、菅谷と川島とかとあるとする。そういったところとの、当然草加市が入ってはいるのだと思うんですけども、協定を結んでいるというようなこともちょっと調べたら出てきまして、嵐山町におけると今防災会の組織が10数個あって、消防団があって、また企業は企業で協定こうですよというような説明でしたけれども、その辺の例えば防災会があって、具体的に挙げると川島だとある民間の大きな工場があります。そういったようなところと協定を結んでいくとか結んでいかないとかということについての町からの指導とございますか、勝手にやっけていいというものでもないと思うので、常にそれは町が入ったような協定でやっていくのか。今までにそういうケースはないような気がするんですけども、今後これから雨の降り方だって、埼玉県だって今回は本当にあっちの東部のほうに集中してしまったりしました。そういうことを含めて考えていきますと、その辺については現時点ではどのようなお考えなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

町内にあります比較的大きな事業所さんとの協定についてでございますが、もともとこの災害協定というのが盛んになってきましたのは東日本大震災を契機ということでございます。地震から始まってしまった関係で、やはり町内の事業者さんと町と一緒に被災してしまうという、そういう考えにそのときはなりましたので、小売業事業者さんでしたら協定は進んだのですが、事業者さんは逆に遠慮をしてしまったとございますか、共に被災してしまうときに多分事業者さんとはとにかく事業再開に全てをリソースを注いで、町民の安全というところまでなかなか手が回らないだろうということであえて遠慮をしていたのですが、その後令和元年の台風等がございまして、今風水害がかなり、地震よりも風水害のほうに町のほうもシフトしてございます。ですので、高台にある事業者さんであれば被災は免れるだろうということとしますので、これからは町内の大きな事業所さんとも協定を締結したいというふうに私ども考えております。そのときに防災会さんも一緒に入って、3者連盟みたいな感じで、一時的に地区の避難場所として使わせていただく。建物はなかなか厳しいかもしれないのですが、また備蓄する資機材等を町なり、防災会さん等で提供をしていただくという形で、私ども防災会長さん等とも同じようなお話を今しておりますので、これから町も間に入って、また防災会さんとも一緒に入って、3者で大きな製造業さんと何とか結べないかなと考えておりますので、具体的には今年度からいろいろと防災会長さんと相談しながら、この防災会はここ

と結んでみたいなというご希望等を聞きながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今の課長の答弁で理解しましたので、備えあれば憂いなしで、数多く、そして民間ともできる部分があればいろいろな重機含めてやっておくというような形が食料を含めて大事なことだと思いますので、いろいろと当たってもらって、十分に協定含めてやっておいていただきたいと思います。

（3）に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 避難行動の要支援者の確認ということになるのですけれども、これはある程度区長会通じて支え合いマップの更新がされているという、区長さんのある程度責任の範囲の中で把握されているということなののでしょうか、このところは。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

要支援者の把握につきましては、区長会を通じて、10月の区長会なのですけれども、更新作業、それから新たな方の登録というのをお願いしております。ただ、区長さんだけではとてもできることではございませんので、地域の民生委員さん、それから防災会の方たちと協力をし合いながら更新作業をしていただくようお願いをしております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そういう区長さんを含めて民生委員さんの皆さんがご苦労されて、そういう名簿ができていくということで理解しているのですけれども、ある程度その名簿は防災会のほうとも共有をされたりしているわけでしょうから、ちょっと私がここで申し上げておきたいのは、もちろん自分の身の回りが守れなければ要支援者を助ける人たちだって助けられないということになってきますので、その名簿というのがやっぱりある程度しっかりした更新というのが大事なのではないのかなと。例えば区長がそれ全てできるわけではありませんから、もし万が一あるところで被災されたというときに、例えば防災会の中で組織が動いていったと。その名簿の中にある程度はつきりしなかったりした場合には、それで一つのことが進まなくなってしまうこともあると思うのですけれども、その辺の更新作業というのはある程度確実に進んでいるのだということによろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。



○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

年に1回の更新作業に加えまして、登録されている方が転出、もしくはお亡くなりになった場合には随時その地区の区長さんのほうにお知らせをして、名簿のほうの訂正等をお願いしております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 分かりました。その辺のところが今確認できましたので、結構でございます。

次移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 5点目でございます。投票率の向上に向けた具体的取組についてです。今回の統一地方選挙でも無投票や投票率が低下した自治体が多かった。投票率アップのために新たな取組をした自治体もありました。町においても身近な選挙での投票率向上は重要なことです。具体的な取組ができるのかお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目5についてお答えします。

統一地方選においては無投票となりましたが、投票率向上に向けて埼玉県選挙管理委員会からの分配された啓発物資の配布を行いました。昨年の参議院議員選挙では、絵柄を工夫した投票済証の配付、武蔵嵐山駅改札前の電光掲示板、ツイッター、町のホームページのトップ画面に常に掲示するなど、投票率の向上につながる取組を行いました。次の埼玉県知事選挙や町議会議員選挙においても、時期を見据えた取組を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） このことについてもいろんな方がいろんなところで質問をされているのですけれども、私も以前1回、そのときは投票権が二十歳でしたから、20歳になったときに何らかのようなものをおあげして、そこからずっと自分の投票履歴みたいなものを分かるようなものをおあげしたらどうですかねというように話したことがあるのです。その後それはそのままですけれども、例えば今回この質問を当たるについて、熊谷市だったかな、バースデーカードというのを配るそうなのです。それは18歳か何かのときに配るのでしょうか。何かそういったようないわゆる祝いのもを、啓発品で作るというのではなくて、選挙はやっぱり大事なことだということと含めて、何らかの一つの記録ですよ。例えば今度間もなく県知事があったり、町会議員の選挙もあるのですけれども、例えば今2023年何月の状況みたいなものをまず書いたものがそのときの選挙権を得た人たちに1人ずつ行ってしまうと。そこからこの投票履歴が始まって行って、その履歴を使って、さらに

選挙に行くことによって状況がどうなっているかというようなことは、それはあと自分で町の統計みたいのを見れば分かるわけですから、そんなようなことも視点として大事なのかなというふうに思っているのですけれども、総務課長、その辺はどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 議員さん今お話の中で、18歳になったらバースデーカードどうだろうというお話をいただきました。今聞いて、それはいいなと思ったのですが、誕生日って皆さん違いますよね。そうすると、それに合わせて毎回送る手間というのを考えると、すごくいいのですけれども、難しいかなというふうに思うし、町の事業というか、選挙管理委員会さんの事業ですので、もし行うにしろ選挙管理委員会の中で話し合いをした後にということがまず大事なのかなと。そして、さっき言ったように、一遍に送るのではなくてその誕生日に合うように2、3日前に郵送するとなると、これが毎日の仕事になってしまうのかなというのが一つ大きなあれかなと思いました。議会でこういうお話があったということをまず選挙管理委員会の中でちょっと意見があったということ話し合ってみたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） やはり投票率今の状況でどうなのだろうなど。心配なところは、若くして投票権を得ただけけれども、今19歳、20歳、21歳の人たちが非常によくないと。その辺もだから少し日本の将来というか、町の将来含めて心配だよなと思われるところがありますが、やはりその辺のところを上げていくためには、今課長はバースデーカードという言い方ですと確かに誕生日だから、それは難しいのかもしれないけれども、いわゆる18歳になった、迎える人たちにとかいうものでもいいと思うのです。今選挙管理委員会が検討することなのでおっしゃっていただけなので、ぜひその辺を嵐山町からだけでも何とか地域のことを考えることはまず選挙は投票に行くことだねというようなことを含めてやってもらえるといいかなと思うのです。

それで、私昨日ある人から新聞で提示していただいたのですけれども、蕨の市長選挙、昨日終わったのです、市議会議員の選挙が。これ読売新聞なのですけれども、投票所はあっちというようなことで、市民の皆さんがこういう活動をしてやったのですって。そして、ここに書いてあることは、これは青年会議所の活動でもあったのですけれども、投票後にもらえる投票証明書を提示するというやり方で、市内のクリーニングさんとかそば屋さんとかで割引ができたということで、選挙割というのですか、こんなことを企画してみた。そして、今日インターネットを調べてみたら、この効果があったのでしょ。3.8%前回よりも上がっていたのです。これは、やっぱりやってみること、そこから前へ進むのではないかなというふうに私も思ったので、今日ここで披露させてもらったのですけれども、そういうことについて、佐久間町長もこのことについては過去1回質問もなさったりしていますけれども、今度町長という立場でございますけれども、どのように思われていま

すか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

これはどういうふうな具体的な方法を取ればそういうのにつながるのか、またそういった目先の幾つかの方策を講じることで根本的な若い人たちも含めた国民の方々一人一人の意識が変わるのかどうか、非常にやっぱりこれは奥深い問題かなと思います。

今蕨市の話が出ましたけれども、この3.8%アップしたというのは、この投票証明書の効果もなくなっているかもしれませんが、私はその市長選のこの2人の候補が共にすばらしい候補者だったと思いますので、それが一番のこういった投票率がアップした結果なのかなと、これに関してはそういうふうな形で捉えています。そこは、多分市長さんはある革新系の本当に数少ないというか、唯一だったかな、の市長さんでもありますし、また5期目でもそれだけのものをやっぱりしっかりと得られたというのは本当すばらしいなというふうに思いますけれども、この相手候補もそれなりの方でありましたので、こういったものが一番あれかなと。

ただ、いずれにしても投票率を上げていく、つまり一人でも多くの方々に関心を持っていただいて、そして自分の意思表示をしていただくというのは、民主主義の本当に根本の根本でありますので、しっかりとその辺のところはまた町としても打てることは何なのか、できることは何なのか、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今の町長の答弁のほうのが的確でしょうね。ただ、だけれども、やっぱり中にはこの投票率では恥ずかしいよねと思っている町民の皆さんは多くいますので、その辺もう少ししっかり捉えて、前に進んでいただきたいと思います。

次移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 地域商品券の新たな普及拡大についてでございます。現時点では、社協のおたすけサービスの謝礼として地域商品券を活用しています。新たな課題が次々に発生する時代、解決に向けて地域商品券を拡大、活用することで町民の利便性や福祉の向上につなげることができると考えます。見解をお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、質問項目6につきましてお答えいたします。

嵐山町商工会が発行する地域商品券につきましては、主に嵐山おたすけサービス事業やコバトン

健康マイレージらんらんポイントに活用されており、地域商業の振興に寄与しているところでございます。現在町内の飲食店や理容、自動車関連、建設業、小売業、各種サービス業などの82の加盟店で使用することが可能で、令和4年度は5,115枚、255万7,500円分が使用されております。ただし、発行主体の嵐山町商工会に伺いますと、現状の流通量では換金の際の職員の負担が課題となっており、流通量の拡大を図ることが望ましいとの意見がありました。今後は、嵐山町商工会と連携し、流通量を増やせるか検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私は、社協に直接このおたすけサービスの協力会員と、それから利用会員のやり取り聞いてみたのですけれども、実際に健康マイレージなどで使われていますと令和4年度に5,115枚、255万7,500円使用されたという答弁でした。このおたすけサービスというのが今はある程度利用会員というのが補助の必要な高齢者になっているのです。これがもう少しこの辺の拡大の余地というのがあるのではないかということから、今回この質問をさせてもらっているのですけれども、確かに換金、それから流通量の拡大というようなことになってくると、だから難しいのだということですが、捉え方として今の地域商品券をもう少し福祉的な面の使い方として、町から例えば多子世帯だとかいろんなところに配付をする。そして、さっき一番冒頭で私申し上げましたそれを買ってやってくれるような人に回していくというような形、何かそういうような仕組みがあってもいいかなと思って、ぜひ青柳さん、このシステム悪くないから、この嵐山町がみんなで何とかやっけていけるように発言してよということが今回ありましたので、この一般質問つくらせてもらったのですけれども、そういう視点というのは、確かに嵐山おたすけサービスの社協のやっているサービスはそういうことになるのですけれども、そんな仕組みをつくり出していないと今の状況というのはなかなか前へ打開していけないのかなというふうに思ったりしているのですけれども、その辺のところは、課長のほうかな、どうですか。今実際商工会の話も聞いていらっしゃるわけだけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 答えいたします。

議員さんご指摘のように、今現状でも流通量はちょっと少ない状態ではあるのですけれども、福祉の面でも役に立っている、なおかつ町内事業者の振興にも一役買っている非常にいい制度だなというふうに私も思っています。拡大をするのに当たって、今議員さんおっしゃるとおり、サポートが必要な高齢者の方を今主に事業の対象として実施をしているところでありますので、具体的な方法というのはなかなか思いつかないのですけれども、もうちょっと若年層の方に使っていただくとか、幅の広げようはこれは工夫の余地はあるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私もこういうやり方があるよというのは、なかなかちょっと今回提案できないのですけれども、結局プレミアをつけた商品券というのどこにでも結構あるのですけれども、嵐山おたすけのシステムは、御存じでしょうけれども、30分300円です。利用する会員のほうがまず購入するという。そして、それを30分でごみ出し行ったりとか、やってくれた人に1枚配ると。そして、協力会員は、その2枚、300円、300円ですから600円になります。そこから100円を今言った換金手数料みたいな形で、500円が自分の手元に戻るといふ。民間の部分を圧迫しなければ、このシステムをいろいろなところで町の予算の中でも考えていくと、上手に使うと生きてくるのではないかなというふうには私は思った。それは、まずそれがあって、それに基づいてそれができる人たちが、要するに協力会員ですよ、協力会員。これは、若者から高齢者まで対象になっているわけです。そういったところについて広がりができるのではないかなということで、今回この提案をさせてもらっているのですけれども、視点的に福祉課長あたりはこの辺については、福祉サービスの中でこのおたすけ券のようなもの、活用的にはどういうふうに思われますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 今議員さんおっしゃるとおり、福祉的な用途ということでございますが、おっしゃるとおり高齢化が進んでおまして、支援をされたい方、支援をしたい方、双方が高齢化になっていくと、ちょっと言葉は乱暴ですけども、共倒れということはあるのかなと考えます。

ただ、福祉行政、たまたま私福祉課でございますが、高齢者福祉部局あるいは健康いきいき課からいきますと、出生、小さなお子様から関わるというところもございまして、それらを踏まえて福祉課単独でということにはちょっと難しいかと思っておりますが、この活用についてまた研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） コロナの後、なかなか人と対面もできるのがちょっと厳しいとか、いろいろなことも聞きます。それを元へ戻していくと同時に、やっぱりボランティアの中にも確かに朝晩の子どもたちの見守りしてくれる人たちは無償ボランティアでございます。そのボランティアと、もう一つやっぱりこういったような有償ではあるけれども、このボランティアにも力を入れることは、提供できる人も自分の元気になるし、また提供されている人もこの料金でやってもらえるということはあるありがたいということになってくると思うので、ぜひこの辺を一つの嵐山町にいいサービス事業があるので、もっと拡大の余地含めて考えていただけたらなと。その原資になるものは、いろいろならんポイントだとか含めて配れるものがあるような私は気がするということで

は話になりませんが、ところがあると思うのですけれども、この辺ちょっと町長の見解お尋ねして。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 答えさせていただきます。

青柳議員ご指摘のとおり、このシステムというのは会員さん自身がこういった形で300円とか、600円とかという形で購入をして、それでやっていただくと、こういった形でありますので、そういった両者の利害というか、両者の思いというものが一致した形の中で進められているわけです。ですから、システムとしては非常にすばらしいものかなというふうに思っております。

ただ、現実を見ると、商工会のほうでもそういった指摘がありますけれども、流通量がこの程度しかありませんので、これをさらにというのはなかなか難しい面もあるし、またそういった例えば多子世帯の方たちが自分でそういうものを購入してもこういうことをお願いしたいというようなところまで、どこまで需要があるかどうかというのももう少し正確に調査をしていく必要もあろうかなと思います。ただ、システム自体、考え方自体は、非常にこの後可能性を秘めたものだと思いますので、今後ともしっかりと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） それで、課長に最後お尋ねするのですけれども、この利用なのだけでも、利用が82の加盟店でということになっています。ほぼ町の関わる場所では、今使っているこの利用券は可能なかどうか。それで、今回ちょっと言われたのは、例えば観光協会で行っている駐車場があるのではないですか、らんざんラベンダーまつりの駐車場。駐車場料金なんかにはこれはどうなのということを聞かれたのですが、その辺は今どうなのでしょう。それ使えないのか、使えるのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、お答えいたします。

商品券の取扱店でございますけれども、飲食業からサービス業、自動車関連から小売、様々な分野の地域のお店で利用はできる状態になっています。ただし、具体的にお話のありましたラベンダーまつりの駐車場料金ではちょっと使えない状態であると。申し訳ありません。そういう状態になっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） いいシステムを使い勝手のいいようにまたしていくことも大事だと思いま

すので、拡大を考えてみてくださいということです。

一応これで終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

---

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時52分)

## 令和5年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

6月6日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第7番議員 畠山美幸議員

第10番議員 川口浩史議員

第8番議員 長島邦夫議員



○出席議員（11名）

1番	小林	智	議員	3番	狛守	勝義	議員
4番	藤野	和美	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木	正志
書記	安在	洋子

---

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
萩原	政則	総務課長
安藤	浩敬	地域支援課長
岡野	富春	税務課長
太田	直人	福祉課長
菅原	広子	健康いきいき課長
近藤	久代	長寿生きがい課長
藤原	実	環境課長
中村	寧	農政課長
小輪	瀬一哉	企業支援課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
下村	治	教育長
高橋	喜代美	教育総務課長
馬橋	透	生涯学習課長
中村	寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

---

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第2回嵐山町議会定例会第6日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

---

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

---

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 畠山美幸議員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号6番、議席番号7番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の熱中症対策についてからです。どうぞ。

○7番(畠山美幸議員) おはようございます。議長のご指名がございましたので、一般質問を行います。議席番号7番、畠山美幸。今回は6題の質問をさせていただきます。

1番目、熱中症対策について、タイムリーな質問になってしまいましたけれども、1番目、熱中症対策について。

(1)、熱中症で亡くなる方の多くを占めている熱中症弱者と呼ばれる高齢者に熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要です。高齢者は、暑さや喉の渇きに対し敏感ではなくなっているケースもあります。消防庁の調査によると熱中症による救急搬送者の約5割が高齢者となっており、熱中症を予防していくためには関係者が一体となって対策を的確に進める必要があります。

そこで、効果的な熱中症予防を進めるためにどのような取組を進めているのかお聞きします。

(2)、熱中症による救急搬送者の発生場所は、7割が屋内になっております。エアコンを入れても動かない、フィルターが汚れていて部屋が冷えないなどのトラブルが命に及ぶ危険性もあります。熱中症予防のためには、クーリングシェルターの整備に併せて、外出が難しい高齢者世帯などのエ

エアコンの点検や整備の推進も必要であると考えます。

ア、公共施設のクールシェアは何か所ありますか。

イ、脱炭素化の観点も組み入れたエアコンクリーニングなどの普及促進なども重要と考えます。エアコンの整備や点検の推進に向け、積極的な勧奨も必要かと思いますが、見解をお聞きします。

(3)、電気料金が高騰する中でエアコンの利用を控える方も多く、特に高齢者は節約への意識が高い方も多いと思います。そこで、電気代の高騰への対応も含めて、低所得者等に対して適切な支援が必要と考えますが、見解をお聞きします。

(4)、学校における子どもの熱中症を防ぐための取組も大変重要であります。町内の公立小中学校等の普通教室への空調設置率と空調施設を活用するための電気代の手当てについてもお聞きします。また、子どもたちの通学時の熱中症予防対策の取組と熱中症警戒情報が発令された場合の対応をお聞きします。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)、ア、イについて、菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

例年6月下旬より、あんしんメール配信や防災無線放送を活用し、また広報には熱中症予防のポイントの記事を掲載して広く熱中症の注意喚起を行っております。そのほか、公共施設においてはポスター掲示、高齢者対象の教室時や高齢者見守り訪問時にはチラシの配布をしております。

続きまして、質問項目1の(2)、アにつきましてお答えいたします。

町のクールオアシスとしてご利用いただける公共施設は7か所です。具体的には、役場、健康増進センター、ふれあい交流センター、B&G海洋センター、生き生きふれあいプラザやすらぎ、知識の森嵐山町立図書館、嵐山町ステーション嵐なびです。

次に、イにつきましてお答えいたします。

エアコンの整備や点検は、基本的には個々で実施していただくものと考えております。しかしながら、近年猛暑日が続くことで、エアコンが使えないと熱中症の危険があり、安心して夏を迎えるために早めにエアコンの試運転を行い、異常がないかを確認することを町ホームページ等でお知らせしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(3)について、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、質問項目1、(3)につきましてお答えいたします。

町では、電気料金等の価格高騰の影響が大きい低所得世帯及び家計急変世帯に対し、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した3万円の給付金を支給いたします。対象者といたしましては、低所得者世帯は令和5年度住民税非課税世帯とし、家計急変世帯は令和5年1月から10月の間の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯とします。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（４）について、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目１の（４）につきましてお答えいたします。

町内公立小中学校の普通教室への空調設置率は98.2%となっております。電気代につきましては、学校ごとに光熱水費として前年度当初予算額の約1.4倍程度の予算額を計上しております。

通学時の熱中症対策については、帽子の着用や適宜水分補給を行うこと、体温の上昇を防ぐため、各校、冷感タオルや日傘等の使用を認めております。熱中症警戒アラートが出された際の対応についてですが、環境省及び埼玉県教育委員会の通知等を基に、暑さ指数（WBGT）に基づき、激しい運動の制限や外での活動の禁止などの対応を行っております。環境省から出される熱中症警戒アラートだけでなく、町内小中学校にあります熱中症計による測定結果からも判断を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） それでは、（１）から順次再質問させていただきます。

確かに防災嵐山で、朝10時ぐらいになりますと今日は暑くなりますから、涼しく過ごすようにというようなアナウンスはよく聞いております。そして、あんしんメールにも、ここには6月下旬からと、例年とは書いてありますが、今年度におきましてはまず5月17日に熱中症対策のあんしんメールが流れてまいりました。4項目載っていたかなと思います。そして、5月25日のあんしんメールには、エアコンの整備をしていきましようみたいな、そういう内容が書いてありましたので、よく対策してくださっているなと思うのですが、高齢者の方はなかなか防災嵐山も聞きにくいですとか、あとあんしんメールを見ていらっしやらない高齢者もいて、しかしながら先ほど高齢者対象の教室時や高齢者の見守り訪問時にチラシの配布をしているという対策はしていただいて、ありがたいと思うのですが、本当にそのときに1回、エアコンが本当につくのかどうなのかというのを、民生委員さんとかだったら上がれるのかどうなのか、その辺どうなのでしょう。誰か上がって確認するということができる方っているのでしょうか、確認します。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 お答えいたします。

まず、熱中症の関係でございますが、ちょっと見づらいののですけれども、県のほうでこういったチラシを毎年このタイミングで民生委員部局、高齢者部局等に配布されます。ちょうど先月の定例会でも、もうこの時期なので、各民生委員さんに定例会の際にご自分の区域に必要な部数お持ちいただき、配布をしていただく形で訪問していただいております。

ご質問の内容でございますが、おうちに上がってということだと思っておりますけれども、おうちの方がどうぞというところであれば上がれるのかなと思いますが、毎月民生委員の定例会でございます

ので、今の状況について、例えばちょっとエアコンのかかり具合というのですか、確認できるのであれば確認してみてくださいということは申し添えることはできると思いますので、よろしくお願いします。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 上がらないまでも、玄関口でちょっとつけてみてと言って、スイッチ入れて、つかないとなったときに、元が抜けていたとかということもあるから、そういうことはちょっと周知徹底してもらいたいかなと思います。

あと、エアコンも本当に高齢者のお宅ってもちがよいもの多くて、10年以上使っているものとかもあつたりして、ほこりがついていたりとか、ついたからといっても、クリンネスがちゃんといっていないと冷えも悪かったり、電気代が余分にかかってしまいますので、その辺もいい業者さんというか、回ってきて怪しい人たちに被害に遭うよりも、民生委員さんとか、そういう近所の方々のいつも目にしている方々からの声だったら耳を傾けてくれると思うので、お掃除できていないのだったら、どこどこ電気に頼んだほうがいいのか、そういうところをあつせんというか、してあげてほしいのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 議員さんおっしゃるとおり、地域コミュニティというところで民生委員含めて地域の方々が、例えば独り暮らしの高齢者であれば常に気を配っているというか、そういう状況ができつつあるというか、そういう活動は必要だと思っております。

ただ、特定のここのお店でということまではなかなか難しいのかなという中では、例えば独り暮らしであっても離れてお住まいのお子さん等いらっしゃるということであれば、そういったことでお子さんに相談してみてもどうかという投げかけはできるかなと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） その投げかけが大事だと思いますので、民生委員さんがどこどこ電気なんて言わなくてもいいので、ぜひあつせんを促してほしいかなと思います。よろしくお願いします。

では、(2)に移ります。クールオアシス、私クールシェアとさっきここには書いてありましたが、嵐山町におきましては県の事業でクールオアシスというところが7か所設置してあるわけです。それで、今回熱中症対策を強化する改正気候変動適応法が、4月28日でしたか、参院本会議で可決成立しました。現行の熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法的に位置づける。より深刻な健康被害が起きる場合に備えて一段階上の熱中症特別警戒情報を新設する。市町村の首長は、冷房の効いた公民館や図書館、ショッピングセンターなどをクーリングシェルターとして指定し、特別警戒情報が出ているときに一般に開放するようにするという記事がございました。今まではクールオ

アシスということで公共施設で設置しているわけですが、クーリングシェルターを今後進めていくお考えはあるのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 答えいたします。

県のほうでクールシェルターにつきましての間研修がありまして、県のほうで検討しております、来年度予算がつくというお話がありますので、まだちょっと具体的な話は来ていませんので、その後考えていきたいと思っています。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） これは、公共の施設だけではなくて今度は民間も巻き込んでやっていくという事業になりますので、佐久間町長の手腕が問われるわけがございますので、来年度、今年度から別にやってもいいのかなとは思うのですけれども、前倒しでやるということではできないのか、菅原課長にお伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 答えいたします。

前倒しでやるということは考えておりませんが、今現在ある町のクールオアシスで対応させていただきたいと存じます。お願いします。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 来年度からということですが、町長にお伺いします。このクーリングシェルターで今度は民間の方々に声をかけていかななくてはいけないのですが、どういうお考えかお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 答えさせていただきます。

今回この議会中でも、菅谷中学校の件で本当にご心配をおかけして申し訳ないなと思います。ちょうどそういう意味においては、本当に我々が思う以上に気候変動ですとか、そういうものが加速度的に変化しているなど。そういったことをしっかりと捉えて、そして我々も一つ一つのことを判断をしていかなければならないと、本当に改めて反省をしている段階であります。

今議員のほうからご指摘にありましたクールシェルターですか、これは民間を巻き込んでということですので、先ほど担当課のほうからもありましたけれども、なるべく早期に、今年度中というわけには、相手もあることですので、勝手にこっちだけというわけにはいきませんので、その

辺のところはしっかりと進めてまいりたいと思いますので、また様々な点でご指摘がありましたら遠慮なく言っていただけたらと思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。今の現状なのですが、今までクールオアシス、もう何年続きますかね、始まったのが、私もクールシェアということで質問させていただいた年の翌年だかその年だかにたしかこのクールオアシスが始まったかなと思っているのですが、施設の中で今まで利用された方っているのかどうなのか、聞いておりますか、クールオアシスの利用頻度。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

クールオアシスとして涼みに来ているかどうかという目的は定かではありませんけれども、図書館等は常に涼しくなっていますので、かなりご利用されている方もいます。それから、交流センターにつきましても、自動販売機があるフリースペースにつきましてもエアコンついていますので、そちらも利用できるというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 確かにここの庁舎とふれあい交流センターは何となくイメージできるのですけれども、さっきB&Gとか健康増進センターは1階が涼めるのかなと思いますけれども、図書館もいる場所が1階の勉強する部屋にいるわけにもいかないでしょうし、どこにこういう方、高齢者の方とか行ったときは、図書館の中において本を見ながらいるのか、それともクールオアシスとしての位置づけの部屋というか、場所というのはそれぞれどういうところになるのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

図書館につきましても全館冷房をしておりますので、ロビーの部分にも椅子が置いてありまして、そちらでも休めるような形になっておりますし、あと本が置いてある部屋、そちらにつきましても椅子多数ありますので、そちらでも涼めるようにはなっております。

それから、B&G海洋センターにつきましても、エアコン自体は事務室と、それから奥のミーティングルームというところにエアコンが設置してあります。基本的にはふだんは利用していないと、事務室には人がいますので、そちらのほうはエアコンかけている状態なのですが、外の販売機のところとかは実際にはエアコンが効かない状態ですので、クールオアシスという形でちょっと

休みに来た場合には、事務室のドアを開けるとかなり涼しい風が来るような形になりますので、そちらで休んでいただくということになるのですけれども、実はB&G海洋センターの事務室のエアコンが昨年度末ぐらいに壊れてまして、今使えない状態です。今回の補正予算いただいて直す予定になっております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) クールオアシスというステッカーを貼っている今の7か所におきましては、スムーズに休めるような体制づくりというのかな、環境づくりというのかな、それは必要なと。ましてや、いろいろと今年も何か暑くなるということですので、ぜひそれはお願いしたいと思えます。

それと、ここはすぐお隣の熊谷市が全国で有名なぐらい暑い市ということでも有名でございまして、いろんな取組をなさっております。熊谷市の市議会議員にもいろいろ確認したところ、昨年度はエアコンのサブスクをやりましたというお話を伺っております。1回1,900円だったかな、それは多分何かのモデル地区ということで予算を引っ張ってきてやったことだと思うのですけれども、何か5年間サブスクで借り続けなければいけないという内容だったということを知っております。また、エアコンの普及促進補助金、令和5年度省エネエアコン普及促進補助金のご案内ということで、熊谷市は65歳以上の方を対象に、1万円だったかな、金額が。をやっております。だから、これ多分環境省か何かのほうから予算引っ張ってきたのか分からないのですけれども、そういうものは課として何か確認とか取っておりますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

熊谷市では今議員さんご紹介の事業は環境担当でやっているということで、私のほうで答弁させていただきます。確かに議員さんおっしゃるとおり、環境省のほうでサブスクリプション、定額利用サービスを活用したエアコン普及促進モデル事業というのを熊谷市さんで実施をしたと。この事業は、地方公共団体と民間事業者、複数の事業者から構成される実施事業者を公募で募り、環境省は民間事業者に交付金を交付し、民間事業者はエアコン設置並びに管理、利用料の徴収をし、地方公共団体はエアコン設置希望者を募集し、選定することになっている事業スキームとなっております。その利用料は、今1,900円とお話がありましたけれども、1,800円と1,900円とお聞きしております。これを5年間お支払いすることになるということで、極めて金銭的負担は少ない事業設計となっております。ただし、この事業は単年度限りということで、モデル事業としては令和4年度で終了というお話を聞いております。この辺も熊谷市さんに確認しましたところ、このモデル事業は終了したのですけれども、先ほども議員さんからあったように1万円補助すると、これは500台予定し



ているそうです。全部で500万円を単費でということで今回はやると、そのようにお伺いしております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ということは、環境省からの補助金があったわけではなく、熊谷市として単費として500万円をお出ししているというのでよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおりでございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 町も大変なところだと思いますけれども、向こうは人口も合併、合併でどんどん大きくなっている熊谷市になっておりますし、500台はないと大変かなと思いますけれども、嵐山町においても例えばこういうお考えというのは、町長どのようにお考えになりますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

システム自体は非常に素晴らしいことだと思いますけれども、担当課長のほうからもお話があったように、これ経済的にも結構かかるものですから、最初の単年度に関しては環境省のほうからそういった非常に有利な補助金等も出るみたいですがけれども、継続的にということになると大変難しいかなと。嵐山町といたしましては、まず一人一人に丁寧に啓発する。先ほど議員さんからもご指摘があったように、ちゃんとエアコンつきますか、そういうところからまずスタートしていきたいと思えます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） サブスクはもう終わってしまったことなのですが、今言ったのは令和5年度の熊谷市さんのエアコン普及促進補助金1万円というお考えはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 大変申し訳ないのですが、そちらのほうに関しましても今すぐというわけにはいかないと思えます。よろしくお願ひします。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） では、次に移ります。（3）です。料金の高騰についてのところなのですけ

れども、今国のほうも様々補助金、さっき答弁にございました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して、嵐山町におきましても様々な点で補助していただいております。今国のほうでというか、電気代の補てんを私たち、これに対象にならない人たちも国が1キロワット当たり今7円引きでやってもらっているところで、これが今年の1月から8月までが7円引きなのですが、9月からは1キロワットアワー3.5円に半分に補てんがなくなってしまいます。暑い時期に補てんが7円という形にはなっているので、いいのかなと思うのですけれども、3万円ということで先ほど高齢者とか低所得者の方にはしっかり支援していただいているので、こちらについてはその部分のところをお願いしたいところでありますので、これでオーケーかなと思います。

(4)のほうですけれども、学校におけるほうでは今回電気代のことからいきますと1.4倍の確かに光熱水費が予算化されておりました。子どもたちに聞くと28度、まず聞きたいのは夏場は教室に全部体温計、湿度計もあるのかな、体温計、湿度計があった中で、何度になった時点でスイッチオンしていいよということになっているのかお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 私のほうで何度になったらということが、すみません、各校の全ての状況を把握していないのですけれども、各校ともその日の環境に応じて必要に応じてエアコンを使っている状況とっております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 湿度が高いと温度がそんなに上がっていなくても、何かむんむんしてしまうというか、そういうところがあると思いますけれども、学校のエアコンというのはドライとエアコン、エアコンってクールにする冷房と、あと暖房というのがついているのか、まずそこを確認します。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 こちらにつきましては、湿度等も調整できるものが入っていると理解しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 生徒、児童さんに聞くと、なかなか先生がエアコンつけてくれないとかという声を聞くことがあるのです。電気代の推移を見ると、電気代って家庭と学校ではちょっと違うのかなとは思いますが、家庭はよくエアコンってつけっ放しのほうが電気代がかからないと言います。ここにグラフがあるのですけれども、空気と暮らしとかというネットのところなのですけれ

ども、エアコンつけっ放しと小まめに入り切りというのをやるとどうなるのという調査結果があるのですが、やはりつけっ放しのほうが電気代がかかっていない。小まめに切るほうが高いということになっております。ですので、教室をずっと空けているのにつけておけとは言いませんけれども、ある程度の28度なら28度設定で、子どもたちにはまめにドアぐらいは閉めてもらうとかして、今どんな状態でエアコンは使用しているのかご存じでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

エアコンにつきましては、ここ何年かはコロナの状況がございましたので、エアコンをつけても窓を開けて使っているような状況でございました。今現在も閉め切った状態ではなく、窓を開けての運転となっていると思います。そうしたところで、なかなかつけっ放しということは、電気代もやはりご家庭でしたら窓を閉めたりとかしながら継続運転をするほうが無駄なく使えるという面もあるかと思えますけれども、学校につきましてはそのような形ではなく、必要に応じてエアコンのスイッチを入れる、切るをしていただいている状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） そうですね、部屋も広いですし。あと、扇風機は併用していらっしゃるのでしょうか。前はよくエアコンつく前は天井に扇風機がついていた時代があったのですけれども、エアコンと扇風機を併用することで空気が回って冷え具合がよくなるので、場合によったら扇風機があったほうがいいのかと思うのですけれども、今設置状況はどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

従前は扇風機もございましたが、コロナ対策もございまして各校で追加でサーキュレーター等の購入もしておりますので、そういったものを併用しながら使っている状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ちょっと小うるさい親みたいになってしまったら嫌なのですけれども、なるべく子どもたちが勉強しやすい環境を整えてやっていただきたいなというところだけが念願でございますので、つけっ放しにしろとは申しませんが、私も家のいろんなことをやっている中でつけっ放しのほうがやっぱり安かったのだというのを確認したものですから、公共施設の電気代とかはどうなっているのか、よく私も分からないのですけれども、そういうデータもあるので、なるべく午前中は窓を開けて、玉ノ岡中なんて風通しが本当によく、環境的にはいいのですけれども、た

だ午後とかのお昼過ぎてからの授業とかはやはり暑くなってくるのかなと思いますから、そのとき、そのときに応じて、子どもたちがつけてほしいと言うのに駄目、駄目とかと言わないでやってほしいかなと思います。

それと、さっき暑さ指数のWBGTに基づき、激しい運動の制限や外での活動の禁止などの対応を行っておりますということで、WBGTというのは何か計算式があって、乾球温度、乾いている球と書くのですけれども、乾球温度、湿球温度、黒球温度、黒球温度というのは電磁波を出して周囲に熱を伝えるというものらしいのですけれども、そういう指数は昨日あたりもちろん通知が来たのでしょうか。これどういうふうにして確認ができるのかお伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

各学校に熱中症計がありますので、そちらのほうで確認をすることができます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 昨日、校庭でのことですが、熱中症が出てしまったというご報告をいただきました。いい方向に向かっているから、よかったなと思っているのですけれども、昨日もこちらの熱中症計を確認した上での対応をなさったということによろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 昨日の熱中症の件ではご心配かけております。昨日の熱中症計による測定というのは、学校に確認したところ、昨日はしていなかったそうです。熱中症計による測定のほうにつきましては、昨日はしていなかったということが確認を取れました。これ以降は必ずするようにという話をしましたが、1つには昨日の場合には午前中の授業だったということで、おおよそWBGTの熱中症で運動禁止というものが31以上になると禁止となっておりますので、標準的な温度との、もちろんこれは議員ご指摘のように温度と湿度と輻射熱の総合的な数値が決まってくるものですが、気温での目安でいうとおおよそ28度から31度ぐらいというのがWBGTの31に相当する気温だけですので、気温のほうは校長から確認したときにはその気温まではいっていなかったと。そういうことから、昨日についてはまだ測定を始めていなかったということですので、これにつきましては昨日の段階で、常に外で活動を行うときにはこの測定を行って、アラートが出ていても出ていなくても、学校の判断で運動のほうにつきましては適切に判断するようにということで指示をいたしました。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 本当5月は今までだったら熱中症なんてあり得なかった時代だったのだけれども、救急搬送の状況というのがここに資料があるのですが、令和4年度でやはり5月から、第3位なのです、人数が。7月が1位、数はちょっと、表を皆さんにお配りすればよかったですけれども、グラフ上では7月が1番、2番が8月、5月が3番目で、8月と5月とそんなに差がないのです。ということで、その前の年、令和3年度は本当にちょこっとだったのですけれども、4年度からどんと上がっているのです。だから、これを見て、これはもう地球が本当に大変なことになっているのだなというのを感じたわけなのですけれども、教育長の今おっしゃったとおりが甘くないで、先ほどの暑さ指数を必ず外の、今日の志賀小の運動会はどうなのでしょうか、指数を確認しているのかどうなのか。そういうところから注視していただきたいと思いますけれども、もう一度確認します。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 志賀小学校につきましては、朝私のほうで直接学校のほうに行きまして、熱中症の対策を十分に行うようにということ等具体的指示をしてみましたので、今日につきましては確実に実施されているものと捉えております。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今後本当に、各学校に先ほどこの熱中症計というのがないと課長お答えでしたね、もう一回確認します。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 熱中症計につきましては、各学校に設置されております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） あとは通学のところに行きたいと思うのですが、通学時、朝今子どもたちは、特に七小は水道水は飲めないのかなと思いますので、水筒を持参して多分通学しているのかなと思うのですけれども、各学校どのような水分補給の形態を取っているのかお伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 各学校とも水筒を自分で持参して、以前は飲み終わったらそれっきりということも昔はあったのかもしれませんが、現在は学校で補充することができるようになっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 下村先生に大変お世話になった子どもがうちも2人おりますが、うちの子  
どもたちは小学校は3.5キロ歩いて、行く間は全然日陰がない通りをずっと行って、帰ってくるわけ  
なので、朝水筒の水をいっぱい入れていったとしても帰りは水がなくて大変な思いをしたという話  
を聞いたものだから、今水分補給の話、行きは水筒で持って行って、帰りは今課長のほうから補充  
はしてくれているというお話がございましたが、それはどこの水を使っているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 そちらにつきましては、水道水となっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 七小の水道水は大丈夫なのでしょうか。細かいこと聞いて申し訳ないので  
すけれども、七郷小大分水道管が赤くなっていると思うのですけれども、いかがなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

まず、水道水でございますので、水道水を使う時点でまず一定の検査が行われているものと捉え  
ております。また、学校につきましては日々水質の検査というものを、学校によって違いますが、  
主に養護教諭が中心となって水質検査を行ってございますので、学校の水道水については安心して  
飲めるものと捉えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 先ほど通学のときに日傘を差してもいいですよとか、熱中症対策でぬれて  
いるマフラーとかをつけてもいいですよという形になっているのですが、実際問題日傘を差す子っ  
ていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

日傘を差しているかどうかの確認を具体的にすることはございませんが、コロナ禍の中では人と  
人との間隔を取るために傘を差して対策を取っていたときもございますので、そういう面では雨が  
降っていなくても傘を利用していたときはあるとは思いますが、現在熱中症予防、日傘として傘を  
差している児童生徒がどのくらいいるかということにつきましては把握していない状況でございま

す。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 熊谷市に、熱中症対策としてよく保育園の子たちがかぶっている後ろに日よけがついている帽子で水でぬらしてもすぐ乾くような素材のものを推奨しているというのがあったのです。高学年とか中学生になるとそういうものはかぶりたくはないと思うのですが、今低学年の子は黄色い普通の昔からのああいう帽子をかぶっているのですが、今後はそういう後ろに日よけのついた水でぬらして絞ってかぶれるような、そんなような素材の帽子なのです。赤白帽子のナイロン版というか、そういうものなども今後は通学時に必要なのかなと思うのですが、何かそういうのお考えはございますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

どのような帽子で対策を取るかというのは、また各ご家庭の、及び本人がどんな帽子をかぶりたいかとかということもあるかと思えます。ただし、議員さんからご提案いただきました日よけのついている帽子というのは、首筋から守るということで効果は高いと私も感じますので、そういったものを紹介できるような場面がありましたら紹介していきたいと考えます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） あの手この手を使いながら、命を守っていただく対策をやっていただきたいと思えます。

それでは2番に移ります。5類移行後、学校の対応について。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へ移行する5月8日以降の学校での感染症対策について、文部科学省は学校向けの衛生管理マニュアルを改定し、4月28日にその内容、留意事項などを示しました。以下について今後の対応を伺います。

- (1)、検温、消毒は。
- (2)、調理実習、合唱は。
- (3)、感染した児童生徒が学校を休む場合の対応と日数は。
- (4)、給食時の対応は。
- (5)、マスク着用する場面はどのようなときか。
- (6)、換気については。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）から（6）について答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

検温については、新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン、令和5年度5月8日改訂版、この後ガイドラインとお伝えさせていただきます。この5月8日改訂版に基づきまして、毎日の提出は行っておりません。各家庭へは継続的な健康観察をお願いしており、児童生徒に風邪症状が見られるときや平時と比べ体調の違いが感じられる場合は検温をお願いしております。消毒につきましては、一時的な消毒の効果を期待するよりも清掃により清潔な空間を保つことが重要であるとガイドラインに記載されております。外から教室に入るときやトイレの後、給食の前後など流水と石けんでの小まめな手洗いを指導しております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。

ガイドラインでは、学校の教育活動を行う上で、感染状況が落ち着いている平時においては家庭との連携による児童生徒の健康状態を把握、適切な換気、手指衛生等の指導以外は特段の感染対策は必要ないとされています。これにより、調理実習、合唱といった学習活動もコロナ以前と同様に行っていくことになります。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。

児童生徒等の陽性が判明した場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の対応となります。日数については、有症状者の場合、発症した日をゼロ日として5日が経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで、無症状者の場合、陽性が判明した検査の検体採取日をゼロ日として5日が経過するまでの期間、出席停止の扱いとなります。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。

給食時の対応といたしましては、黙食は必要ないこととし、楽しい給食の時間を過ごせるようにしています。ただし、食事前後の手洗いや適切な換気を実施するとともに、会食中は大声での会話を控え、飛沫を飛ばさないように十分に注意するよう指導しております。また、給食の時間を利用し、バランスよく食べることの大切さ、仲間と味わう食事の楽しさなど、食育の推進も行うよう各校に指導しております。

続きまして、(5)につきましてお答えいたします。

ガイドラインに基づき、マスクを着用する場面は次のとおりです。校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用するよう指導いたします。新型コロナウイルス感染症に感染し、出席停止が解除された後、発症から10日を経過するまでは当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨しております。ただし、その場合もマスクの着用を強いることがないよう配慮しております。児童生徒によっては不安を抱き、マスクの着用を希望することやアレルギーなど健康上の理由によりマスクを外すことのできない児童生徒もおりますので、そのような児童生徒に対しマスクを外すことを強いることのないよう



にしております。また、コロナ前より小学校においては給食の配膳時、身支度として唾液等の飛沫を防ぐためマスクを着用したり、家庭科の調理実習では教科書等にも例示されているように身支度の一つとしてマスクの着用をしております。

続きまして、(6)につきましてお答えいたします。

ガイドラインに基づき、気候上可能な限り常時換気に努めるよう指導しております。しかし、天候や施設上、換気が難しいこと等もあります。その際は、扇風機を用いるなど換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保するようにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） こちらの内容はどうな今学校体制になっているのか確認をしたかったので、それにとどまるのですけれども、(5)のところの配膳のときは昔からマスク、ガーゼマスクをしておりましたが、今いろんな素材が出ておまして、先ほど学校の中でやはり不安があるからマスクは外せないという子が、あんまりガーゼの分厚いのをしていると暑いし、不織布も意外とこれからの時期は暑いのですが、素材を選んで通気性のいいものに、コロナのときはあんまり通気性のいい、何マスクといったかな、素材のちょっと通り抜け、布っぽいやつとかは駄目ということだったので、そういうものでもいいのかなと、飛沫さえ飛ばなければと思いますので、どのようなマスクを子どもたちがしているのかなというのをちょっと確認したいと思います。様々だと思いますけれども、給食時は昔はガーゼと決まっていたんですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

給食の配膳時にどのようなマスクをするかということの指定はしておりませんので、飛沫が飛ばないように対策がされておればよろしいかと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 感染不安を理由に学校を休んでも欠席として扱わない特例措置は継続ということが新聞紙面にありました。こちらの生徒さんは、今5校ある中でこのような不安を抱えているお子さんというのはいろのか確認できていますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

嵐山町におきましては、感染不安で欠席となるような児童生徒は出ておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） では、次の3番に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） 財政について、(1)、予算委員会ときには財政調整基金がおよそ7億円積まれているとの報告がありました。現在の財政調整基金の残額は幾らかお伺いします。

(2)、財政調整基金は標準財政規模約42億円の10から20%が望ましいと言われておりますが、16%程度になっています。コロナ前には2億円を切るような状況になっていました。今まではコロナ禍であったため、様々な事業が中止になってきましたが、5月8日に5類移行したため、今後はコロナ前のように事業を実施していくと思います。過去の二の舞にならないよう、どのように事業を進めていきますか、お伺いします。

(3)、今後教育関係の計画があり、大きな予算が必要になってきます。歳入歳出をどのように考え、返済をする予定なのか、見解を伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)について答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目3の(1)についてお答えします。

財政調整基金につきましては、令和4年度末残額が8億3,006万5,000円ございました。令和5年度当初予算で2億8,000万円、補正予算(第3号)で1,000万円を繰入金として計上いたしましたので、令和5年度6月補正後の残額は5億4,006万5,000円となっております。

質問項目3の(2)についてお答えします。

現在の町の財政状況につきましては、財政調整基金にも一定程度の積立てができており、一時期の厳しい状況と比較しますと改善傾向にあります。しかしながら、今後につきましては2025年問題が間近に迫る中で高齢者福祉関係の経費の増額等も見込まれ、引き続き厳しい財政運営となることが予想されます。コロナ禍後の事業の進め方につきましては、これまで以上に既存事業の見直し、事業の選択と集中、財政負担の平準化等を念頭に置き、健全な財政を維持しながら実施してまいりたいと考えております。

質問項目3の(3)についてお答えします。

議員ご質問のとおり、学校建設につきましては多額の予算が必要となり、建設資金の一部については借入れを行うこととなります。まず、重要なことは、事業の実施に当たり今後公共公益施設建設基金への積立てや有利な補助金の活用により、町債の発行額をできるだけ少なくするように計画することだと考えております。また、歳入歳出の考え方につきましては、歳入においてはこれまで進めてまいりました花見台工業団地の拡張や川島地区産業団地の企業誘致による税収の確保や、ふるさと納税の活用により自主財源を増やすことが重要だと考えております。一方歳出においては、先ほど答弁いたしましたとおり、より一層既存事業の見直し、事業の選択と集中を行い、歳出の抑

制を図っていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時00分

---

再 開 午前11時15分

- 森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7番、畠山美幸議員の再質問からになります。どうぞ。

- 7番（畠山美幸議員） それでは、（1）のところは今の残高が幾らなのかということをお聞きしたかっただけでしたので、いつかは8億を超える金額が財政調整基金積まれて、私が議員生活している中でこんなに積まれたことはなかったなと思って、ただ、今は5億何千万ということで金額が減っておりますが、以前に比べれば残っているほうだなということで、（2）のほうに移りたいと思います。

（2）のほうですと高齢者、福祉関係の経費が増加見込みがあるということで、様々またいろいろ取り組んでいかなければいけないけれども、そういう中でも事業の選択と集中、財政負担の平準化などを念頭に置きということで書いてありますから、しっかりその辺やっていっていただきたいと思うのですが、予算書の226ページのところの当該年度末現在高見込額が60億から地方債が残っているわけですが、これを大体年度でどのくらいずつ今返済しているところなのかお伺いいたします。

- 森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

- 萩原政則総務課長 お待たせしまして大変申し訳ございません。

約7億円程度、毎年返済している状況でございます。

以上です。

- 森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

- 7番（畠山美幸議員） 今60億の借金があるわけなのですが、これを今7億円で返しているわけですが、何年か先に終わるものというのはいくつあるのですか。

- 森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

- 萩原政則総務課長 今7億円というお話ししましたが、今後だんだん減っていく状況になっております。借りたときから例えば5年とか10年とかという形で借りていますので、それが返済が終わるものもございまして、今後この額は新たな起債を起こさない限り償還はだんだん減ってい

く状況でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） （3）に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） 今後、先ほど学校関係の一番初日の質問の中で、大きなお金が出ていくことが分かっているから基金の積立てをするという答弁がございました。大体今年から幾らずつの基金を積み立てていくお考えなのかお伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 4年度のときに2億円、公共公益施設建設基金、学校を造るための基金に昨年2億積んでおります。財政調整基金につきましては、先ほど申したように年度当初で補正で取崩ししていますから、この金額が減らないように、できるだけ10%の推移にしていこうと考えております。そして、余っている分につきましては、今後学校建設がありますから、先ほど申しました公共公益施設建設基金のほうに積み立てていきたいというふうに考えています。

金額幾らということなのですが、できるだけたくさん積みたいのですけれども、決算の状況を見て、翌年度繰越金、財政調整基金の積立金、そして今言いました公共公益施設基金の積立てというふうに思っていますが、できるだけ多く積みたいというふうに考えております。今後も6年度、7年度もここにどどんたくさん積んで、学校建設が今後負担にならないようにできるだけ貯蓄していきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 本当この基金を積んでいかないと大きなお金が出ていくわけですから、大切なことだなと思います。

学校のほうなのですから、大体ゴールというか、着手できる年度というのはいつを見込んでいるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 現在教育委員会のほうで計画を策定していますので、計画を策定のまだ準備段階ですので、いつからというお話はできません。計画策定して、また議会のほうと説明等もあると思います。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 先日の全員協議会のときにお示しいただきました小学校、中学校の耐力度調査の内容で、私は中学校のほうの耐力度があるからそっちのかなと思ったら、小学校だという

お話でお伺いしました。小学校のデザインを見ると、建て方を見ると、新しく頂いた紙で見ますと黄色い部分は耐力度があり、そしてブルーのところと赤いところが今回耐力度がないので、これは増改築でいくのか、それとも真っさらにして建て直すのかというところもまだ分からない、お答えはできないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

予算のことがございますので、現段階において確定的なことは申し上げられませんが、小学校につきましても長寿命化等がもう難しい状況でありますので、予算が許す中では改築ということを経験は念頭において考えてまいりたいと思います。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 改築ということでしたが、この間別の議員も言うておりましたけれども、補助金が5年度の予算で今22億、国としては準備していますということであるのですが、どうやって聞こうかな、聞き方が難しい。2分の1のパターンBとCと、何かあるのですけれども、普通だと2分の1国からの補助金とか、こういうのもちゃんと補助金も見越して検討はしているのですよね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

有利な補助金がいただける、そういった形を模索する中で開校の時期であったり、それから建設の仕方であったりということは考えているところでございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） このブルー、レッドのところの改築をした場合に大体幾らぐらいかかるという見込みというものはおありでしょうか、やっぱりそこが知りたい。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 校舎のほうが大きく3つに分かれていると思いますけれども、そちらのほうそれぞれにつきまして一部分を改築するという形、校舎のこの校舎とこの校舎の部分だけを建て替えをするという形ではまだ見積もってございませんので、そちらの額については、申し訳ございません、お答えできる状況ではありません。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） では、この2つを取り壊したときの取壊し代というのは幾らぐらいかかってしまうのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

こちらにつきましても、まだおよそ全てをとという形で考えているいろいろな部分をシミュレートしているところがございます、現段階の中におきましてこの中の一部校舎を取り壊すのが幾らですか、一部校舎の改築が幾らという形の見積りというのはまだ行っていないところがございますので、申し訳ございません、お答えできる状況ではございません。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） なかなか難しいところをお聞きして申し訳ございませんけれども、みんなが今一番ここが気になる場所だったので、一応代表してお話を伺いました。

次の4番に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） ごみ集積所についてです。アパートに設置されているごみ集積所は、きれいに出来ているところとごみの分類もせずにカラスに荒らされて散乱しているところがあります。その都度役場職員が対応してくれますが、一向にきれいにならない状況が続いております。今後の対応について見解をお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、質問項目4につきましてお答えいたします。

アパートについて所有者や管理会社に分別カレンダーを配布、そして転入者に対してもカレンダーの配布をしておりますが、さらに広報紙、ホームページなど町から情報を発信できるものは活用し、ごみ出しが不十分な個人が特定できた場合はその個人に対して分別に関する指導を徹底してまいります。状態が悪い集積所について連絡を受けたときは、町から管理会社を通じて分別の周知徹底を指導しております。違反シールが添付されたごみは、警告の意味も込めて1週間その集積所に残置いたしますが、小動物による散乱が見込まれるごみや簡単な掲示物の作成依頼は環境課で対応することができますので、ご相談いただければと思います。外国人の住民に向けての分別チラシも外国語で翻訳したものを配布しておりますので、環境課にご相談くださればと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 昨日、青柳議員がこちらの質問されておりました。私のほうに割と感覚が近く、全然一向によくないアパートのごみ集積所が私のほうに連絡が来るわけですが、その都度環境課にお話しすると、昨日の青柳議員の内容の中でもそういう外国人の方の勤め先の企業まで訪問して課長は周知徹底をお願いしたいということ、花見台工業団地だとか、その雇用先

に行っているというお話伺って、ご苦労されているなと思いました。そういう中でも一向によくならないのは何でなのかなというのが、やはりご近所に住んでいる方が目障りでしょうがない、その置き場が。この間ご相談したときには、課長も場所の移転を区長と相談しているというお話もございましたが、そこだとパッカー車が入らないようなところだということで、臭いものには蓋をしるのではなくて、やはりその場所でいいのだけでも、その住民の方々の言うことはちゃんとしたステーションを作ってほしいという要望なのです。ですので、管理会社なりアパートのオーナーさんのほうに、今アパートも本当に小ぎれいなアパートは蓋つきのきちんとしたごみステーションがありますので、割とネットとかカインズで見ると10万するかしないか、本当に立派なものだと20万ぐらいますけれども、とにかく蓋さえしてあれば周りに散らからなくて済むということを言われますので、例えばアパート経営のオーナーさんに義務づける、ステーションをつける。ただ置く場所を提供すればいいではなくて、やはり蓋のできるごみステーションを設置することをぜひ要望していただきたいのですけれども、それはどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

議員おっしゃるように枠とか箱、そういうのがあればそういったことも少なくなると、そういったことで、ごみ集積所の特にアパートはそのアパートのみの申請が来るわけですがけれども、なるべくそういった形でお願いはもう以前からはしているのですけれども、なかなか費用面とか、そういったご予算の関係でこういった形というふうな場合も出てきます。議員おっしゃるとおり、箱の中に密閉されればそういった可能性も少なくなりますので、今後も引き続きそのような要望はさせていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今の現状を写真に撮って、こうなのですというのをオーナーさんにお伝えして、アパートの方が掃除しないでご近所の方が目障りだからといって毎回お掃除しているのです。なので、自分たちはそこに出していないのに、迷惑だから、見た目が汚いからお掃除しているという状況なので、近隣の人のことを考えていただくためにはやはりこの現状をオーナー様に見てもらって、そういう写真をちょっと送りつけてみたらいかがなのかなと思いますけれども、そのようなお考えはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

設置をするときにいろいろ地元の区長さん、環境美化推進委員さん、そういう方たちとよく相談

をして、それで地元と調和を取るように設置のほうはお願いしたいということは以前からもやはりお願いをしているところでございます。したがって、その一環として、もしそういうものが用意できれば、そのようなものもお示しして地元と調和が取れるようにしてくださいと、そういう要請はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） とにかく汚い状況を目の当たりにしてもらおうということと、あとこういうものをつけるとききれいになっていますというところと、ぜひ通知してあげていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） 商工会の外灯LED化についてです。町の事業所が管理している外灯をLED化するとのお話を聞きました。撤去や維持管理に対する今後のお考えをお聞きます。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、質問項目5につきましてお答えいたします。

事業者が設置している外灯ですけれども、現在60基ほどございます。これらの外灯は昭和62年と63年に嵐山町商工会の主導により町や県の補助金を活用し設置されたものです。しかし、これらの外灯は設置から約35年以上経過しており、老朽化や故障が目立つようになっており、また、水銀灯を使用しているため消費電力が高く、CO<sub>2</sub>排出量も多くなっています。そこで、今回地方創生臨時交付金を活用し、嵐山町商工会に対し補助金を交付し、希望する事業者の既存外灯の撤去、LED外灯の設置を行う事業を実施していただく予定です。なお、設置した外灯の今後の維持管理につきましては、撤去も含め原則事業者が負担することで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今回これは補正予算に出ているので、あんまり突っ込めないのですが、この確認だけで次に行ったほうがいいですか、議長。

○森 一人議長 できれば。

○7番（畠山美幸議員） では、補正予算でしっかり聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） 農地斜面の草刈りについてです。以前、斜面の草刈りにキャタピラー型の



ラジコン草刈り機を提案しました。その後購入するお話でしたが、どのようになっていますか、お伺いします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

質問項目6についてお答えいたします。ラジコン草刈り機につきましては、令和4年7月に農作業の効率化等を目的に町環境保全型農業推進協議会で購入しております。購入後しばらくの間は農政課の職員により庁舎敷地内、ため池等の農地周辺で操作技術の習得に努めてまいりました。その後、町内の認定農業者、土地改良区等の団体に貸出しを呼びかけておりましたが、興味はあるものの操作に抵抗感があるようで、貸出しまでには至らず、残念ながら草刈りシーズンは幕を閉じました。しかしながら、令和5年度に行われた土地改良等の総会の際、再度活用の呼びかけを行い、5月31日に多面的機能活動事業団体の活動において利用されました。今後におきましては、農政課の職員によるデモの機会を設けるなどして活用促進を図ってまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ちなみに、これ1台幾らしたのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 税込み価格で127万5,000円でした。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） このラジコンカーなのですけれども、やはり素人がただすぐに触ってどうのこうのってできないらしくて、講習か何か受けないとできないとどこかの紙面で見たのですが、さっきデモの機会を設けと書いてありますけれども、何か講習とか、そういうのをおやりになるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

まず購入の際に、事務局である農政課におきましてメーカーより、講習までのものではないのですが、操作方法のレクチャーをしていただきました。特にドローンのような更新の要る免許ですとか、そういったものはなく、ホビー感覚、ホビーのラジコンのような操作技術さえコツをつかめば誰でもできるというものでございますので、農政課においてレクチャーを受けたことを団体の使用者に教えていくというような形を取ってまいります。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 自分たちで動かしたときに、さっき農政課のほうでちょっと使ってみたわけですね、どんなあんばいですか。使い心地というか、やっぱりこんな斜面だとちょっと難しいなどか、いかがな感じだったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

この機械、刈り幅が50センチでございます。傾斜に対応しております、のり面の対応傾斜が40度でございます。40度付近にかかりますと、機械自体に3つの信号がついております、平常時は緑、角度が40度に迫った場合は黄色の点灯がされます。それ以上超えますと赤になりますので、直ちに作業はやめるという警告ランプがございます。使ってみた感覚ですが、かなりの勾配に対応できるという感じでして、分かりやすく言いますと、5月に行われた庁舎の職員による草刈りボランティアのほうでも技術の習得を兼ねて使ったわけなのですけれども、役場から下りるフィットネス公園の側面ののり面、フィットネスパークの入り口から下りまして約30～40メートルののり面は全て草刈りラジコン機でできたというようにかなりの傾斜でもできますので、しかもパワーがあります。車輪は、ご質問ではキャタピラーということで、当初キャタピラー製のものを考えていたのですが、購入した際にはキャタピラーよりも滑りのないホイールの鉄の車輪でしっかりと踏ん張れるような機種を購入いたしましたので、かなりの用途で使えるような状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） やはり今農地を持っていらっしゃる方とか、すごく斜面の草刈りが大変だというお話を私も伺うのです。この間も先日越畑の方のところに行ったら、お父さんが斜面やるのだけれども、大変なのよと。町で何か買ったという話があるのだけれどもという話をしたら、これは貸出しとかは、使える人はラジコン操作できる人とセットでそこに派遣するというようなお考えはないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 貸出しにつきましては、今のところ農業者の中でも認定農業者、JAの直売所に出荷されている生産組合の組合員さん、それと先ほども答弁しましたが、土地改良区、組合、それにまつわる環境保全団体、そちらのほうへの貸出しで、個人的な貸出しというのは今のところ考えてございません。また、貸出しをする際にもオペレーターつきで派遣という考えは今のところなく、あくまでもデモで操作方法を教えながらということで考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 先日ニュースを見ていたら、九州の何町だったかな、ちょっと名前がここに出ていないのですけれども、九州の鹿児島だったかな、5月1日より草刈り作業の労力軽減や斜面作業時の安全確保等を目的とし、有料でラジコン草刈り機の運用を開始した。希望される方については農業公社までお問い合わせくださいということで、利用可能な方、町内に住所を有する農業者、農業法人及び農業関連団体、これはさっき課長が言ったとおり農業関連者の方しか書いていないのですけれども、農地並びに農地に面したのり面、1時間当たり1,510円プラス機械使用燃料代の実費、作業については草刈り作業のみとし、集草作業は行いません。傾斜の作業範囲については45度未満となりますということで、何かそういう記事があったので、これは農業者と書いてあるのだけれども、その方も農地なのです。農地のところなので、何か作物作っているような方ではないのですけれども、こういう貸出し、だからさっき課長がおっしゃった団体等には無料で貸すというのは当たり前かなと思うのですが、例えば農地を持っていて日頃作物は作っていないのだけれども、やはりこういう草刈りが本当に大変なのという方にこういうお考えはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

機械の所有が町の環境保全型農業推進協議会でございまして、こちらの団体営利目的ではありませんので、貸出しの際の料金等というのは今のところ考えておりません、あくまでも環境保全型農業を推進する上でこういったラジコン、スマート農業の一部になると思いますが、こういったものがありますよという啓発です。そして、こういったものを起爆剤にいろんな意味で経営を拡大していただくというようなヒントを提供しているものでございます。また、各団体におきましても使用の際は燃料満タン返しということで貸出しを行っております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） やはり高齢化も進んでおり、農地を持っている方が集積できる農地をお持ちだったらいいのだけれども、持っていらっしゃらない方で、貸すにもちょっと日当たりも悪くて斜面もあつたりという人のためには、そこのお宅にもつい最近買った草刈り機、何か立派なのがありました。ありましたけれども、やはりさっき言った127万ぐらいとかという金額するみたいですから、こういうのを町のほうでこれからのスマート農業を進めていく中で、ぜひそういう大変なところには貸し出す、オペレーターつきで貸し出していく、さっきのように1時間当たり幾らという形での考えというのは町長、いかがなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

この草刈りというのは、農業にとって何も生み出さないというふうにと考えると無駄な作業みたいなのですが、でも切っても切り放すことができない。ある意味でとっても大切な仕事の一環だと、私も関われば関わるほど非常に強く感じています。いろいろな方法があるかなと思いますけれども、今のご指摘はしっかりと受け止めて、担当課と相談をさせていただいて、少しでもそういったことに関しては改善が図れるように積極的に取り組んでもらいたいと思います。

以上です。

○7番（畠山美幸議員） 終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

---

◇ 川 口 浩 史 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号10番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の西口駅前通りについてからです。どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行ってまいります。

1点目は、西口駅前通りについてです。

(1)、りそな銀行の場所にドラッグストアが建設されるということでありまして。りそな銀行の解体、またはドラッグストア建設の際、登下校時の子どもの安全対策について伺いたいと思います。

(2)、歩道の拡幅を考えた建設になるのでしょうか。

(3)、拡張したロータリー開通後の通学路はどのようになるのでしょうか。

そして、最後、(4)、ATMはどこに設置されるのでしょうか。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(4)について答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えさせていただきます。

既に新聞折り込み等でご存じの方も多いと思いますが、旧りそな銀行東松山支店嵐山出張所を含んだ地域にドラッグストアの建設の計画がございます。店舗前道路は通学路となっておりますので、工事中及び開店後において交通安全の確保を徹底してもらおうよう意見書を提出しているところでございます。

続きまして、(2)につきましてお答えさせていただきます。

県道武蔵嵐山停車場線は、歩道幅員がおおよそ1メートル程度しかなく、歩道の拡幅について埼玉県に要望しているところでございます。今回の事業におきましては、ドラッグストアの予定地内の嵐山町所有地と交換等を行い、1.5メートル分の空地を確保し、既存の県道の歩道と合わせて2.5メ

ートル以上となるよう計画していただいているところでございます。

続きまして、(3)につきましてお答えさせていただきます。

現在計画している駅前広場の整備後は、歩行者の通行の動線と駅を背にした左側、A T Mがある現りそな銀行側を主に通り、ポケットパークにて安全に信号待ちができるよう想定しているところでございます。

続きまして、(4)につきましてお答えさせていただきます。

現埼玉りそな銀行にあるA T Mにつきましては、ドラッグストアの建築に伴い、解体することとなるとのことです。新たなA T Mにつきましては、埼玉りそな銀行から新しい武蔵嵐山駅西口ロータリーに面した場所に立地したいとの申出がありました。様々な検討をしていただいた結果、西口を出てロータリーの反対側の正面の場所に立地の希望があったため、そちらに設置されることになっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) まず、ちょっとドラッグストアの広さを伺いたいのですけれども、りそな銀行のところからポケットパークまでの間ぐらいまでドラッグストアの関係になるのでしょうか。もっと狭くなるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

既に先ほど言いましたとおり、新聞広告で大規模小売店舗立地法に基づく説明会を行っておりまして、その際新聞折り込みで面積等も公表されておりますので、それを読み上げさせていただきます。店舗の大きさは1,394平米でございまして、場所におきますと今川口議員さん言われましたとおり、りそな銀行のある交差点のところからポケットパークまでの間のところの一带でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) なるほど、駐車場も含めますから、そのぐらいの広さになるということなので、分かりました。

それで、登下校の関係ですけれども、安全を徹底してもらいたいということで意見書を出したという、そんな程度ではどうなのでしょう。ダンプなんかも、ダンプが全部悪いなんていう考えはないのですけれども、やっぱり工事車両も出入りしますので、しっかり安全対策が、それでは町側の姿勢としては私は不十分ではないかなと思うのですけれども、もう少し徹底をするように指導していくべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか、そのお考えについて。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

通学路でありますので、交通安全については先ほど言いましたとおり大規模小売店舗立地法に基づく意見についてということで町から正式な文書で県のほうに通知して、県から多分その店舗のほうに意見がされているところでございます。今後は、店舗についてももちろん先ほど言いましたとおり1.5メートル分の歩道用地としての確保をお願いしていますので、それについては工事等も含めて会うというか、打合せする機会がありますので、通学路については前も言われましたので、引き続き工事の安全性については協議というか、お話しさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 具体的には私が要望したいのは、やはりあそこ誘導員がいないとまずいと思うのです、登下校の関係では。そこまでは要請していないわけですよね。やはり誘導員を置いてくださいということを私は要請していくべきだと思うのですけれども、ちょっとそのお考え伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

工事期間中については、ある程度誘導員が要るかなと思います。ただ、店舗が始まりますと、朝は時間9時からでございますので、学校が始まる後に店舗が始まりますので、そう危なくないなと思いますが、夕方等は下校時はやっぱり車の往来がありますので、なかなか難しい。ただ、一般的な店舗でございますので、皆さん注意喚起はしていただくような方策を取っていただいで対応していただくように話をまた再度させていただきたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。工事期間中は、誘導員はいるという認識でよろしいわけなのですね。それと、あと工事の時間帯というのは、これも決まっていると思うのですけれども、何時から何時までなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 工事は今後始まりますので、基本的に誘導員が大体いますので、その話をさせていただきました。必ずいるかというのはまだ確認されておりませんが、基本的には工事の出入りのときは誘導員がいますので、そのようになるかなというふうに考えているところで

ございます。また、再度今後工事が始まる際におきましては協議をさせていただいて、通学路であるということを再度お話しさせていただきますので、その中で指導というか、お話しさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（川口浩史議員） 時間は分からない。

○森 一人議長 重ねてどうぞ。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 すみません、工事の時間につきましても基本的には8時半以降から始まると思いますし、工事も夜間等を行わないのが通常でございますので、その辺については、ただ下校時においては工事もしているのが通常でございますので、その辺を含めて工事期間中も安全対策を図るように話をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時57分

---

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10番、川口浩史議員の再質問からになります。どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 1番の駅西口の関係です。工事の関係で、工事時間はそうするとまだ事業者とは話し合いはしていないのですかね。8時半から始まって通常5時ぐらいで終わるということでやっていると思うのですけれども、やっぱりそのぐらいで収めたいというお考えあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

具体的な着手云々かんぬんについてはまだ協議がされていませんので、そのようになったときにはお話しさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） この工事はいつ頃から始まるかはまだ全く分からない段階ですかね、ある程度この時期ぐらいかなというのは分かっていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

なかなか何月というのは、協議中の話でございますので明言はできませんけれども、夏頃には始まるのかなと考えておりますので、その以前にいろんな話ができますので、そのときにちゃんとした話をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） りそなの解体はその前ですよ、解体がいつ頃かというのは分かりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それについても民間のことでございますので、なかなか明言はできないのですけれども、順番として、りそなのATMができて、解体して、その後工事着工という流れというふうに聞いておりますので、そのような順番になるかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 分かりました。

（2）なのですけれども、歩道なのですけれども、答弁では嵐山町の所有地と交換等を行ったということで、嵐山町の土地はどこをどういうふうにしたのですかね、どういうふうに具体的にやったのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 以前議会から議決いただきまして、いわゆる旧小松屋さんですか、の土地を購入させていただいて、昨年度も土地開発公社から買戻しを行わせていただきました。今現在は嵐なびの駐車場として活用させていただいておりますけれども、その土地を種地として県が歩道を整備していただくという希望はあるのですけれども、なかなか、前から言っておりますとおり1メートルの歩道が既にありますので、県としては優先度が低いということでございますので、町が加えて1.5メートル程度の空地を、その土地と今ある土地を交換等をするように協議させていただいて、その空地をつけるということで協議が進んでいるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 交換等と、等がついているのですよね。この等はどういう意味なのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。



伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

町の土地が、予算のときに言わせていただきましたが、公簿面積が182平米ございまして、ただ1.5メートル程度の幅員だとそれほど必要ございませんので、その他の土地については払下げを予定しているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 1.5メートルの幅で今度は町が所有すると、そうすると182平米ではその1.5には足りないということなのですか、今の答弁です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

ちょっと回答が回らなくて申し訳ございません。182平米以下で歩道が収まりますので、182平米、歩道の分を超えた分については払下げを予定しているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) そうですか。これで1.5メートルバックして建てますよね。これは、町が土地を買って、工事は県だと。県のほうも土地を買ってくれるわけなのですかね、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

県は、あくまでも今現在1メートルの歩道がありますので、基本的には整備は行わないという方針がございまして。ただ、それだと、町も前から言ったとおり歩道を広げていただきたいという要望をずっと要望していますので、これからも引き続き、町は土地を用意しましたので、何らかのことをやっていただくよう要望を重ねているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) そうすると、町が土地を買って提供して、工事は県だという、こういう考えでいいわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

そのとおり、町が土地を提供して県のほうに何らかやっただくように要望しているところ  
でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、この工事はドラッグストアの建設も年度内には終わるよ  
うな形になっていましたね。歩道のほうも年度内に終わるといふうに、年内か、ドラッグストアは。  
歩道も年度内には終わるといふうに見ていいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

何度も何度も言っているように、県は基本的には1メートルあるので整備は優先順位が低いとい  
うことでございますので、引き続き要望させていただいて、ちょっと年度は分かりませんが、  
舗装していただくように要望を引き続き行いたいというふうに思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか、そうするといつなるか分からないというのが現状なのだとい  
うことなのですね。駅から今のりそなまでの間がそうすると問題ですよ、何件か土地を所有して  
いる人いますからね。その関係はどこまで話が進んでいるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

基本的にあくまでも県道でございますので、県が働きかけを行うというふうに町では要望させて  
いただいております。町が積極的にその土地についてまだお話をさせていただいているところ  
はございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、あそこが2.5メートルでずっと広がるのはかなり先だとい  
う感じなのですかね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

やっぱり町のメイン通りでございますし、狛守議員の先ほど来ありましたように、地域からも歩  
道の整備というのは強い要望が出ております。よって、早めに何かできるような対策はしよ  
うかな

と考えておりますが、何せ町も予算がございますので、その様子を見ながら、県にも働きかけをしながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 私議員になったときに歩道の問題は言われて、確かに何とかしなくてはなと思っていただきますので、町が積極的にこういうふうを買ってやるというのも、そういうやり方は大事ななというふうに、ちょっと今質問して思い出しました。ぜひりそなまでの間も町は積極的な行動を取ってもらいたいというふうに思うのです。場合によったら町が買って歩道を広げるということも必要ではないかなと思うのですけれども、これ課長では駄目だと思いますので、町長、いかがでしょうか、今の質問分かりましたか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

今伊藤課長のほうからお話がありましたように、開発する場所については今地権者側と協議をして一定の方向が出たということでございます。その手前については、これからの課題だというふうを考えております。ただ、当然途中までできるわけですから、そのまんま放っておくわけにはいかないというふうに思っております。いつどうするかというものも今後しっかり考えて一定の方向を出していきたいというふうに思っております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） （3）に行きたいと思えます。通学路の関係なのですが、駅から埼信に向かって左側、今度広がるほうを通学路にするということで、確かにこの地図というか、今後新しくなる工事内容を見てもみますと、前にトイレがあったところ辺りが横断歩道がつくということで、それはそこで便利だと思うのです。ただ、そっちを通学路としていくと、今度お店ができて車の出入りがあるわけですね、そのことは考慮したのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 通学路というわけではなくて、基本的な動線を今考えておまして、やっぱり歩道のあるほうをメインに、駅を出て背にしてずっと左側、あるほうが現に歩道が広がりますので、そちらをメインにさせていただきたいと考えています。お店側、出入口についてはたくさんほかのところもありますので、それについては店舗のほうにも出口注意等の看板等の表示を促したりして、それについては配慮させていただきたいと思えます。ただ、一般的な店舗でございますので、通常のかなり通行の多いところではなくてドラッグストアでございますので、その辺については一般的な大きな複合的な施設ではございませんので、通行についてもそれほど多くな

いなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 確かにそんなに多くの車が入り出すということは考えにくいわけですが、それでも入り出すと思うのですよね。ちょうど下校時が主だと思うのですけれども、教育委員会はこの左側で仕方ないという考えなのですか。右側を通学路にしたほうがいいのではないですかという考えはなかったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

現在は、駅を背にしまして右側を通学路として使用しております。そして、工事中につきましては、児童生徒は今回の店舗側の歩道につきましては通学時には使用しておりませんが、十分出入りを注意していただくよう要望はしております。そして、この歩道幅が広がった後こちら側を通学路とするかどうかにつきましては、具体的にまだ協議はしておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、そういう答弁を1回目でもらいたかったです。この答弁ですと左側を通学路としますという答弁ですから、そうですね。埼玉りそな銀行側を主に通りということを書いてありますから、やっぱりそういうふうに取り扱いますよね。ぜひ車の出入りのことを考えて、子どもの安全を考えて通学路を設定してもらいたいと思うのです。その場合、こっちから通れば旧農協のところへ出るあの道が一番安全かなと思うのですけれども、細い道、歩道は狭いですけれども、私はそれが一番安全なのではないかなと思うのですけれども、ぜひご検討いただきたいと思います。

（4）に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） ATMの関係ですが、駅の反対側に今作っていますよね。あれは、いつ頃できるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

ATMにつきましては、7月頃にはできるというふうに話を聞いているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） あそこの設置料になるのかな、占用料になるのかな、占用条例のほうの対象になるのかな。お金がどのくらいになるのか伺いたと思いますけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

そこは道路ではなくて普通財産として貸し出しますので、普通財産の貸付けの基準がございますので、それで貸出し、ちょっと面積等もありますので、詳細についてはここでは話ができませんけれども、基本的に普通財産の貸付けの基準がございますので、そのとおりに貸し付けているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それで、あそこだと埼信から入ってきてロータリーに曲がって、すぐ車を止めて利用するような形になると思うのです。車を置いていて、十分ロータリーを利用したいという車は通れるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

ロータリー内は原則駐車は禁止でございまして、停車はできるのですけれども、駐車禁止になっておりますので、その辺はりそなのほうには話しさせていただいて、このロータリーは基本的に駐車禁止です。それはもちろんどこの市町村のロータリーも基本的には駐車禁止でございまして、りそなさんも十分それは分かっておって、それでもなおあの場所がいいということでございまして、そのような要望を受けて町も協力したものでございます。ですから、止めてどうのこうのという案件ではないというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、どこに止めてもらうことを想定しているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

りそなさんにもその辺は十分話をさせていただいたのですけれども、やっぱり駅の通行を主に考えてATMを作ったような形でございます。駐車場につきましても何回も以前から話がありますので、その点については配慮していただきたいという話をさせていただきますので、ここも引き続き駐車のこととは考えてくださいと話をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、町は考えていないと、りそなも考えていないということですよ。そうしたら、ロータリーにあそこは止めますよ。一番近いところ、もしそこが止まっていたら、その先に行って手前に置いて、それで利用したいということに自然になってしまいますよ。私は昨年6月議会で質問しましたがけれども、森林公園のところで、ちょっと雨が降っていたときなのです。急いで帰ってきた人が、女性でしたけれども、ATM利用して、すぐ出て、後ろから来ていたのもよく見なかったのだね、プップッと鳴らされて。何も事故にもつながらなかったわけですがけれども、どういう関係で今争い事になるか、そこまで発展してしまうか分からないような時代ですから、私はきちっとした駐車場を確保すべきだというふうに思うのですけれども、そのお考えはないわけですよ、ちょっと確認です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

りそな銀行はあくまでも民間でございますので、要望はしますけれども、町として駐車場を用意するという考えは今現在ございません。ただ、りそなのほうには、引き続きこういう意見がございましたという話はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 設置料をいづれにしてももらうわけですよ。やっぱり町側の責任もあると思うのです。その辺は考えていくべきだと思いますけれども、今後事故が起きなければいいですけれども、起きた場合はやっぱりそれなりの責任というのはついてくるのではないかなというふうには思います。

次行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 2番です。学校統合についてです。（1）につきましては全協で説明がありましたので、再質問からしたいと思います。

（2）、七郷小学校は昨年文部科学大臣賞を受賞するという優秀な学校であります。このような学校を早期に廃校にすることがよいと考えるのか、教育長に所見を伺いたしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、小項目（2）について、下村教育長。

○下村 治教育長 質問項目2の（2）についてお答えいたします。

近年全国的に様々な事情から学校の統廃合が進められており、多くの学校がその歴史に幕を引かれています。その歴史を終える全ての学校にすばらしい功績やたくさんのかげがえのない思い出が

あるものと思います。議員お話しのように、七郷小学校もすばらしい功績やたくさんの思い出があると承知しています。しかしながら、本町においても急速に進む少子化や施設の老朽化を鑑みたとき、現在の子どもたち、そして未来の子どもたちのためにも学校統合による教育環境の改善は早急に対応する必要があると捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 全協で点数のことが示されたわけですがけれども、調査をしたのは構造耐力、健全度、立地条件、こういうことであつたわけですね。この構造耐力とはどういうものか、健全度とはどういうものか、立地条件とはどういうものか、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

耐力度調査についてでございますが、ただいま議員さんおっしゃるとおり、公立学校施設におきまして建物の構造耐力、経年による耐力機能の低下、立地条件、この3つの項目を総合的に調査して建物の老朽化を総合的に評価するものが耐力度調査でございます。この検査方法におきましては、コンクリートをくりぬいて調査するものでありましたり、表面を削るはつり調査等で調査を行っております。

以上でございます。

○森 一人議長 答弁漏れですか、大丈夫ですか。

○10番（川口浩史議員） 答弁漏れ。

○森 一人議長 では、重ねて川口議員からお願いします。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 私の質問は、それも聞きたかったのですよ、どういう調査をしたかというもの。これは後で聞こうと思っていたのですけれども、例えば菅谷小学校結果一覧表に（A）、構造耐力、そしてかぎ括弧の点と書いてあるわけです。Bは健全度、かぎ括弧、点、Cに立地条件、点と。それを全部掛けるのだと。そして001のところは4,075点だということであるわけです。構造耐力とはどういうものか、健全度とはどういうものか、立地条件とはどういうものかをちょっと伺いたいと思いますけれども。どうしようかな、後になってしまう。

○森 一人議長 暫時休憩取りましょうか。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○森 一人議長 暫時休憩でよろしいですか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時54分

---

再 開 午後 1時55分

○森 一人議長 引き続き会議を開きます。

では、その旨、教育委員会のほうから資料につきましては後日お渡しいただきたいと思います。

引き続き、川口議員から再質問をお願いいたします。

○10番（川口浩史議員） この中に入るのでしょうかけれども、今コンクリートをくりぬいてということでお話あったわけですね。くりぬいたのは各学校3か所だけなのですか、もう少しやっているわけなのですか、ちょっとそれを伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

くりぬき調査につきましては、菅谷中学校の管理棟で1か所、コンクリートのコアをくりぬいてコンクリートの圧縮強度調査を実施いたしました。こちらは小学校のほうでは行っておりませんので、中学校につきまして1か所でくりぬき調査を行っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、ほかはやらなくてどうして点数が分かるのか。また止まってしまうかな、大丈夫。

○森 一人議長 その確認でよろしいですか。

○10番（川口浩史議員） その確認をちょっと。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

コンクリートのくりぬき調査が1か所であるのは、耐震診断の実施済みの建物においてはその結果をもって評価が可能ですので、菅谷小学校と菅谷中学校のその他の棟においてはコンクリートをくりぬいての調査は実施していない状況でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） どうして分かるのか。くりぬいてコンクリートの多分中性度を調べるのでは、どこまで中性が進んでしまったかというのを。アルカリ性が高いほどコンクリートは維持されているわけですね、中性進めばぼろぼろになって強度が落ちてくると。その程度は私も分かるのですけれども、だからくりぬきというのは非常に大事な調査だと思うのですよ。それが1か所しかやられていない。菅小はやっていないということでは、これで同じに見るということがどうしてできるのか、ちょっと今の答弁だと分からないのです。



○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 申し訳ございません、お答えいたします。

こちらにつきまして、先ほどお伝えいたしました、耐震診断を菅谷小学校につきましては普通教室棟については平成7年度、管理棟については平成18年度に耐震診断を行っております。こうした耐震診断の結果を使って計算できるので、くりぬき調査はしませんでした、表面を削り取ってはつて調査する。こちらの調査は、小学校3棟それぞれ2か所、中学校3棟それぞれ2か所で合計12か所、こちらにつきましてくりぬきではなく、はつり調査を行って計算をしております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それで、耐震診断をやって、その後で分かると言うのだけれども、そうなのかな。菅中くりぬいたというのは、管理棟は耐震診断していなかったの、くりぬいてやったというわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 そのとおりでございます。菅谷中学校におきましては、普通教室棟の耐震診断を平成11年に行っておりますが、管理棟につきましては耐震診断を行っておりません。そして、くりぬき調査の説明が不十分でございましたので、追加で説明をさせていただきますと、くりぬきの調査のほうはコンクリートの圧縮強度を調べるものであり、12か所のはつり調査のほうはコンクリートの中性化等を調べるものでございます。

それと、すみません、先ほどお答えできませんでしたAの構造耐力、Bの健全度、Cの立地条件でございますが、Aの構造耐力につきましては力学的な建物の強さ、B、健全度につきましては老朽の度合い、Cの立地条件につきましては海からの距離、積雪、敷地が平らかどうか等、こういったものを観点に調べております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○森 一人議長 川口議員、先ほど資料のあれを求めたのは今のお答えで大丈夫ですか。

それでは、第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。これは、もう少し後日精査したいと思います。

今回これだけがついてきたわけで、実際のやっている写真とかというのはつけなかったわけなのですが、職員は立会いはしていなかったということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 くりぬき調査等の段階で職員が工事の場面での立会いはしておりません。学校のほうにはその調査が入る旨連絡をいたしまして、調査を進めたものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 大事な調査ですから、できればこういう仕事分かる人が私は立ち会うべきだと思うのです。失礼だけれども、皆さんだと、我々もそうですけれども、立ち会ってもよく分からないですけれども、でもいるといないのではやっぱり違うと思いますので、今後ぜひお考えいただきたいと思います。一般的にこういう数字分かる職員というのはいるのですか。大体このくらいなのかなという感じの、それはいるのですかね、技術職の職員で。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

こちらの調査につきまして1級建築士が必要だということで、現在1級建築士が町のほうに在籍がございません。今年度副参事として県のほうからおいでいただいている副参事にはそういった資格がございますが、この調査に関わるときにご在籍ではございませんでした。また、この検査につきましては、委託会社のほうに1級建築士が在籍していることをもちろん条件といたしまして委託をしているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 副参事は、この数字を見て、大体こんなものだろうなというのは数字を見て理解しているのですか。もう少し違うのではないかとかと思っているのかどうか、そこを伺いたいのですよ。そこは確認はしていないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

結果につきまして副参事のほうに確認をしていただいておりますが、副参事には4月着任後に直接現地に赴いていただきまして、こういった調査ではございませんが、実際にご自身の目で見ていただいて、建物の状況を菅谷小学校及び菅谷中学校の様子を確認していただいております。菅谷中学校の状態につきましては、こちらの耐力度調査の結果でも比較的よい4,500点を超える結果が出ておりますが、副参事の見立てでも菅谷中学校の状態は比較的よいというふうに聞いております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 菅谷小学校は見てもらっていないということなのですか、今のあれだこの数字。そうではないですよね。私がしっかり聞いていなかったみたいだ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 すみません、お答えいたします。

説明が不十分で申し訳ございませんでした。結果は、菅谷小学校の結果も菅谷中学校の結果も確認していただいております。実際に両校に赴いて現状を確認もしていただいておりますところで、中学校の状態はかなりよい状態ではないかということで、そういった所見をいただいているところでございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ぜひ今後は写真をつけて、我々には本当にやったのだろうか、やっていることは間違いないと思っておりますけれども、やはり写真はつけていただきたいというふうに思います。

それで、この数字から建て替えが必要だと、菅谷小学校はね。危険な状態だと判断するようになる場合の数字というのは幾つぐらいなのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

こちらの耐力度調査につきましては、学校施設の建物の老朽化を総合的に評価するものですので、学校建物を建て替える事業の対象かどうか、そういった補助金のメニューを判定するために用いられる調査になっておりますので、耐力度点数が何点だと危険だとかということではなく、一応4,500点を超える場合には長寿命化のメニューが使える、4,500点以下の場合には危険改築、こちらは構造上危険な状態にある建物を改築する、そういった補助金のメニューを使うことができるということになると思います。そのため、この耐力度調査の結果をもって何点だったら倒壊の危険があるとか、そういうことには直結しないものと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 統合がこれで進めてしまったといたら、七小どうするのだろうか、玉中どうするのだろうか、志賀小どうするのだろうかという話になってくるわけですよね。そのときに参考にしたいのですよ。これはこの数字以下だとちょっとまずいなという判断をしたいので、何点以下だったら建て替えということは仕方ないのだなというふうに見たいので、お聞きしているのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

この耐力度調査の点数で何点だと危ないというようなことは申し上げられませんが、耐震診断をした際に I s 値におきましてその危険度というのが示されております。I s 値が0.3未満の場合には、震度6から7程度の規模の地震が発生した場合に倒壊または崩壊する危険性が高いと言われております。菅谷小学校につきましては、平成7年度の耐震診断で普通教室棟において I s 値0.23でございましたが、平成8年度に改修工事をいたしまして改修後の I s 値は0.80となっております。菅谷中学校におきましては、耐震診断を平成11年に行いまして、普通教室棟の I s 値が0.24でございましたが、平成11年に改修工事を行いまして改修後の I s 値は0.76となっております。議員ご心配の七郷小学校でございますが、こちらは普通教室棟を平成9年度に耐震診断をいたしまして、I s 値0.37となりました。こちらは平成10年度に改修工事を行いまして改修後の I s 値は0.76となっております。また、志賀小学校におきましては、平成14年度に耐震診断を行いまして、普通教室棟の I s 値が0.73及び特別教室棟が0.48でございましたが、平成16年に改修をいたしまして I s 値0.84、また0.82ということになっております。玉ノ岡中学校につきましては、耐震診断及び改修等は行われておらない状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか、分かりました。いろいろ細かく調べていただいてありがとうございます。それで、建て替えを菅谷小学校にするということでご説明あったのですけれども、その3つの理由をもう一度お聞かせいただきたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

そちらにつきましては、先日議員全員協議会の中でもお伝えいたしました。小中学校をそれぞれ1校に統合し、菅谷小学校、菅谷中学校の位置とすることは、小中学校再編等審議会の答申の内容に沿うものであること、また統合後の小学校を同一敷地内に配置することにより小中一貫教育が円滑に推進できること、また現菅谷小学校の体育館及びプールは統合後も活用することになることから、児童の移動上の安全確保を図るために現在の菅谷小学校の敷地に統合後の学校を建てるのが望ましいということになりました。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これを口頭では言えるのだけれども、書面では配りませんよということなのですよね、教育長。どうして口頭と書面でのそういう大きな違いがあるのですかという感じなのですけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

現菅谷小学校の敷地の中に統合後の小学校、中学校を新たに設置する。これにつきましては、まだ基本計画をつくる、基本計画案をつくる前の段階でございます。これからその方向で基本計画案ができたときに、改めてこちらのほうを議員の皆様や町民の皆様、それからパブリックコメント等で公表していく予定です。ですから、今案をつくる前の段階のものを書面で出したときには、このことがもし案をつくる段階に修正が入ったりしたとき等、まだこれにつきましては確定的なことではございませんので、誤解を招いたり様々なことになってはいけないと思っておりますので、改めて基本計画案ができた段階できちんとした形で公表したいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 修正等のことがもし言われたら、言ってきた意見が正しければ修正をするということですよ。そうなることを心配してのことなのですけども、正しければ修正をしなければならぬという、そういう意味で修正のことをおっしゃったわけですよ、ちょっと違う。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 こちらのほうは、まず基本計画案というものをまだ正式には発表していないところでございます。案が出たところで様々な皆さんから、当然パブリックコメント等もあると思っておりますので、そこでご意見をいただくことになると思います。まだ今の段階ではこの案をつくるさらに前の段階でございます。ですから、庁舎内部で合意形成を図って、これからこの方向で基本計画案をつくっていくということでございますので、案ができた段階できちんと公表したいと思っておりますので、その前の段階のものというのは差し控えさせていただくということで、今回口頭での回答とさせていただきます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ただ、口頭でもう言っているのですから、私は今回言ったのをしっかり録音して、それを書きたいと思っておりますので、それでもう一度お願いしたのです。私メモを取るのが遅いのですから、でも録音でやればしっかりと書けますよ。そうすると書面でも口頭でも同じなのですよ。町民の熟議に供するという考えをやっぱり持ってもらいたいと思うのです。教育委員会で決まったわけでしょう。総合教育会議で決まったわけでしょう。これ以上決めるところないわけですよ、執行部側としては。いいではないですか、小出しで。今段階こういう段階まで決めておりますということ。総合的に全部決まった段階でしか出せませんなんていうことではなくて、町民間でいろいろ話し合ってくださいという姿勢が私は大事だと思うのですけれども、そういう熟議を基

本にした熟議に基づく基本計画をつくっていくということが私はないなと思っているのですけれども、あんまり変えるつもりはないですよ、そのお顔だと。ちょっともう一回伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、再度答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

熟議による計画策定ということは非常に重要だと思ってございます。まず、ここに至るまでに、審議会の中でまず代表による塾議が十分になされてきたと捉えているところでございます。その塾議の答申を踏まえまして、この基本計画案を形にしていく。その段階では、きちんと案を出した後にご意見もらう機会はしっかりと取っていきたいと思ってございます。もちろん途中経過におきましてもできるだけ町民の皆様には不安等を与えないように情報発信はしてまいりたいと思いますが、1つは非常に大きな問題でございまして、誤解を招くようなことがあってはいけないということも考えてございまして、しっかりとまず中で基本計画案を策定をさせていただきまして、その後丁寧に説明のほうでさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 不安を与えるということはないと思うのですよ。一刻も早く決まったことは町民に知らせると、やっぱりその姿勢がないのだなというのが分かって非常に残念です。どこまで決まっているのか。新しい校舎を建てると、当然今の校舎は残しながらですから、校庭に建てるという形になるのですかね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 そういったことも含めて、現在菅谷小学校の敷地を使うということの中でどの場所に建てたらよいか、そういったことも含めてこれから基本計画案をつくっていくことになりますので、そういった意味で今菅谷小学校の敷地を小学校、中学校の統合後使うという方針を決めないことには、どこに造るですとか、そういった案がつかれないということでございますので、まず校庭に造る、今の校舎をどこを使う、残す、そういったことまでの具体の計画まではまだできていないところでございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それで、菅中は長寿命化で済むと、菅小は建て替えになってしまうと、点数の違いでね。長寿命化のほうが安価なのでしょう、建て替えよりは。そうではないのですか。ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

長寿命化と申しまして、こちらは大規模な改修というよりも、躯体だけ残してフルリフォームというのでしょうか、その工事の期間というのは改築とさほど変わらない程度の期間もかかりますし、費用面でも大きく変わらない程度になる可能性があります。そういったところで、長寿命化はその後30年程度の期間を置きましてまたその時期が来てしまいますので、それでしたら改築をしてもあまり変わらないのではないかとというような考えもございます。そういったところで、今回は、菅谷小学校のほうに小、中を建物としては共有部分のある一体型で建てたほうがいいのではないかと一つの考えもございます。長寿命化が安易に安いというのでしょうか、比較的安価にできるというものではないので、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それは、綜企画設計がそういうふうに言っていたわけなのですか、長寿命化もそんなに安くはできないですよということでおっしゃっていたわけですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 一般的に学校の建物の維持につきましては、おおむね様々なところでこんな段取りでというのが出ているものでございます。菅谷中学校の場合にも長寿命化をする場合には、費用につきましても、これは一般的にどの学校でも大体そうなのですけれども、新築をするよりはもちろん経費はかかりません。しかし、長寿命化につきましては期間も、それから経費のほうも相当かかります。新築するよりはもちろん安いですが、例えばおよその数字ですけれども、新築の6割ですとか、その程度のお金というのは、またはそれ以上のお金がかかることもございます。これはもちろん一般的な数値でございますので、確定的なものではございませんが、こういったものは一般に言われておりますので、経費についての今課長の答弁につきましては長寿命化のほうが一番安いというのはそのような認識でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど、その辺を精査して建て替えのほうを選んだということなのか。そうなのかなと思いついて聞いていたのですけれども、一旦落としてしまって、綜企画設計が先ほどの耐力度の関係での調査費用というのはどのくらいかかったのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

綜企画設計との業務委託契約につきましては、総額が2,668万3,800円、そのうちこちらの耐力度調査についての内訳でございますが、こちらについては1校当たり、通常400万から500万程度の耐

力度調査に係る費用がかかると言われておりますので、具体的な内訳について、すみません、ただいま手元に内訳が出せておりませんが、1,000万弱ぐらいが耐力度調査にかかった費用かと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時25分

---

再 開 午後 2時40分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10番、川口浩史議員の再質問からです。どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 調査費用は分かりました。今後のもう言われる予定はないと言っているのでも何かの形で求めていきたいと思うのです、七小とかほかの。

それで、先ほど教育長が長寿命化と新しい建設との関係で長寿命化は新築の6割程度と言ったように聞こえたのですけれども、6割だと相当な金額の差になると思うのですけれども、そうではないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

一般的なお話でございますので、一般的な校舎を全く同じものを新築するの、それを長寿命化するので経費を比べた場合には、一般的には新築をする費用の60%程度かかると言われております。ただ、長寿命化した後にはその建物というのはその後ずっと使えるわけではありませんので、長寿命化をしてもその後20年、または30年でもう長寿命化等はできませんので、その際には新たなものを新築をしなければならなくなるという状況がございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 国もちょっと財政大変な状況なので、今新築というより長寿命化のほうにシフトしているように思えるのです。そうではないですか。答弁いいです。そういう方向のように見えるのです。そういう中であえて新築というのが本当がいい町債が借りられるか、有利な町債が借りられるか、補助があるか。ちょっとどうなのだろうなというふうに思っています。分かりました。その6割ということでは、これは結構大きいなというふうに思います。

次の七小の問題に移りたいと思うのですけれども、教育長がこういうふうになさか言ってくれるとは思わなかったのですけれども、たくさんのかげがえのない思い出が各学校を卒業した者、今の



現時点での児童生徒にあるということでおっしゃっていただいたというのは、これはこれでありがたいと思うのです。これある人が言っていたのですけれども、自分の子どもが成長して大学だ、就職だ、結婚だと自分のうちを出ていくと、この寂しさが分かる人が執行部にいなければ駄目なのだよなど、教育長や町長やらなければ駄目なのだよなどということ、分かっていないのがやっているのだよなんていうことをその方は言っていて、そういう面ではこういうことが教育長は分かってはくれているかなというふうに思いましたので、私はその方が言ったのをちょっと今披露したのですけれども、ただ統合のほうがいいのだということ結論的にそういうふうに言っているのですけれども、少人数学級のよさというのがやはり七小は発揮されたのではないのですか。それが昨年の文部科学大臣賞を受賞することになったのではないのですか。いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

教員1人に対して子どもの数が少ないということは、それだけ子どもに目が届くというところは十分に教育的価値はあることだと思っております。そういったことが昨年度の文部科学大臣、日本語検定だったかと承知してございますが、そういったところに発揮できた因果関係というものについては私も何か根拠があるわけではありませんが、そういう効果が様々な部分に現れたのではないかと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そういう点で、課長は先日の渋谷議員の質問にも一定の人数がいることにより教育効果も上がるというようなことをおっしゃっていたわけですね、教育の質の件で。これは答申にも書いてあるそのとおり多分読んだのだと思うのですが、一定の人数というのは35人とか40人とかという、それが1学年3学級で18学級ということですよ。そういうことですよ。それがよいというふうに課長は考えているわけなのですよ。課長から少人数がよいということ聞いたことがないので、やっぱりそういうふうに多人数のほうが良いというふうに思っているわけなのですかね。だから、この前そういうふうにお答えしたわけなのですかね。課長に聞きたいのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

私は教育者ではないので、私の感覚でのお答えとなってしまいますが、私も小学校の1年生から中学校の3年生まで1クラスですずっと過ごしました。とてもよい環境だったと自分では思っております。しかし、実体験では、高校に行きまして多人数の中に入っていきまして戸惑った分もございます。そういった経験を考えますと、1クラスのよさということと複数学級があることでの交流の

よさ、両方とも体験をしてきまして、現在では複数学級あることのよさというのが発揮できる世の中なのではないかなと思います。今後七郷小学校が複式学級になっていく可能性があるという状況になっておりまして、その中では統合することにより多くの友達と遊べたりする環境を整えることというのは大事なことなのかなと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 少ない人数から高校に行って大人数の中に、それは戸惑うと思うのです。

しかし、多くの方が順応できています。順応できていない人のほうが圧倒的に少ないです。多分課長も最初は戸惑ってもすぐに順応できたのではないですか。それがそうであるというふうに私は思っているのです。ですので、今のよい教育環境をやっぱりできるだけ長く維持することが私はこの嵐山にとって大事だと思うのです。日本にとって大事だと思うのです。

日本の教育予算というのはOECDの中で、経済開発協力機構の中で36か国かな、36番目だとか35番目です。そんな低いのですから、日本の経済力、ついに今度ドイツに今年中に抜かれるわけでしょう、もう抜かれたのかな。そんな状況ですよ。13年前には中国に抜かれ、13年たって今度ドイツに。人口は日本のほうが多いのですよ、人口が少ないドイツに抜かれるのですから。次は、きっとどこかに抜かれます。フランスだかイギリスだかに私は抜かれると思いますよ、今の状況でやっぱりいけば。やっぱり教育こそがこの日本を立て直す一番の力になるというふうに思うのです。国は、今そんなことを考えてはいないで、教育予算を大した増やそうなんて考えていませんから、まだまだこんな状況が続くんだと思うのですけれども、できるだけ嵐山としてはこういうよい環境の中で育て世界に出ていってもらおう子どもたちをつくるということが私は大事だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

議員お話しいただいたように、嵐山の恵まれた自然の中で育て世界に出ていく、まさに理想だと思います。そのような中でどう教育環境を整えていくかというのが教育委員会、町の大きな使命だと思っているところでございます。先ほど少人数のよさという話を私はさせていただきましたが、規模の小さな学校はその規模の小ささの特性を生かした教育を行っているところでございます。規模が大きな学校は規模の大きな学校として、その特性を生かした教育を行っているところでございます。

現在七郷小学校につきましても、先ほど課長のほうがお話ししましたけれども、複式学級が見えてくる中、適正な規模ということに関しましてはクラス替えができる規模というものがやはり適正な規模として考えているところでございます。理由といたしましては、クラス替えができることに

より、子どもたちの多様な人間関係ができることや逆に生じた人間関係を解消することもできる。それから、教員に目を向けます。1学年1クラスしかない学級ですと担任が1人になります。そういったときに、今教員がどんどん若い職員が増えているところがございます。経験があってもなくても、その学年には担任が1人でございます。複数の担任がいると、その隣の担任を見て学び、または協力することによって指導技術の向上であったり、または仕事の効率化であったり、そういったことはひいては子どもの教育に反映するところがございます。そういった意味では学級編成ができる規模というのは適正な学校の教育を行う上で大事だと思っておりますので、そういった中で今学校の再編というものを考えているところがございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 複式学級がちょっと悪いというふうに捉えているみたいですが、前にちょっとご紹介したのですけれども、今急に言われたので用意していないのですが、和歌山大学の教授が複式学級を調査研究して、複式学級は悪いものではないと、ある条件の下では非常によい結果を出すのだということを出しているのです。ですので、私もある知っている先生が実践してきたのですね、その先生は。複式学級というのは悪くないのだというようなことを言われて、そうなのかと私本当に驚きまして、それまで鎌形小が複式に進むというような、結果的に進んでいないのですが、教室分けてやりましたから。でも、そういうときに話聞いて、そうなのかという思いを持ちました。そういう中で、この前和歌山大学の先生がそういう論文を書いた一部分をここで皆さんにお示ししたのですけれども、複式学級は悪い制度ではないわけですので、そこは本当に勘違いしないでもらいたいと思うのです。

クラス替えは、確かに私も楽しみではありました。でも、どうなのでしょう。つまりいじめ、この前いじめの問題がありましたけれども、クラス替えでいじめがなくなるというのはどのくらいあるのですかね。ある調査で、私これ前に、もう10年ぐらい前かな、それ読んだことがあるのですけれども、クラス替えでは解決しないという本を読んだのです。やはり学校を替えるしかないということで、隣のクラスでは、いじめた子が隣にいるのでは結局同じだったということを書いてありましたので、私はクラス替えはどうなのだろうなというふうに、いじめの問題だけで考えればありました。時間がないので、私次に進みたいので、また教育長とは議論していきたいと思います。

次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 3番目、玉ノ岡中学校入口前の空き店舗についてであります。

玉ノ岡中学校入口前の空き店舗に古い浄化槽などが置いてあります。そこで、以下について伺います。

(1)、町道が通っていると聞いておりますが、事実でしょうか。

(2)、事実であれば、町道を自身の土地としてその事業者は使用していたこととなります。固定資産税は課税されていたのか伺いたいと思います。

(3)、町道上に浄化槽や木の根が放置してあるわけですが、指導が必要ではないでしょうか。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(3)について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目3、(1)につきましてお答えさせていただきます。

議員ご指摘と思われまふ嵐山町大字杉山784番地の1の周辺に幅員約2メートル程度の町道杉山135号線が通っています。

続きまして、(3)につきましてお答えさせていただきます。

原則として、町道上に通行を阻害するものがある場合、撤去等の依頼をしています。ごみ等が落ちている場合も環境担当課と協議し、撤去を行います。原因者が分かる場合は、依頼しているところでございます。町道杉山135号線は、現地を確認しましたが、道路の境界ぐいが不明で確定できませんでした。さらに、現状通行できる状態ではなく、シノが繁茂している状態でした。議員ご指摘の古い浄化槽等はシノが繁茂している手前にあり、道路上にあるとは言い切れないと判断しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目2について、岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、私のほうからは質問項目3の(2)につきましてお答えをさせていただきます。

該当の土地の現況から、町道については非課税、浄化槽等が置かれている土地については雑種地として固定資産税を課税しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 町道がそこは走っていたということでもいいわけなのですね。町道の境界ぐいがはっきりしないと指導はできないということですよ。それで、そうするとこれだと今後はっきりさせますというわけではないわけなので、あのまま放置をするというお考えなのですか。

○森 一人議長 川口議員に申し上げます。(2)はよろしいのですか。(2)からできれば。

○10番(川口浩史議員) そうだね、(2)からのほうがいいね。分かりました。

町道については非課税ですよ、普通そうですから。だから、そこを恐らくその業者は使用していたと思うのです。それは町の、赤道ですから、あれは町の土地というふうに理解していいわけですよ。そこを利用していたというのはやっぱりまずいと思うので、課税が適正だと思うのです。

けれども、使用していたということであれば、そうではないですか。その前提に立って、使用していたとすれば課税が適正だと思うのですけれども、まずその点がそういうことでいいのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 答えいたします。

川口議員さんご指摘のものというのは浄化槽が置いてあるということだと思っておりますけれども、それですと浄化槽が置いてあるということですので、家屋とかだったら建って定着物という形で課税するのですけれども、浄化槽が置いてあるからといって課税という話にはすぐにはならないかなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今道路がどこだか、あそこの会社だか、私取っておりますよ、公図を取って誰が使用者かというのを取りました。法務局へ行って取りました。名前も分かります。もし必要であれば渡しますが、取っておりますけれども、ここが道路だとかここが地権者、個人が持っている土地だとかとあれだと分からないわけですよ、一帯が平らにされているということで。当然私は町道を使用していたというふうに見ていいと思うのですけれども、浄化槽ではなくて町道を使用していたと思うのです。そうすれば課税が適正ではないですかね。ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 答えいたします。

先ほど申しあげました仮に家屋がその町道の部分までかかっているという場合には、事前に税以前にそういった審査というのですか、そういう手続があって許可を得てという話になるかと思うのですけれども、仮に町道にかかった場合については現況の課税になりますので、その町道の部分に家屋がかかっても家屋自体については課税するという形になります。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ちょっとよく分かりにくいのですが、現況で使用していれば使用していると見られると思うのです。道路と境目が分からないのですから、これ。まちづくりの課長が答えているように分かりにくいのですから。そうすれば、使用していることを確認できれば課税ができるわけですよ。ちょっと質問を変えて、使用していることが確認できれば課税できるわけですよ。そういうことでよろしいわけですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

先に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、すみません、ちょっとお答えさせていただきます。

先ほど申しましたとおり、道路はシノが生えておりますので、今現状置かれているところは道路ではないというふうに考えておりますので、道路を使ってあれば平らなのですけれども、今現状の道路はちょっと人が通れるような状態ではないというのが現状であるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 すみません、私のほうからお答えをさせていただきます。

町道を使用しているということで、土地ではなくて家屋ということでお話しすると、先ほども申し上げたとおりで現況で課税ということになります。よろしいでしょうか、すみません。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これは公図なのですよ、法務局で取った。それで、784—1、この問題なのです。ここは、今玉中の前の太い道路にここから入っていくわけですよ。これ分かりますよね。ここは、もう道路なんてないわけなのです。道路とその土地の所有者との境目が全然分からないわけなのです。だから、シノが生えているというよりもっと手前の元飲み屋さんというか、そっち側に道路があるというふうに思われるのです。ですので、この道路はその飲みさんが使っていたというふうに見て私は当然だと思のですけれども、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 お答えします。

ちょっと遠くて見えなくて申し訳ないですけれども、建物の裏というか、玉ノ岡中学校にある道路のことかなというふうに今認識しているところなのですけれども、建物の玉ノ岡中学校の山のほうの道路ということで今ずっと答弁しているのですけれども、その場合はシノがあるので、もう通行できない。前の道路は広がっていますので、そこは通行できますけれども、裏側はずっとシノが生えている状況ですので、そこは通常今ではとても人が歩けるような状態ではございませんので、その手前に浄化槽がありますので、それは道路であるというふうには確認できなかったということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） シノ側は分かりますよ、私も。シノが生えているほうはどこが境界なのだろうかというのは、浄化槽がそのシノの間に堀があるような上にありますから、ひょっとしたら道

路の上かもしれませんけれども、ここの784—1というのは旧の池ぼちゃですけれども、そのところの土地の所有者の上なのか、隣の人の所有者のところなのか、ちょっとそれは分かりませんが、玉ノ岡中学校の前の道路から池ぼちゃのところに入って行く道路があるわけですね、そこが使用されていたというふうに思われるのですけれども、これはそういうことでよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

確かに道路が広くて、その建物の手前まで道路敷があるかなというふうに考えているところまでございまして、ただそれを占有して使っているという状態ではなくて、通行できる状態であるかなというふうに考えているところまでございます。占有して物を置いてあるという状況ではないかなと考えているところまでございます。現況では物が置いてある状況ではなかったというふうに認識しているところまでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今は物を置いてあるという状況ではないので、ただこのまま放置はよくないのではないのですか。全然解決しようなんていう考えがないみたいですので、これ地元の人から言われて、これまずいのではないですかと、町の土地を勝手に使っているわけですからということ。しかも、浄化槽がそのまま放置されているわけですから、浄化槽の使ったやつが放置されているのですから、気分はあまりよくないと思いますよ、それを見るたびに。やっぱり解決する方向を探っていないといけないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 道路の前の話と裏の話がちょっと一緒になっているので、私は裏の話をもっとさせていただいて、建物の裏の浄化槽についてはその道路の境界ぐいはなかったのですが、周りの状況のくいから追っていきますと、かなり山のほうに道路がある。川口議員が先ほど言いましたとおり、窪みがありまして、そちらのほうに道路かなという状態だというふうに、それは認識しました。やっぱり上にあるくいから、今現状あるくいから追ってくるとそこら辺が道路になるので、今川口さんがおっしゃっている浄化槽と思われるものについては民地になるのかなと考えているところであります。手前の玉ノ岡中学校の歩道の先の空地のところにつきましては物が置いてあるという状況とかではないので、通行できる状態だというふうに認識しておりますので、今現在そこで車を置いて何かするとか、そういう阻害をしているものはございませんので、今現在は何かするという状況ではないというふうに考えているところまでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） では、これちょっと地元の人から言われているから、しっかりどこまでが境界なのか、そこに道路上に放置されているのであれば、それはやっぱり解決する方向を探るべきだと思うのです。それで、道路も含めて、旧池ぼちやの人が、新しく買った人が、これは名前分かっていますけれども、その方が使用するという方向であれば、私は売却すべきだと思うのです。ちょっとお考え伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

もちろん道路上で何か物を置いたり障害するものがあれば、またごみが置いてある場合はもちろん撤去したり、通報して撤去させるようなことをさせていただきます。ただ、現況を見るとどこまで道路に置いてあるという状況はございませんので、この場合については道路上にもし今後置かれたら対応しますけれども、そうでない場合は個人のものでございますので、そのままの対応になるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そういうふうに思うということで、私から見たらあの辺はむしろ手前に道路が走っているのではないかと、これを見て。これは500分の1だから、これ500倍すればあの距離になるわけですがけれども、そうするとあの距離に近いのではないかな、ちょうど置いてある時点がなるのではないかなと思うのです。ぜひ境界を調べていただいて、道路にかかっているということであればやっぱり指導していくべきだと思うのです。その道路について、もう地元の人なんかは使っていないのですから、売却の方向を考えるべきだと思うのです。その辺、ちょっと考えを伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

川口先生の質問があったときから現地に行かせていただいて、その道路の上の、ちょうど墓地があるのです、墓地のほうからくいがありましたので、追ってくるとやはりすぐシノの中のほうにくいが、道路の状態があるかなというふうに考えていたところでございます。ただ、道路については、山の道とかいうか、1級道路は別でございましてけれども、山道のほうについての管理はなかなか町もできませんので、地元の方をお願いしてやっている状況でございます。今回も通行できない状態にはなっておりますけれども、これはこの土地の方々が使わないという状況になっておりますので、あえてここを草刈りをしてするという状態ではないかなと考えているところでございます。



以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ちょっと環境課に伺いたいのですけれども、浄化槽をそこらに置いておくというのは別に何にも問題ないのですかね、法的には。廃棄物処理法違反とか、軽犯罪法違反とか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に違反するということはないのですか。

○森 一人議長 川口議員に申し上げます。発言残り時間5分を切りました。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

私も現地を見て、その浄化槽と木の根ですか、その辺の現況を見てまいりました。私が見る限りは、やはり両方とも建設工事とかに伴って排出されたものかなと、そのようにお見受けしました。その場合は、それは産業廃棄物に該当いたしますので、そうしますとそれは県の指導管轄になりますので、もしその浄化槽と木の根が公衆衛生とか生活環境の保全に著しく支障が生じる場合はその辺の連絡をして対応をお願いすると、そのような形になるかと思えます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、課長の立場としては別に著しく問題ではないという認識で帰ってきたということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

私が行ったときは雨がちょっと降っていたのですけれども、耐えられない悪臭がするとか、あと害虫が飛び交っている、もしくははっている、そのような状況はちょっと見受けられなかったもので、著しく支障が出ているというふうにはちょっとお見受けしなかった次第でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、県には連絡するつもりはないと、あのまま放置しておくしかないという今のところの考えなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お見受けした限りではまだ著しくそのような状態にはなっていないというふうには私は判断をさせていただきましたので、もしそのような訴えが地元住民からあれば、それはまた再度現地を確認し、県のほうに話をすべきと判断したときは県のほうに相談をして連携して対応してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 議会で質問しているわけですから、地元住民の声がどうしても必要なのかというのには私には分からないのですが、議会で質問しているわけですので、十分な手を尽くしてやりたいということが、私は一般的にはそう答えることが普通ではないかなと思うのです。これまちづくりの課長もそんなに積極的ではないわけですよ。道路は多分ここは走っていないだろうと、だろうということで片づけようとしているわけで、環境課長も著しい支障はないということで考えていったら、あのままもう放置されるのは目に見えています。やっぱりそれはまずいなというふうに何らかのアクションを取っていききたいということであることが私は普通だと思うのですけれども、これも課長に話ししてもしょうがないので、町長か副町長に伺いたいと思うのですけれども、やはりきれいな町をつくっていくという視点からこれは業者に指導していくべきだと思うのですけれども、少なくとも話はしていくべきだと思うのですけれども、片づけてくださいという。ちょっとお考えだけ伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

内容はよく分かりました。しっかり調査をして、それなりの結論を出していきたいというふうに思っています。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

---

#### ◇ 長 島 邦 夫 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号8番、議席番号8番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1の震災対策についてからです。どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 議長から指名されました8番の長島邦夫でございます。一般質問を行います。今回は、大項目で2問であります。通告書により質問しますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。初めに、震災対策について伺います。日本は、昔から地震が多く発生し、近年発生数が増加しております。2019年6月から翌年5月までの1年間に発生した震度4以上の地震だけで46回、3以上では188回も発生したと報じられています。最近では首都直下型地震や南海トラフ地震が30年以内に発生する確率は70%と報道され、今年5月に入ってから震度4以上の地震が12回も発生、非常に危機感といいますか、心配がされているところであります。また、町のハザードマップに記載されている関東平野北西縁断層帯には深谷断層も含まれております。危険な断層帯に入る、このような状況から下記をお伺いしたいというふうに思います。

1番として、平成29年作成による土砂災害ハザードマップでは町内の土砂災害危険箇所は37か所とされています。以前から指摘されており、被害想定の変化があれば安全対策の変更もあり得ると考え、今回の質問をいたします。現在の状況をお伺いいたします。

2番目としまして、各地区に防災倉庫が設置され、多くの備品も確保されています。住民としては非常に心強いところであるが、よき運用がされないと無駄になってしまう可能性もあります。各地区の利用状況をお伺いします。

3番目としまして、町では以前から北部、中部、南部と分け、大規模な防災訓練を実施していたが、今後は細分化した訓練予定と聞いております。各地で差がなく意識向上が図れなければ、各地の訓練の状況をお伺いいたします。よろしくどうぞ。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

質問項目1の（1）につきましてお答えいたします。

嵐山町では、平成23年から26年にかけて土砂災害警戒区域37か所が県により指定されており、区域内には28世帯68人の方が住んでおります。台風が接近し、土砂災害の発生が懸念される場合には早ければ前日の段階で電話等により避難を呼びかけております。また、大雨の場合は土砂災害警戒情報レベル4の段階で電話等により避難指示を発令しております。なお、28世帯全てに防災無線の戸別受信機を設置しておりますので、チャンネル指定により28世帯だけに放送できる体制となっております。改正災害対策基本法が令和3年に施行され、警戒レベル避難情報等が整理されましたが、本町での対応は従来と変わっておりません。

続きまして、質問項目1の（2）につきましてお答えいたします。

現在町には12の防災会が組織され、30か所の防災倉庫が設置されております。防災倉庫のうち25か所は、平成20、21年度に整備したものでございます。各地区の利用状況でございますが、定期的に資機材の点検を行っているとお認識しております。必要となる資機材につきましては、町の資機材整備補助金を活用し、適宜補充がなされていると考えます。地区住民への周知や利用頻度を上げるため、各防災会や行政区には訓練時だけではなく、地域のお祭りやイベント等で資機材を気軽に使ってほしいとお話しております。

続きまして、質問項目1の（3）につきましてお答えいたします。

コロナ禍も要因の一つであると思っておりますが、この数年で防災会の意欲や活動にかなりの濃淡が見てとれます。地域支援課の把握している範囲で昨年度は8つの防災会で訓練が行われました。また、訓練を行わなかった2つの防災会の1つは本年5月に行い、もう一つも6月に行う予定であります。なお、意欲の高い防災会は年に4回も訓練、研修を行っています。昨年からは、消防団はさらなる地域密着を図るため、各防災会の訓練に指導員として参加したいと呼びかけております。これからは

消防署に代わって消防団が指導員を務めるべく準備を進めておりますので、地域支援課と消防団の2枚体制で防災会の訓練をサポートしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ありがとうございます。まず、(1)番から再質問に入りますけれども、答弁の内容を見ますと非常にきめ細かくやっているなど、そんな感じがしております。私は、主に背中に土砂、山を抱えている、そういうところが一番危険かなという。防災マップを見ますと、航空写真から見るとやはりそういうお家が見受けられるのです。実際その場に私行ったわけではないので、私の住むところの近くにはどっちかといったら山林があるだけで、その下におうちなんかありませんから、さほど危険性は感じていなかったのですが、そのハザードマップを見る限り、やっぱり北部のほうには多いなど。それで、最近この報道を見ていますと、一気に集中豪雨で土砂が流れる場合もあるのだけれども、時間を置いてゆっくり梅雨時期みたいにしとしと、しとしと降っている状況でもやっぱり層の中には非常に水がたまりやすくなっているのです。でも、そういう状況も考えないと、やはりこういうふうに、ここの答弁にも書かれていますが、そのときだけこの危険なときの、自分が感じるのはですよ、役所のほうから危険性が増していますよというふうな指示があればそういうふうにするのかもしれませんが、どうしても集中的に降ったときだけしか危機感を感じないですから、そういうふうなところの見方というのも役所のほうでやっぱり指導的にやっついていかないと私は難しいのかなというふうに思うのですが、そういう考え方の中の指導もやっていらっしゃいますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

昨年度、5月の広報紙と一緒にこの赤い防災地図というのを配布をさせていただきました。この中に平時の急傾斜地の対策としまして、まず崖から水が少しでも漏れている場合、もしくは小石がぱらぱらと落ちてきている場合、もしくは少し斜面に膨らみやひびが割れている場合、紙面のほうに掲載をさせていただきます、これが前兆現象になるので、こちらを注意してくださいと。それと、もし何かありましたら地域支援課のほうにご連絡をいただくようにという形で、嵐山町の場合は結果的に28世帯ですので、数が少なく済んでおります。小川町、ときがわ町になると桁が1つ違うような段階になりまして、避難指示もテレビですとか防災無線で避難指示を出さないととてもではないけれども伝わらないという状況になっておるのに対しまして、嵐山町は、これ不幸中の幸いなのですが、少なくできておりますので、こういった形でもふだん対応しています。

また、できる限り、できれば2階でふだん、特にお休みするときは2階で寝てほしいと。土砂災害警戒区域につきましては、レッドゾーンにつきましては崩れたときに家の中に泥が入ってきてし

まう、これがレッドと。イエローは、基礎まで泥は来ますけれども、家の中には入りません。これがイエローになっておりますので、特にレッドの方に関しましては地震が起きたときに一気に来てしまいますので、できればとにかく2階に寝てほしいと、そういったことは常からお話をしておりますので、ふだんの少ない雨で切れ目から雨が出ているとか、そういったことであればぜひご連絡をいただきたいとお話をしているつもりでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 私は航空写真で見ただけですから、そのおうちの状況なんていうのは分からないわけですが、やはりそのおうち、おうちによって危険度というのは違うと思うのです。特に、イエローゾーンが37か所、レッドゾーンが35か所ということですが、個々のおうちの状況というのも町のほうは把握しているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 現場を見に行っただけということは、私も一通りございます。ただ、基本的には30度以上ありまして高さが5メートル以上、こちらが土砂災害警戒区域の基本になります。あとは、当然高さが5以上ですから、高ければ高いほど泥が崩れたときに流れ出る泥が大きくなりますので、そういった関係でイエローとレッドのラインをつくったりするわけでございますが、私も技術的なものまでは分かりませんので、斜面を見まして、草が生えていなかったり、さらさらしているとちょっと怖いかなというような感じは個人的な感想としてはあるのですが、技術的な要件は私知識がないものですから、これが崩れやすいかとかということまでは、私はそこまでの把握はしておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 私もよく背に、自宅の昔の家というのはどうしても背中部分に、防風の意味もあるのでしょうか、風が当たらないようにということで、そういうふうな切り立ったところに家を建てる。何かかなり山間部行くとそういうおうちが多いのですよね。私も知り合いにそういううちがありましたから、子どもの頃、危ない、そういうふうなことは、暗いですから、嫌ではなかったかと言ったら、いや、逆に風が当たらないし、いい場面もあるのだよと、そのような話聞いたものですから、自分で居心地がいいと思ってしまうと、やっぱりそういう危険度も薄らいでしまうと思うのです。でも、今の報道等を見ていると、一番そういうところの方が危険になって、不明になってみたり、または亡くなったりしているので、町はその危険度、おうちごとの、三十何か所ってそんなに多くないですから、やはりそこのおうちの危険度というものを町の情報の中に入れておいたほうが良いような感じがしますが、再度お聞きしますが、その確認をやったほうが良いと

思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 議員さんおっしゃるとおりですので、件数はそれほど多くありませんので、私どもも1度見ていること等がありますので、あと裏山のおっしゃるように木が生えていなかったりするとやっぱり崩れ落ちる危険性等もありますので、1件1件確認をしたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それでは、2番に入らせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 防災倉庫が設置されまして、多くの備品が当初支給されました。それで、地域によって、やはり昔から火事が多かったところだとか水害に遭ったところというのはどうしても危険度が高くて、平常で何もなかったところと比べると差があるのです。ですから、防災倉庫、何もなければいいのですけれども、いざ一朝有事のときに資機材の運用がうまくいかないと持ち腐れになってしまう可能性が本当に大です。そういう面において、答弁書を見ますとある程度地域の自主性の中にお任せをして管理をしてくださいというふうなことでございますけれども、支給をするときに地区に町の資機材を提供するわけですから、しっかりとおたくのほうで勝手に使ってくればいいんだよ、趣旨的にはそういうことですが、やっぱりある程度のマニュアルみたいに1年に1度は何々をしてくださいよ、こういう場合には、中には食べるものなんかもございますよね。1年、2年で食べられなくなってしまったら仕方ないわけですが、やっぱり定期的には食べていただいて、それで町のほうで食べれば訓練で使ったということですから、支給もしてくれるでしょう。そういうものというのを指導もある程度しないと、何もなければ平穩無事でそれで済んでしまっているわけですから。でも、災害はいつ起こるか分からないので、そのときにパニックにならないように、やっぱりそういうふうな町の指導というのも必要なのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

防災倉庫の活用につきましては、私も各防災会のほう見させていただきまして、年に4回も5回も資機材の点検をしているところもあれば、1回、もしくは区長さんが替わったときに確認をするだけと、そういう形ではばらつきがあるということは私も薄々は承知をしてございます。防災会長会議等が1年あったり、区長さんとはいろいろ顔を合わせることがございますので、資機材の点検を、どんなことが入っているかを確認してほしいという意味でよくお話をしますし、何が入っているか

を地域の方に知っていただくというのが私たちは一番大切だと思っておりますので、できるだけお祭り等でちょっとした炊き出しをするときなんかは防災倉庫の中の釜をもってやってくださいとかという形は毎年のようにお話をさせていただいております。

防災会を見ると、比較的市街地の防災会というのは、なかなか資機材がご自宅にないということもあるのかなと思うのですが、資機材の点検をよくやっておりますし、地域のお祭りなんかでも積極的に防災倉庫の資機材を使っているいろいろなイベントをやっていただきますが、調整区域のほうになりますと皆さん資機材をご自宅で持っているということもあつたりして、なかなか点検が進んでいないとか、活用が自分のうちで足りてしまつてという形もありますので。そういった形でお話をしながら、まず地元の方があそこにこういうものがあつたよな、あのときのイベントでこういうものが出てきたよなということを知っていただいて、いざとなつたときにあそこにあつたと、これが一番だと私たちも思っておりますので、引き続きとにかくふだんから使っていだきたいという形で、指導というところちょっと言葉が過ぎるのですが、日頃よりお話をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 私も防災倉庫を設置したときからもう携わっていましたから、どういう経緯で町のほうが防災倉庫というのを各地区に設定したかというのもよく分かっているのですが、その意が地域に伝わっていないのですよね、なかなか。そのときに町だとか役員の方は、うん、分かつたよ、ではやるよ。でも、それは1年に1回しかやらないとなると、1年に1回だと次の人に移ってしまうわけです。それで、その申し送りを何もしていないと結局開かずの扉みたいに開けたことがないと、中の機材なんていうのはまして何があるか分からない。そういう状況が何年も続いてしまうと本当の一朝有事のときに困るので、私の周りにもそういうところがあるので、町のほうで指導的なところを取ってもらつて、結局は地域に任せるわけですが、やっぱりそういうものというのは常に、本来ならマニュアルがあつて、これだけは守ってくださいよと、そういうふうなものがあればいいかなというふうに思うのですが、マニュアル等も作つてあるわけではないですよね、どうなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 資機材のリスト等はお渡ししてありますので、そちらは防災倉庫の中にあると思うのですが、点検リストみたいな、試運転をしたりするようなリストというのは特別作ってございませんので、こういうものが入っておりますという形で今止まっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 地域のことを言って、地域の方に怒られてしまいますけれども、いざ開けて、ではこのチェーンソーを使うのだからということで、チェーンソーかけたらかからないと。では、うちにあるからと持ってきて、その場をしのいだというふうなこともございます。食べるものも私も食べさせてもらいましたから、これはいいことだよ、定期的に食べて、それでどんなものがあそこに行けばあるかと。いざ買物に行けない場合だって出てくるわけですから。そういうのを地域の方に見てもらって、味わってもらって、それで防災倉庫のありがたさを分かっていただければいいのかなというふうに思うので、地域の方にフルに使っていただけるような体制をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、年において劣化するというのではなくて、防災倉庫にはこういう機材も必要だなというふうなところから新たに近年付け加わった資機材なんかはあるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

町では平成24年度の頃から、防災資機材の購入補助事業というのを展開しております。3分の2の補助率で上限5万円という形で、各防災会に毎年毎年ご案内を差し上げておりますので、もう十何年間、毎年各防災会で考えて購入を進めているところもありますので、最初のときと数等は同じぐらい補充をしている防災会もございますし、そこで手が挙がってこない防災会というのもございますので、そこでは正直差が生まれてしまったかなと思っております。毎年毎年、実は来週6月13日も防災会長会議というのがありまして、防災会長さんに皆さん集まっていたいろいろなお話をするのですが、その中に補助金のこともお話をさせていただいておりますので、そういった意味では、何がというよりも、各防災会によって考えていただいて、いろいろなものを買っていただいているというのが正直でございます。もう10年以上やっておりますので、かなり購入をされた会もあるのかなと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 答弁書にも書かれておりますが、最初は25か所の設定でしたよと。その後追加で、私も記憶にあります。ある地区に、防災倉庫はうちのほうは必要ないと言ったのでしょうか、設置していなかったところがあるのです。でも、町のほうで再度こういうふうな予算がついて、することになったのだけれども、当時の区長さんにお話をしたことがございます。私もたまたま同級生だったから、のめっこく話せるものですから、そこに設置をしていただいた経緯がございました。それからもう増えてはいないのだというふうに思うのですけれども、新たにやっぱり細分化とかもっと必要だなとか町のほうで考えて、ここにも設置をしたほうがいいのではないのでしょうかというふうなところも見受けられるところはございますか、今の体制で十分ですか。



○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 議員さんおっしゃるように、使っていただく方の私は意欲だというふうに思っておりますので、ここにこういうことをするために欲しいのだと思っていただかなくては思っているのですが、私自身が今ここにあったほうがいいところは持ち合わせておりませんが、防災会長会議等で毎年毎年防災倉庫が必要でしょうかという確認もしております。財源的には宝くじの事業で100%補助というのがございますので、宝くじの補助がありますと、毎年は使えません、5年に1遍、6年に1遍ですけれども、ありますのでというふうに毎年お話をしております。私が担当で2か所ほど、宝くじの補助をいただいて、25か所の後の今30のうちの2か所は宝くじを活用したものでございますので、防災会長さんから手を挙げていただければ、毎年のように買えませんので、タイミングが合ったときに、要望し続けて何年に1度という形で購入できればと思っておりますので、そこはぜひ手を挙げていただきたいというふうな形で考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を3時55分といたします。

休 憩 午後 3時40分

---

再 開 午後 3時55分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第8番、長島邦夫議員の再質問からです。どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） それでは、再質問させていただきますが、2番については結構でございます。

3番に入っていきたいと思います。答弁書を見ますと、防災会によって濃淡がありますと、防災の訓練の重要性というのの捉え方が違うのではないかなというふうに思うのですが、それが現状があるというふうなことでございます。でも、8か所の防災会で訓練が行われました、昨年ですね。それで、本年5月と6月に1か所ずつやるということで、これで全てのところで、昨年からすれば、もう6月ですから、今月で終わるということではよろしいのでしょうか、まだやっていないところもあるということなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

意欲や活動に濃淡が見てとれますというふうに答弁をさせていただきましたが、これでまだ8プラス2で10ですので、では残りの2はどうかといいますと、自分たちの防災会を主体としてはなか

なか訓練までは難しいと。特にコロナ禍もありまして、やはり2、3年、防災会の活動自体が、また地域の活動自体がかなり少なくなっていた中に、その上に防災会ですから、もう2、3年活動していなかったというところもございます。そのような防災会は正直何をしたいかも分からないという、そういう防災会も今はございます。逆に物すごく意欲が高くて、コロナ禍でも訓練をたくさんしていただいた防災会等もございまして、ですので全部これでというのではなく、足し算の世界ですので、2が残っていると。その2の予定はというと、今のところは聞いてございません。来週の防災会長会議で今年の訓練予定を確認すると、今年は町で少し訓練のほう機会を設けたいと思っておりますので、町の今年の訓練の説明をさせていただくような形で考えてございます。私どもが今考えているのは、どうしていいかも分からないと、今そのような形もありますので、こういった訓練をしましょうという形でメニューを提示して、やっぱり見て経験していただくのがいいかなと思っております。

そういったことで、消防団がこれからは訓練のほうは消防署に代わってある程度やっていただけるということですので、そういった形で消防団ができるメニューというのも用意して、消防署だと少し敷居が高いところがあるかもしれません。消防署ですと、訓練に出てきていただく、救急が入れば消防署は抜けていってしまうのです。よく私ども訓練で誰もいなくなってしまったということが本当に普通でございます。ですので、これからは消防団が行いますと。消防団は何でもできるわけではありませんが、かなりのものは消防団でできますので、みんな消防団は地域の方々ですから、気軽に知っている人に、今度こういう訓練があるのだけれども、出てくれよみたいな形であれば消防団が出られますので、そういった形でもっと簡単に訓練ができるようにと考えてございますので、なかなか今本当に濃淡がこの2、3年で出てきてしまいましたので、何とか立て直そうという形で思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 何とか立て直そうというか、濃淡あったらよくないのですよね。やっぱり町の防災組織ですから、うちのほうはこういうふうにやっているのだよ、お前のほうはやっているのかいと、いや、うちのほうは全然やっていないと、そういう申し送りもないし、やった経緯もないし、それではやはり差がどんどん開いてきてしまいます。それを何とかしようというふうなことです。大変ありがたい話かなというふうに思うのですが、防災のトップに立つ人はやっぱりある程度そういうことも考えてもらって、よその地域のこと、引っ張ってくれるところがあるわけですから、嵐山町には、町のほうから、こういうふうに行っているところもあるのですよと。一気にそういうところまではできないでしょうけれども、最低でもこのくらいのことをやって、規模的には全員の方が集まってこられなくても、最低でも10人でも50人でも集まって、取りあえず最初は形だけでもいいですからやってくださいという、そういうところから入っていかないと続かないです

よ。今のままだと私よくないというふうに思ったものですから、そこでリーダーシップを取るの  
は町しかないの、やはりそのところを再度心がけてやっていただけるということですから、それ  
についてはないのですけれども、最低でも町のほうとすると、そういうふうな訓練はどのくらいの  
頻度でやっていただきたいというふうに思っているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

最低でも1回はやってほしいという形で毎年防災会長会議の方でお話ししております。防災会長  
会議は12人の防災会長さんが集まりますので、そこで、活動の発表と言うと大げさなのですが、う  
ちは今年こういうことを予定しています、こういうことを予定していますということで皆さんにお  
話をさせていただいて、少しでも刺激を受けていただきたいというふうに思っております。議員さん  
おっしゃるように、うちは今年はありませんと、そういう会長さんも正直いらっしゃいます。それ  
を何とかしようと思ひまして、消防団のほうの前向きに協力をいただいております。基本的には、  
ほぼ各大字から1人は消防団の方いらっしゃいますので、とにかく5部で大体地域を分けて、防災  
会の訓練を一緒にやりましょうという形で、当然役場のほうも一緒にやらせていただきます。メニ  
ュー等の相談もさせていただきます。訓練メニューは、ある程度消防団のできるメニューというの  
を提示をして、そんなに難しくなくできるのではないかなと思っておりますので、ちょうどコロナ  
もある程度明けて、今年度から大体通常に戻れそうな形でおりますので、そのような形で基本的  
には町と消防団で訓練をやっているような形で、ちょっと今までとは切り替えて今年度からやっ  
ていこうと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 正確な継続性というのは一概には難しいかもしれませんが、やはり  
そこに5部団あるわけですから、1部が2つぐらいのところを担っていく、そういう計算になるか  
なというふうに思うのですけれども。その中で消防団の方にもその重要性というものをその地域  
の方に話をさせていただいて、私たちはここまでできるけれども、ここから以上については地域の方  
がやっていただかないとこういう不備が生じてしまいますよと。町の方が、担当課のほうがか  
うだというふうにお話しするより、やはりそういうふうな身近な方、部長さんとか、地域のこ  
とを考えてくれる方がこの部分についてはあの地区についてはこういうことも必要ですよ、あ  
ちらのほうは人口がいっぱいいるから、こういう指導も必要ですよ、あつちは少ないから、では  
こういうふうなことからしてやっていきましょうよと、やっぱりその地域の方と消防団がやっ  
ていただけるというのは非常に結構な話だというふうに思うので、ただ消防団でも一朝有事の火災のこ  
とが第一ですから、それがあんまり妨げられるようではうまくないかなというふうに思うのです

れども、もうここまで答弁書かれているということは、もちろん消防団のほうもご了解をいただいて、そういうふうな協力をお願いしたいというのは当然なっているわけですね。確認だけ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

今年度から消防団が全面的に訓練に出ていくということに関しては、基本的には消防団のほうから団長さんを中心にこれからは私たちが行くよとご提案をいただいたような形でありました。私も消防団の方々よく承知をしておりますので、ぜひお願いしたいという形で話がある程度まとまりまして、11日ですか、今度の日曜日は菅谷の防災会が訓練を、去年やっていたかなかったところが行うのですが、それまで消防団には声をかけてこなかったと。消防署だけ声をかけてきたのですけれども、私と団長のほうで、消防団のほうからぜひ呼んでくださいということで申入れをしまして、分かりましたという形。では、署はもう声をかけないで、消防団が来ていただけるということで、そのようになりまして、今度は団長と、菅谷ですから1の1の団員が出て、町も参加しまして、もう本当3年ぶりぐらいになるのですが、訓練のほうができるという形になりますので、消防団のほうはとにかくさらに団員確保と、消防団の活動を地域の方に知っていただかないとやっぱり団員の確保には結局は最後はつながりませんので、町を守るということと自分たちの組織を継続させていくと、そういう意味でもうちょっと地域に入ろうということでそのような話になりましたので、消防団と一緒にやっていければと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 大変頼もしいお話を聞きまして、本当にご苦労さまというふうに申し上げたいというふうに思います。

地域の防災のことも重要なのですが、私小さい部分でどんな訓練をしているか分からないのですけれども、南部、北部、中部と分けて大規模な防災訓練をやったこともございます。炊き出し等のあれもあるし、やっぱりああいうふうな団体もいざとなると応援してくれるのだねと、そのようなことを地元の人から聞かれたこともございます。大規模な訓練だからああいうこともできたのでないかなというふうに思うのですが、今後はそのようなものは考えていないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

現在の考え方ということになります。以前は2年か3年に1度で、北部、南部、中部というような形で地域を分けて訓練をしておりました。反省材料といたしまして、地域の方に参加をしていただきました。地域の方よりも、どちらかというと役場のための訓練というか、職員のための訓練と

いう面が多々あったというふうに思っております。そうではなくて、地域の方々が体験をしていただきたいということも、そちらのほう的重要ではないかということで、令和元年のときは台風で中止になってしまったのですが、令和元年を最後にして、これからは基本的には地域でとにかくやっ  
ていただくことが一番よいだろうと。それに役場ができる限り協力をしてやっていくのが一番い  
だろうという形で、今そのように考えておりますので、地域で訓練をやっていく、それと町と先ほ  
ど申しました消防団が協力して訓練をしていくと、今はそのような形で考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 町では大規模訓練も経験しているし、小さい地域に入った防災訓練のメリ  
ットも分かっているでしょうから。私なんかは、大きいところのメリットも、小さいところはちょ  
っとよく分からないのですけれども、やっぱり総合的に考えて漏れがないようにやっていただき  
たいというふうに思うので、大きなところのメリットというものを生かした地域の防災の訓練に  
していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 とにかく成果の上がるものを、そのとき、そのときでどういったものがよ  
いのかを考えて、大きなものとやはり自衛隊さんに来ていただくと町民の皆さん大変安心して  
いただけるので、それは一つの大きな成果かなと思っております。組み合わせながら、今はとにか  
く地域で少し訓練が行われていないような形になってしまっておりますので、何とか。防災会が立  
ち上がったのが平成22年だったと思うのですが、このときは皆さん訓練をよくしていただいて、本  
当に活発だったのですけれども、やっぱり10年以上たちまして一度活動が少し縮小してしまっ  
た。伸びているところもあるのですが、縮小してしまっただけでもありますので、地域で自分たちで訓練が  
できるような形に、何とかそこまで持っていきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 本当に小さなところで、すぐ隣にある防災訓練の状況も知らないような状  
況ではやっぱりうまくないと。そんなに変わらない状況で、片方は活発にやっている、片方は全然  
やらないで済んでしまっている。一朝有事のときに、何かあったときには大きな差が出てしま  
いますよ。ですから、そういう交流的なものも、北部だとか南部だとかと言っていないで、南部の人間  
も向こうのほうへ行って訓練に加わってやってみるだとか、その逆でも、一生懸命やっているところ  
であれば、そちらのほうに行つて、うちのほうはこういうこともやっているのだよというふうな  
ことも言えるような、町全体が同じ状態で意識の下でできるようにぜひ頑張りたいなとい  
うふうに思います。よろしく申し上げます。

それでは、次に行かせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 2番目に入らせていただきます。通学路の安全対策についてということで通告をいたしました。通学路の安全は、学校の管理下にあると考えます。登校については各学校とも集団登校がされており、安全が確保されていると考えるが、全国で通学途中の交通事故等も多く発生して、犠牲者も出ております。下記により町の状況をお伺いをいたします。

（1）として、通学路では歩道及びグリーンベルトを使って通学していると思っています。また、危険道路にはスクールゾーンも多く用いられている。町の活用状況をお伺いいたします。

2番目としまして、町内の国道、県道には歩道橋も多く設置されている。管理は国、県と思われるが、通学路である場合は町も関係するというふうに思います。状況把握や不備があった場合の対応をお伺いをいたします。

3番目として、いつも言われることですが、雑草の繁茂により荒れた通学路も見受けられます。年に数度は町、ボランティアにて対応がされているが、管理が不十分というか、かなり茂った状況で、誰もやらずにいて、そこが終わったら今度はうちの団体がそこをやるとか、何かアンバランスなところが見受けられるので、管理はどのように意思の疎通ができているのか、各団体と、そういうことをお聞きしたいと思います。

及び再質問では、通学路の安全通告でありますので、児童生徒の通学の全般から質問する場合もありますので、よろしく願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）について答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目2の（1）につきましてお答えさせていただきます。

スクールゾーンは、菅谷小学校に4路線、志賀小学校に1路線指定されております。通学路における歩道及びグリーンベルトは、現在全て把握できてはおりませんが、要望があった箇所や幹線道路において可能な範囲で施工しているところでございます。

続きまして、（2）につきましてお答えさせていただきます。

歩道橋はもとより、国道、県道において要望等があったり、危険性があると考えられる場所につきましては、県に要望書を提出します。簡易な修繕等については、東松山県土整備事務所に連絡しているところでございます。

続きまして、（3）につきましてお答えさせていただきます。

通学路や幹線道路の路肩や植樹帯につきましては、予算の範囲内において年1回程度、シルバー人材センターによる伐採を行っています。もちろん地区のPTAをはじめとするボランティアやまもり隊の方々により除草もしていただいているところでございます。場合によっては町職員で対応

しているところでございます。地域の子どもたちは地域で守るため、引き続きできる最大限の範囲でボランティア等の方々を支援してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それでは、1番から再質問を行います。

まず、スクールゾーンなのですけれども、菅谷小学校区に4か所、志賀小学校では1か所というふうなことでございます。ほかに小学校もう一校ありますが、そちらには対応はなされていないですか。必要がないのかな。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

現在は七郷小学校の通学路にスクールゾーンはございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 菅谷小学校区でも私の知っている限りでは1か所しか分からないのですが、そういう数がありますよということなのですが、今日ちょっと志賀小学校についてお聞きをしたいのですが、私も議会の中で新入生が入学した通学路の見守りをここずっと何年も続けてきました。それで、いつもは菅谷小学校に出向くのですが、機会があり、七郷にも出向いたこともありますし、志賀小学校にも出向いたことがございます。今年志賀小学校だったのです。それで、志賀小学校では1路線指定されているということでございますので、どこだかよく分からないのですが、私行ったときに校長先生のお話によると、例年は新入生はどちらかといったら東側のほう、歩道橋を渡ってくるほうが多いのですけれども、今年に限っては裏側の線路陸橋のところを渡ってくる子が多いのだということで、私ではそちらに行かせてもらいますとそちらに行ったのですが、非常に狭いところなのです。スクールゾーンに指定されていればいいのですけれども、どこが指定されているのか、まずお聞きをします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

志賀小学校のスクールゾーンにつきましては、ちょっと言葉でうまく伝えられるか分からないのですが、志賀の地産団地の外れから志賀小のほうに向かって農道と市街化区域と改良区の境の道を行きまして、90度に曲がる急カーブ、真っすぐ行くと横断歩道に行くのですけれども、急カーブで曲がって、ちょうど新埼玉環境センターのところを左に曲がって県道まで出のですが、志賀小学校のスクールゾーンはここが指定されております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） では、私が必要だなというふうに思われるところと違うので、そのことを質問しますが、非常に狭いのです。それで、車も通ります。中学校の通学路ともなっているのです。それで、一方通行ではないのです。ですから、片側から行った車は、当然待っているような状況です。それで、父母の方も危険が分かっているのです。遠目で向こうから、すぐ住宅ですから、そこから見ているのです。子どもたちは、渡り終わるとすぐ学校の敷地の中に、林のほうに入っていきますので、そこからは問題ないのですけれども、その間が非常に狭いので、グリーンベルトもしてあるのですが、何でこのようところがスクールゾーンに指定をされないのか不思議ではないのです。教育長、どう見ますでしょうか。ご存じなかったら、後でも見ていただきたいというふうに思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

私のほうも志賀小の校長のほうから、今年に限っては歩道橋のほうから来る子どもたちよりも陸橋のほうから来る子どもたちが多いいというの聞いて、承知しているところでございます。あの部分大変細くなっているということも承知してございますが、その部分がなぜスクールゾーンに指定していないかということについては、私はまだ承知していないところでございます。いずれにいたしましても、スクールゾーンも学校、教育委員会だけで指定できるものではありませんので、子どもたちの安全を考えたときにどのような形がよいかということについては、関係各所と連絡を取りながら子どもたちの安全が少しでも担保できるような形というのを模索してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） なかなか警察だとか、そういうふうになると非常に難しいのですよね。ですけれども、このように事故が多発していて、昨日なんかもありましたよね、高齢者のうっかりミスとか、アクセルとブレーキを間違えてしまった。簡単に言いますが、アクセルとブレーキ踏み間違えるのだったら、車なんか運転する資格ないですよ。そういった方で命を奪ってしまうということがあるので、それをそんなにすぐすぐ対応できるわけではないですから、危険があるところは、ほんの30分とか1時間ぐらいなので、そこを止めたとしても別にどこか不自由があっても、その近くの人をぐるっと回らなくてはならないかもしれませんけれども、そういうことより、やっぱり子どもの、または中学生も自転車で通るわけですから、併せてそれがちょうど同じ時間帯にぶつかったのですよ。これは危険だなというふうに、私すぐ直感で思って、何もなければいいなど、そういうことを思ったものですから、今回質問させていただきました。ぜひ対応のほうをよろしく



お願いをしたいというふうに思います。

それと、グリーンベルトなのですが、現在全て把握できておりませんと書かれているのですが、把握できていなくてよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

歩道も含めると把握できていないのですけれども、グリーンベルトは場所的には6路線、町の中では町道には引いてあるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 把握していますということですね。

それと、一斉下校というのが当然下校時にはございますよね。登校ではなくて下校時のことなのですが、ですけれども、何か状況を見ていると学童のほうにさっとなってしまいうような子どもが多くて、一斉下校といっても何人か下校するような感じで見えるのですが、登校するときではなくて、町の中には下校するときのスクールゾーンというものも指定されているところはございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

私の知っている限りですが、やっぱり朝のみというふうな形で認識しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 嵐山町ではないのですが、私がよく利用する道路があるのですけれども、そこは朝夕スクールゾーンになっていて、ほんの150メートルぐらいなのですけれども、バリケードが入るのです。誰が設置するのか、それはよく分かりませんが、入るのです。ですから、意識的にああ、ここは入れないからというふうなことで分かるのですけれども、夕方でも必要などころはあるのではないかなというふうな感じが、どこが私必要があるというふうには今のところ思っているわけではないのですけれども、朝だけのスクールゾーン、せっきくスクールゾーンを検討するというのであれば、そういう箇所も、必要なそういうところもあるのではないかなというふうな検討もしていただきたいなと思うわけです。特に、登校ではないですから、人数もそう多くはないので、やっぱり危険だということをお互いに知らせながら登校するという、一人で登校するときもあるでしょうから、そういうことの配慮も必要なのではないかなというふうなことで思いますが、せっきくのことであれば検討していただきたいなというふうに思います。

それと、同じ再質問なのですが、昨日も違う観点から通学の安全性の中でヘルメットの話が出て

いました。私はヘルメットのことを質問するわけではないのですが、中学生の自転車の通行に対しては非常に閉口するところもございます。どうしてこういうふうな自転車の乗り方をするのかなというふうに思うところもありまして、いつだったか、非常に危険があるので、教育委員会にお話をしたこともございます。早速学校のほうに話はしていただいたということでございますけれども、自転車の安全教室みたいなものもやっているというふうなことでございますけれども、年に1度ぐらいは間違いなくやっているのでしょうか。それとも何かあった場合にそういう訓練をしているのでしょうか。そこら辺を確認したいのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

自転車等の安全、交通安全の確認ですけれども、こちらは毎年やっておりますので、何か事故等が発生したときに随時やっているというのではなく、定期的に行っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） やっているとすれば、全然守ってくれていないということだね。大体のところには横断歩道があったり、そのところを自転車でも渡って普通の道路に入っていくわけですが、ないところもあるわけです。ここの役場のところを下に下りて行って信号までの間に、玉ノ岡の中学生はあそこのところを横断するのです。だけれども、何もないのです。止まれもあるわけではないし、車が来なければさっさと行ってしまうような。私もちょっと危ないなと自分が思ったことがありますので、あそこのところはいつも気をつけているのですけれども、いつも通っている人間はわかりますけれども、まさか出てこないと、そういうふうな意識で行ってしまうと徐行のあれも何もないですから、標識等を立てるところまで必要性があるのかどうか分かりませんが、やっぱり生徒のほうに、自分の命なのですから、もうちょっと命の大切さとか、交通事故になったら、ヘルメットしていれば助かるなんてものではないのですから。交通事故に遭ったときのヘルメットではなくて、転倒したときだとか、そういうときのヘルメットなので、もうちょっと指導していただきたいなというふうな感じを思うのですが、いかがなものでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 答え申し上げます。

子どもたちの命を守るということは本当に大事なことだと思っております。その第一は、子どもたち自身が自分の命を守るという気持ちを育てなければいけないことだと思っております。議員ご指摘のように、私も長い間教育現場におりましたので、交通安全教室をやっても、その1回で子どもたちが全てルールが守れるかという、なかなかそのようなことはなかったと経験から思ってお

ります。繰り返し繰り返し、機会を捉えながら子どもたちに交通安全と、それから命の大事さということを繰り返して指導していくことが大事だと思っております。町民の皆様やいろんなところからご意見をいただいたとき、またはいただかなくても、学校のほうで継続した指導のほうは続けるように各学校のほうを指導してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 今お話しされたとおり、やっぱり万が一のことを、それはもう一生を棒に振ってしまうわけですから、そここのところを、若い子どもたちですけれども、よく教えていただいて、自分の一生のことなので、大事な。自転車許可されているからといって、何でも運転していいというわけではない。大人のドライバーと同じなものですから、そここのところをよく認識していただかないと大きな間違いになると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。歩道の関係ですけれども、1度私も地域住民から話があって、通学路になっている歩道橋のところでお話もしました。それは国道ですから、国道といっても県が管理しているのでしょうか。それで、県のほうに申込みをしてくれたということでございますから、問題はないのですけれども、対応は、町の子どもがそここのところを通学しているということなので、県にお話しして、すぐ対応していただけなかった場合については町が手を出すということはどうでしょうか、簡易なものについて。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

基本的に道路管理者がきちんと整備されていますので、道路管理者がすべきことは道路管理者が責任を持ってやると考えております。国県道については東松山県土整備事務所が道路管理者でございますので、1回で修繕できない場合は複数回お願ひをして、対応できるようにこちらから依頼するつもりでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 県にお願ひをするということに変わりはないのかなというふうに思うので、もしその修繕ができなければ、看板か何か立てて、こここのところはこういう状況で安全に歩いてほしいだとか、そういうふうな喚起というのは修繕ではなくてもできるのではないかなというふうに思うのだよ。急いで駆けて、滑って歩道橋の上から落ちたら大変な話なので、通常の道路を横断するわけではないですから、ぜひそここのところを考えていただいて、そのような措置も、通常の道路と同じですから、注意喚起のあれを設置するということができるのではないかなというふうに思うのですが、もしそういうふうな要望が出たときにはそういうことはできないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

道路管理者に対して粘り強く言う。ただ、基本的に現在の東松山県土整備事務所につきましては、道路相談もいますし、きちんと対応しているかなというふうに考えておりますので、人間ですので、ちょっと言ったことが伝わらないというそごが、そういうのはあるかもしれませんけれども、そういう場合は何回も話をして、こういう状態ですよと話をさせていただいてやらせていただきたい。もちろん県も道路管理者としての責任がございますので、その辺はちゃんと明確に分かっているというふうに考えておりますので、その辺については迅速に対応していただけるように、こちらから強く、そういう場所があれば要望させていただいて、通報というか、連絡させていただいて対応をお願いさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 県も通学路だとか、そういうふうなことになるやっぱりちょっと考え方が違うのです。通常の方が通るところではなくて、通学をするということだけで子どもの重要性というのを非常によく認識しているのです。私の前にも歩道ができましたけれども、そのときに県の体制というのはそういうことなのだと私も認識を新たにしましたけれども、人間の命がかかっている、幼い子どもの命がかかっているようなところは特に重要視していますので、やっぱり町のほうもその感覚を持って要望していただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、一番最後の3番に入らせていただきます。前も質問したことがありますけれども、今通学路の定期除草については、前は年に2回だったような気がするのです。それ1回になってしまったのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

2回の場所もありますし、1回の場所もあるということで、基本的には1回がやっぱり多いということですよ。

ただ、よく草が生えたり、通行の多い通学路については2回程度、それは草の伸び具合も違うところもございますので、委託業者であるシルバー人材センターと連携を密にしながら、今ここが生えてきているよとなれば2回程度やっていただいているところもございますので、状況、状況によって対応しているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 私も自分の土地が隣接しているところには併せてやっているのです。です

から、なるべくやらないのだろうな、じきもう夏休みに入ってしまうから必要ないと思っているの  
だろうな、でも一般の人も通るからというので、そういうふうな時期のところを狙って、町でやる  
外のところ、隙間をこういうふうにやるようにして、うちのほうの老人会にあっても、まもり隊で  
あっても、私の考えでもやっぱりそういうふうにしているのですよ、回数がそんなに何回もあるわ  
けではないですから。ですけれども、それをいつごろやるだとかというようなことというのは全然  
分からないわけです。町のほうで、例えば学校応援団とかいろいろありますけれども、そういうふ  
うなところで除草に関して、通学路の除草ですよ、学校周辺の年に1回の除草なんていうのは私な  
んか参加したことがありますけれども、通学路の除草についてそのように話し合う、PTAの方と  
か地域の方だとか、そのような方と話し合う機会というものはあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 答えさせていただきます。

綿密に密に連絡取るということとはございませんが、基本的にはまもり隊の人にここいつ刈ると  
言っていただければ、その時期を外してシルバーのほうに委託したり、そういう連携はしているつ  
もりでございますので、ただ時によってはやっぱり刈ったところをすぐ刈るとか、そういうことも  
あるかもしれませんけれども、基本的にはいつ刈ると言っていただければ刈りますし、ここ生え  
ているよというふうであれば、全体は基本的には委託業者のほうも場所が大体分かりますので、草  
の生えている状況が。それをもって、その状態を見ながら刈らせていただきます。ただ、夏になる  
とほかの地区というか、民間の方の除草もありますので、全部一遍にというのはなかなか難しいと  
いうのが今の現状でございます。シルバーさんもやっぱり人数が限られておりますので、すぐに一  
斉にきれいに草刈りというのがなかなかできないものでございますので、その辺は委託の担当者の  
ほうも苦労しているところというの聞いております。ただ、連携を密にしてやるようには今で  
も指導というか、連絡を取り合っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 町のほうで1回しかできないのだというのだったら、それに合わせて通常  
のボランティアの人が入れば何とかかなかなというふうに思うのです。ですけれども、いつ頃やる  
か分からないとか、この通学路については誰が担っているのか。うちの周りでも随分いろんな方が  
やっています。見かねてあそこをやったとか、そういう話も聞きます。ですけれども、それはその  
方が見かねてやっただけで、その後町が予定していたら、町はその後この時期に予定していたので、  
では違うところへ移ってしまう。もったいない話なので、やはり学校の中には通学路と学校は指定  
しているわけですから、もうちょっとそのところは弾力的に、誰がやっているのだとか、何か多少  
調べることもできるでしょう。だから、そういうふうなことをして、誰かやってくれる、いつかや

ってくれるだろうと、そういうことではなくて、よい管理をするためにはそういう相談事だとか協力体制を取っていったほうが無駄がなくていいというふうに思うのです。ぜひ検討していただいて、学校のほうにもぜひそのようなことを、議会のほうから、ある議員から話が出たということはお伝えしていただきたいなと思うのですが、教育長、どうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

通学路に関しまして地域の方々、学校を支えてくれる応援団の方々がこのような形で管理していただいていることに本当に感謝申し上げます。おっしゃられるように、学校のほうといたしましても自校の通学路、どんな方がボランティア活動や、それから学校を支える活動の中で整備してくれているかということを十分知っておく必要もあると思ってございますし、そういった方々と連携をすることも大事だと思ってございますので、今出たお話のようなことを各学校にも伝えて、各学校で通学路の危険箇所を見るとともに、どんな方が携わって通学路が整備されているかということも把握できるように働きかけてまいりたいと思います。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 終わりにします。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

---

#### ◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月7日は休会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、6月7日は休会することに決しました。

---

#### ◎散会の宣言

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 4時40分)

## 令和5年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第5号）

6月8日（木）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問  
第4番議員 藤野和美議員
- 日程第 2 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 3 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 5 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第 6 同意第 3号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第30号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについて
- 日程第 8 議案第31号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第32号 令和5年度嵐山町一般改正補正予算（第3号）議定について
- 日程第10 請願第 1号 障害のある人、介護保険要支援・要介護の人などへの移動支援の法制度化を求める意見書の提出についての請願

追加日程

- 追加日程第 1 発議第 7号 障害者・介護保険要支援・要介護の人の移動支援の法制度を求める意見書の提出について

日程第11 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

追加

- 日程第12 発議第 4号 健康保険証廃止法案を撤回し、健康保険証を継続することを求める意見書の提出について
- 日程第13 発議第 5号 インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第 6号 入管法改正は抜本的な改正を求める意見書の提出について

○出席議員（11名）

1番	小林	智	議員	3番	狛守	勝義	議員
4番	藤野	和美	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木	正志
書記	安在	洋子

---

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
萩原	政則	総務課長
安藤	浩敬	地域支援課長
岡野	富春	税務課長
贄田	秀男	町民課長
太田	直人	福祉課長
菅原	広子	健康いきいき課長
近藤	久代	長寿生きがい課長
藤原	実	環境課長
中村	寧	農政課長
小輪瀬	一哉	企業支援課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
清水	延昭	上下水道課長
大島	真弓	会計管理者兼会計課長
下村	治	教育長
高橋	喜代美	教育総務課長
馬橋	透	生涯学習課長



中 村

寧

農業委員会事務局長  
農政課長兼務

---

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第2回嵐山町議会定例会第8日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

---

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に文教厚生常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第1号 障害のある人、介護保険要支援・要介護の人などへの移動支援の法制度化を求める意見書の提出についての請願につきまして審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第4号 健康保険証廃止法案を撤回し、健康保険証を継続することを求める意見書の提出について、発議第5号 インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出について、発議第6号 入管法改正は抜本的な改正を求める意見書の提出について、以上の3件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案3件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

---

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 藤野和美議員

○森 一人議長 本定例会最後の一般質問は、受付番号9番、議席番号4番、藤野和美議員。

初めに、質問事項1の加齢性難聴者の補聴器購入費用への助成についてからです。どうぞ。

○4番（藤野和美議員） それでは、議長よりご指名をいただきましたので、議席番号4番、藤野和美でございます。一般質問をいたします。

最初に、加齢性難聴者の補聴器購入費用への助成について。加齢性難聴者が増えている。難聴になると社会参加しづらくなり、孤独、孤立のリスクが高まる。厚労省は、難聴は認知症の危険要因の一つと指摘している。しかし、補聴器が必要でも保険適用外のため、高額の支出を強いられることになる。そこで、以下の点について質問します。

(1)、町として加齢性難聴者の補聴器購入費用への助成を行う考えは。

(2)、町の特定健診の中に70歳以上への聴力検査を入れる考えは。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

加齢性難聴者の補聴器購入費用への助成につきましては、過去の定例会においても幾度か同様のご質問をいただき、財源の確保など課題があるため、国や近隣自治体の動向を注視してまいりたいと答弁させていただいております。その背景といたしましては、令和3年3月に厚生労働省が実施した研究の結果報告の中で、自治体が抱える課題として法令等の裏づけ、予算の確保、身体障害者手帳取得者への補装具費給付が挙げられていることから、町は国の動向を注視してまいりました。また、令和4年7月には県に対して令和5年度予算における補聴器購入費の助成を要望いたしました。県の回答は、多額な費用負担が生じること、国の研究が行われていることから、国や他の都道府県の動向を研究していくという回答でした。その後国の動向は進展していない状況ですが、県内でも数か所の自治体が助成を始め、今年5月には県から市町村の高齢者向け補聴器購入費助成について調査がありました。引き続き国、県、近隣自治体の動向を注視しつつ、町としての支援について前向きに検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(2)について、菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

特定健診は、生活習慣病予防が目的となっており、現状では健診項目に聴力検査を加えることは考えておりません。しかしながら、話し声が聞こえにくくなることで抑鬱や閉じ籠もりによるフレイルにつながる可能性も指摘されており、難聴の早期発見、治療は重要な取組と認識しております。耳鼻咽喉科での受診勧奨を含めて、加齢性難聴に関する必要な認識を持っていただけるよう啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) そういう答弁をいただいたわけでございます。そして、助成については前向きに検討するという回答でした。この前向きというのは、よくある言葉ではありますが、

具体的な形での検討というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

この補聴器助成の実施に当たりましては、近隣が今年度始めているところもございますので、その状況を調査し、町としてどのような形で実施できるかという検討、それから財源の確保を含めて財政担当課との調整、それと医師の意見書等も必要になってきますので、耳鼻科医の先生、それから医師会との調整等で多少お時間をいただくことになると思いますが、できるだけ早い時期に実施したいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 去年、国、ほかの自治体の動向を見て検討するという答弁があったわけなのです。県内でも、私がざっと調べた中でも秩父市、それから鴻巣、それから比企管内では吉見町という形で具体的に始まっているわけなのです。これは、確かに財源保障が国や県から本来あってしかるべきという制度だと私も思います。しかし、そういう中でも、例えば東京都では都として助成を区、市町村に対しての助成に対して行っているという形で始まっていると。国としても当然無視はできなくて、4月のちょうど国会の、私どもの議員ですけれども、衆議院の内閣委員会の中でこの件に対しての国の答弁がこんな形で答弁があったわけなのです。小倉孤独・孤立対策担当相は、加齢性難聴者が孤独、孤立しない環境づくりが大事だとして、地方自治体の役割は重要だと、国としても後押ししていくと、こういう答弁がこの4月にありました。これは具体的に当然町としても県に予算要望しているということでもありますので、これは県、国に対して一致して財源保障していくということは私もやっていかななくてはならないということだと思っております。同時に町としても具体的な検討に入るということもございますので、この前も町民の方、要望が要望書として町に提出されたと思うのです。331人の署名があったかと聞いておりますけれども、そういう形で町民の強い要望でございますので、ぜひ具体的に進めていただきたいと思います。

それで、(2)のほうですが、これも町の健診です。これが特定健診そのものがメタボで始まっているということで、この辺のところは抜けているという、そもそも目的と違うということで検討があったわけなのですが、なかなか、私の周りもそうなのですが、気がつかないというケースが随分あるかなと思うのです。気がつかないままだんだん、だんだん難聴が進んできて、会話がなかなかうまくいなくて、結局閉じ籠もってしまうという。これは、厚労省自体が認知症の危険要因の一個としてこれをもうはっきりと指摘しているわけですので、この辺を答弁書の中では啓発していくということなのですが、どのような啓発の方向、方法を考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

啓発方法なのですが、まだ具体的には考えていないのですが、チラシの作成と、あと広報等に掲載させていただきたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういう意味では、例えば広報もそうなのですが、各病院さんの協力も得て、病院そのもので診断を受けるという意味ではなくて、各病院に行っている方が当然多いと思うのです。その病院の協力も得て、そこにそういういわゆる啓発をしていくと。直接そこで診断するという話ではないにしても、そういう方法もいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

まだ具体的なことを決めていなかったもので、病院ということまでちょっと考えていなかったのですが、検討させていただきたいと存じます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 難聴、それから認知症ということは、これからどんどん、どんどん意味が増えていくと、このケースがということですので、ぜひとも仕組みをしっかりとつくっていただいで進めていただくことを要望して、この質問を終了させていただきます。

○森 一人議長 どうぞ、このまま続けてください。

○4番（藤野和美議員） では、次は2番です。奨学資金貸付制度について。子どもの教育費負担の問題が深刻となっている。とりわけ高等教育に多額の費用がかかり、日本学生支援機構の貸与型奨学資金の総貸付残高が2021年度末時点で約9兆156億円にもなり、2006年度末時点の約2倍になっている。町にも奨学資金貸付制度があるが、そこで以下の点について質問します。

（1）、運用状況は。

（2）、今後拡充や改善を図る考えは。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）（2）について答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目2の（1）につきましてお答えいたします。

嵐山町では、有用な人材育成を図ることを目的に、経済上の理由により高校、大学、高等専門学校

校、専修学校等への就学が困難な方に対し、無利息で奨学資金を貸し付けております。奨学資金貸付基金の総額は6,400万円であり、運用状況につきましては令和4年度中の貸付額が274万円、5人の方、返還額が403万4,600円、18人の方、令和4年度末現在の貸付総額は2,929万5,600円、基金残高は3,470万4,400円となっております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。

奨学資金貸付基金は6,400万円を原資として運用し、奨学資金貸付委員会において審査し、貸付者を決定しております。直近では平成27年度に貸付額の増額及び特別奨学資金の半額返還免除の条例改正を行い、拡充を図りました。そのため、現段階では拡充や改善の検討はしておりませんが、今後の社会情勢を鑑みながら、就学を希望する方にとって利用しやすい貸付制度の運用を考えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 再質問につきましては、1番と2番が関連しておりますので、一緒にさせていただきたいと思っております。

今年度というか、令和5年度の貸付けされた方、行政の報告を見ますと1人なのです。お一人ということでした。今の状況を考えますと、逆にちょっと少ないなというふうに印象を持っているわけなのです。今、先ほどの中でも学生支援機構が奨学金を貸与と給付型も含めてやっております。具体的にはご希望の方はそちらの方に申込みをしているというふうな状況は、認識をお持ちなのでしょうか。少ないということに関して何かお考えはありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

嵐山町の奨学資金の貸付けに申込みをなされなかった方の状況につきましては、特にこちらで把握はしておりませんが、様々な奨学資金制度がございますので、嵐山町以外の奨学資金の制度をご利用されている方も多くいるかと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） というのは、学生支援機構の調査ですけれども、アルバイトなしに大学に通えない学生が2割いると、学生の2人に1人が平均300万の奨学金を借りているという調査報告がありました。非常に深刻な状況で、特にコロナでアルバイトができなくなったりとかということで非常に困難な状況に陥っている。これはもう社会的状況ということで、これは各マスコミ等で報道されているとおりでございますので、そういう状況に対しては共通認識を持てるかなと思っておりますけれども、そういった中でせつかく嵐山町でこういう奨学資金の仕組みがあると、これをもつ

と積極的に運用をしていく方法はないのだろうかということをもう少し突っ込んで質問をしたいところなのです。答弁の中で、今後就学を希望する方にとって利用しやすい貸付制度の運用を考えていくという答弁がありました。これをもう少し考えがあるのであれば、ちょっと答弁をいただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

奨学資金貸付制度につきましては、条例、また施行規則におきまして決まりの中で運用しておりますので、この運用の仕方につきましては奨学資金貸付委員会等の中で話し合いながら決めていかれるものと承知しております。こちらの制度の運用を考えていきたいという内容につきましては、現在奨学資金の返済期間は就学期間プラス3年で運用されておりますが、こうした償還期間を見直すですとか、そういったことを今後委員会等で話し合っていければと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 学生機構の中でも、これはいろんなあります。ありますけれども、この中でもやっていることがあるのです。例えば返済期間、減額返還や返還期間猶予と、こういう仕組みがこの中ではあります。これは当然町もそうなのですが、要するに学業が終わって、卒業して半年後から借りた金額の半額を返していくという仕組みなのです。今非常に先ほど厳しい状況と言いました。就職そのものも厳しい。就職しても非正規であったりとか、非常に不安定な雇用状況というのは社会的に当然発生しているわけです。昔のように卒業すれば定職に就いてという発想、状況ではもうなくなってきているわけですね、かなりの部分で。そうしますと、1つは、今学生支援機構がやっている状態までは、例えば返還期間猶予であれば通算して10年まで返還が猶予ができるとか、それから賦課金額の2分の1、3分の1に減額して云々かんぬんと、こんな仕組みがあります。これは後で御覧いただければいいと思うのですけれども。この辺を具体的に検討していくと、先ほどの課長の答弁、その辺のところを検討をしていくというふうに考えて理解していいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

具体的な内容につきましてはここでははっきりとは申し上げられませんが、今後開催される委員会の中でそういったことを検討していければと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） それから、例えば支援機構ですと延滞金が年3%になっています。町の条

例では延滞金が7.3%になっていますね。機構の場合ですと3か月間滞納すると一括返済、それがまたいろんな問題がトータルにできなくなると。今度は信用問題になってくると、そういう面で通告するというので非常に厳しい状態になって、一種の取立て状態になっているという。ですから、お金を、奨学金を借りるのにもちゅうちょするけれども、また借りざるを得ないという非常に厳しい状態。そのときにこういう延滞利息そのものも従前のままやっていると。せめて学生支援機構と同じ3%にするとか、そういう改革は私はできると思うのです。現にそんな運用の6,400万の中ではばんばんに使っているわけではありません。当然余裕はあります。現在はあれですか、返還が要するに滞っているときに一括返済等々、その辺の相談というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

現在予定どおりの返還が行われていない方が5名いらっしゃいます。こちらの方につきましては、相談を受けながら、返還期間の見直し等をしながら返還をしていただいている状況でございます。また、延滞金のほうはかかっておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、事実上延滞金はかけていないということですね。これは、直接教育委員会と、範囲がちょっと広がってしまう可能性もあるのですが、支援機構の中で返還支援制度というのがありますということで、地方公共団体による奨学金返還支援制度、それから企業の奨学金返還支援制度というのものもある。これも紹介しております。嵐山町でも町内居住云々かんぬんのところで、特別奨学金ですか、については半額ということで減免をしているのです。そういう措置は取っています。さらにこれを踏み込んで、町内にそのまま住んでいる方、それから大学で例えば東京なり、ほかに行ってしまったけれども、町内から離れたけれども、卒業して町内にまた戻ってくるというケースも当然あり得るわけです。町内に戻ってきた方に対して、例えば毛呂山町なんかですとこういう、これは奨学金をもっと広く考えていますけれども、奨学金の返還を支援しますと、年間10万円を上限にして5年間という仕組みをつくっています。ですから、ある意味町内へのUターンだけではなくて、町内へ若い方に就職等々で来ていただくこうという、その取組の一環でもありますけれども、こういう仕組みに取り組み始めているところあるのです。ですから、これは町内の若い世代増やしていくという意味でも、こういうちょっと仕組みを考えていくということの余地はあるのでしょうか、考える余地は。

では、いいですか、ちょっと。

○森 一人議長 重ねて。



○4番（藤野和美議員） 重ねて。

○森 一人議長 はい。

○4番（藤野和美議員） これは範囲がちょっと広がってしまったので、教育委員会、今の貸付制度の範囲内というふうに限定してお答えください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

現在、議員さんがおっしゃっていただいたように、嵐山町では特別奨学資金においては償還の最後まで町内にお住まいの方については特別奨学資金の半額を免除する、そういった決まりになっております。そこをまた一步踏み込んで、嵐山に住み続ける、あるいは就職する、いろいろな嵐山への定着が図られた場合のさらなる減免ということかと思いますが、そちらにつきましては先ほども答弁させていただいたとおり、奨学資金の貸付委員会等で、そちら奨学資金貸付委員さんは諮問機関ですので、町長からの諮問にお答えする機関であると承知しておりますので、町の考えもあると思いますので、現在教育委員会の考えとしてすぐにお答えすることはできないかと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） それでは、その件について町長のほうからお考えを、あればお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今課長のほうからも説明がありましたけれども、こちらのほうからもその委員会に対してこういうことはどうだろうかということでお話をするということは十分可能かなというふうに思います。今お聞きしていた中においても大変傾聴に値する提案があったかなというふうに思いますので、その辺のところはしっかりと精査をする中で、町としての意向もその委員会のほうに伝えることができればいかなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） ぜひとも子育て世代、当然高等教育も子育て世代というか、同時に自立をして自分でお金を、アルバイトして学業を続けているという、いろんな形で苦しい状況にちょうど今高等教育なっていると思います。嵐山町がそういう人たちに対してサポートしていくと。これからのいろんな形で産業団地等の企業誘致等々をやっていく方向ということがあるわけです。その中で、町内出身の方が町内に戻ってきたときの優遇、それから町外の方が町内企業に就職をして町内に

在住すると、住んでいくというための取組、これはほかの例えば伊那市とか等々、先進地域はかなり積極的にやっています。そういうのを含めて、今町長が検討するというお答えをいただきましたので、ぜひその方向で具体化をしていただきたいと要望して、この質問は終了いたします。

続きまして、学校再編について。町は、再編基本計画案を8月頃までに作成しようとしている。そこで、以下の点について質問します。

(1)、基本計画案に盛り込まれる内容は。

(2)、財政計画は。

(3)、スクールバスの運行内容は。

(4)、通学路の整備は。

(5)、学童保育は。

(6)、跡地利用計画は。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えいたします。

学校再編基本計画案に盛り込む内容は現在検討中ですが、再編小中学校の位置、再編小中学校の開校時期、遠距離通学となる子どもの通学支援の3点は必須であると捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(2)から(6)について、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目3の(2)から(6)についてお答えします。

学校再編プロジェクトでは、現在のところ財政計画、スクールバスの運行、通学路の整備、学童保育については詳細な検討が始まっていない状況にあります。跡地利用計画については、プロジェクト内でも検討を進める中、町民向けにアンケート調査をすることも視野に入れているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) そうしますと、この基本計画に盛り込まれる内容が再編小中学校の位置、それから開校時期、それから通学支援ということであります。といいますと、この基本計画は基本的に教育委員会としての案を出すというふうに理解していいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

学校再編に関する基本計画につきましては、教育委員会のみならず町全体で検討したものを公表

する形となると捉えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今回の議会の中でも渋谷議員、それから川口議員の質問に対して、この審議会の答申を最大限尊重するというのを再三強調されて、これは前の議会の中でも私もその答弁をいただいているわけです。そうしますと、ごめんなさい、再質問は全体としてやっていきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、この中で結論、提言、それから配慮事項と、これが答申の中には含まれております。当然のことながら全体として尊重すると、配慮事項まで含めて。これはよろしいのでしょうか。そういうことでよろしいのかと。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

答申でございますので、全体を通して重く捉えるところでございますが、提言や細部事項につきましては、答申でありますので、これから様々な基本計画策定に向けては、そういったところで町の考えであったり、よりもう少し具体的方法の中で若干の修正ということは入る可能性というものはゼロではございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 町の広報、それから5月号、6月号に、さきに教育委員会が嵐山町立小・中学校再編整備に関する基本的な考え方を広報に掲載してきております。こういう形、例えば6月号でいいますと、学校の位置、現在の菅谷小学校、中学校敷地としますと。施設の形態、施設一体型、施設分離型を今後検討します。それから、施設の規模等は小学校20学級、中学校12学級を予定しています等々、それから特別支援学級については今後精査していきます。通学方法について、遠距離での通学を余儀なくされる児童生徒の負担軽減のために通学用バス等を準備しますと。こういう形で書いてあります。町民から見ますと、もう決まると、この方向で決まっているというふうに考えている人が多いのです。でも、これもまた確認ですけれども、これは今出されている広報に出されているのは教育委員会の考え方を広報に出しているということでは、それはいいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、その部分につきましては教育委員会の基本的な考え方でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） まだ基本計画案も出されていない。ましてや議会でこれについて議論したこともない。いろいろ質問していますけれども、議会に案が示されて、それに対してそれを中心とした議論をしている段階ではないわけですね。それもいいのでしょうか。その確認です。段階としての確認。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

この後、基本計画案のほうを議会にも、それから町民の皆様にも公表する中でさらに検討し、最終的には学校の設置条例のほうの変更をご議決いただいたところが最終的な決定になると捉えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） それは当然ですよ。その中でこの段階でお聞きしておかなければならないのは、これは川口議員の質問の中であったかと思うのですが、それから教育委員会としての報告が出された。菅小に建てていくという方針を、考えを表明されたわけです。これは正式な文書では当然出せないです、考えですから。ただ、こういう形で例えば出された際に理由が幾つかあったと思うのです、理由の説明が。1つは、長寿命化であっても建て替えであってもそんなに財政的には変わらないというお話がありました。それから、菅小のプール等を利用するときに行き来をするときに、間に道路がありますから、道路を横断するというリスクを考えて一つの場所にしたいということもおっしゃいました。そのときに体育館というふうにおっしゃっていたかなと思うのですが、それはよかったですか。菅小の体育館ですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

体育館につきましては、小学校は菅谷小学校にございます体育館を使う、中学生は菅谷中学校にある体育館を使うことを想定しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうですね。基本的な考え方の中でも示されているのは、残るのは菅小のプール、それから菅中の体育館と明記しておりました。この中には菅小の体育館は入っていません。これはどういうことなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

菅谷小学校のほうに再編後の小中学校を建てるという理由の中で菅谷中学校の体育館を使うということが欠落しておりましたが、小学生が安全に体育館及びプールを使うことを想定しました理由をお話ししましたところ、中学校の体育館の使用につきまして改めて申し上げられなかったと感じております。そちらにつきましては、文書として出したものではないので、今回改めて菅谷中学校の体育館は今後も使っていくということでご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） この審議会の前の教育委員会内部で検討されたときに、そのときは菅中に建てていくという方向で進んでいたのです。今回も耐力調査を行われた。これは数値を提供される。そうすると、普通考えますと長寿命化、菅中ができると十分に。躯体もしっかりしていると、職員の見でそういう評価、先ほど川口議員のときにいただきました。そうしますと、今文科省が進めているのは長寿命化なのです。これは、その認識はもうよろしいですね。文科省自身が進めて、今長寿命化する手引も出してやっているわけです。そうしますと、菅中をコスト的に考えると長寿命化してコストも抑えてという判断があつてしかるべきかなというふうに想定はしておりました。しておりましたが、その認識は例えば教育長がおっしゃっていました、この前のときに。長寿命化でも20年後ぐらいでまた造り直しをしなくてはいけないと、だからコスト的には変わらないという認識をおっしゃっていました。

ところが、文科省の手引の中で長寿命化に対してこのような表現があります。学校施設の改築までの平均年数は鉄筋コンクリート造りの場合おおむね42年となっているが、実際の学校施設の物理的な耐用年数は適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70年から80年程度、さらに技術的には100年以上もたせるような長寿命化も可能であると。ですから、教育長の20年とおっしゃっていた根拠はどこから来ているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

20年という根拠につきましては、従前から言われているおおむねというコンクリートの建物の寿命が70年から80年という認識を持ってございましたので、そういった中で菅谷中学校は既にこれでほぼ50年たつてございますので、20年程度ということでお答え申し上げたところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、今回業者を入れて耐力調査をしたと、当然その中から長寿命化が可能である等々、そういう技術的な根拠ではなかったということですね。今回の業者の調査

から出た数字ではないと、あくまで一般的なお話としてされたということではないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

先ほどの前回の発言の20年程度ということにつきましては、業者からの数字ではなくて一般的なことということでお答えしたことでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） さらに長寿命化について文科省が強調しているところでございますけれども、費用の縮減、工期の短縮ができる。それから、教育環境の確保、これは限られた予算でより多くの施設の安全性を確保しつつ機能の向上を図ることができる、こういう意味です。それから、長寿命化について述べているのは、前と同じものに戻すのではなくて、新しい機能も入れたつくりをすべきなのだと、それができるのだというふうに言っています。それから、環境負荷の低減、全部改築しますというんなあれが出てまいりますけれども、要するに長寿命化であれば使えるものは使っていくということで環境負荷の低減もできると。こういうメリットを挙げて強調しているわけです。ですから、これは当然御存じだと思うのですが、この文科省の長寿命化、公共学校施設の老朽化対策の推進という、文科省が出しているのです。これに対してどういうふうに見ているのか、その考えもちょっとお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

長寿命化ということにつきましては、この菅谷小学校の敷地に小学校、中学校を建てるという結論に至る前に検討したものでございます。菅谷中学校を長寿命化をした場合、菅谷小学校を建て替えて菅谷中学校を長寿命化する。そういったことも検討の中ではしてまいりました。それにつきましても、おおむね概算ではございますが、業者からの調査もいただいているものでございます。そういったものを総合的に鑑みただ中で、それからさきに申し上げました小学生の教育環境の移動の安全性の確保ということ、それから小中一貫の教育を進める意味での施設を隣接させるという方向で、先ほどの述べました菅谷小学校に小学校、中学校という基本計画案をつくる前の合意形成を図ったものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 合意形成図っている段階だというふうにおっしゃいましたかね。5月15日に業者から報告があったと、2週間足らずで簡単に決まるはずではないと思うのです。というのは、

行き来、例えば道路を挟んで行き来と言いましたけれども、実際菅中にもしも建てた場合何が必要かといったら、プールを使うと、プールを使うときに道路を横断すると。逆に、プールは年中ではないですね。それから、プールも今民間委託ということで、そう常時プール使わないケースも出てくるだろうと、ある意味。ですから、あの道路を渡るリスクというのが建物を長寿命化等々コスト計算するときのメリット、デメリット、どう考えてもやはりコストを、まずどのぐらいコストを安くしてやるのかと。当然それから発想が出てこない、今の町の財政状況が再三強調されて、そんな簡単にお金を使えるわけではないと、使うとしても。そういう精査しているという、これはこれから精査すると、ただ菅小にするということは決めた、あとは周辺は精査すると、そういう考え方なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

まず、菅谷小学校の敷地に建てるという、そういったまず大きな方向性を合意形成を図った上で、周辺のこと、それからコストカットに係るようなこと、それから有利な補助金の獲得に向けての画策であったり、そういったことはこれから精査をしていくところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

---

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4番、藤野和美議員の再質問からになります。どうぞ。

○4番（藤野和美議員） 再三私が長寿命化について質問しているのは、文科省全体として今そういう考え方になってきて推進していると。これは確認が、文科省のことですから当然だと思うのですが、そういった中でコスト計算が今の段階でお聞きしますと十分にはされていないと。例えば菅小に新築をする。それから、菅中を例えば長寿命化する。そのコストは、今のところは出ていないですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

学校の仕様は明確にまだ決めていないわけではありませんので、およそ概算になります。しかし、菅谷小学校に両校を建てた場合、それから菅谷中学校を長寿命化をして、菅谷小学校は改築をして、

ただ菅谷中学校を長寿命化する場合にも、現在の教室の規格等では狭くなっていて、今は新しい時代の学びを実現する学級施設の在り方について、最終報告等でも教室の広さは現在の64平方メートルからもう少し今の学習形態を考えると広くすべきである等がございます。そういったことを総合的に鑑みて長寿命化した場合、一部菅谷中学校にも増築をする必要が生じる可能性がございます。そういったところまで併せて、先ほど申し上げましたように仕様が十分に定まっておられませんので、明確な金額ではありませんが、ほぼそちらのほうの計算のほうはできておりますので、そういったものを考えた上でも菅谷小学校のほうに両校を建てたほうがコスト的にも下がるという見積りを算出をしているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 現在では算出しているところだということですね。各自治体も非常に苦労しながらいろいろ検討しているのです。例えば山口の周南市で、やはり学校施設に関する総合教育会議の中で資料を提供して出していました。その中で、これはもちろん嵐山町にそのまま適用はできませんけれども、今後の維持更新コスト比較ということで、従来型、これで40年間の総額が約854億円と、年21億円と、長寿命化型、これが約588億円、これが年15億円と、こういう差があると。年間でいえば21億に対して15億だと。こういう数字を出していわゆる長寿命化の検討をしていると、こういう数字も出ております。

今回の基本計画というのが、最初に戻りますけれども、再編小中学校の位置、それから開校時期、それから通学支援の3つの基本計画を出すということでした。そのほかのいわゆる財政計画等々については検討中だということで、具体的な答弁はないのです。答申を尊重するということであるのであれば、配慮事項まで含めて最大限尊重ということを前提にすれば、町民に対して基本計画として出すのであれば、そこまで含めた、コスト計算もそうです。踏まえたその数値も全部、根拠も出す。そこであって基本計画を町民に出して意見をお聞きすると。今の段階ですと、とにかく場所だけは菅小にすると、1校にするのだという、要するに教育委員会の所管することは今回の計画でも盛り込まれるけれども、それ以外は検討中と、これではとても町民は納得しないと思います。当然北部の方も、スクールバス等がちゃんとして運営してもらって行きはいいけれども、帰りはどうするのだろうか、学童もそうです。どうなのだろうと、当然いろんな不安があるわけです。それも踏まえてこういう形で全部考えていますよと、こういうふうに再編したいのですと。これが本来町民に対して示す責任ある計画ではないでしょうか。それについてはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

町民の皆様には、理解を図るためにできるだけ皆さんの情報を出すべきだと思っているところ



でございます。まず、基本計画が出来上がっているわけではありませんので、外すことができない  
まず3つのことということで挙げさせていただきました。ただ、この中で学校の位置というふうに  
申し上げましたが、学校の位置の中には答申にもございます小学校を1校に、中学校を1校にとい  
う形態も含めて1つ目としては基本計画に盛り込むつもりです。そのほかのことにつきましては、  
恐らく様々な要件、特に子どもたちや保護者や地域の方については、学校の例えば今後の教育課程  
であったり、スクールバスの具体であったり、PTA組織はどうなるのだろうか、学童はどうなる  
のだろうかということもあると思います。基本計画のときにそこまで詳細なことがのせられるか分か  
りませんが、そういったものはきちんと準備委員会なりをつくって検討してまいりますという形で  
は、できるだけそういったことは検討していくということはこの町民のほうに基本計画を出した  
いと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） コロナで3年間、例えば私ども吉田2区ですけれども、区の総会は開けて  
いないです。いわゆる対面での協議というのができない3年間だったのです。本来文書で流して説  
明という終わりはないです。ないはずなのです。学校というのは、当然これは前提ですけれども、  
地域コミュニティの中心だと、この認識は当然共有はできると思うのです。しかし、実際にはその  
協議はされていないのです。説明の場がないのです。文書の回覧はあったかもしれない。広報もそ  
うです。文書としては出る。何かあったらアンケート、連絡下さいと。これは、この大事な大事な  
学校問題を進めていく上では決定的なことが欠落しているのです。それをやっていないのですよ。  
いろんな意見がありますよ。いろんな考えありますよ。それを踏まえて協議しながら、お聞きしな  
がら、その中でもんで精査して、練ってつくっていくと。

今回は場所、3校、1校、5校、そこが全部優先なのです。流れがそうとしか思えない。特に  
北部で住んでいますと、北部は七小は少数、小さな学校、住んでいる人口も少ない。数が少ないで  
す。少ないことを理由に今回再編が云々かんぬんありますけれども、しかし地域にとっては大事な  
学校なのです。子どもにとっても大事な学校なのです。その思いが数字だけで表されて展開されて  
いるというふうにしか印象を受けないのです。そういう今回の進め方、ましてや今回の基本計画出  
すときに現時点でもまだ検討中だと、それから通学路の答弁では、学校再編プロジェクトでは現在  
のところ財政計画、スクールバスの運行、通学路の整備、学童保育については詳細な検討が始まっ  
ていない状況であります。跡地利用計画については、プロジェクト内でも検討を進める中で町民向  
けにアンケート調査をすることも視野に入れているところだと、こういう答弁がありました。これ  
は正直な答弁だと思います。

例えば跡地利用でいえば、学校は防災の避難場所になっているのです。避難場所になっているの  
をどうするのだということだってしっかりと議論をしなければ、単純にあそこを更地にして云々か

んぬんはできないでしょう。それは、教育委員会の中ではそう思うかもしれない。でも、全体としては避難場所になっているというのは大変重い話なのです。そういうことの一つ一つが検討されてこそ基本計画だと、まして基本計画は教育委員会の中だけではなくて総合教育会議も入っていると。全部の意思表示とすれば、どう考えてもそこまで入れたものをしっかり出して、それに対して町民のご意見をお聞きすると、そこまでの責任を持ってほかの自治体ではやっていますよ。

私が申し上げたいのは、基本計画を8月にということにこだわらなくて、しっかりと精査をして、時間をかけてそこでちゃんとした案を出す。まさに今そこがこの時点で求められている。判断をしなければならない。それをしないと大変将来に禍根を残すと、私は危機感をそういう意味では持っております。どうお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

まず、前段の部分にありました対面で説明をしたり協議をする場面が今までなかったと、紙面とアンケートだけで進んでいるということでございますが、私も大事なことはこの後地域に出向き、または地域の方に、会場についてはまだ決めてはございませんが、直接説明する機会を必ず持つべきだと捉えてございます。そういった意味で丁寧に説明をしていきたいということ。それから、議員ご指摘のように様々な方が様々なことを聞きたいと思っっていることがあると思います。できるだけ早くということも考えなければいけませんので、その中で出せる情報については町の中でしっかり精査をして情報のほうを出してまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） ある方が言っていました。広報の中に教育委員会で基本的な考え方を書いている中に、今後様々な調査検討等の結果によっては変更する可能性がありますと。要するに聞く耳はありますよということをごここに一応書いてあるのです。ここを大事にしないと、決まったことを説明するだけだと。この姿勢では町民は納得しない。そのことを強調して、この問題は今後もまた続きますので、何か町長ありますか、ご意見。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

総合教育会議も通っておりますので、私のほうからも今藤野議員さんがご指摘、あるいは川口議員さんからもご指摘があったようなことはお尋ねをさせていただきました。ちょっと整理をしますと、例えば今回の学校の再編の中で菅谷地区のほう、菅谷小学校、中学校のところ、小中学校を設置しますよということは、もう提言の中の結論として出ているわけです。そうすると、菅谷小学校

のところに2校を造るのか、あるいは菅谷中学校のところに2校を造るのか、あるいは小学校のところに1校、中学校のところに1校、その選択肢の中で最終的にどうすべきかというのを今まで教育委員会が中心になって様々な観点から検討してきたわけです。

では、この教育的観点から考えるとどうなのか。この中で、提言かな、提言の中にあつたように、小中一貫教育をしっかりとやっってくださいよということが提言の中に入っていると思います。この小中一貫の教育をするということは、分離をするということはもうその時点で相当ハードルが高くなってしまいますのです。一つの敷地ではなくて、先生がこっち行ったり、あっち行ったりと非常に効率が悪い。そうすると、そういう教育的観点からするとやはり同一敷地内に小中学校があるべきだろうと。

では、今度は菅谷小学校のところに両校を建てたほうがいいのか、あるいは中学校のほうに両校を建てたほうがいいのかと、こういう観点からいくと、安全性の問題から考えると、菅谷中学校のところに両校を建てた場合には小学生があそこの町道をまたいで行くわけです。それは、プールを使うときだけではなくて、グラウンドなんていうのは毎日使いますから、体育館もほとんど毎日使いますから、この移動をするということを考えると、中学生にそここのところはやってもらうと。圧倒的に安全性においても菅谷小学校のところに両校を造るべきだというような方向性できていたと思います。

では、菅谷小学校のところに両校、中学校も小学校も建てられるかどうかというのが今までちょっと分からなかったのですね。そここのところをコンサルのほうでしっかりと調査をしていただいた結果、例えば法的にも問題はない、あるいは面積的にも問題はないということで、両校を菅谷小学校のところに建てることに問題はないという形の中で、最終的に総合教育会議の中でも菅谷小学校の敷地内に小学校、中学校両校を造りましょうということになったというふうに私は理解をしております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 私が申し上げたのは、そのこともそうなのですが、町民が納得する基本計画は、配慮事項まで含めた、財政計画含めた学童の問題、そこまで含めた基本計画で出すのであればあるべきではないかというふうに申し上げたのです。それについてはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

配慮事項まで含めて、要するに結論というのが一番表にあつて、その次に提言事項があつて、その次に配慮事項、配慮事項の中の一番のメインというのはこの学校の通学の関係だと思います。ですから、それに関してはまだ議論が不十分でありますので、この地点では出さない。こここのところ

に、先ほど教育委員会のほうからも示させていただきましたけれども、再編の小中学校の位置、それから再編小中学校の開校時期、それから遠距離通学となる子どもたちの通学の支援、この3点は最低限この基本の中に入れなくてはならない。

その中の一つの位置だけは、様々な観点から考えると菅谷小学校のところに小中学校を建てるということが一番いいだろうというふうに決まったわけでありまして、ですから今度はこの開校時期、この開校時期に関連するのは予算的な財政的なことが当然含まれてきますから、それはもうちょっとそここのところで精査をして、そういったことも含めた形の中で開校時期はいつにするということを確認していく。それから、また通学の支援に関してはこういう形でやると。当然その3つがそろった段階で正式な基本計画として皆さんにお示しをさせていただいて、そしてご議論をいただく、そういった流れになるかなど。決められることをきちんと一つ一つ決めていかないと、しょっちゅう議論がぐちゃぐちゃになってしまうのです。ですから、この時点で少なくともはっきり申し上げることができるのは、小中学校をどこの位置にするのか、それがどこにするのが一番ふさわしいのかというようなことであります。

それから、あとは長寿命化のほうの関係で環境の問題だとか様々な問題がありますけれども、この校舎自体も環境面も含めて、できれば私なんかは、ZEB規格ですかね、ZEB規格を導入をする中でぜひやっていただきたいなというような希望がございます。当然財政的にはもっと負担がかかってきます。しかし、これからの50年、60年、70年先考えると、やはりこのZEB規格をしっかりと導入をする中でこの校舎を造っていくということが私は今我々が判断すべきことかなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） ちょっと議論がかみ合わないところもありますけれども、いずれしても基本計画を出すからには町民の皆様の懸念をしっかりと踏まえたものにしていくと。この意味で、時期があるから、そこからではなくて、丁寧な形をやっていくと、そこなしにはやっぱり進まないですよ。そういうことを強調して、次の質問に入りたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番（藤野和美議員） 4番、小規模特認校制度について。町も小規模校や小人数教育のよさを認めている中、施設の老朽化と子どもの人数の減少を理由に学校再編が進められようとしているが、小規模特認校を採用することで人数を確保することも可能となる。検討する考えは。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目4につきましてお答えいたします。

嵐山町の将来を見据えた学校の在り方については、嵐山町立小中学校再編等審議会にてご審議の上、小学校、中学校をそれぞれ1校に再編統合すると答申をいただいたところでございます。小規模特認校のよさについては理解しているところではありますが、こうした答申をいただいている段階で答申に盛り込まれていない小規模特認校導入の可能性について改めて検討することは難しいのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 先ほどの質問と全部関連してくることなのですけれども、今の段階では答申が、答申がということで全部言われています。

先日、映画会がありまして、「奇跡の小学校の物語」という、教育を考える会の方の主催で映画会がありました。私も参加させていただいたわけです。その中で小学生の方が感想文を寄せて、私もちょっとそれを読ませていただいたのですが、このように言われています。「私が今日見た映画のように、大切な学校、私が通っている七郷小を大事にしてほしいと思いました。映画のように小さな学校ですが、とても穏やかでいい環境の学校だから、なくしてほしくないです。ドキュメンタリー映画のように七郷小も奇跡のことが起こるように皆さん一人一人が協力してもらいたいです。今日はこんなすてきな映画を見る機会をつくってくれてありがとうございました」と、こういう感想文を寄せていただいているわけなのです。私も拝見いたしました。

特認校制度について私も何回か質問しているわけなのですが、去年の9月議会です。このことについて私が質問した中で、このようにその当時の教育長は回答しています。やる意味はあると思うが、送迎の問題もあり、希望者がいるか疑問、私がメリットはないのかというふうに質問の中で、複式学級が解消されるという回答でございました。それから、引き続いて12月のときも答申の中の関係の中で、この問題で損なわれつつある望ましい教育環境と小規模校や少人数学級のよさとの関係はどうなのだとということで答申との関係で質問したわけなのですが、教育長は中学校では教科担任と部活動の問題があると、小学校では大きな支障はないが学年3、4人では少人数のよさを乗り越えていると。それを回避するために特認校があるがということで質問したのですが、ほかの自治体では例えば滑川等で一部が非常に肥大化していると、そのバランスがあると、アンバランスが生じていると、しかし嵐山町はそうならないと、そういうふうな趣旨の答弁がありました。

特認校制度というのは決して珍しい制度ではなくて、前からやっているのですね、全国。農村部のやっぱり小規模校、これは農村部の学校どうするのだというのは当然全国の問題であるわけです。単純に農村部は少ないから、もう合併でいいではないかと、これはコスト、それから数字から見たらそういう判断がすぐできてしまうのです。そうではなくてというのは、教育現場から小規模、それから農村部、地域のコミュニティ、協力で何とかこれ残さないかということの取組が今回の栃木県の宇都宮市内の学校の例でこういう例があったわけです。

ただ、これは同じようなものを取組はいろんな形でやっているのです。ですから、答申があるから云々かんぬんという、もう全てそこから始まってしまって、それをそういう発想の仕方だと全く話が進まない。ましてや農村部にある七郷小学校というのはもう話にはならないという感じなのです。答申の中にも、七郷小が複式学級になるから、早く再編をしてくれという、そういうふうには七郷小自体が使われてしまっているのですよ。これは、七郷小の保護者の方から聞くと、逆に残してほしいという方も多いのです。もちろんいろんな考え方の人もいますよ。いますけれども、何とか残してほしいという方も多いのですよ。ただ、ある意味諦めなのですね。でも、諦めで新しい学校を云々かんぬん、諦めの中で学校再編を云々かんぬんするというのは、諦めのある状態をつくっていくというのは、本来これやるべき姿ではないです。どこの地域であっても、ではそういう学校を造ろうではないかと、納得してこういうふうによろうと、この仕組みでやろうではないかと、当然これがあるべき方向だと思うのです。

今の答弁ですと、これまでの教育委員会の答弁からかなり乖離した答弁になっていると。要するに検討しないと、答申が1校にするというので、検討しないよということの答弁なのです。でも、そういうやり方では、先ほどご紹介したような七小の児童の思いというものは全くそれを無視したやり方。せめて、ではまず特認校をやってみようではないかと。前教育委員会が言ったとおり、来ないでしょうと、送り迎えがあるから来ないと思いますよと。思いますよではなくて、やってみて、実際に人数が増えないのかどうかやってみるだけの時間は私は十分にあると思うのです。トライをしてみる時間はあると。そういうアプローチの仕方をやらなければ、そういう中で特色ある学校教育ができて、逆に地域の中で大きな役割を果たしていく、それが嵐山町の新しい学校教育の魅力となる。それが町外や全国に発信して、新しい展開としてこれはできる可能性があるわけです。まして私再三申し上げているGIGAスクールという構想があるわけですから、これは集中から分散ですから、発想自体は。集中ではないのですよ、分散ですから。分散しても、合同授業をやったりとか、いろんなことができる可能性があるわけです。

だから、小さいからというデメリット、これは中教審でもその辺は議論がされているところなのです。ですから、そういう議論を一切なくしてどんどん、どんどん進んでしまって、1校になると。これは、数字の理論ですよ。だから、私は小規模特認校というのが、それを一步引いてやってみて、誰も来ない、相変わらず何も変化がないねということであれば、また地域の人も納得する可能性もあります。でも、今の状況の流れでは諦めで物事が進んでいかざるを得ない。それでいいのかということなのです。

実際に、小規模特認校を研究しているところは多いです、今。例えばこれは姫路市の資料なのですけれども、やっぱり姫路市でも各都市の特認校の制度の取組を研究していて、その中で見ますと、あんまり時間がないのであれですけれども、鳥取市なんかでも行われていて、導入が平成17年度、17年度は3校で、3つの小学校であったのです。このときの制度利用者は4名でした、17年度は。

ところが、平成30年度でいきますと導入校数が11校まで増えたのです。3校から11校まで増えた。利用が74名まで増えた。こういうデータが出ています。

それから、先ほど映画の話が出ましたけれども、ちょうど宇都宮市のところがやっぱり17年度の資料ですけれども、導入が2校、17年度の利用が合計16名でした。ところが、平成30年度、やっぱり学校は同じで2校なのですけれども、これが113名まで増えています。これは、平成21年度に2校とも複式学級を解消したということで、現在も継続している。現在もホームページ等も持っている取組しています。先ほどの宇都宮の学校については、今英会話の取組したりとか、非常に特徴ある学校で、教育に取り組んだりとか、非常に特徴ある取組をしているのです。ですから、その取組に対して、教育委員会としてこの回答でいいのかということなのです。どうでしょうか、教育長は。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

小規模特認校のほうですばらしい教育を展開している学校というのは幾つもあると聞いてございます。また、県内でも幾つかの市で、私が把握している中では羽生市、春日部市、松伏町、飯能市、近くでは来年度から滑川町になるかと思うのですが、そういったところで取り組んでいるという状況も聞いてございます。

そういった中で、小規模の特例校を試してみたらということですが、恐らく今まで審議会の中で議論されたかどうかということではほとんどされなかったというふうなことで、議事録を読む限りはそんなふうにも捉えております。しかし、嵐山町で学校の再編の議論が始まったのはもっとずっと前から承知しているところです。そういった中では、恐らく様々なことを議論してきた中で最終的には統合という結論に至ったのだと私は捉えてございます。そして、審議会のほうもこのような形で答申をいただいたので、まず条例設置の審議会のご意見ですので、ここは重視しなければいけないと思っているところです。

もう一つございまして、議員のおっしゃるようにひとつ試してみてもというのも一考に値することかなと思うところもございまして。しかし、私の中では住民説明も含めて丁寧なたくさん資料を、先ほど議員の中に急かす、ゆっくり精査してというお話がございましたが、私は急ぐ必要もあると思っております。現在統合については長きにわたって議論されてきて、結論が出ていないところでございます。そういった中で、多くの方が望む声もたくさん入ってきてございます。それから、施設の老朽化も看過できない状態になっております。こういったことから、私が生徒の教育環境の改善と、それはソフト面の改善とハード面の改善と両方含めて学校再編を含めての環境改善というのはもう喫緊のことだと思っておりますので、そういった中では今もう一度答申を差し戻して、新たなことを試して、さらにもう一度ということではゼロからやり直すということはまた物すごく時

間がかかりますし、そういったことは最終的には不利益は子どもたちや町民の皆様に降りかかることになると思ってございます。ですから、丁寧な説明をすることを心がけながら、できるだけ早い対応というのを考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 長い間議論とおっしゃいましたけれども、老朽化、それから少人数、数字の問題、これが中心に議論はずっと行われてきたと思うのです。少人数とか小規模校のよさ、メリットについては議論されたとは思えないです。私が条例制定前にやっぱり中教審の問題で質問しました。それは、全部審議会で審議するから答弁はできないということが言われておりました。でも、実際には審議会ではその話はしていないですよ。非常にあれは短く終わってしまいました。10回ぐらいで終わってしまった。外部の専門者を呼んで云々かんぬんという話もありましたけれども、それもしていないです。他校の小中一貫校の例も視察に行っていないですよ、行けていないですよ、コロナで。再々言いますけれども、協議、協議と言いますけれども、協議はしていないですよ、町民は。結局そういうやり取りはしていないのですよ、地元の区の中で。例えば具体的にいえば、吉田2区の中でそういう話はしていない。出れないですよ、だって総会していないのだから。一部の人たちが集まって、それはやってきたでしょう。でも、肝腎なところの奥底、土台のところまで練り込むという、やった区は私は印象は受けないのです。受けていないのです。

同時に、老朽化と言いますけれども、これは副町長もいろいろやって、具体的に例えば七小のトイレの洋式化とか、具体的にやりました。やってもらっています。動いています、今。そのときに、やはり再編の議論があることによって止まっていたという認識も町のほうからありました。いただいています。でも、今一生懸命施設改善をしてやっている。ですから、再編を待たずに、でも今いる子どもたちがちゃんと教育環境をできるように、それは今やっていますよ、具体的に動いていますよ。でも、そういうことがないがしろにされた時期があって、老朽化がある意味進んできている。玉中を見れば分かります。同じような年度でメンテナンスをやっていれば立派になっている。やはりメンテナンスを加えなければ、どんどん、どんどん劣化していきますよ。でも、それをやってこなかったという結果として老朽化と。ですから、そういう発想の仕方では、再三申し上げるとおり広報の中でも変更する可能性がある。聞く耳は持ちますよというのは一応表明しているではないですか。その態度がなければ、今回の小規模校もそうです。そのぐらいのものがなければ、決まったことだから、決まったことだからだと、それは通らないですよ。その姿勢が問われているということを申し上げたいのです。決してそんなにコストがかかるわけでもなく、できることではないですか。どうですか。

○森 一人議長 藤野議員に申し上げます。発言残り時間5分を切りました。

答弁を求めます。



下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

再編が将来に見据えたとしても、現在の子どもたちが危険であったり、安全が脅かされるような環境であってはいけないと思っております。そういった中で、必要な修繕であったり、そういったところというのは行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) いずれにしましても、この学校再編という問題は町全体の大変な問題だと、これは地域コミュニティの問題もそうでしょう、それから財政の問題もそうです。これはしっかりと審議をして、精査もして判断をしていくということを申し上げて、私の質問は終わりにいたします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

---

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町税条例の一部を改正する条例)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第3号は、専決処分の承認を求めることについて(嵐山町税条例の一部を改正)の件でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第116条第1項の規定により嵐山町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、細部説明を申し上げます。

参考資料を御覧ください。今回の嵐山町税条例の一部を改正する条例は、提案説明のとおり地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、同日に専決処分をしたため、議会の承認を求めます。

それでは、ご説明申し上げます。最初に、個人住民税関係でございます。1点目は、森林環境税

の賦課徴収に係る規定の整備でございます。森林環境税につきましては、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税されるもので、個人住民税均等割と合わせて1人1,000円を課税するものです。施行期日は令和6年1月1日で、関連条文は第34条9第2項、第38条第1項、第3項、第41条、第44条第1項、2項、3項、5項、6項、第47条1項、2項、第47条の2第1項、第2項、第47条の6第1項、第2項でございます。

2点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございます。肉用牛生産農家が経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給を図っていく観点から、令和6年まで特例措置とされておりましたが、このたびの改正で令和9年度まで延長されました。該当条文は、附則第8条第1項でございます。

続きまして、第3点目でございます。3点目は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございます。国や地方公共団体や一定の規模の土地の造成を行う業者に、優良住宅の造成等に限り税率の軽減を行うものです。令和5年度まで特例措置とされておりましたが、このたびの改正で8年度に延長となりました。該当条文は、附則第17条の2第1項、2項でございます。

次に、資産税関係でございます。大規模の修繕等が行われたマンション等に対する税額の減額措置等についてでございます。令和5年4月の1日から令和7年3月31日までに工事が行われたマンションで、管理計画が認定され、長期修繕計画を適切に見直し、長寿命化に資する一定の大規模修繕を行った者に対し、1年度分に限り税額を3分の1減額するもの及び申告について規定したものでございます。該当条文は、附則第10条の2、第10条の3第12項、13項、14項でございます。

次に、軽自動車関係でございます。1点目は、特定小型原動機付自転車に係る所要の措置でございます。ミニカー区分から電動キックボードなどの特定小型原動機付自転車を除外するものです。ちなみに、年税額は2,000円となります。施行期日は令和5年7月1日で、該当条文は第82条でございます。

2点目は、環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例でございます。自動車メーカーによる燃費、排気ガス試験の不正により自動車税の納付不足が発生したことにより、再発防止策として納付不足額に加算する割合を10%としておりましたが、今回35%とするものです。該当条文は、附則第15条の2、附則第16条の2第3項でございます。

3点目は、種別割の税率の特例（グリーン特例）でございます。環境性能のよい車両の普及を後押ししていく観点から、グリーン化特例を令和4年度まで特例措置とされておりましたが、このたびの改正で一部を除き、令和7年度まで延長されました。施行期日は令和5年4月1日で、該当条文は附則第16条でございます。

最後に、附則につきましては、第1条で施行期日を定めております。第2条は町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は軽自動車税に関する経過措置を定めてお

ります。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） まず、この改正条例なのですけれども、現在の嵐山町に適用されるものはどれなのでしょう。肉用牛というのはないのではないかなと思って、伺いたいのですけれども。

それから、森林環境税なのですけれども、1人年1,000円ということで、これはどのように活用されるのか伺いたいと思います。

まず、その点から。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 お答えいたします。

まず、嵐山町で適用するものということなのですけれども、森林環境税については6年度からですので、まだ該当にはなっておりません。肉用牛の売却ですけれども、これは前からあった特例というか、制度ですけれども、嵐山町では該当の方は過去3年間お調べしたのですけれども、おりませんでした。続いて、優良住宅地の関係ですけれども、こちらについても前々からの特例でございますが、嵐山町においては、先ほども申しましたように過去3年間お調べしたのですけれども、該当はございませんでした。以上、該当するものはございません。

続きまして、森林環境税の活用でございますが、総務省の資料に基づいてご説明をさせていただきますと、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害の防止を図るためということで、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税が創設されたということでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 森林の整備ということで、そうすると嵐山にも森林がありますから、一定程度入ってくるのかなと、出ていくのと入ってくるのとどっちが多いのだろうかということで、もし分かったらそれは伺いたいと思ってこの質問をしたのですけれども。

それと、軽自動車のミニカー区分が小型原付自転車を除外とあるわけですね。今までは幾らの税がかかって、今後は2,000円になるということなのですかね。ちょっとそこを確認したいのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 お答えします。

議員さんご指摘の入ってくるものと出ていくもの、どっちが多いのですかという質問なのですけ

れども、これについてはちょっと試算ができておりませんので、現時点ではちょっとお答えができない状況でございます。仕組みについてちょっとご説明をさせていただきますと、町民税と一緒に1,000円ということで課税をして、それを県のほうに納めて、またさらに国のほうまで一回行くのですけれども、この分から森林環境譲与税として都道府県ですとか市町村に譲与されるということですので、その辺の細かい分配は分からないのですけれども、流れとしてはそういうことになっております。

続きまして、特定小型原付のお話ですけれども、申し訳ございません、ミニカー区分のこれまでの税額というのが分かっておりませんで、新しく、すみません、お答えいたします。ミニカー区分の税額については3,700円でございます、今回特定小型原付に変わって金額のほうが2,000円ということでございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 答弁漏れですか。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 では、再度お願いできますか。

○10番（川口浩史議員） いいですか。

○森 一人議長 はい。

○10番（川口浩史議員） 電動キックボードは幾らなのですか、同じという理解でよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 2,000円でございます。

〔「ミニカーが3,700円」と言う人あり〕

○岡野富春税務課長 はい。

〔「電動キックボードも3,700円ということなのですか」と言う人あり〕

○岡野富春税務課長 電動キックボードについては2,000円でございます。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 今回のあれで電動キックボードも変わったのかということですね、2,000円になったのかということで、前が幾らだったのかということですか。

〔何事か言う人あり〕

○岡野富春税務課長 すみません、後でまたお調べをさせていただきます。失礼しました。

○森 一人議長 川口議員、よろしいですか。

ほかにございますか。承認第3号までは採決まで終わらせていただきますので、ご協力お願いし

ます。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 森林環境税なのですけれども、これは非課税世帯には課税されないというふうに理解していいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 議員さんお見込みのとおりでございます。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 1点だけお聞きします。

2番の先ほど川口委員が質問した肉用牛の売却についての項目なのですけれども、私はこれ酪農家なんかが当然肉用として出す場合があるのではないかなと思ったのですけれども、全然今まで前例はなかったですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 全てお調べしているわけではございませんで、令和3年度、4年度、5年度については該当がなかったということで把握してございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 当然その年度においても、いわゆる搾乳ができなければ肉用になってしまうのですよね。ですから、そういう例はあるのかなというふうに思ったけれども、事業者がそれについて減免ですから、税がなくなるわけですから、減免されるわけですから、その業者が分かっているだけということなのではないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 こちらにつきましては町民税でございますので、申告という形になりますので、申告をされなければそういう形になることもあるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後2時15分といたします。

休 憩 午後 零時10分

---

再 開 午後 2時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第3、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第4号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部改正）の件でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、承認第4号につきまして細部説明を申し上げます。

参考資料を御覧ください。嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、提案説明のとおり、地方税法施行令

の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、同日に専決処分をしたため、議会の承認を求めるものです。

主な改正内容をご説明申し上げます。今回の改正は、1点目として国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるものでございます。表が2つございますが、上の表を御覧ください。基礎課税額に関しましては変更ございません。後期高齢者支援等課税額は、現行20万円を改正後22万円とするもので、2万円の引上げ額となります。介護納付金課税額に関しましては変更はございません。合計で現行102万円が改正後104万円、引上げ額は2万円となるものです。

続きまして、2点目といたしましては減額措置に係る軽減所得の基準額を見直すものです。下の表を御覧ください。5割軽減については表中の下線部、現行28万5,000円を29万円に5,000円引き上げ、2割軽減につきましては表中の下線部、52万円を53万5,000円に1万5,000円引き上げるものです。

最後に、附則につきましては、第1項で施行期日、第2項で適用区分を定めたものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これによる嵐山町の世帯数の影響と保険税に関わる影響はどのぐらいになるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 お答えをいたします。

限度額の超過世帯数と限度額の超過額についてお答えをいたします。初めに、世帯数ですけれども、改正前につきましては31世帯、改正後につきましては27世帯で、4世帯、改正後のほうが世帯数が少なくなっております。

続きまして、限度超過額ですけれども、改正前が455万6,418円、改正後が400万6,389円で、55万6,029円の限度超過額となっております。いずれもこの計算につきましては、令和4年度の最終調定を基に試算をさせていただいたものです。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） まず、引上げのほうなのですが、幾らの所得でこの限度額に到達するのか伺いたいと思います。

それから、軽減のほうなのですが、この軽減は後期だけではなくて国保も介護も、後期ももちろん、全てにこれが当てはまるということによろしいかどうか。

それと、5割軽減が5,000円、2割軽減が1万5,000円増えるわけですね。その分被保険者、町民は負担が減るという認識でよろしいのかどうか伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 お答えいたします。

初めに、幾らの収入で限度額に到達するかということですが、様々なケースがあるのですが、仮にということでご夫婦ともに40歳以上でお子さんが2人、奥さんと子どもについては収入もなしということ仮定してお答えをさせていただきます。改正前につきましては給与収入で申し上げますと約929万円、改正後については給与収入で申し上げますと1,020万円でございます。

続きまして、2点目の質問についてお答えをいたします。軽減ですけれども、後期支援分のみならず医療分、介護分、全てについて該当というか、対象になるものでございます。

3点目です。負担が減るかということですが、議員さんご質問のとおり負担が減るものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今度は1,020万円になるということで、なかなかこの所得というのはいないかなと思うのですが、でも結構いるものですかね。それは調べていないかな、ちょっと伺いたと思います。

○森 一人議長 その1点でよろしいですか。

○10番（川口浩史議員） そうです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 お答えをいたします。

大変申し訳ございません。そちらのほうは計算しておりません。申し訳ございません。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今の川口議員の質問と関連するのですが、ちょっと確認したいのですが、1つは課税限度額の引上げ等々で要するに限度額が20万から22万と、これまではどんなに収入があっても20万円だったのが今度は22万までいくという、その引上げですね。

もう一つは、軽減措置の基準額の見直しですが、改正後で要するに収入が例えば5割軽減の人だとすると、これまで、傍線が引いてありますけれども、28万5,000円だったのが29万まで引き上げられるという理解だと、その分だけ軽減できる人が範囲が増えるというふうに理解していいのでしょうか。ちょっと確認で、申し訳ありませんけれども。



○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 お答えをいたします。

軽減につきましては、2点目のほうですけれども、議員さんご指摘のとおりで、軽減の世帯の範囲が増えるものでございます。

すみません、1点目のほうが、申し訳ございません。

○森 一人議長 藤野議員、1点目のほうを最初にもう一度説明していただけますか。

○4番（藤野和美議員） 限度額というのは、要するにこれまで収入がどんなに多くても限度が20万だったと、それが22万まで引き上げられるということでいいのですよねということなのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 議員さんご指摘のとおりでございます。

以上です。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

---

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第1号））の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第5号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第5号は、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第1号））の件でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、承認第5号の細部につきまして説明申し上げます。

本承認第5号でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業実施につきまして無料接種期間が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間延長になりましたので、専決処分したものでございます。

それでは、議案書の裏面をお開きください。専決処分書でございまして、専決第4号といたしまして令和5年4月1日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。今回の第1号補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,547万9,000円を追加いたしまして、総額を64億7,847万9,000円とするものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入でございます。第15款1項2目衛生費国庫負担金でございまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金598万2,000円及び15款2項3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金949万7,000円を計上させていただいたものでございます。補助率でございますが、事業費に対し10分の10の補助ということでございます。

次に、10ページ、11ページをお願いします。3の歳出になります。4款1項2目予防費、5、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございまして、事業の総額1,547万9,000円を計上させていただいてございます。

本事業でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業の延長に伴い、4月から6月に係る経費について今回の専決処分をお願いし、7月から3月分については補正予算（第3号）にて計上させていただいております。

12ページ以降の給与費明細書につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上をもちまして承認第5号の細部説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） コロナワクチン接種なのですけれども、全体で接種率はどのぐらいの予定になるのか伺います。

そして、国から来たものですから、仕方ないというふうな感じはあるのですけれども、専決処分で行うような緊急性があるのかどうか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 4月1日からする必要はあるかということですが、国のほうで3月31日までの接種期間を1年間延長したということで、もちろん4月1日も4月2日も接種可能になっています。したがって、緊急性ある、なしではなくて、町民の方が打つことができるかできないか、4月1日に予算化がされていないと接種ができませんので、4月1日に専決処分したものでございます。

○森 一人議長 続いて、菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 接種率につきましてお答えさせていただきます。

65歳以上の接種率につきましては、78.78%を見込んでおります。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山町の場合80%まではまだいっていないということなのですかね。ということですよね、78.7%ということは。大体80%以上いくと集団免疫がついているので、要らないということなのですから、1.3%分足りないから、緊急というか、接種率を国としてやっていくという形で、そう考えていいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 今回はワクチンの追加接種でありまして、1、2回目の接種率は嵐山町は90%を超えている接種率でございます。しかし、今回は多い人だと第6回目の接種になりますので、もちろん5回打った人が6回打つ方もいらっしゃいますし、2回打っただけでずっと打っていないくて、また3回目を打とうという方もいますので、当初よりはもちろん少なくなっているということで、そのような率で予算化を見込んだというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私もともとコロナワクチン接種に関しては非常に問題があると考えているので、それで伺うわけなのですけれども、今回の接種の皆さんに送られた案内があると思うのですが、それに関して副反応の割合とか、そういったものは提示されていたかどうか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

副反応につきましては提示はされておられません。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ちょっとお聞きします。今まで聞いたことがないのですが、この接種について。今回は4月から6月までということで、予防接種の医師の委託料等もちろん入っているのですね。これは、おおよそ何人分を想定して、1人につきお幾らぐらいかかっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

1人につき2,070円を計算しております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 人数的には、どのくらいの人数なのか。

○森 一人議長 すみません、先に訂正ですか、追加。

〔答弁漏れだったからじゃない〕という人あり〕

○森 一人議長 それでは、菅原健康いきいき課長、続けてどうぞ。

○菅原広子健康いきいき課長 大変申し訳ございませんでした。

人数につきましては1,790人ほどを予定しております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

結構ですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第1号））の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は承認されました。

---

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第2号））の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第6号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第6号は、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第2号））の件でございます。

子育て世帯生活支援特別給付金事業について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、承認第6号の細部につきまして説明申し上げます。

本承認第6号でございますが、子育て世帯生活支援特別給付金事業実施につきまして一般会計補正予算（第2号）を専決処分したものでございます。

それでは、議案書裏面をお開きください。専決処分書でございます。専決第5号といたしまして令和5年5月10日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いします。今回の第2号補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ565万円を追加しまして、総額を64億8,412万9,000円とするものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いします。2の歳入でございます。15款2項2目民生費国庫補助金でございまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金500万円及び同事務費補助金65万円を計上させていただいてございます。補助率でございますが、事業費に対し10分の10の補助率というものでございます。

次に、10、11ページをお願いします。3の歳出になります。3款2項2目児童措置費、3、子育て世帯生活支援特別給付金事業でございまして、事業費の総額565万円を計上させていただいてござ

います。

本事業でございますが、食料等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得者の子育て世帯に対し特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うというものでございます。支給対象ですが、児童扶養手当受給者等に対しては県で支給し、県で支給以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯には町で支給いたします。補助額は児童1人当たり5万円を給付する内容でございます。事業費及び補助金を計上させていただいております。

12ページ以降の給与費明細書につきましては、御覧いただきたいと存じます。

以上をもちまして承認第6号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 住民税非課税世帯と言ったのかな、ちょっとそこを聞き逃してしまったのですけれども、そこを確認したいのですけれども。

それと、件数と、それから住民税ですから、これは昨年のものでやるわけですよね、今年失業して困ってしまったという家庭もひょっとしたらいるかなと思うのですけれども、そういう家庭があった場合には何か対応できるのかどうか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 こちらの給付金でございますが、昨年度同時期に同様の内容で給付しているものでして、今回まずは令和4年度、令和5年の2月までの対象世帯分をまずは5月末で支給するということになってございます。対象世帯としましては、住民税均等割非課税世帯の子育て世帯でございます。

件数でございますが、5月末の支給としましては51世帯85人分ということでございまして、今後出生してくるお子さんの世帯で非課税の世帯であればお子様1人につき5万円が随時支給されていくという形でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 非課税世帯でないと駄目ということね。非課税であれば大丈夫だということなのですかね。

それから、今年失業等で困ったという家庭の場合には何か対応できるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 大変失礼いたしました。家計急変分ということで、住民税非課税世帯相当に該

当する場合には申請をいただきまして、その状況を踏まえまして支給をさせていただくことになってございます。

以上でございます。

〔「今年失業等で困っている家是对応できるということだね」  
と言う人あり〕

○森 一人議長 改めて答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 大変失礼しました。まず、非課税世帯分に関しましては、児童手当の申請をしていただいた後に口座番号等が分かりますので、プッシュ式ということで申請をいただかずに支給をするのですが、議員がおっしゃるとおり失業等というお話ですけれども、これにつきましては任意の月の収入が減少したところを見まして、それが1年分と仮に計算した場合に住民税非課税相当の額となる場合には改めて申請をいただいた後に、その状況を把握しまして支給をするという形になります。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第2号））の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

---

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○森 一人議長 日程第6、同意第3号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 同意第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第3号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件

でございます。

嵐山町固定資産評価審査委員会委員、田幡正幸氏の任期が令和5年6月30日に満了することに伴い、新たに久保均氏を嵐山町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めます。

久保均氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第3号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

---

#### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、議案第30号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第30号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第30号は、嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての件でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。



○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 それでは、議案第30号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての細部について説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されることに伴い、移動端末設備による利用者証明用電子証明書により印鑑登録証明がコンビニで交付できるようになるものでございます。

第14条の改正としまして、第3項中の個人番号カードによる利用者証明用電子証明書に移動端末設備による利用者証明用電子証明書を追加するものでございます。これにより、スマートフォンのアプリに電子証明書を搭載し、マイナンバーカードを使わず、スマートフォンで交付を受けることができるようになるものでございます。

附則でございますが、施行日をデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の政令で定める日から施行するものでございます。

以上、議案第30号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この附則ですけれども、附則第1条第7号のところの政令で定める日から施行するというのは、この示されている条例の中に具体的にうたっているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 お答えいたします。

この改正が5月11日から様々なことができるようになったのですが、コンビニで携帯でというのはできるのが12月頃ということで、まだ日にちは決まっていないものですから、政令で後で定めるというふうにさせていただいております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これも確認なのですが、要するにマイナンバーカードを持たなくてもスマートフォンアプリを入れればできるということは、マイナンバーカードとそれは全く関係なくできるという、マイナンバーカードを持っている人がスマートフォン云々かんぬん、その辺はどうか、関係。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

まずカードがありきで、カードのその情報を携帯のほうにアプリによって移して携帯を使えるということだと思います。

以上です。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第30号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第8、議案第31号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第31号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第31号は、嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の終了に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、議案第31号の細部につきましてご説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の

減免措置につきましては、令和2年度より国の財政支援の基準に基づき、町が条例で規定し、実施いたしたところでございます。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更になったことを踏まえ、国の財政支援が令和4年度までで終了となりますが、令和4年度相当分の保険料で令和5年4月以降に納期が到来する者に対し減免を行った場合等については引き続き令和5年度の特別調整交付金により財政支援が実施されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正条例の新旧対照表を御覧ください。附則第8条第1項につきましては、減免の対象になる納期限の範囲に令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているものを追加するものでございます。

附則につきましては、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用とするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第31号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

そのまま待機をお願いします。執行部が入ってまいりますので。

---

#### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第9、議案第32号 令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第32号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第32号は、令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,047万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

66億9,460万8,000円とするものであります。

このほか、債務負担行為の追加が1件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、議案第32号の細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の6ページをお開きください。6ページは、第2表債務負担行為補正でございます。令和5年度に新たに設定をする債務負担行為1件でございます。第3期嵐山町子ども・子育て支援事業計画等策定業務委託につきまして債務負担行為を設定するものでございます。期間につきましては令和5年度から令和6年度まででございます。限度額は第3期嵐山町子ども・子育て支援事業計画等の策定に係る経費とさせていただきます。

それでは、10ページ、11ページをお願いします。今回の補正額は2億1,047万9,000円でございますが、その補正額の財源内訳は国、県支出金2億47万9,000円、一般財源1,000万円でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いします。2の歳入でございます。主なものについて説明申し上げます。15款1項2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金4,407万3,000円でございます。無料接種期間が令和6年3月31日まで延長されたことによりワクチン接種費用が交付されるもので、補助率は10分の10でございます。

続きまして、15款2項1目総務費国庫補助金のうち、地方創生臨時交付金1億1,102万1,000円でございます。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業に要する経費に対し交付されるもので、補助率は10分の10でございます。充当する事業につきましては、歳入概要のところに記載されておりますので、御覧いただきたいと思います。

次に、同項3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金3,656万2,000円でございます。接種期間の延長に伴いましてワクチン接種体制整備に対し交付されるもので、補助率は10分の10でございます。

同項5目教育費国庫補助金のうち、理科教育設備整備費等補助金97万円でございます。理科に関する教育を実施するため、設備整備費等に対し交付されるもので、補助率は2分の1でございます。

次に、14、15ページをお願いします。16款2項3目農林水産業費県補助金、新規就農総合支援事業補助金375万円でございます。令和5年度の新規就農者に対しまして就農後の経営発展の支援に対し交付される補助金でございます。補助率は4分の3でございます。

同項6目総務費県補助金、防犯環境整備推進補助金174万1,000円でございます。市町村の防犯対策事業に対し、交付されるものでございます。

19款2項1目財政調整基金繰入金1,000万円でございます。繰入金後の基金の残額は5億4,006万

5,280円でございます。

16、17ページをお願いします。3、歳出でございます。こちらにつきましても主なものについてご説明申し上げます。なお、全体にわたりまして4月の人事異動に伴う職員の人件費及び会計年度任用職員の報酬、費用弁償等につきましても補正を行っております。また、歳入でも申し上げましたが、地方創生臨時交付金を活用した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業につきましてもこちらのほうに計上させていただいております。

18、19ページをお願いします。2款1目12目、2、防犯対策事業ですが、嵐山町特殊詐欺対策電話機等購入費補助金500万円を臨時交付金を活用して計上させていただいております。こちらにつきましては、高齢者のいる世帯を対象に特殊詐欺対策電話装置の購入費を1万円を上限に補助するものでございます。

次に、20、21ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費、2、社会福祉総務事業ですが、返還金392万3,000円を計上させていただきました。こちらにつきましては、令和3、4年度子育て世帯等特別支援事業費補助金の実績による国庫補助金の返還金を補正するものでございます。

22、23ページをお願いします。3款1項1目、20、障害者施設等光熱費等高騰対策支援事業ですが、障害者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金105万2,000円を臨時交付金を活用し、計上させていただいております。物価高騰の影響を受ける町内障害者施設等を支援し、事業継続の負担軽減を図るための経費です。

続きまして、21、家計急変世帯支援事業でございますが、家計急変世帯支援事業補助金90万円を臨時交付金を活用し、計上させていただいております。物価高騰の影響が大きい低所得者世帯に対し補助を行うもので、家計急変世帯に3万円を給付するものでございます。

次に、22、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業ですが、物価高騰の影響の大きい低所得者世帯（住民税均等割非課税世帯）への支援に要する経費で、主なものは会計年度任用職員報酬として63万5,000円、システム改修として電算委託料94万2,000円、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業補助金として1世帯3万円、対象者を2,050世帯へ給付するもので、6,150万円を計上させていただきました。

26、27ページをお願いします。3款2項1目、4、学童保育室事業ですが、学童保育室指定管理委託料60万円を臨時交付金を活用し、計上させていただいております。物価高騰による指定管理事業者への負担を軽減するため、支援に要する経費を補正したものでございます。

12、子育てファミリー応援事業、子育てファミリー応援事業補助金40万円で、町内在住で出生届を提出した世帯に児童1人当たり5,000円を給付するための経費でございます。

次に、3目保育所費、1、保育所保育事業ですが、保育所等物価高騰対策事業補助金130万円を臨時交付金を活用して計上させていただいております。物価高騰及び副食費の公定価格増額による保護者への負担軽減をするため、保育所への支援を要する経費でございます。

28、29ページをお願いします。4款1項2目、5、新型コロナウイルスワクチン接種事業で8,063万5,000円を補正し、補正後の額を9,611万4,000円とするものでございます。専決処分後の7月から3月までの新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費を補正したものでございます。

次に、30、31ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費、2、農業者支援事業、負担金のところの新規就農総合支援事業補助金375万円を県の補助金を活用し、計上させていただいております。越畑地区の新規就農者へ500万円のトラクター購入費4分の3を補助するものでございます。その下の農業者フォローアップ事業補助金60万円を臨時交付金を活用し、計上しております。化学肥料高騰による農業者の負担軽減を図るため、牛ふん堆肥の購入費用を一部補助するものでございます。

5目、1、土地改良事業ですが、土地改良施設緊急支援事業補助金200万円を臨時交付金を活用し、計上しております。物価高騰の影響を受ける土地改良区及び土地改良組合へ支援を要する経費でございます。

32、33ページをお願いいたします。7款1項2目商工振興費、8、小規模事業者等街路灯LED化事業ですが、嵐山町商工会補助金1,500万円を臨時交付金を活用し、計上させていただいております。町内の小規模事業者等が所有する街路灯をLED化することで省エネ対策を図り、事業者への支援をするための経費でございます。

9、嵐山町小規模事業者等賃上げ雇用拡大支援事業1,446万6,000円でございますが、臨時交付金を活用し、計上させていただきました。町内の小規模事業者等に対し、賃上げや雇用の拡大の支援を行うための経費でございます。

10、嵐山町小規模事業者等販売促進支援事業ですが、322万6,000円を臨時交付金を活用し、計上させていただいております。町内の小規模事業者に対し、販売促進費用の支援を行う経費及び新規に創業する事業者を支援するための経費でございます。

34、35ページをお願いいたします。8款3項1目都市計画総務費、4、武蔵嵐山駅東西連絡通路・駅前広場管理事業ですが、まず、工事請負費247万5,000円を県の補助金を活用して計上させていただきました。武蔵嵐山駅東西口の防犯カメラ設置に要する経費でございます。その下の駅前広場タクシー事業者支援事業補助金37万8,000円を臨時交付金を活用し、計上させていただいております。ガソリン価格の高騰により経営を圧迫しているタクシー業者の経営を支援するため、駅前広場の利用料金相当分を補助するものでございます。

36、37ページをお願いいたします。10款2項1目学校管理費、菅谷小学校管理事業、七郷小学校管理事業、志賀小学校管理事業ですが、理科教育設備整備費等補助金を活用し、各小学校に理科教材備品購入費を補正しております。

同様に、10款3項1目学校管理費においても各中学校へ理科教材の備品購入のための補正を行っております。

38、39ページをお願いいたします。10款6項3目学校給食費、2、学校給食運営管理事業でございます。まず、委託料、給食センター調理等業務委託料、減額の575万6,000円でございます。契約により額が確定しましたので、契約差金を補正したものでございます。その下の備品購入費421万円でございますが、スチームコンベクションオーブンを購入するために予算計上させていただきました。

40、41ページをお願いいたします。10款6項3目、4、学校給食費負担軽減事業でございます。327万6,000円、臨時交付金を活用し、計上させていただきました。子育て世帯の経済的負担を増やすことなく栄養バランスや量を保った給食が実施できるよう、物価高騰に伴う学校給食費の増額分に対し補助を行うための経費でございます。

最後に、予備費でございます。補正前の金額を8万8,000円減額し、補正後の金額を1,875万6,000円とするものでございます。

42ページ、給与費明細以降につきましてはご高覧いただきたいと存じます。

以上、議案第32号の細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を3時25分といたします。

休 憩 午後 3時10分

---

再 開 午後 3時25分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） それでは、議長に通告しておきましたので、2点について質問させていただきます。まず、33ページ、小規模事業者等街路灯LED化事業についてが1点目と、2点目は理科の教材がいっぱい、国の2分の1の補助をいただいてやるということですので、その2点についてお聞きします。

まず、1点目のほうですが、昭和62年、63年頃に設置した本数は何台あったか。そして、現在何基あるのか。そして、今回の、この間60基あるという答弁でしたけれども、何基分の補正金額なのかを教えてくださいたいと思います。

それで、2問目ですけれども、今理科離れということがございまして、理科の教材備品はどのようなものを購入されるのか、各小学校、各中学校のものを細かくではなくていいのですけれども、お聞きしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、33ページのLED化事業につきましてお答えいたします。

まず、昭和62年、63年に当初街灯が設置されたわけですが、基数は200基となっております。現在は、そのうち廃業等で撤去が進んだという状況もございます、現在残っているのは約60基です。補正の金額につきましても、その60基全てが更新されるという前提で、60基分の経費を見込んでおります。

以上でございます。

○森 一人議長 続きまして、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、私からは各学校の理科用の備品の品目につきましてお答えさせていただきます。

まず、菅谷小学校では薬品庫と鉄製スタンド、七郷小学校では実験用冷蔵庫、志賀小学校では卓上製氷器、直流電流計、双眼実体顕微鏡、生物顕微鏡、菅谷中学校ではデジタル顕微鏡、玉ノ岡中学校も同じくデジタル顕微鏡を購入予定でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） では、当初は200基あったのが現在は60基ということで承知しました。

今回、例えばもう仕事も辞めているし、撤去したいのだという方がいた場合の補助の件と、あと今回足が大分腐食しているということも聞いておりますが、金額にすると、150割る60だと計算すると幾らになるのだろう、25万ぐらいの内訳なのですが、1基につき25万円だとは思うのですけれども、どこまでの工事を見込んでの25万円の負担をしていただけるのかお伺いします。

以上です。

○森 一人議長 理科はいいですか。

○7番（畠山美幸議員） 理科は大丈夫です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 お答えいたします。

まず、撤去のみの方につきましては、今回補助の対象には考えておりません。あくまで更新されるという方につきましての対象という形で考えております。撤去、設置の考え方なのですが、まず根元から撤去を行いまして、新しく設置を行うと、そういう形で予定をしていると聞いております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） それでは、今会社の名前とか、そういうものが入っているところもあるのですが、その辺も含んでの金額なのか、それだけは別になるのか。



あと、電気代なのですが、ある方からの相談が大分前にあったときには、もううちはやめているから撤去したいのだ。だけれども、お金がかかることだし、ただ電気代が、このLEDの前の水銀灯だったのかな、あれだと大体年間幾らぐらいで、LEDになると幾らぐらいになるのか。大体概算分かりますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、事業者のほうで設置していただいた街路灯というのは事業者のお名前が入っております。こちらにつきましても、新しく設置するLED化するものについても看板が同様に設置される街灯ということで予定していると聞いております。

電気代なのですが、従前の水銀灯が、おおむね一月500円程度、これがLED化することによりましておおむね3分の1程度になるのではないかと聞いております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 私もこのLEDところをちょっと聞きたいのですけれども、町で負担をして、これと同じものを商工会の事業者ということではなくて町で設置しているところもありますよね。それは分かりますか。

それと、商工会のほうで新しくLED化するというので、新規の方というものは対象になるのかどうか。また、調べたりしているのか。ちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

〔「すみません、あと1点」と言う人あり〕

○森 一人議長 あと1点、どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 35ページの嵐山駅の西口の防犯カメラの件なのですが、工事請負費で247万5,000円、この金額がそれに当たるのかなんて思ったりなんかしているのですけれども、であるとすれば相当の金額なのですが、何基ぐらいの防犯カメラを予定しているのでしょうか。

○森 一人議長 それでは、初めに小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 お答えいたします。

当然のことながら町で設置している街路灯があるということも当然承知しております。

今回LED化に合わせて新規で申込みをしたいという方については、対象としておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらは、東口も西口もロータリーに向けた防犯カメラがございませんので、それを見させていただき防犯カメラを設置する予定でございます。1基ずつでございます。ただ、録音する機械がもういっぱいございますので、録音する機械も含めた工事費で247万5,000円という予算を計上したところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 新規については別に考えていない。ただ、町で設置しているところを、そういう業者さん、商工業者さんが持っている街路灯をLED化にするのであれば、町のところは全然考えなかったのですか。町で持っているところをLED化にするということは考えなかったのかどうかということをお聞きしました。

それと、あと1点、今まちづくり整備課長答えてくれたのだけれども、何基と言ったか、ちょっと聞き取れなかったのですけれども、1基ずつ2基、それとも2基ずつ4基になるのか、そこら辺よろしくお願いします。

○森 一人議長 先に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 街路灯なのですけれども、LEDの街路灯はまちづくり整備課が管理しておりますので、平成26年度だと思っておりますけれども、一斉にリースを利用して防犯灯をLED化させていただきました。その際にはこちらの商工会のものについては手をつけずにやらせていただきましたので、商工会のものを町にしたという事例はないかなと考えているところでございます。基本的には、商工会でつけたものについては商工会のほうで管理しているというところで当時は対応させていただきました。ただ、その他について、個人がつけたり、区でつけたり、そういうものについてLED化していないものについてはLED化して、今現在リース料を払っているということでございます。

引き続き、カメラでございますけれども、西口に1基、東口に1基、計2基をつけて、加えて録画の機器をつけるというものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 防犯カメラは当然録画ができるものがつくのかなと思っているのですけれども、それは特別なのか。つくということですよ。それについては結構です。

防犯灯の関係なのですけれども、そういうふうな商工業者以外のところのやつは私もあんまり気にかけて見ていないのですが、もうLED化は済んでいるのだというふうな取り方でよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

LED化したのは、基本的には10アンペア程度の小さいというか、防犯灯をLED化させていただきました。道路照明灯というような大きなものについては今でも水銀灯等がございまして、LED化したのはいわゆる防犯灯についてさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 何点か伺うのですけれども、まず最初に6ページの子育て支援計画の債務負担行為ですけれども、これ子育て支援計画を具体的にはどのような形で進めていくのか伺いたいと思います。

それから、27ページのコロナのワクチン接種のことなのですが、これは今度のをまた皆さんのところにご案内をなさると思うのですが、それについて副反応被害を具体的にお話しして書いていくべきだと思うのですが、例えばつい最近なのですけれども、徳島で中学校2年生の子どもが接種後45時間以内に亡くなっているのです。あといろいろあるのですけれども、これは厚労省のほうの発表からなのですが、コロナワクチン接種による副反応の申出というのですか、それが今のところ受理件数が7,735件です。認定が2,622人、死亡一時金などをいただいた人が67人です。それで、日本国内の全てのワクチンで健康被害救済制度に申し出ているのが1977年から2021年の12月で3,522件だったのです。ところが、新型コロナワクチンに関しては2021年2月から今年度の5月26日までで2,622件という状況なのです。私も埼玉県のホームページだとどの程度出ているのかなというふうになったら、非常に軽いものというふうな形で書かれているのですか、これ結構深刻で、私はこれは大変なことだなと思っているのですけれども、副反応疑いの報告者数というのは医療機関などからも合わせると死亡者が2,059人、重篤者が2万6,974人、これが2021年の2月17日から2023年の3月12日なのです。このままでいくと、私はすごく大きな薬害の訴訟が起きるなど、多分戦後最大の薬害になってくるのではないかなと考えているのですけれども、そういったことは国とか県とかが出さなくても、嵐山町ではある程度皆さんにご承知させていただいて、そして自分で接種をするかしないかという判断をしていただくという必要があると思うのですが、その点について伺いたいと思います。

ちょっと長くなって申し訳ないのですけれども、あともう一つ、福祉課の職員の給与と、それからまちづくり整備課職員の給与がちょうど1人分ずつ減額になっています。これは人事異動という関係なのかどうなのか分からないのですが、たまたま昨日ホームページを見ていましたら、社会福祉士とそれから土木関係の人を1人というふうに出ていました。関係の方を募集するという形が出ていましたので、この関係について伺いたいと思います。

それから、44ページなのですが、これもちょっと、私これは初めてだなというふうに思っておりまして、昇給に伴う増加分というのがあります。昇格61万円、そして人事評価101万1,000円というふうになっているのですけれども、この昇格と人事評価というのは、これで給与に関わって一足飛びに上がったからこういうふうになって、通常の昇給というのとちょっと違うのかなと、初めて見たような気がしますので、その点についてご説明していただきたいと思います。

○森 一人議長 それでは、4点について答弁を求めます。

初めに、債務負担行為につきまして、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうからは6ページ、債務負担行為の件でご説明申し上げます。

今回のこの債務負担行為でございますが、子ども・子育て支援事業計画等策定に係る経費につきまして期間を定めた債務負担行為をさせていただくものでございます。中身といたしましては、まず、現在の子ども・子育て支援事業計画が令和6年度をもって終了します。それに伴いまして、第3期の子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、令和5年度においてニーズ調査と分析を行う必要があるため1つと、併せまして、一般質問でもちょっと出てございましたが、こども基本法に基づくこども計画、こちらを策定するに当たりまして関連する計画であり、こども基本法の中で一体的に計画を策定しても構わないということがございますので、その2つを一体的に策定するに当たりまして、5年度、6年度の2か年で5年度は調査分析、6年度策定という形で期間を設定させていただいたものでございます。

策定の方法でございますが、こども計画につきましては、子どもから意見を徴することということで法律上なっておりますが、具体的な方法につきましては、昨年の10月ですか、国のほうからこういった方法があるが、自治体に任せますというようなことがありまして、それらを踏まえまして子どもからの意見聴取等を考えてございます。業者選定につきましては、一般の入札ではなくプロポーザルで、その具体的な進め方等が国の指針含めて合致する事業者を選定していきたいと考えてございます。そのため、2か年の債務負担行為ということで計上させていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 それでは、27ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましてお答えさせていただきます。

渋谷議員のおっしゃるとおり、健康被害にあった方は本当に全国でたくさんいらっしゃいまして、実は嵐山町でも1件申請がありました。死亡ではないのですけれども、もう回復して仕事に戻っている方がいらっしゃるのですけれども、申請が上がったのですけれども、その上がるまでの間って結構期間があるのです。2年ぐらいかかって申請上がってきまして、嵐山町でも健康被害の調査会議を開かせてもらうのですけれども、そちらにつきましては広報等で、個人情報には載せられないのですけれども、公表はさせていただく予定になっています。

以上です。

○森 一人議長 最後に、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 2点の質問があったと思います。

まず、人件費、1人減になっているのではないかと、福祉課とまちづくり整備課の給与ということでした。予算を当初組むときは、12月にはある程度の予算組みをしております。何人退職して何人新しい職員が入るかというのはおおよそ分かっていて、その人数に応じて財政担当のほうは何々課は何人かなぐらいで予算化をしていて、実際はこの4月1日に人事異動があって実際の金額が、職員配置が分かりますので、その職員一人一人の給与に対して今回補正したものでございます。予算をつくったときには配置が全て分かっておりませんので、何人いるかということも分かっていない。人数が減ったとかということではなくて、当初予算を組んだときからの差ということでお願いいたします。

もう一点、44ページ、昇格、人事評価ということで、今回初めてでなく、もう何年も行っているもので、昇級、昇格、人事評価は記載されております。昇格につきましては、例えば副課長から課長に上がるとか、給料表でいくと5級から6級に上がりますので、そのとき差が出るということで、そこをうたっております。人事評価ももう何年もしております、評価をつけるわけですが、頑張った職員には頑張ったなりの評価ということで、人事評価に伴う金額がこちらのほうに載っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、子育て支援計画の関係なのですが、そうするとこれは嵐山町もかなり関わってやっついていかないと、子どもたちに意見を聞くという形なので、相当関わっていくということで考えてよろしいのですか。それを1点伺います。

社会福祉士がいないと、これは結構厳しい問題出てくるなというふうなのを感じたので、それを伺います。

それと、もう一点なのですが、つい最近です。私嵐山町にもいるのではないかという話をしていたのですが、やっと1人出てきたということで、こんなに具体的に議会で公表されるまでに時間がかかるものなのですか。2人はいるなというふうに私自身は知っていたのですけれども、でも1人だけという形なのですね。そのことを確認させていただきたいと思います。

それから、ごめんなさい、私が人事評価と昇給というのを全然意識していなかったのかなと思う。今回あれっと思って見たもので、そうすると昇給という方は普通にあって、そして人事評価で評価されたのが101万円ですか、それは何人ぐらいいらっしゃるということなのですか。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから子ども・子育て支援事業計画等の策定についてお答えいたします。

町のほうでは、これまでも例えばニーズ調査の内容等については検討をしていき、そういった部分で関与していく部分でございますが、今回はその部分も多いのですけれども、まずこども基本法の中のこども大綱が定まってきたという中で、これは都道府県のほうもこども計画を策定するのでございますけれども、埼玉県においても支援事業計画と一体的な計画をつくる方向でいますので、県の動向等も今後見ていかなければいけないなと思っておりますが、いずれにしましても町で考えていく施策等々はその計画大綱等をよく見ながら進めていきたい。既存の支援事業計画についても同様に、この後、例年でいきますと次の計画に基づく指針等が出てくるのですけれども、そういった指針もまだ出てきていない状況がありますので、そういったものも踏まえまして、当然業者のほうでまるっとというわけではなく、町の特徴を生かしていくというところは十二分に携わっていく考えでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

健康被害につきましては、申請書類に診断書と、あと診療に係る記録が必要になりまして、それを用意するのにとても時間がかかりまして、2年ぐらい前のワクチン接種で今頃になってしまうというのと、私来て初めてなので分からないのですけれども、その方は病院を幾つか、治療する病院とリハビリする病院と何か所か行ったので、余計かかったのではないかというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 続いて、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 人事評価について回答させていただきます。

人数は今何人ということは分かりませんが、人事評価をした点数の上位から30%以内というふうに決まっております。

以上でございます。

○森 一人議長 3回目になります。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、人事評価の点数から30%というのは、人事評価をして何点、何点と出てくるわけですね、きっと。その上の上位30%の人が評価の対象に、昇給の対象になるというふうな形で考えていいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 渋谷議員さんおっしゃるとおりでございます。全員評価をするわけですが、課長は課長、副課長は副課長の中で上位の方が昇給があるということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 19ページの電話の購入の件なのですが、これはたびたび防災無線でも注意喚起をしておりますが、どんな現況なのか伺っておきたいと思えます。

それから、1万円の補助と、電話機自体どのぐらいするのか。2分の1とかではなくて、1万円以内で買えれば1万円を全部渡してしまうという、そういうことなのですかね、ちょっと確認です。

それと、周知が大事だと思うのです。どういうふうに周知をするのか伺いたいと思えます。

それから、35ページの駅前広場の件なのですが、これはロータリーの工事ではなくて防犯カメラとタクシーの関係という理解でよろしいのですか。工事が入るのかどうかを確認したいので。

それで、録画は今もうできているわけですよね。どうして今の設備を使わないのか。仕組みが違うのだということであれば、それをちょっと教えていただきたいと思えます。

それから、駅前タクシーの今お金をもらっているわけですがけれども、全額いただかないということになるのか、この金額で。そこを確認したいと思えます。

39ページの給食センターの業務委託料、ここで減額になっているというのがちょっと私意味が分らないのですけれども、これ5年間のあれで減額決まっているわけですよね、だけれどもこれが減額というのは、その仕組みとは別なものが何かあって減額になったのか。ちょっとそこを伺いたいと思えます。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 特殊電話につきましてお答えさせていただきます。

まず、被害の現況でございます。議員さん、今嵐山町で非常に多いというのはご承知をいただいていると思うのですが、昨年、令和4年では6件、被害総額が1,810万円でございます。今年に入りまして1月から5月いっぱいまで、件数が5件、被害総額1,267万円でございます。埼玉県の町村という意味では嵐山町が一番被害の件数、金額が多いという、今そのような状況に陥っております。

続きまして、電話機の金額という意味でございますが、親機が1台、子機が1台ということで、それほどいいものでなければ1万円以内で嵐山町の中にあります小売店さんのほうで購入ができますので、全額補助ができるというふうに考えてございます。よければ当然金額が上がってしまいま

すので、全額というわけにはいきませんが、親機1台、子機1台のものでよろしければ全額の補助ができるものでございます。

続きまして、周知でございます。私どももこれが一番大切だと思っております。まず、広報紙の7月号に申込書のチラシと申込書がセットになったチラシを全戸配布をまずさせていただきます。それと、今月、6月の末のほうに区長会議と民生委員さんの会議がありますので、周知をさせていただくのですが、区長会議等におきましては、この前も区長会の役員会がございました。その席で、各地域に、行政区に敬老会等対象者の方いらっしゃると思っておりますので、一度お話をする機会を設けていただきたいという形でお話をさせていただきます。私ども地域支援課でもよろしいですし、区長さんがじきじきにお話をいただいてもよろしいですし、敬老会の事務局さんや会長さんがお話をしても、どういう形でも結構ですので、一回対象者の方にお話をする機会をとにかく設けていただかせんかという形をお願いはさせていただきますので、今度の区長会でも同じようなお話をさせていただこうというふうに思っております。民生委員さんにつきましても同じようなお話をさせていただこうと思っています。ちなみに、今私どもで考えている対象者というのが4,140世帯おりますので、その中から上限ですと500基という形になりますので、大変な数字なり台数になるのですが、何とか一人でも多くの方に届くように努力をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今現在東西連絡通路には7基の防犯カメラが設置されているところでございます。全て建物の中を見ておりまして、中の施設が損傷しないかというのを見させていただいています。確かに入り口のところにも防犯カメラ、東西連絡通路の乗るところも両方防犯カメラあるのですけれども、全て階段のほうを向いておりまして、それをロータリーのほうに向けてしまうと逆に今度階段のほうが見えなくなってしまうという弊害がございますので、新たに1基ずつ、今度はロータリーを歩くところの人を見させていただいて、犯罪等があった場合の犯人の特定等につなげていきたいと考えているところでございます。工事請負費につきましては、ですから全て防犯カメラの設置をするための工事、機器についてはそんなに影響はないのですけれども、ただ配線等の工事が大変必要でございますので、工事請負費ということで計上させていただきました。あくまでも防犯カメラを設置するものでございます。

続きまして、タクシー事業者支援事業補助金でございまして、こちらにつきましてもこの金額を全て一旦は使用料としてお支払いしていただいて、その分の相当額を補助するものでございます。この交付金の性格上、減免という形ではなくて交付という形がよいだろうというご指摘もございましたので、ですから差引きはゼロになりますが、一旦払ってもらって補助金を出すと、差引きゼロ円ということでございます。



以上でございます。

○森 一人議長 伊藤課長、改めて録画機能の。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 今回の録画機能もありますが、方向が定まっておりますので、今録画機能がいっぱいになっておりますので、録画機能のものを購入して、新たに録画させなくてはならないというものでございます。録画は今していますけれども、全て建物の中を見て録画をしているところでございます。ロータリーのほうを見る新しいカメラと録画機能を購入して、配線をして工事をするというところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 最後に、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

嵐山町学校給食センター給食調理業務委託の差金についてでございます。39ページですが、575万6,000円の減額となっております理由でございますが、まず学校給食センターの業務委託につきまして令和4年9月に債務負担行為を行いまして、その後プロポーザルを経まして令和5年3月1日に契約総額1億4,850万円で令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間の長期継続契約をいたしました。令和5年度の金額は、3分の1でございますので、4,950万円となります。当初予算を組む段階では契約がまだなされておりましたので、債務負担行為を組んだ際の3分の1の金額5,525万6,000円で当初予算を組んだところでございますが、実際金額が契約において決まりましたので、その差金の575万6,000円を今回減額するものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 電話機の件なのですが、高齢者ということでおっしゃっていました。何歳からを高齢者と今回の場合は位置づけているのか伺いたいと思います。

それから、録画の件なのですが、録画の今の機械にもう余裕がなくて、ですので新しい録画機が必要だという理解でよろしいのですか。方向がどうのと、方向が関係するのかな。今だって方向はあちこち、駅の改札口近くをやったりとか階段をやったりとかとしているのだと思うのですけれども、していますよね。だから、方向はいろいろですよ。それを1つの録画機に入れて、いろいろ見られるわけですよ。それがもういっぱいなので、新しい録画機が必要だということなのですか。ちょっと確認なのですけれども。

○森 一人議長 よろしいですか。

○10番（川口浩史議員） いいです。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 答えさせていただきます。

高齢者の方を対象ということで、今年度65歳になる方を対象とさせていただきます。現在ではなくて今年度という、そのような形で考えさせていただいております。今年度65歳になる方です。以上という形です。すみません、今年度65歳になる方以上というのを対象とさせていただいております。こちらは、警察等とも相談をいたしまして、65歳以上の方が特殊詐欺の被害になる方が94.9%と、ある程度年齢をもって被害が顕著に現れるということで、65歳以上ということにさせていただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

防犯カメラは、1か所ずっと映像しますので、1か所1画面がずっと同じところを映します。先ほど川口議員さんおっしゃるとおり、録画機のジャックというか、入り口、録画が来るジャックがいっぱいでございますので、新たに購入しないと新しい防犯カメラの録画ができないということで、そういう録画機器も購入させていただくものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 私のほうは33ページの嵐山町小規模事業者等賃上げ雇用拡大支援事業補助金の内容と、それから嵐山町小規模事業者販売促進支援事業補助金、この内容についてちょっとお聞きいたします。

○森 一人議長 詳しく内容を聞きたいということ。

○4番（藤野和美議員） 詳しく。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、お答えいたします。

まず初めに、小規模賃上げ雇用拡大支援事業のご説明をさせていただきます。昨今の物価高の状況におきましても、人材の確保ですとか、雇用者のモチベーション向上を図るために賃金の引上げですとか、雇用の拡大、従業員を増員するですとか、そのような中小企業の支援を行うというものでございます。内容につきましては、雇用者全体の給与等の支払い額につきまして従前より3%以上増加させた場合につきまして、雇用者1名につき1万円を補助金として助成をするというものでございます。上限につきましては、20万円とさせていただく予定でございます。

この補助金の内訳なのですけれども、統計調査によりまして従業員の何人から雇用従業員の人数を統計調査によりまして、その数に、これはまた全国の商工会議所でアンケートをあらかじめ取っているものがございます。その結果によりまして、事業所の60%が3%以上の賃上げを行っている

ようだということで、統計調査の事業所にそのアンケート調査の6割を掛けまして、それぞれ人数ごとに金額を出しまして1,416万3,000円という金額を補助金としているという状況でございます。

続きまして、販売促進支援事業でございますけれども、同じく物価高騰の影響を受けて、販売促進、新しい商品を開発したり、新しいサービスをつくっていききたいのだけれども、なかなか難しいと、そういう事業者に対しまして取組を支援するというものでございます。販売促進の補助金なのですが、令和5年度の経営革新計画、これは県で承認をする経営計画を見直して新しい事業にチャレンジしていこうと、そういう事業者については県が認定する制度がございます。この制度の認定を受けた企業、または小規模事業者の持続化補助金、これも県の制度なのですが、販路開拓を新たに行おうという取組に対して県が補助金を交付すると、そういう制度があるのですが、この2つの制度に該当した事業者につきまして、その補助、県から受ける補助を除いた自己負担額、こちらの2分の1の補助を行おうというものでございます。15万円の7事業者ということで105万円を見込んでいるという状況でございます。

新規創業の補助金なのですが、こちらも新たにこんな状況、決して事業環境としては良好ではない状況ではございますが、新規に事業を起こして創業すると、こういう事業者について補助を行うというものでございまして、令和5年の4月1日から12月31日までの間に創業しまして、町内に店舗または事務所を構え、町内で活動している事業者に補助を行うというものでございます。この内訳といたしまして、女性、若手ということで、こちらの枠につきましては30万円を6事業者に交付できたということで180万円、それと既存の一般の、新規創業ではあるのですが、女性、若手以外の一般の方につきましては20万円を1事業者ということで、200万円を予定をしているところでございます。両方とも物価高騰を受けて苦しい状況ではあるのですが、頑張ってこれから事業を展開していくのだと、新たな事業展開を行っていくのだという事業者に対してバックアップを行うという考え方でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 非常にそういう意味では経済応援というか、企業支援ということでいい支援だと思っておりますけれども、ただ私は賃上げ雇用の拡大のところで、これまでも企業支援課の事業の中で執行率がなかなか上がってこないというか、いうケースがあったかなと私は思うのですが、この給与支払い等が3%以上増加で1人1万、ただ上限が20万となってくると、効果も含めてこの辺の、商工会さんの力も借りてやっているのでしょうか、該当するところの見込み等は、もう一回ちょっとその辺を、実際の執行できる見通しはどうでしょうか。

○森 一人議長 1点でよろしいですか。

○4番（藤野和美議員） はい、1点。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 統計調査によりまして大体おおむね241社ぐらいの対象があるのかなというところで、60%は申請をしてもらえらるだろうということで見込んではいるのですけれども、上限20万円ということで、なるべく活用していただいて事業活動の一助としてもらえらるよう商工会と連携をして取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

賛成ですか。

[「反対討論」と言う人あり]

○森 一人議長 反対討論。

ほかにございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 それでは、第12番、渋谷登美子議員、反対討論をどうぞ。

○12番(渋谷登美子議員) 一般会計補正予算(第3号)に反対いたします。

問題は1点、コロナワクチン接種費用8,063万5,000円なのですが、これは国の政策を嵐山町は事業として行うことになるので、非常に反対討論するのも難しいのですけれども、厚労省の発表ですと副反応被害の届出が7,735件、認定2,622名、死亡一時金などの支給決定が行われたのが67件です。これを考えると、日本でも歴史的でも戦後最大というか、初めての薬害の大きなものになっていきます。これをこのまま続けていっていいのかということになります。ワクチン接種は既にもう90%に達しているわけですが、感染率としては予防接種をしなくても感染しないという状況になっているわけです。これをさらにまたワクチン接種していくということは、問題が大きいなと思っております。これは、日本国がグローバル企業に税金を払っている、税金を渡しているということにほかならないのです。これは、とても日本の今の政府が行っていることに関して危機意識を持っています。ですので、この方向はまずいし、このまま嵐山町でも副反応被害が増えては困りますので、少なくとも副反応に関してはしっかり、埼玉県が出していなくても、厚労省が皆さんに情報として分かるようなものを出していなくても、嵐山町ではある程度分かるような形のものをお知らせするべきであると思っておりますので、今回このコロナワクチン接種費用のことに関して反対いたします。

以上です。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第32号 令和5年度嵐山町一般会計補正予算(第3号)議定についての件を採決い

たします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

ここで執行が退場しますので、そのまま議員の皆様におかれましては待機を願います。

それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時16分

---

再 開 午後 4時25分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第10 請願第1号 障害のある人、介護保険要支援・要介護の人などへの移動支援の法制度化を求める意見書の提出についての請願の件を議題といたします。

本件につきましては文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過経験審査結果の報告を求めます。

青柳文教厚生常任委員会委員長。

○青柳賢治文教厚生常任委員長 それでは、報告させていただきます。

令和5年の6月2日午後3時より、請願第1号 障害のある人、介護保険要支援・要介護の人などへの移動支援の法制度化を求める意見書の提出についての請願の件を審査いたしました。

請願提出者はNPO法人じもとメディア、らんらんサポート代表、丸山香菜子様。紹介議員は渋谷登美子議員。提出者の代表として、丸山様、緒方様が出席されました。

請願の主旨について説明を受けました。日本は、交通の移動権の権利があまり明らかに保障されている状態ではなく、明確に保障されていない。埼玉県においては障害者生活サポートの事業があり、1人1年間150時間分の補助金がある。1時間2,850円の料金のうち、利用者3割、県3割、自治体が3割となっていて、シラコバト基金から費用が捻出されている。この事業開始から物価高騰などあるが、料金は上がっていない。福祉有償運送をしている事業者は、事業が成り立たないため、取りやめているところもある。嵐山町では30分当たり250円で利用できる。障害者の方にはこの制度があるのだけれども、介護保険制度上の要支援、要介護の人には生活サポート事業の適用はなく、福祉有償運送を利用することになる。タクシー料金のおおむね2分の1程度の金額で利用できる。福祉有償運送では、私たちは助成金をいただいているわけではないので、事業が成り立たず、ボランティア精神の強い方が集って事業を提供している。私たちの支援をしてくれというのではなくて、

事業者は事業として成り立たず、存続が厳しい。サービスを利用する人は増えていくのに事業者は瀕死の状態。障害者と同じように介護保険要支援、要介護の人などへ障害者生活サポートのような移動支援の意見書を提出いただきたいとの説明でした。

渋谷議員よりは、とても大変で厳しいこと、車も事業を廃止した事業者より譲り受けたものであるとの補足説明がありました。

その後の質疑応答でございますが、どういう意見書を出してほしいのか明確でないが、生活サポート事業の適用範囲を広げて要支援、要介護の人へも使えるようにしてほしいということなのか、国に対して考えてほしいということなのか、広範囲になっているが、確認をさせていただく。生活サポート事業を要支援、要介護の人に広げていただくのももちろんいいのですが、シラコバト基金も財源が危ぶまれる。埼玉県だけでなくどこも困っているので、国に出したい。特に、生活サポート事業の拡張、事業者への補助金を増やしてほしい。利用者が利用しやすい金額で移動について保障してほしいなどいっぱい交じっている。私たちは潤わなくていいので、誰もが自由に移動できればよく、困っている人はずっと困っていて、タクシー料金の2分の1で困っている。国に対して交通権、移動権を保障してほしいということです。

移動権というテーマが大き過ぎるのでは。テーマを小さくすると、自分たちの事業の補助とか生活サポート事業のように補助金を出してほしいとかになってしまう。私たちの事業はなくなってもいいので、移動支援について財源保障し、移動できる法制度化を国に出してほしい。何をやっている法人ですか。広報紙、自治体、企業の広報をやっている、もう一つ、移送サービスのららんサポートの部門が1つ増えた。会員数は10人弱で、20人はいっていない。国への法制度となると時間がかかると思うが、要支援、要介護の移動支援を求めていかなくは、今までなかったもので、負担を強いられていて、移動の法制度が日本にはないので、時間がかかっても国に考えてほしい。今困っていることでなく、足のない人を救ってほしいということ。すぐ求められないものを請願しているかな。困っている人はいるけれども、声を上げてこなかった。困った人は増えていく。小手先でなく、国として考えてほしい。わかばさんがやめて、多くの人を取り残された。国として制度化する。自治体の範囲でなく、意見書の意味はある。県や自治体に具体的な施策を要望していく、嵐山町議会として示していくことは意義があるのではないかと。

そこで、タクシーの2分の1程度の根拠というのは何か。どこの運営協議会でも言われているけれども、根拠は誰も答えられない。会員は約10名くらいということだが、日常的に使われている人はもう一事業者あり、嵐山町で振り分けたこともあって、私たちは小規模で、ほかの事業所を案内していたりする。持続可能なところで運営をしている。全国的に動きが出てきているのか。将来を見据えた請願で、国に求めていく展開とは。私たちの事業は事業であって、調査事業でわかばさんがやめた後、ほかの移動サービスを私たちもできますよと言っても、外出する気もなくなった。閉じ籠もり、病院に行くのも諦めている嵐山町の状況は分かったので、嵐山町から出したい。全国移

動ネットは、国土交通省とのヒアリングや施策についてで、住民の声までいかない。住民の声を集めて法制度化を求めたい。同じ思いを持っている人と一緒に動く。法制度化の求め方であると交通網が整備できていない中でどうなのか。いろんな方法がある。移動に関する権利が保障されていないと移動困難な人は移動困難なままになってしまう。継続審査の扱いについて請願者の考えはどうか。法制度には時間がかかるという中で継続審査は望まないと。

この後、意見交換をいたしました。国に対して法制度を望む請願と理解した。時間がかかると言ったので、足が大変だということは聞いているけれども、悪いことではない。9月まで延ばすのもありかなと思うが、法制度のところは引かかると。趣旨、状況は分かる。財源保障し、負担が軽減された費用で自動車を利用し、移動できる法制度を確立する意見書ですので、全体を明確に組み立て、経緯を説明していただかないと意見書にはなじまない。実情は深刻な状態にあると。一自治体で解決できることではない。国全体として考えなくてはならない。願意については、趣旨には賛同できる。その他、どの段階で意見書を出すことになるかなどについて確認し、意見交換しました。

その後、採決に移りました。採択すべきもの2名、趣旨採択とするもの3名。よって、本件を慣例により不採択とすべきものとした。

その後、6月5日9時より改めて委員会を開会し、委員会において趣旨採択と決定した場合は、委員会の議会に対する請願の審査報告では趣旨採択すべきである旨を報告することになっており、改めて審査結果を確認した。採択すべきものが2人、趣旨採択すべきものが3人でした。よって、この請願につきましては趣旨採択すべきものと決定したこと報告させていただきます。

以上です。

○森 一人議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより請願第1号 障害のある人、介護保険要支援・要介護の人などへの移動支援の法制度化を求める意見書の提出についての請願につきまして採決いたします。

委員長報告は、趣旨採択すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、請願第1号は趣旨採択すべきものと決まりました。

◎動議の提出

〔「動議」「賛成です」と言う人あり〕

- 森 一人議長 ただいま渋谷登美子議員から意見書提出についての動議が提出されました。この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

ここで暫時休憩とします。

休 憩 午後 4時35分

---

再 開 午後 4時50分

- 森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 

◎日程の追加

- 森 一人議長 渋谷議員より提出されました発議第7号 障害者・介護保険要支援・要介護の人の移動支援の法制度を求める意見書の提出についてを日程に追加し、議題とする動議を採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号 障害者・介護保険要支援・要介護の人の移動支援の法制度を求める意見書の提出についての件は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定しました。

---

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 森 一人議長 追加日程第1、発議第7号 障害者・介護保険要支援・要介護の人の移動支援の法制度を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

- 12番（渋谷登美子議員） 障害者・介護保険要支援・要介護の人の移動支援の法制度を求める意見書の提出について提案理由を説明いたします。

交通の手段の確保は、憲法13条、25条によって保障された権利です。障害者、介護保険要支援、要介護の人、高齢による免許返納者など移動に困難を抱えた人たちの交通は、障害に応じた支援が必要ですが、まだ法制度が確立されていません。移動に困難な人たちの移動支援は、福祉有償運送としての位置づけができました。しかし、この障害に応じた移動支援に対しての経済的裏づけはなく、地方公共団体の助成金があるのみです。埼玉県は、障害者手帳を取得し、かつ登録された方へ自動車による移動サービスを含む障害児（者）生活サポート事業を実施し、1人1年間150時間分を



助成しています。また、市町村によっては利用者に独自の補助金を交付しています。

しかし、介護保険制度上の要支援、要介護の人は、生活サポート事業の運用はなく、福祉有償運送としてタクシー料金のおおむね2分の1程度の金額を運送の対価として支払っています。福祉有償運送については、埼玉県においても助成がされておらず、事業者の負担が大きく、事業として成立しません。障害者手帳を持っている方の移動支援についても、ガソリン代などの高騰により、地方公共団体の財源補てんでは事業として成立が難しいのが現実となっています。

よって、障害者、介護保険要支援、要介護の人への自動車による移動支援について財源保障し、負担が軽減された費用で自動車を利用し、移動ができる法制度を確立するため、本意見書を提出するものですという形で、意見書案なのですが、裏面です。

#### 障害者・介護保険要支援・要介護の人の移動支援の法制度を求める意見書

2011年に改正障害者基本法が制定された。同法第1条には「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策に関し、基本的原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的にかつ計画的に推進することを目的とする。」と定めている。しかし、法制定後12年を経過した現在においても、障害のある人の移動支援については法制度化されていない。

また、2000年から施行された介護保険法においても、要支援・要介護の人が福祉有償運送を利用する際に、自動車送迎料金に対する支援メニューはない。

移動は生活の自立及び社会参加の基本的な手段である。よって、以下を早急に法制度化することを求める。

#### 記

- 1 障害のある人、介護保険要支援・要介護の人にはその人固有の障害に即した様々な交通機関による移動支援が必要である。国は移動に対して障害のある人に対する合理的配慮として、移動支援を早期に法制度化すること。
- 2 障害のある人、介護保険要支援・要介護の人の移動支援は負担の少ない合理的な金額とするようにし、助成すること。
- 3 障害のある人、介護保険・要支援要介護の人の移動支援については、専門的な配慮が必要であるため、適正な事業者を育成すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣です。

◎会議時間の延長

○森 一人議長 議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

---

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ただいま出されました意見書提出の議案なのですけれども、先ほど緊急動議という形で提案されたもので、今お聞きしたところ提案理由は先般請願があった内容と理由についてはほぼ同一のもので、改めて意見書案が出されているというふうに今聞いていて理解いたしました。

そこで、まず先ほどの請願の件なのですけれども、請願につきましては6月2日に文教厚生常任委員会で審議されました。その結果を先ほど請願審査報告書で委員長より提案されまして、これについては賛成多数で委員会報告のとおりというふうに決議があったところです。そこを踏まえての緊急動議だったのだらうと思いますけれども、ほぼ同一内容で、請願については意見書案なかったのですけれども、ほぼ同一内容の提案理由が出てきて、このことが6月2日に行われた請願の審査、そのときから6日しかたっていないのです。その状態でどういう変化があつて緊急な要請になったのかというのが1つは疑義があります。動議については異議なしということで先ほど出たのですけれども、その時点で私も全体内容をまだ、聞くまで分からなかったものですから、この意見書の中でお聞きしたいのですけれども、今出さなければならぬ理由、それはちょっと疑問がありますので、意見をお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 本当は請願のところに意見書案としてつけておけばよかったのですけれども、趣旨採択になってしまったものですから、意見書案自体を審査していただけなかったという状況がありまして、それで私の落ち度だなと思いますので、これは出していきたいと思いますので、これは私にとっては緊急事態です。何と言ったらいいか分からないのですけれども、何が緊急事態になるかというのはその人、その人の時の考え方だと思うのですけれども、感性としてこれは私にとっては緊急事態ですということです。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。ただ、渋谷議員の感性でこれは緊急事態だということなのですけれども、この場合は嵐山町議会の本会議の場ですので、ここを緊急のこととして審議するということについては、ほかの方の意見もあると思いますので、それは一概に個人の感性でこれは緊急事態なのだというのはちょっと釈然としないところもあります。一般にこういうところで緊急動議がされるとすれば、社会的な情勢が一気に変わったとか、緊急事態が出たというこ

ろは緊急性があると思います。これは時間の長さではなくて、その間にそれを要することが発生したということが緊急事態だと私は理解します。何が緊急かと言われて、渋谷議員の感性だとおっしゃられるのであれば、それはその辺はなじまないのかなと思います。

意見書の中身につきまして、今回提案されましたけれども、まずはその点について、もしこれを意見書として、この後意見書についてお話しというか、決を採るのでしょうけれども、先ほど文教厚生委員会の請願審査報告書を多数で決した後に、さらにこれを意見書として皆さんが賛成ということになるという事態はちょっといかがかなと思います。それは、やはり議会のそもそもの本質について、先ほど決めたことがもう一回ひっくり返るということはある得ないのではないかなと思います。内容的に全く違うものが出てくるのかなと思ったら、ほぼ同じ内容だったということでは、その辺について私は疑義があると思いますので、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 先ほども言いましたけれども、私のほうの手違いというか、私は請願と一緒に意見書案を出しておけばよかったのですが、意見書案を出していなかったのが、請願された方たちのどのような方たちが請願されたかというのをよく分かっていますので、目の悪い方でほとんど全盲で書くのも大変なところをやっていた方とか、手が不自由で車椅子で動くのもやっこさみたいな方が書いていらっしゃることもあって、そういうふうな方、どのような方が書かれているかというのを皆さんから聞いていますので、それでとてもこのことに関して次の議会にというのを私としては請願の署名をなされた方に非常に申し訳ないので、それが私の感性です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 意見書案についても見させていただきましたけれども、今読んでいただきましたけれども、文教厚生常任委員会の審査が詳細に先ほど委員長から報告がありましたけれども、趣旨採択すべきものという結論に最終的に至った。この趣旨採択に至ったというのは、私もこの中におりましたけれども、なぜかといったら、趣旨については理解できるというところまで来たのです。我々は、文教厚生委員会の中で、だから採択のイエスかノーかではなくて趣旨採択という、非常に微妙な言い方だけれども、そのことは尊重しますよという結論まで持ってきたのです。それで、この本会議に出したのです。先ほどそれで多数で議決いただいたのでしょうか。それに対して緊急動議をされて、同じ内容でもう一回賛否を問うというのは、私それ自体もちょっといかがかと思いますが、なかなか賛成できないかなと思いますので、その辺についての意見だけ最後にお聞きします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私は、趣旨採択というのかな、請願と、それから委員会と議会が違うということを何回か経験しているのです。そして、そのたびにいろんなことがあるのですけれども、今回は私としては請願された方がどんな方かというのがよく分かっているので、だからそのところで、このところを趣旨採択でしたというふうな形にはできません。趣旨採択でしたから、これで趣旨採択で意見書は出しませんというふうな形のものとしてはできませんということですので。だから、いろんな状況があります。例えば委員会をどういうふうに考えているか、とても重要視される方も、委員会の審議を重要視される方もいるかもしれないけれども、私は住民の一人の議員として、代表として住民の人の意見を尊重するので、そういうふうなことになっています。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 私も請願のところにはいたのですけれども、趣旨は十分に理解しております。あのときに請願の内容が法制制度化にすると時間がかかりますけれども、よろしいのですかと丸山さんのほうに確認したら、時間はかかるけれども、今こういう時期になってしまって、出すのが遅くなったというお話も丸山さんからはお伺いしましたけれども、やはりこういうことを進めるには調査研究という言葉を入れたほうがよろしいのではないのですかと言ったら、それはこのとおりの文書でいきますということで、今こちらの内容を確認したところも早期に法制制度化としか書いておりませんので、私自身が、もう5年ぐらい前になりますけれども、ある方からご相談がありました。大きな手術をしたために、私は障害者でもないし、要介護でもないのだけれども、病院に通うのに何か使える手段がありますかというお問合せがあったものですから、私は福祉課と健康いきいき課のほうに確認しましたところ、そういう方の使えるものはないということですので切り切られてしまって、その方はおひとり暮らしの女性の方で、使えるものがないのだったら、タクシーでこの嵐山町から医療センターまで行ったら相当の金額がかかるのだけれどもということでご相談があったけれども、何も私には手だてがなかったもので、今後はそういうところも含めていろいろ足というところは考えていかなければいけないなという思いがございました。

ですので、障害のある方、また介護保険要支援、要介護の方だけでなく、そういういろんなものを調査研究した上で考えてほしいなということを入れてもらいたかったのだけれども、見る限りはそういうものは一切ないので、私はまた出したらいかがですかと、渋谷さんというか、丸山さんに言いましたけれども、こんなにすぐに出すのではなくて、ほかの市町村にはこれから9月議会ですす考えがあるというお話もあったから、9月ぐらいに併せて出すというのもどうなのですかと思っていたら、今回緊急動議ということでこんな拙速して出されてしまったんだけど、ちょっと私の趣旨に合ったものが入っていないので、残念だけれども、これには賛成できないかなというところなんです。なので、そういうものは入っているのでしょうか、そういう方々の私が今言った医療機関に通院する方ということもここには網羅されているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） この意見書は、まず最初に障害のある人、それから文章を読んでいただいたら分かるのですけれども、介護支援の要支援の方、要介護の人です。それを最初にやるということです。それからではないと、法制度化というのは、全部のことを網羅していくと1つずつ1つずつ積み上げていく形ですから、それまで入れるのだったら、丸山さんに関して言えば埼玉移送ネットワークのことをずっと仕事をしてきている人で、埼玉県に関してそういうこともずっと分かっている、何が問題かということも分かっているから、そこの国の移動支援ネットワークにも関わっている人なので、その問題点というのは調査されていると思いますよ。そして、その中で今取りあえず出さなくては、緊急というか、出さなくてはいけないような状況になっているというふうな形だと思いますけれども。だから、それに関しては入っていないです。この文言のとおりです。というのは、これ以上上げると審議するのが難しくなるので、国のほうに意見書を出すのに広げていくのは難しくなるということです。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

賛成ですか、反対ですか。

〔「賛成」と言う人あり〕

○森 一人議長 賛成。

ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 それでは、第4番、藤野和美議員、賛成討論をどうぞ。

○4番（藤野和美議員） 賛成討論といたします。

私は委員会の中でも採択に賛成ということで意見を表明したわけですが、町内で考えれば以前わかばさんという業者さんが一生懸命この事業をやってくられたと。多くの方がそれで依拠していたわけですが、経営上の問題、制度上の問題がありましてやめられたということで、多くの方が取り残された。私もそれで質問をした経緯がございます。直接電話等でもお聞きいたしましたけれども、本当に困っていた。何とかしてほしいと。何とかしてほしいといっても、業者さんがいない。福祉課のほうも、滑川町、ほかの町でやっている業者さんをあっせんしたりということでも何とかそれやっていたわけですが、しかし具体的には滑川町、ほかの自治体でやっておりますので、この嵐山町をメインにすることはできないということで、非常に取り残された状態があったわけです。

そういった中で新しく事業として町内で始めてくれたと。私は大変感謝をしております。その業者さんは一生懸命頑張ってくられた。しかし、それでも、埼玉県では障害者の手帳ある方にはサービスがあります。それが介護支援の方にはないと。しかし、全国的にはいわゆる国の制度として保障があるわけではなくて、県の事業としてやっている。そうした中で、今回の請願が全国の制度をつかってほしいのだ、それも障害のある方だけではなくて、介護支援、要介護の方ですね、そういう制度をつかってほしいのだと、これは切実な願いだと私は感じました。

あの委員会の中でも趣旨は分かるという意見が、当然そこまで一致したと思うのです。しかし、趣旨をご理解いただけるのであれば、当然それは国に対してこのような制度をつかってほしいのだという意見書を出してほしいということであった。ある意味ではその趣旨を理解をした。非常に曖昧な状態で趣旨採択というのがあったわけですが、趣旨をご理解いただけるのであれば、これはこの意見書として国に提出すると。この緊急性の問題ですが、今やっているらんらん、あれですかね、この業者さんが要するに切実な思い、非常に厳しい経営環境の中で何とかこの事業を維持している。この状況を何とか打開してほしいのだと。この取組、これが来週できます、再来週できますという話ではないです。しかし、その思いをやはり国に意見書として届けるというのは十分に私は緊急性があると思います。

以上、賛成討論といたします。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第7号 障害者・介護保険要支援・要介護の人の移動支援の法制度を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

---

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○森 一人議長 日程第11、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

---

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第4号 健康保険証廃止法案を撤回し、健康保険証を継続することを求める意見書の提出について、発議第5号 インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出について、発議第6号 入管法改正は抜本的な改正を求める意見書の提出についてにつきまして日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第12、発議第4号 健康保険証廃止法案を撤回し、健康保険証を継続することを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 健康保険証廃止法案を撤回し、健康保険証を継続することを求める意見書ですけれども、2024年10月から始まろうとする健康保険証を廃止し、マイナンバーカードをひもづける法案に関して、マイナ保険証に別人の情報がひもづけられるトラブルが全国で7,312件、マイナポイントを誤って別人に付与されたのは113件、公金受取口座に別人の情報が登録されたのは20件、コンビニの証明書交付サービスで別人の住民票や戸籍謄本の写しが発行されたのは14件、古い印鑑登録証明書が発行されたのは全国で11件と6月に報道されたことが情報として出ています。昨日の報道ですけれども、13万件が口座が家族のものになっていて、それがうまく使えなかったという報道がされております。このように今では希望しない人までに保険証を廃止してマイナンバーカードに統合することは、国民皆保険制度を崩すことになって、政府による人権侵害です。今までどおりマイナンバーカードの取得を任意として、健康保険証廃止法案を廃止することを求める意見書を提出します。

裏面に参ります。健康保険証廃止法案を撤回し、健康保険証を継続することを求める意見書です。

政府は3月7日、健康保険証を廃止して、マイナンバーカードと健康保険証を一体化するとしたマイナンバー法など関連法改正案を閣議決定し、第211回通常国会に提出した。2023年4月から医療保険にオンライン資格確認システムの導入の義務化し、2024年秋には健康保険証を廃止するとしている。デジタル改革の推進の下に行われているマイナンバー法やオンライン資格確認システムの導入の義務化、現行の健康保険証の廃止は、取得が任意であるはずのマイナンバーカードを事実上義務化させることになり、選択の自由と国民皆保険制度を壊しかねない問題である。

国民皆保険制度は、「いつでも」「どこでも」「誰でも」日本国内で等しく医療が受けられるもので

ある。健康保険証を廃止し、マイナ保険証を取得しない国民は、「資格確認書」を申請しなければ、公的医療が受けられなくなる。さらにマイナ保険証で資格確認ができない場合に、患者の窓口負担金が増加することも公的医療の平等性から問題である。

全国保険医団体連合会の調査でマイナ保険証の無効が本年4月より1,429件あったことが判明している。利用には、カード紛失や盗難、カードの内容が別の方に紐付けされるリスク、寝たきりや認知症などでマイナンバーカード取得が困難な方、マイナンバーカードを持たない人が医療機関に受診できなくなるなどの懸念がある。さらに、災害時の停電やシステム停止・故障時には、医療機関窓口で資格確認ができないなどの問題も考えられる。少なくとも、現行の健康保険証は原則交付とし、マイナンバーカードを保険証として使うかどうかは個々の国民の任意とするべきである。

よって、国会及び政府においては、現行の健康保険証廃止法案を撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル担当大臣、内閣官房長官です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第4号 健康保険証廃止法案を撤回し、健康保険証を継続することを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

---

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第13、発議第5号 インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出について提案理由をお話しします。



本年10月1日から始まるインボイス制度では、税込増税額は2,480億円と財務省は試算しています。消費税を10%にするとき、食品などには軽減税率を8%にしました。当初の税込見込みより1兆円ほど少なくなりました。そのため、歳入見込みでは個人所得税、たばこ税の見直し、インボイス制度の導入によって6,000億円補い、歳出面において社会保障の見直し、低所得者に対する総合合算制度の見送りで5,000億円の見直しを補うことにしました。歳入の6,000億円の中に2,480億円のインボイスによる税込の増加が見込まれたのです。インボイス制度の対象になる事業者は161万人ほどです。インボイス対象者には年間平均15万円の増税になります。現在の物価高、燃料高に苦しむ人の生活がさらに苦しくなり、現在の免税事業者や新規設立法人、新規開業者にも大きく影響があります。インボイス制度に反対する意見書を提出します。

では裏面を読みます。

#### インボイス制度の実施中止を求める意見書

ウクライナとロシアの戦争等で物価が高騰し、暮らしと経済は深刻な影響を受けている。2023年10月1日からの複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向け、インボイス発行事業者の登録申請が開始された。

財務省はインボイス制度の導入で、免税事業者のうち161万人が新たに課税事業者になり、2,480億円の増収になると試算しており、課税事業者の平均負担額は約15万円としている。同制度の導入は、長引くコロナ禍によって打撃を受けている事業者に追い打ちをかけ、地域経済の再生を阻害しかねない。日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ、様々な団体・個人から制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。

中小零細事業者にとって、消費税は現在価格に転嫁することが困難な状況にあり、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招くなど、地域経済の衰退に拍車をかける恐れがある。加えて制度周知が不十分である。

中小企業・小規模事業者の事業存続と再生のため、インボイス制度の実施を中止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第5号 インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出についての件を採決いた

します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

---

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第14、発議第6号 入管法改正は抜本的な改正を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） この入管法の改正について大変予断を許さないような状況になっております。予定では、本日委員会を通過させ、明日の参院本会議で成立させるということをして昨日のニュースで言っていましたので、もしそうなりますと、採択された場合若干文言の修正を、脈絡がこれだとおかしくなってしまいますので、その辺を修正させていただきたいということで、その辺は一任させていただきたいと思います。

それで、スリランカ人のウィシュマ・サンダマリさんの動画の配信を見たわけですが、事実上の見殺しであります。日本政府がああいう態度を取っているというのは、本当に私は許せないなと思いました。こういう外国人を差別するという事は、回り回って国民も差別の対象になっていくということで見えておかなければいけないというふうに思います。そういう点でこの意見書をぜひご採択させていただきたいと思います。

それで、提案理由であります。この文言では時宜にかなっていませんので、これはご高覧いただきたいと思います。全体の件はこれで分かると思いますが、私は喫緊に迫ったことをちょっと述べて、意見書を朗読したいと思います。

まず第1点に、柳瀬房子氏というのが入管庁の難民認定審査委員なのです。この方の発言というのを齋藤法務大臣も評価しておりました。この方は何と言っていたかということ、これまで2,000人の対面審査を行って来て、難民はほとんどいないということでありました。難民がいなければ多少のことは仕方ないなというふうなところから、今度の改正案が出てきているわけなのです。国に強制的に送還をさせるということも仕方ないなというようなことで書いてあります。ところが、この方が言ってきたのは、1回目は2,000人と言ってきたのが3年半で1,500人に減りました。次には何と言ったかということ、今年の5月30日の音声データが出てきたのですけれども、そこでは1年間に90人から100人程度しかできないということでありました。このことについて齋藤法務大臣も当初は500人ぐらいできるようなことを言っていましたけれども、それは不可能だということで、事実

上90人から100人が限度だということになったわけなのです。2,000人もと言っていた人数がぐんと狭まったわけなのです。そんな少ない人数でしか見ていなくて、そこでしか見ていないことなのに送還忌避者、送還を嫌がる人を無理やり国に帰してしまうと、国の事情を知らないで、調べもしないで帰ってしまうと。帰されたら殺されるかもしれないという状況を調べもしないで帰してしまうというのが第1点の問題点であります。

2つ目に、4つあるので、全部やるとあれなのですけれども、大阪の入管施設では、サンダマリさんの件がありましたので、医師がきちんと診察をしているのだということで、これも齋藤法務大臣が強調していたことなのですけれども、実態を見ますとこの医師というのが酩酊、酒を飲んでいての診察だったわけなのです。それは、齋藤法務大臣自身、2月の末にはもう知っていたわけなのですけれども、3月7日にこの修正案を出してきているということで、こういう実態、もう普通ではないですよ。外国人だから酒酔いでも診察をさせていたということでもありますから、こういう差別状態をやはり我々は許してはいけないというふうに強く思います。酩酊状態で診察なんかされたらたまりませんよ。そういったことを何の疑いもなく本日の委員会、明日参院本会議で通ろうとしていることでもありますので、これは許せないというふうに私は強く申し上げて、意見書を朗読したいと思います。

#### 入管法改正は抜本的な改正を求める意見書

「出入国管理及び難民認定法」の改正案が衆議院を通過しましたが、しかしなお外国人の人権問題改善という国内外の要請に応える内容にはなっていない。それは国際法上の難民を難民と認めず、外国人を恣意的に拘禁するなど、抜本的な改正となっていないからだ。

改正案には入管庁作成の「難民該当性判断の手引」を踏まえ、難民認定を適正に判断すると言う。しかし、入管庁の難民審査は、申請者に詳細な主張立証を求め、民主化運動のリーダー格でなければ「迫害されるおそれ」を認めないなど極めて限定的である。また衆議院の参考人質疑では出身国情報の把握の弱さも指摘された。

難民等の要保護性を判断する難民審査と、不正調査や収容・送還を主な業務とする入国審査を同じ組織の下で行うことは、構造的な矛盾でもある。改正案では難民認定の適正化はできず、強制送還ありきでは国際人権法違反にも当たる。

入管庁から難民行政を切り離し、法務省の外局として独立した難民等保護委員会を新設することが必要だ。保護すべき対象を、条約難民、補完的保護対象者、無国籍者とし、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の見解を踏まえ定義し、難民等保護委員会規則で定め、外国人の保護を図る視点が欠かせない。

2007年以降少なくとも、18人が収容中に亡くなっている。このうち名古屋入管ではスリランカ人ウィシュマ・サンダマリさんの死亡事件が起きている。真相究明を拒む入管に命や尊厳を預けることはできない。

よって嵐山町議会は、現行入管法の微修正に終わっている改正案では、外国人の人権侵害は改善していないため、改正案を廃案にし、抜本的改正を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理、法務の両大臣であります。

以上です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第6号 入管法改正は抜本的な改正を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

執行部が再入場しますので、そのまま待機願います。

---

#### ◎町長挨拶

○森 一人議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、令和5年第2回定例会の閉会に当たりまして一言御礼の挨拶を申し上げます。

今定例会は6月1日に開会され、6月8日の本日まで8日間にわたり、極めてご熱心なご審議を賜り、提出いたしました令和5年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご承認を賜り、誠にありがとうございました。また、固定資産評価審査委員の選任につきましてもご同意を賜り、重ねて御礼申し上げます。議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する所存であります。

さて、千年の苑ラベンダー園では、明日6月9日よりらんざんラベンダーまつりが開催となります。連日多くのお客様から電話でのお問合せをいただいている状況であり、開催に当たりご尽力いただきました関係者の皆様に御礼申し上げますとともに、このらんざんラベンダーまつりが成功い

たしますよう、議員各位のご協力を切にお願いする次第であります。

さて、本日関東地方は梅雨入りしたとのことでございます。議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、さらなるご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

---

#### ◎議長挨拶

○森 一人議長 次に、本職からも第2回嵐山町議会定例会を閉会するに当たり一言挨拶を申し上げます。

6月1日に開会いたしました本定例会も無事に会期を終えることができました。議案に対し真摯に議論を尽くしてこられました議員の皆様のご労苦に衷心より敬意を表します。また、佐久間町長をはじめとする執行部の皆様、職員の皆様にも議会運営に際し特段のご理解、ご配慮を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

結びになりますが、嵐山町の限りない発展と明日6月9日から始まるラベンダーまつりの大成功をご祈念し、私からの挨拶といたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○森 一人議長 これにて令和5年第2回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時37分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員